

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月31日
【計算期間】	第22期（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
【ファンド名】	シュローダー・セクション （Schroder Selection）
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ） エス・エイ （Schroder Investment Management (Europe) S.A.）
【代表者の役職氏名】	取締役 ヴァネッサ・グルーエンクレー （Vanessa Grueneklee） 取締役 マイク・ソマー （Mike Sommer）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ 通り5番 （5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝158.18円、1豪ドル＝98.50円および1ユーロ＝164.92円）による。以下、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建て、円建て、豪ドル建てまたはユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で会計年度とは毎年10月1日に始まり翌年の9月30日に終了する1年を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの形態

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるシュローダー・セレクション（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス、ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ、ユーロ・シリーズ ユーロ・ピアン・サステナブル、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド、ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ、ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド、グローバル・シリーズ イールド・エクイティ、グローバル・シリーズ コモディティおよびグローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの12本のサブ・ファンドだけがファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間で締結された約款にしたがってファンドの共有所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用されるアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年法のパート の規定により規制される投資信託およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第1条第39項に規定されるオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。ファンドのサブ・ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また、約款に基づき、受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社を買戻すという仕組みになっている。

管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。ファンドは、さらに、各サブ・ファンドについて数種のクラス受益証券を発行することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

b．サブ・ファンドの目的および基本的性格

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/EC（改正済）（以下「EU指令2009/65/EC」という。）および2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート I に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのクラス I 受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラス I 受益証券にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターンのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・トータル・リターンのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・BIC（ブラジル・インド・中国）のクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールドのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドのクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ コモディティの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティのクラスI 受益証券に投資することにより、元本の成長を追求することである。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパートIに基づきUCITSとして

の資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスのクラス 受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年以上にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態をとっている。

（２）【ファンドの沿革】

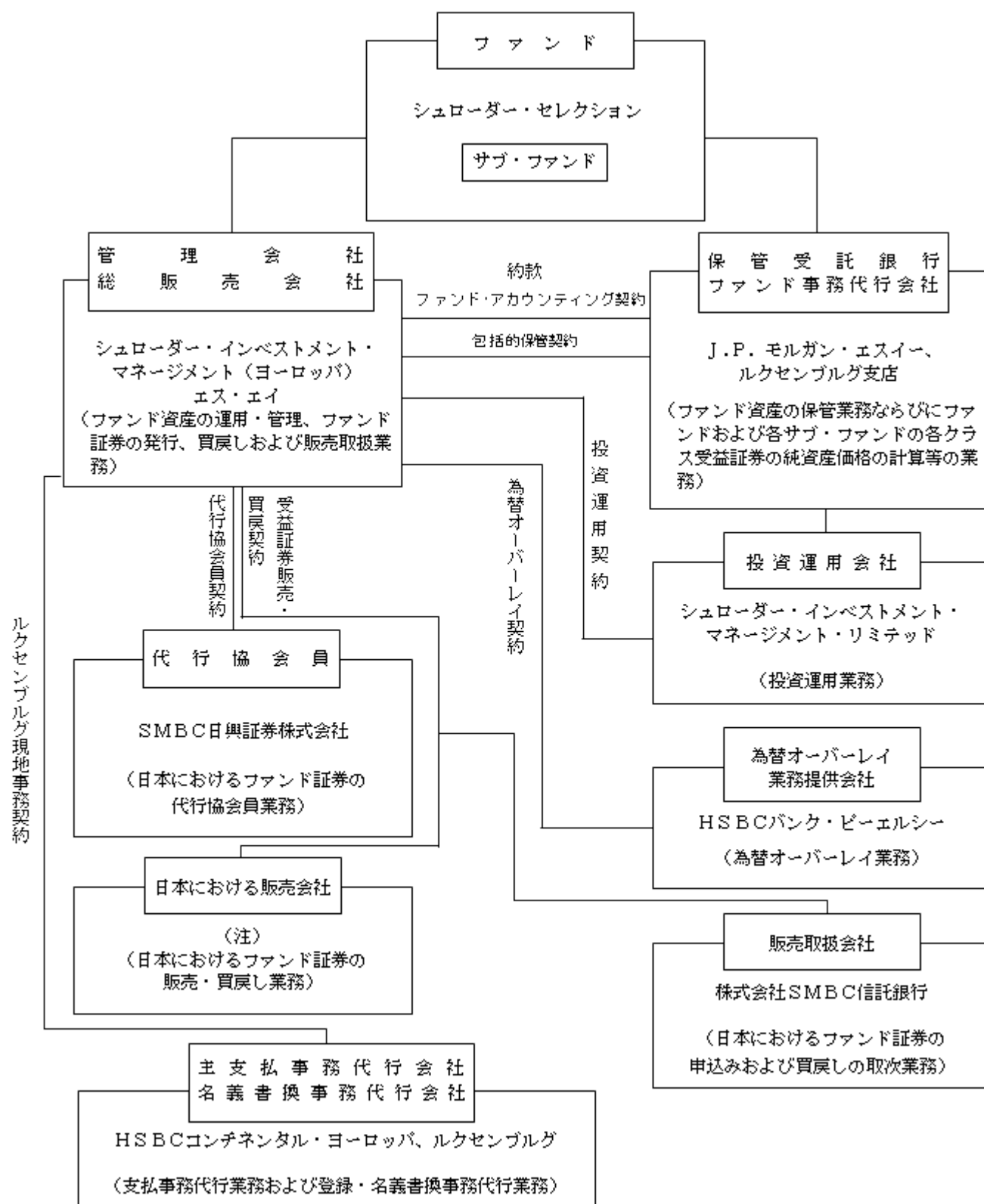
- 1991年 8 月23日 管理会社の設立
- 2002年11月 7 日 ファンド約款締結（2002年12月 2 日効力発生）
- 2002年12月20日 ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）
- 2004年 4 月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（ただし、クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券を除く。）、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティの各サブ・ファンドの運用開始（設定日）
- 2004年11月30日 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（ただし、クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券を含む。）の運用開始（ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の設定日）
- 2005年 9 月30日 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」）（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を除く。）の運用開始（設定日）
- 2005年10月25日 ファンド改訂約款締結（2005年11月 4 日効力発生）
- 2006年 7 月31日 ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ（旧「ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ」）およびグローバル・シリーズ イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券を除く。）の各サブ・ファンドの運用開始（設定日）
- 2008年 6 月16日 ファンド改訂約款締結（2008年 7 月 1 日効力発生）
- 2008年 7 月 1 日 管理会社の変更
- 2009年 5 月28日 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を除く。）の運用開始（設定日）
- 2010年 2 月22日 ファンド改訂約款締結（2010年 3 月13日効力発生）
- 2010年 3 月31日 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（ただし、クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券を含む。）、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（ただし、毎月分配型受益証券を含む。）ならびにグローバル・シリーズ コモディティの各サブ・ファンドの運用開始（グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券ならびにグローバル・シリーズ コモディティの設定日）
- 2011年10月20日 ファンド改訂約款締結（2011年10月28日効力発生）

- 2013年 7 月 1 日 ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンドの名称を「グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション」に変更
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券を含む。）の運用開始（グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションのクラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の設定日）
- 2014年 7 月17日 ファンドの改訂約款締結（2014年 7 月17日効力発生）
- 2016年 2 月25日 ファンドの改訂約款締結（2016年 3 月15日効力発生）
- 2016年 4 月12日 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル（旧「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティ」）の運用開始（設定日）
- 2021年 3 月31日 ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・オポチュニティの名称を「ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル」に変更
- 2022年 3 月16日 ファンドの改訂約款締結（2022年 3 月31日効力発生）
- 2023年 6 月30日 ニューマーケット・シリーズ B R I C ・エクイティの名称を「ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

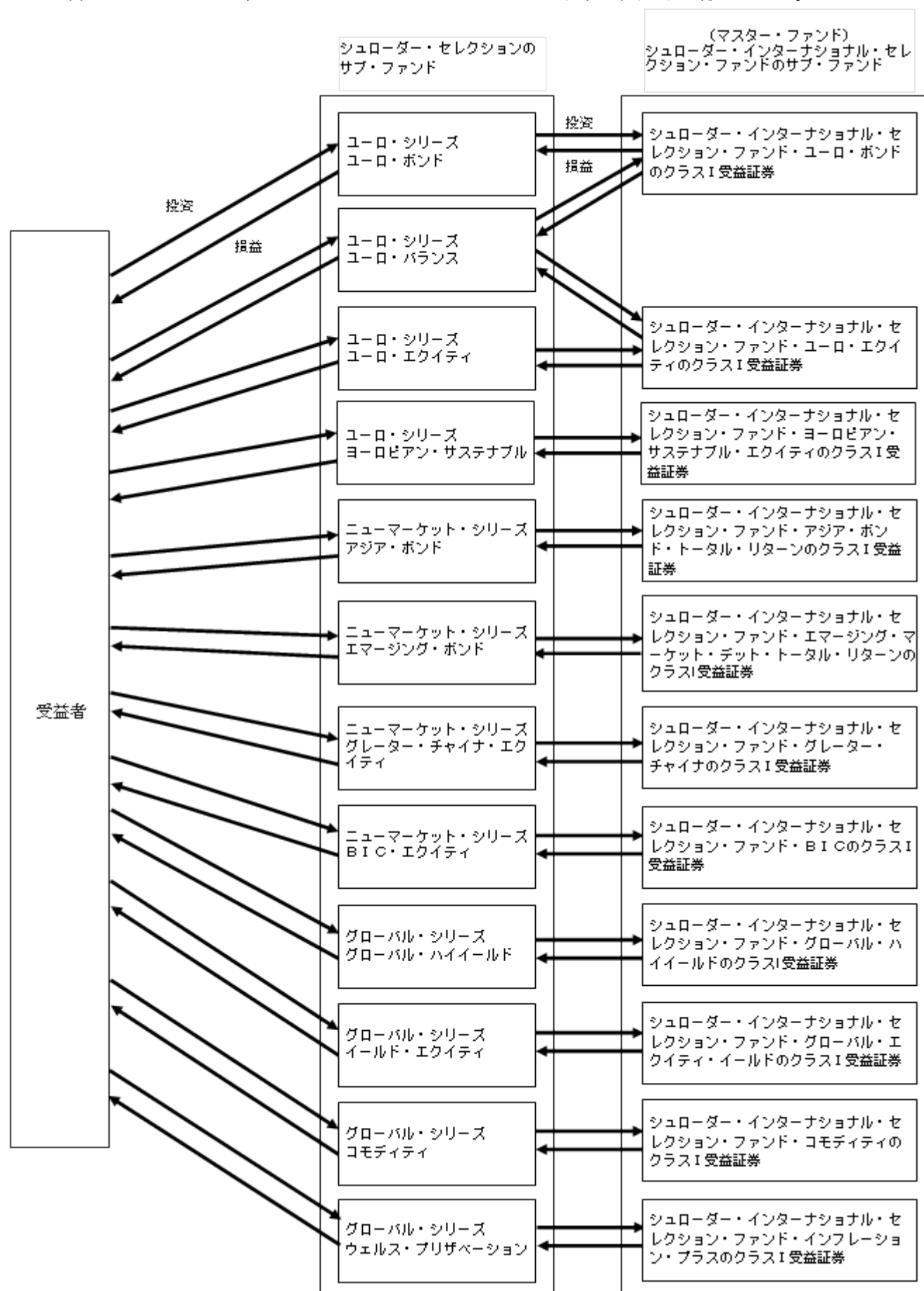
ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



(注) 日本における販売会社に関しては、後記「第二部 特別情報、第2 その他の関係法人の概況」を参照のこと。なお、すべての日本における販売会社は、販売取扱会社である株式会社SMB C信託銀行と受益証券販売・買戻し契約を締結するものではない。

各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ (Schroder Investment Management (Europe) S.A.)	管理会社 総販売会社	2002年11月7日付で保管受託銀行との間でファンド約款（2016年2月25日および2022年3月16日改正済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店 (J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 ファンド事務代行会社	2002年11月7日付で管理会社および投資運用会社との間で包括的保管契約（2008年7月1日および2014年7月2日改正済）（注1）を締結。2003年1月8日付で管理会社との間でファンド・アカウンティング契約（2008年7月1日改正済）（注2）を締結。ファンド資産の保管業務、ファンド証券の純資産価格の計算、ファンドに関する事務代行業務について規定している。
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (Schroder Investment Management Limited)	投資運用会社	2008年7月1日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。
H S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ (HSBC Continental Europe, Luxembourg)	主支払事務代行会社 名義書換事務代行会社	2019年7月1日付で管理会社との間でルクセンブルグ現地事務契約（注4）を締結。登録・名義書換事務代行業務について規定している。ルクセンブルグ現地事務契約は、シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B C バンク・ピーエルシー間で2019年4月1日付で締結されたグローバル名義書換事務代行契約（注5）に基づいている。
H S B C バンク・ピーエルシー (HSBC Bank Plc)	為替オーバーレイ業務 提供会社	2019年3月4日付で管理会社との間で為替オーバーレイ契約（注6）を締結。為替オーバーレイ業務提供会社による為替取引の設定および執行業務について規定している。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2010年2月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注7）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
日本における販売会社（注9）		管理会社および販売取扱会社（もしあれば）との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注8）を締結。日本における受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）包括的保管契約とは、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）ファンド・アカウンティング契約とは、ファンドによって任命されたJ.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店が一定のファンド・アカウンティング・サービスを提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）ルクセンブルグ現地事務契約とは、管理会社によって任命されたH S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグが支払事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

（注5）グローバル名義書換事務代行契約はシュローダーのグループ会社とH S B C のグループ会社間で締結される現地事務について定めた契約である。シュローダー・アドミニストレーション・リミテッドおよびH S B C バンク・ピーエルシーは、それぞれ、管理会社およびH S B C コンチネンタル・ヨーロッパの最終親会社である。

（注6）為替オーバーレイ契約とは、管理会社によって任命されたH S B C バンク・ピーエルシーがファンドに対して為替オーバーレイ業務を提供することを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注８）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

（注９）後記「第二部 特別情報、第２ その他の関係法人の概況」を参照のこと。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年 8 月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年 8 月23日に株式会社として設立された。管理会社は、(a) 2010年法第15章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供しており、さらに (b) 2013年法に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としても認可されている。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ通り 5 番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1) EU指令2009/65/ECに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第(2)項および別紙 に基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他の投資信託（以下「UCI」という。）の更なる運用。
- 2) 2013年法第5条第(2)項および別紙 に基づく、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年 6 月 8 日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）向けの運用、管理、販売活動業務およびAIFの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、(a) 顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、(b) 2010年法第101条第(3)項および2013年法第5条第(4)項の投資助言業務および(c) 2013年法第5条第(4)項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および/または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有用および/もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、ファンドの管理会社およびAIFMとして、ファンドに関するポートフォリオ運用およびリスク管理、中央管理事務、受益者登録、取引ならびに販売促進機能について責任を負う。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約24億1,259万円）で、2024年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

（ ）会社の沿革

1991年 8 月23日 設立

2018年 6 月27日 「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に社名変更

（ ）大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー （Schroder International Finance BV）	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 （1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom）	16,477株	87.96%
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド （Schroder Investment Management Limited）	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1 （1 London Wall Place London, EC2Y 5AU United Kingdom）	2,256株	12.04%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の告示等の規則に従っている。

（ ）準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

2010年法

2010年法は、E U指令2009 / 65 / E Cの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

1) 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社

パート U C I T Sおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2) 欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート U C I T S」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他の加盟国（2010年法において定義される。）において、適用あるE U指令が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

3) 2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート U C I T Sとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A . 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B . 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

2013年法

1) 2013年法は、A I F Mを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ピークル（A I F）にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年法は、A I F M Dを施行し、とりわけ、()2010年法、()特別投資ファンド（S I F）に関するルクセンブルグ法および()リスクキャピタル投資会社（S I C A R）に関するルクセンブルグ法を修正し、A I F M Dから生じるかかる法律の「商品」要件を反映した。

2) 2013年法は、

()投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

()E U指令2009 / 65 / E Cに従った承認を要しない（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しない）投資コンパートメントを含む投資信託としてA I Fを定義する。

3) 2013年法は、A I Fの販売に関する規定も含んでいる。A I F Mが2013年法に基づき権限を付与された場合、当該A I F Mは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、A I Fの投資証券または受益証券を他のE U加盟国で販売することができる。

適用法および管轄

約款は、ルクセンブルグの法律に準拠しており、受益者、管理会社および保管受託銀行間に生じた紛争は、ルクセンブルグの地方裁判所の管轄権に服する。

申込書類は、受益者のファンドへの投資またはこれに類似の方法に起因もしくは関連して発生するあらゆる紛争または請求の解決について、ルクセンブルグの裁判所の専属的管轄権に服する。

民事および商事事件に係る管轄ならびに判決の承認および執行に関する2012年12月12日付欧州議会および理事会規則（E U）1215 / 2012に従い、欧州連合加盟国において下された判決は、原則として（規則（E U）1215 / 2012に一部例外が規定されている。）、同判決が当該加盟国において執行可能である場合、特別手続を要することなく、他の欧州連合加盟国において承認され、また、執行可能の宣言を要することなく、他の欧州連合加盟国において執行可能である。

前述に関わらず、管理会社および保管受託銀行は、自らおよびファンドにつき、ファンドの受益証券が募集および販売される国の居住者である投資者による請求に関しては、当該国の裁判管轄権に、ならびに当該国の居住者である受益者による申込みおよび買戻しに関連する事項に関しては、当該国の法律に服することができる。

管理会社または保管受託銀行に対する受益者の請求は、当該請求を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

（5）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（ ）C S S Fに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S Fに提出しなければならない。

さらに、後記「（6） 監督官庁の概要（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人（réviseur d'entreprises agréé）により監査され、C S S Fに提出されなければならない。ファンドの公認監査人は、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル（KPMG Audit S.à r.l.）である。さらに、ファンドは、C S S FのC S S F告示15 / 627に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

（ ）受益者に対する開示

受益者は、ファンドの年次財務報告書（監査済）および半期財務報告書（未監査）を管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手することができる。

受益証券の日々の純資産価格、サブ・ファンドの過去のパフォーマンス、受益証券の発行価格および買戻価格ならびにその評価の停止を含む、ファンドに関して公表されるべきその他の金融情報

は、管理会社のウェブサイト上で、および要求に応じてその登記上の事務所において公衆縦覧される。

受益者は、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、ファンドの監査人または管理会社により随時選任される管理会社の他の業務提供会社に対し、何らの直接的な契約上の権利を有しないものとする。2010年法および2013年法に従い、保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を介して生ずるものとする。管理会社が、保管受託銀行の受益者に対する責任について記載した受益者からの書面通知にもかかわらず、これを受益者から受領してから翌3か月以内に是正行為を怠った場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接的に生じさせることができる。

A I F M D、2012年12月19日付欧州委員会委任規則231 / 2013（以下「A I F M規則」という。）および2013年法ならびにこれらに関連して発布される欧州またはルクセンブルグの規制ガイドライン（以下「A I F M関連規則」という。）により要求される場合および該当する場合、ファンドの年次および半期報告書の開示により以下の情報が受益者に対して定期的に提供され、またはその重要性から判断された場合には、受益者に別途通知される。

- ・流動性不足の性質に起因する特別の契約に従うサブ・ファンドの資産の比率
- ・サブ・ファンドの流動性の管理を目的とする新規の契約（特別の契約であるか否かを問わない。）（A I F M D第16条第（1）項に言及され、かつ、A I F M規則第106条第（1）項に従い重大とされる、後記「3 投資リスク リスクに対する管理体制」の項の「流動性リスク管理」に明記される流動性管理システムおよび手順への変更を含む。）
- ・サブ・ファンドの現在のリスク特性および管理会社がかかるリスクを管理するために用いるリスク管理システム
- ・レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または何らかの保証を再利用する権利ならびに管理会社がサブ・ファンドのために用いることのできるレバレッジの最大レベルの変更
- ・サブ・ファンドが用いるレバレッジの合計額

管理会社がゲート、サイド・ポケットもしくは類似の特別の契約を発動した場合または管理会社が買戻しの停止を決定した場合、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の決定の停止」の項に記載されるところに従い、これにより影響を受ける受益者に直ちに通知を行うものとする。責任からの解放に関して保管受託銀行との間で合意した責任契約への何らかの変更もまた、適用ある法令により要求される範囲において、かつ、これに従って受益者に対して遅滞なく通知されるものとする。

管理会社はまた、要求に応じ、（ ）利益相反に関し、関連するすべての情報（2013年法別紙に記載される職務の委任に起因して生じることがある利益相反または2013年法第13条第1項および第13条第2項に基づき投資家に伝達されるべき利益相反の記述等）、（ ）サブ・ファンドが毎年支払う報酬の最大限度額、（ ）2013年法上の業務に起因して生じる潜在的な責任リスクを補填するために選択された方法、（ ）担保および資産の再利用（レバレッジ契約に基づき差し入れられる担保または保証を再利用する権利を含む。）に関する契約、（ ）一定の受益者に付与される優遇措置に関する情報、ならびに（ ）各サブ・ファンドのリスク特性を含む、2013年法に基づき投資家に提供されるべきすべての情報を、自らの登記上の事務所において縦覧に供する。保管受託銀行が利用する副保管受託銀行の一覧は、受領次第管理会社の登記上の事務所において縦覧に供される。

なお、約款の全文（その変更を含む。）はルクセンブルグの商業および法人登録機関または管理会社の登記上の事務所において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付される。必要とみなされる場合、またはルクセンブルグの法律で求められる場合は、ルクセンブルグのルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「R E S A」という。）および新聞一紙に公告される。

（ ）S F D Rおよびタクソノミー（注）

サブ・ファンドは、環境または社会的特性を推進せず、持続可能な投資をその目的としていない。

主な悪影響に関する留意事項

S F D Rの目的上、本書の日付現在、サブ・ファンドの投資方針は環境および／または社会的特性を推進するものではないため、サブ・ファンドはサステナビリティ要因を主な悪影響とみなしていない。ただし、今後見直される可能性がある。

タクソノミー

タクソノミーの目的上、サブ・ファンドの投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。

（注）S F D Rとは、金融サービス・セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019/2088をいう（以下「規則（EU）2019/2088」ということがある。）。また、タクソノミーとは、持続可能な投資を促進するための体制の整備に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852をいう（以下「規則（EU）2020/852」ということがある。）。以下同じ。

日本における開示

（ ）監督官庁に対する開示

1）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

2）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合またはファンドが他の信託と併合しようとする場合には、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。かかる書面による通知には変更の内容および理由ならびに変更に関する情報を記載しなければならない。かかる通知は当該変更の2週間前までに発しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

（ ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての規制される投資信託は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

ＥＵ加盟国の監督官庁により認可されているＵＣＩＴＳは、ＥＵ指令2009／65／ＥＣ（改正済）の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたＵＣＩＴＳは、ルクセンブルグの金融機関をＵＣＩＴＳの支払代理人として任命し、ＵＣＩＴＳ所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきＣＳＳＦに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。ＵＣＩＴＳ所在国の所轄官庁からＣＳＳＦに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該ＵＣＩＴＳはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、受益証券はＥＵ加盟国において公衆に対して販売されない。よって、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品（以下「PRIIPs」という。）の重要情報文書（以下「KID」という。）に関するＥＵ規則1286／2014に規定のPRIIPs KIDは、発行されない。

ファンドは、2010年法第88 - 1条に基づき、AIFM関連規則ならびにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づくオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する。

外国法に準拠して設立され、運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから一般投資家に対して販売するためには、投資家の保護を確保するために、設立国において、法律に定められた監督官庁による恒久的監督に服していなければならない。さらに、当該投資信託は、2010年法に規定されるものと同等とＣＳＳＦが思料する監督に服していなければならない。

ルクセンブルグにおける適格機関投資家に対するＥＵおよびＥＵ圏外のオルタナティブ投資ファンドの販売は、AIFM関連規則に規定される適用ある条項、さらにAIFM関連規則を施行するルクセンブルグの法規制に基づき行われる。

（ ）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、告示を遵守しない場合、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、管理会社の役員または取締役がＣＳＳＦにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、投資信託がルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（ ）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他特定の書類（要求される場合）は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは、書類が適用ある法律、規則、ＣＳＳＦ告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければならない。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに報告する義務を負う。公認監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

各サブ・ファンドの名称、投資目的および投資方針は、サブ・ファンドについての本書別紙に記載されている。

ファンドの基準通貨以外のすべての通貨建てクラスについては、「ヘッジなし」と特に明記されていない限り、管理会社は、サブ・ファンドの通貨に関連する当該クラス受益証券の通貨をヘッジする能力を有する。

ヘッジが行われた場合、当該ヘッジの効果は純資産価格に反映される。当該ヘッジ取引により生じた費用（上限0.03%のヘッジ手数料を含む。）は、その費用が発生したクラスの受益証券により負担される。

サブ・ファンドの通貨の価値が、関連するクラス受益証券の通貨に比べて下落または上昇し、ヘッジ取引が行われることができ、また、当該クラス受益証券に比べてサブ・ファンドの通貨の価値が下落した場合には当該クラス受益証券の投資者を十分に保護することができるが、サブ・ファンドの通貨の価値が上昇した場合には利益を得ることを妨げることがある点に留意する必要がある。

更に、サブ・ファンドのマスター・ファンドの投資運用会社が、マスター・ファンドの投資資産の通貨に対してマスター・ファンドの通貨をヘッジすることがある。

通貨ヘッジの活用によりクラス受益証券の為替変動を完全に排除することが保証されるものではない。

管理会社は、本書に記載される通貨およびヘッジ方針に関連する活動の一部またはすべてを、管理会社の為替オーバーレイ業務提供会社としてのHSBCバンク・ピーエルシーに委託する。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および／または投資方針の重大な変更は、少なくともCSSFから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で本書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買い戻し手数料を支払うことなく買い戻すことのできるよう、かかる重大な変更が有効となる１か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該１か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

（２）【投資対象】

本書効力発生日に存在するすべてのサブ・ファンドは、主としてその純資産額を、本書別紙に詳述される通り、ルクセンブルグのアンブレラ型投資信託である譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに投資する。サブ・ファンドを追加して設定する場合、投資方針および適用ある投資制限は、各サブ・ファンドについての本書別紙に記載される。

サブ・ファンドは、本書効力発生日現在、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015 / 2365（以下「SFT規則」という。）により規定される取引の実行を、現時点では予定していない。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンドに関し、その関連会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（以下、その関連会社と併せて「シュローダー」または「シュローダー・グループ」ということがある。）を投資運用会社を選任し、ファンドの投資運用業務を委託している。

シュローダー・グループは、長年にわたり資産運用業務に従事してきた。その豊富な経験と実績、そして世界的なネットワークを活用し、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ投資など、多様な資産クラスを運用している。

シュローダー・グループは、ヨーロッパ、アメリカ、日本、その他アジア、中東をはじめ、世界の主要都市に運用拠点を据えている。運用拠点では、運用スペシャリストであるリサーチ・アナリストが現地の企業を訪問するなど、徹底した調査および分析を遂行している。こうした情報は、世界各地の他の運用拠点との間で共有され、リサーチ・アナリストとファンドマネジャーとが密接に連携するグローバル体制のもと、運用に活用している。運用にあたるシュローダーのスペシャリストであるファンドマネジャーは、豊富な業界経験を有している。

運用にあたっては、以下の体制（シュローダー・グループ全体での運用体制を示している。）で臨む。

[シュローダー・グループ各運用拠点]

株式運用

グローバル株式
エマージング株式
アジア(除く日本)株式
日本株式
欧州株式
米国株式
計量株式運用 他

企業リサーチ

債券運用

グローバル債券
米国債券
欧州債券
アジア債券
新興国債券ベンチマーク型
新興国債券絶対収益型
転換社債
保険リンク証券 他

経済分析

クレジットリサーチ

マルチアセット運用

ポートフォリオソリューション

オルタナティブ運用

コモディティ
不動産 他

（４）【分配方針】

管理会社は、関連する別紙に詳述される通り、分配型および元本成長型の受益証券を発行することができる。元本成長型受益証券に関して、分配は行われませんが、帰属すべき純利益は、受益証券の増加する価値に反映される。管理会社は、各サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの別紙において決定される分配金を宣言することができる。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低金額を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、各サブ・ファンドに帰属する。

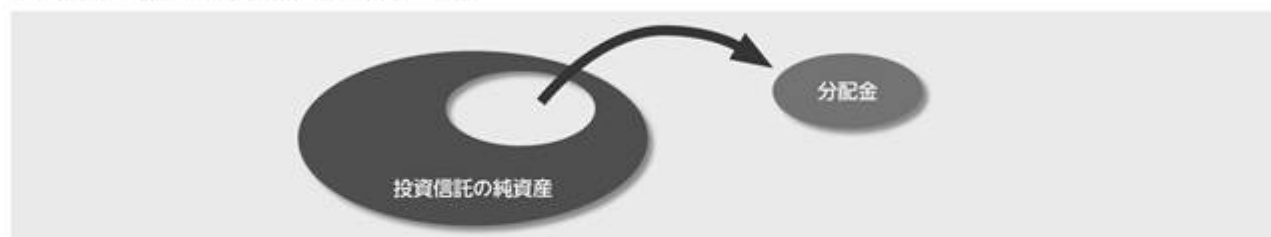
前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

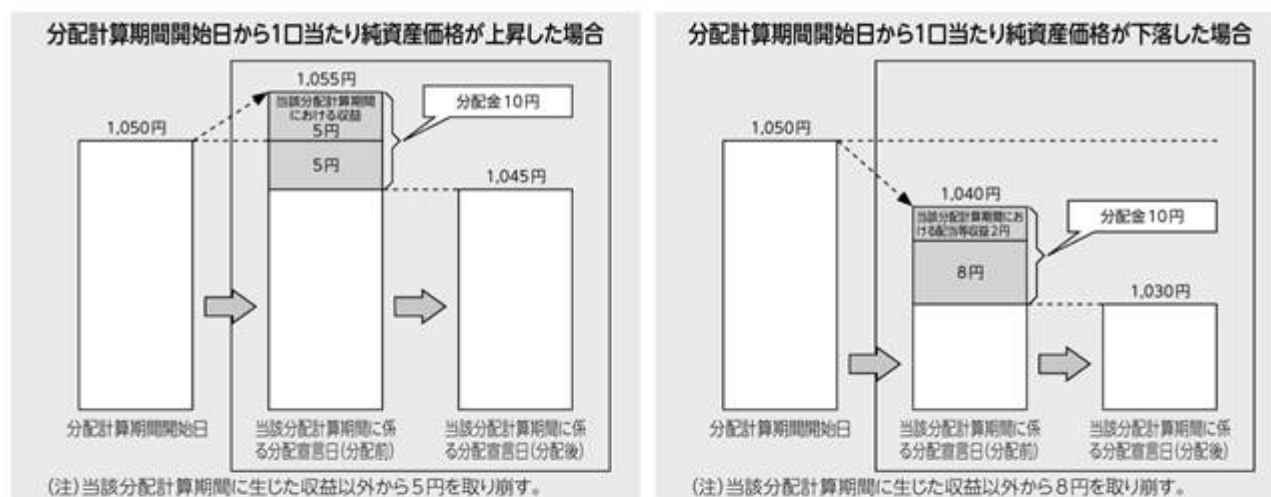
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

＜投資信託で分配金が支払われるイメージ＞



- 分配金は、分配が宣言される日(以下「分配宣言日」という。)の翌日(以下「分配計算期間開始日」という。)から次の分配宣言日までの期間(以下「分配計算期間」という。)に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、当該分配計算期間に係る分配宣言日(分配後)における1口当たり純資産価格は、分配計算期間開始日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

＜分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(分配金が円貨で支払われる場合)＞



※分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づき支払われる。分配方針については、本書の「分配方針」を参照のこと。

※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意のこと。

- 投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合においても、投資元本の一部払戻しに相当する部分を含め、分配金はすべて課税対象となる。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。



(注) 分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」を参照のこと。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドの受益証券の取得により、各受益者は、ファンドの約款が受益者、管理会社、保管受託銀行間の関係を規定するものであることを承諾し、全面的に受諾する。

保管受託銀行の承認を条件として、約款は、全体または一部分をいつでも変更することができる。

変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告がR E S Aに掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

管理会社は、管理会社が通貨リスクをヘッジする目的で下記の場合にスワップ契約や為替予約を締結するか、通貨のコール・オプションを発行したり、プット・オプションを買い付けたりする場合を除いて、サブ・ファンドのために為替予約を取得または取引してはならない。

a) かかる取引が、定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある市場で取引される契約にのみ関わる場合。ただし、管理会社は、かかる種類の取引を専門とする高格付の金融機関との直接的合意に基づき通貨または為替の先物売りをサブ・ファンドのために行うこともできる。

b) ある通貨建てでサブ・ファンドのために行われる取引は、原則として、当該通貨建ての当該サブ・ファンドの資産総額の評価額を超えてはならず、また当該資産の保有期間を超えてはならない。管理会社は、コストが当該サブ・ファンドにとってより有利である場合には（同一の取引相手を通して行われる）相対取引により当該通貨を各サブ・ファンドのために買い付けることができる。

通貨の先物契約取引、オプション取引およびスワップ取引に係る約定合計額は、これら契約の該当通貨でサブ・ファンドが保有しヘッジされる資産の推定市場価格総額の100%を超えてはならない。

為替ヘッジされるクラスの受益証券のための通貨ヘッジ取引（および特に通貨先渡取引）に関して受領された担保は、サブ・ファンドの適用ある投資方針および投資制限に従い再投資することができる。

日本証券業協会の選別基準に従って、以下の投資制限を遵守する。

1) サブ・ファンドは、有価証券の空売りを行うことができない。

2) サブ・ファンドは、その純資産額の最大10%相当の金額を一時的に借り入れることができる。

ただし、借入れは、投資目的で行うことができない。

3) 管理会社が運用を行うすべての投資信託のサブ・ファンドにおいて、いずれか一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することができない。

かかる料率は、当該株式買付時点基準または当該株式の時価基準で計算される。

4) ファンドは、私募株式、非上場株式、不動産等の流動性に欠ける資産に投資を行うことができない。

5) 管理会社が管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

管理会社は、各サブ・ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態を是正する当該サブ・ファンドのための売却取引を、優先して行わなければならない。

管理会社は、各サブ・ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、サブ・ファンドに代わり、当該サブ・ファンドについての別紙に記載される追加の投資制限を課すことができる。

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない更なる投資制限を随時課すことができる。

3【投資リスク】

リスク要因

以下の記載は、投資者に対し、譲渡性がある証券および金融商品への投資および取引に伴う不確実性およびリスクを伝えることを企図している。投資者は、受益証券の価格およびそのインカム収益は上昇する場合もあるが、下落するおそれもあり、受益者が投資額全額を回収することができないおそれがあることに留意すべきである。

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合がある。

() 主な投資リスク

1．投資に関わる一般的なリスク

個々のサブ・ファンドがそれぞれの投資目的を達成するという保証はない。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、当初投資した全額を回収できないことがある。

2．信用リスク

企業の信用格付の低下は、その証券の価格に影響を与え、キャピタルロスの原因となる場合がある。債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

3．外国為替リスク

外国通貨建てのファンドについては、日本円と外国通貨の間の外国為替レートの変動により証券が値下がりするリスクがある。1口当たり純資産価格は原通貨で計算されるため、原通貨による価格が購入価格を維持している場合であっても、外国為替レートの変動により、日本円建ての価格は購入価格を下回る場合がある。

4．金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデュレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。

投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

5．カンントリー・リスク

海外の金融・証券市場への投資に付随するリスクである。各国・地域の政治、経済または社会情勢の変化の結果、金融・証券市場がより変動しやすくなり、純資産価格が投資元本を割り込むリスクが増加する場合がある。

6．低格付、高利回り債券への投資

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性の大きさを反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

7．資金流出に伴う純資産価格の変動リスク

証券の売却は、しばしば当該証券の価格を変動させ、受益証券の価格に不利に影響する場合がある。価格変動のリスクは、ボラティリティーの高い市場において流動性の低い証券を大量に売却する場合に、より高くなる。

8．先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うリスク

先物取引は、高レベルのリスクをもたらす。当初の証拠金の額が先物契約の価格に比して少額であるために、取引には「レバレッジ」がかけられる。比較的小さな市場の変動が、レバレッジに応じて取引に大きな影響をもたらす、投資者に対し有利にも不利にも作用する可能性がある。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなり、当該指示の効力が生じない場合がある。

オプションの取引はまた、高度のリスクを伴う。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。売り手の受領するプレミアムは固定されているが、売り手はその額を優に超える損失を被るおそれがある。

9．コモディティに関するリスク

商品取引を源泉とする投資対象は、政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合や、テロ行為その他犯罪活動により商品の供給体制が影響を受ける場合など、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。

また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性がある。

10．ストック・コネクト制度に関するリスク

ストック・コネクト（後記「別紙 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト」に定義する。）の規則は変更される可能性があり、かかる変更が遡及的効力をもたらす場合がある。また、ストック・コネクトには取引額に制限がある。ストック・コネクトを通じた取引が停止された場合、マスター・ファンドによる中国A株（後記「別紙 3．投資目的（注3）」に定義する。）への投資やストック・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼす。このような場合には、マスター・ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性がある。

11．ハイテク新興市場（スターボードおよびチャイネクスト）への投資に関するリスク

スターボードやチャイネクスト（後記「別紙 3．投資目的（注4）」に定義する。）への投資により、重大な損失を被る可能性がある。これらの市場に上場している企業は事業規模が小さい新興企業のため、流動性や株価変動性、回転率が大きく、より大きなリスクがある。また、株価は過大評価され、持続しない可能性があり、流通株式が少ないため株価操作される可能性がある。企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は厳格でなく、上場廃止となるリスクもあり、上場銘柄数が限られているため、少数銘柄へ投資が集中するリスクがある。

12．ボンド・コネクト制度に関するリスク

ボンド・コネクト（後記「別紙 3．投資目的（注1）」に定義する。）の規則が変更された場合には遡及的効力をもたらす場合がある。中国本土の金融当局が中国インターバンク債券市場（以下「CIBM」という。）における口座開設や取引を停止した場合には、マスター・ファンドによるCIBMへのアクセスが困難となり、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。また、中国国外の適格機関投資家がボンド・コネクトを通じてCIBMに投資する際の所得税その他の税金に関する、中国本土の税務当局による明文化された規定はない。

() その他の投資リスク

小型および超小型証券に関するリスク

小型または超小型企業への投資を行うサブ・ファンドは、他のサブ・ファンドよりも価格が変動するおそれがある。小型または超小型企業の発行証券は、特に市場が下落傾向にある間、流動性の低下ならびに短期の価格ボラティリティーおよび取引価格間的大幅な差が生じるおそれがある。このため、小型および超小型企業への投資は大型企業への投資に比してより大きなリスクを伴うことがある。

決済リスクおよびカウンターパーティー・リスク

市場によっては、受渡しについて、カウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを完全に消滅させるための担保手段が存在しない。証券または売却手取金（場合による）の受領の前に、売買代金の支払または売却による引渡しを行うことが必要となる。

利益相反のリスク

投資運用会社および管理会社は、投資運用会社または管理会社が、直接または間接に、投資運用会社のファンドに対する義務に潜在的な利益相反をもたらさうする利益を有している取引を行うことがある。投資運用会社も管理会社も、ファンドに対して、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して生じる、または受領する、利益、手数料または報酬に関して、ファンドに対して説明する責任を負わない。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も排除されない。

投資運用会社は、潜在的なコンフリクトが存在しなかった場合と比べ、ファンドにとって著しく不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または義務のコンフリクトは、投資運用会社または管理会社がファンドに直接または間接に投資しうることから生じる。

先物およびオプション等の派生商品への投資・利用に伴うその他のリスク

一定の条件のもとで、個々のサブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、証券、指標および金利のオプションまたは先物を用いる場合がある。また、必要な場合には、個々のサブ・ファンドは市場および為替リスクをヘッジするために、先物、オプションまたは為替予約を用いる場合がある。効率的なポートフォリオ運用を容易にし、パフォーマンスをベンチマークにより連動させるため、個々のサブ・ファンドは、ヘッジ以外の目的で、デリバティブ商品に投資する場合がある。

売り手はまた、買い手がオプションを行使し、売り手がオプションを現金により決済するか原資産を取得または交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産に対する対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを持つ売り手により「カバー」されている場合には、リスクは軽減される。

特定業種への投資に伴うリスク

特定のセクターまたは産業への集中投資は、異なる経済セクターおよび産業をカバーするより広範囲の証券への投資に比べ、より大きなリスクおよび高いボラティリティを生じることがある。

企業の会計報告に伴うリスク

会計報告書が国際的標準に従って公表された場合であっても、正確な情報が記載されていないことがある。会計の誤謬は、それが発生した場合、その会社の証券の価格の急落をもたらすと同時に、市場における信用の一般的下落を招くおそれがある。

法的環境の変化に伴うリスク

政令および法律の制定および施行は、しばしば、特に税金関連の事項に関して、不確実である場合がある。法律は、遡求的に制定される場合があり、または、公衆が一般的に活用可能な形式ではなく内部規則の形式で制定される場合がある。投資者が発生した損害の全額の賠償を受けるか、またはそもそも賠償を受けられるかについては、何らの確実性もない。法的制度を通じた償還には、長期間を要する場合がある。

株主権行使に関わるリスク

特定の市場における規制は、十分に少数株主の権利を保護するものとなっていない場合がある。一定の市場においては、経営陣の側の株主に対する受託者義務の概念が十分に確立されていない場合がある。株主の権利の侵害に対する責任は、市場により異なりうる。

規制

サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍である。投資者は、自己の管轄地域の規制当局による投資者保護のための規制が適用されないおそれがあることに留意すべきである。投資者は、かかる分野における詳細な情報について、自己のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談すべきである。

取引の停止

投資者は、一定の状況においては、受益証券を買戻しまたは転換する権利の行使が停止される場合があることを再認識すべきである。

当初募集

一定のサブ・ファンドは、当初募集に際して投資を行う場合がある。かかる証券は取引歴がなく、かかる会社に関する情報は、限られた期間におけるものしか入手できない場合がある。当初募集される証券の価格は、より確立されている証券に比して、より大きな価格ボラティリティーに晒されるおそれがある。

税金

投資者は、いくつかの市場においては、証券の売却からの手取金または配当その他のインカム収益の受領について、税金、徴収金、課金またはその他の手数料もしくは費用（財源への源泉徴収により課される税金を含む。）が当該市場の監督当局により課され、または課されるようになるかもしれないことに留意しなければならない。結果として、サブ・ファンドは、本書の日付現在、または投資対象が組み入れられ、評価されもしくは処分される場合に予想されない当該国における追加税に服する。

リスクに対する管理体制

サブ・ファンドの運用リスク管理

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理している。サブ・ファンドの運用方針やシュローダー・グループ内で定めた社内ルール等は、同システム上に設定される。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信される。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求される。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされている。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっている。これにより、運用部門はサブ・ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指している。また、シュローダー・グループのリスク部門や内部監査部門等が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行う。さらに、コンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックする。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行う。

内部検査・監査体制等

シュローダー・グループのコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、各部門が法令、その他該当する諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックする。また、シュローダー・グループの内部監査部門が各部門・業務に対する監査を行っている。外部監査も定期的の実施されている。

上記体制は2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

サブ・ファンドは、その投資方針に従い、通貨ヘッジ目的のためにデリバティブ取引またはその他類似の取引を行うことができるが、通貨に関わるデリバティブ取引またはその他類似の取引に関連する想定元本は、当該取引に対応する通貨建てで、サブ・ファンドがヘッジし保有する資産の市場価格の総額の100%を上回らない。

管理会社は、サブ・ファンドに関して、管理会社のリスク管理プロセス（以下「RMP」という。）に従い、その信用リスクを管理する。RMPは、すべての適用あるルクセンブルグのUCITSおよびAIFMDに関する法令を遵守している。

サステナビリティ・リスク管理

各サブ・ファンドの投資判断決定プロセスには、その他の要因と並んでサステナビリティ・リスクの検討が含まれる。サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、ファンドの投資対象の価値およびリターンに対して実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。

サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性がある。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは、以下のものを含む。

- 環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害。
- 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題。
- ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠。
- 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制、または業界基準が導入されることがある。

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性がある。投資運用会社は、通常、例えば、発行体が多たす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを（関連するその他の留意事項と併せて）評価することにより、潜在的な投資対象を分析する。また、投資運用会社は、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮する。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれる。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性がある。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組込むことができる。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上の減少として財務モデルに組込むことができる。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、投資運用会社は、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかと投資運用会社が判断しているかに応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的影響を織込むよう努める。

かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準および投資運用会社自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがある。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体の投資ポートフォリオに及ぼす潜在的影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についての投資運用会社の見解が示される。

管理会社のリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できる。かかる監視には、投資ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれる。

サステナビリティ・リスクの管理および投資運用会社のサステナビリティに対する取組みについての詳細は、ウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements/>）を参照のこと。また、本書の別紙 に記載の「サステナビリティ・リスク」の項も参照のこと。

流動性リスク管理

管理会社は、投資ファンドの流動性リスク管理を目的としたガバナンス基準および要件を定めた流動性リスク管理体制を確立し、実行しており、かつ、一貫して実施している。本体制は、サブ・ファンドの流動性リスクの評価、モニタリングおよび独立した立場からの監視の責任の概要を示している。また、これにより管理会社はサブ・ファンドの流動性リスクのモニタリングおよび内部流動性パラメータの遵守を確保することができ、通常、サブ・ファンドは投資家の要求に応じて受益証券の買戻義務を履行することが可能となる。

投資ポートフォリオが適切に流動的であること、およびサブ・ファンドのポートフォリオが投資家からの換金（買戻し）請求に応じるだけの十分な流動性を備えていることを確保するため、サブ・ファンド毎にポートフォリオおよび有価証券レベルで流動性リスクの定性的および定量的な評価が行われる。さらに、サブ・ファンドの予想される金融債務への潜在的な影響を評価するため、定期的に受益者基盤をモニタリングしている。

サブ・ファンドは、流動性リスクに関して個別に検討される。

管理会社によるサブ・ファンド内の流動性リスクの評価には、投資戦略、取引頻度、原資産の流動性（およびそれらの評価）ならびに受益者基盤に関する検討が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

流動性リスクについての詳細は、別紙 を参照のこと。

また、管理会社は、流動性リスクを管理するために、特に以下の事項を利用することができる。

1. 管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（A）海外における買戻し手続等」に詳述されるとおり、10%を超える買戻しまたは転換が請求された受益証券の一部または全部の買戻しを翌取引日まで繰り延べ、当該取引日の1口当たり純資産価格で評価することを宣言することができる。繰り延べられた請求は、それ以降になされた請求に優先し、請求が名義書換事務代行会社により受け付けられた順に処理される。
2. 管理会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（ ）純資産価格の決定の停止」に詳述されるとおり、いずれのサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の算出およびかかるサブ・ファンドのいずれの受益証券の発行および買戻しを停止することができ、さらに、いずれのサブ・ファンドの受益証券についても、同一サブ・ファンド内の異なるクラス受益証券へ、または他のサブ・ファンドのいずれのクラス受益証券へ、転換する権利も同様に停止することができる。

リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの受益証券の下記グラフについて、左のグラフは、2020年1月～2024年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。また、右のグラフは、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。設定から1年未満の時点では算出されない。）

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

代表的な資産クラスの年間騰落率は円ベースまたは円貨に換算したもので計算しているが、サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、下記とは異なる騰落率となる。

サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

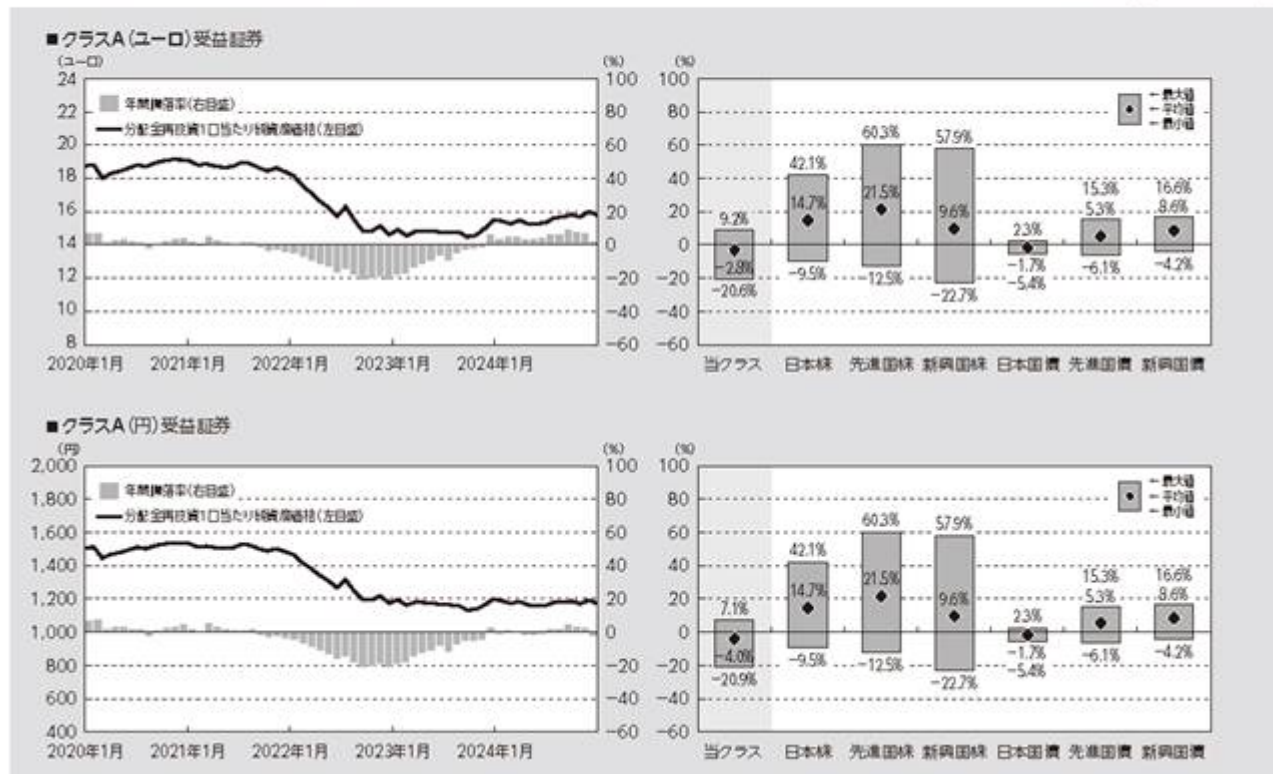
下記の参考情報は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。

サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり
純資産価格・年間騰落率の推移

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

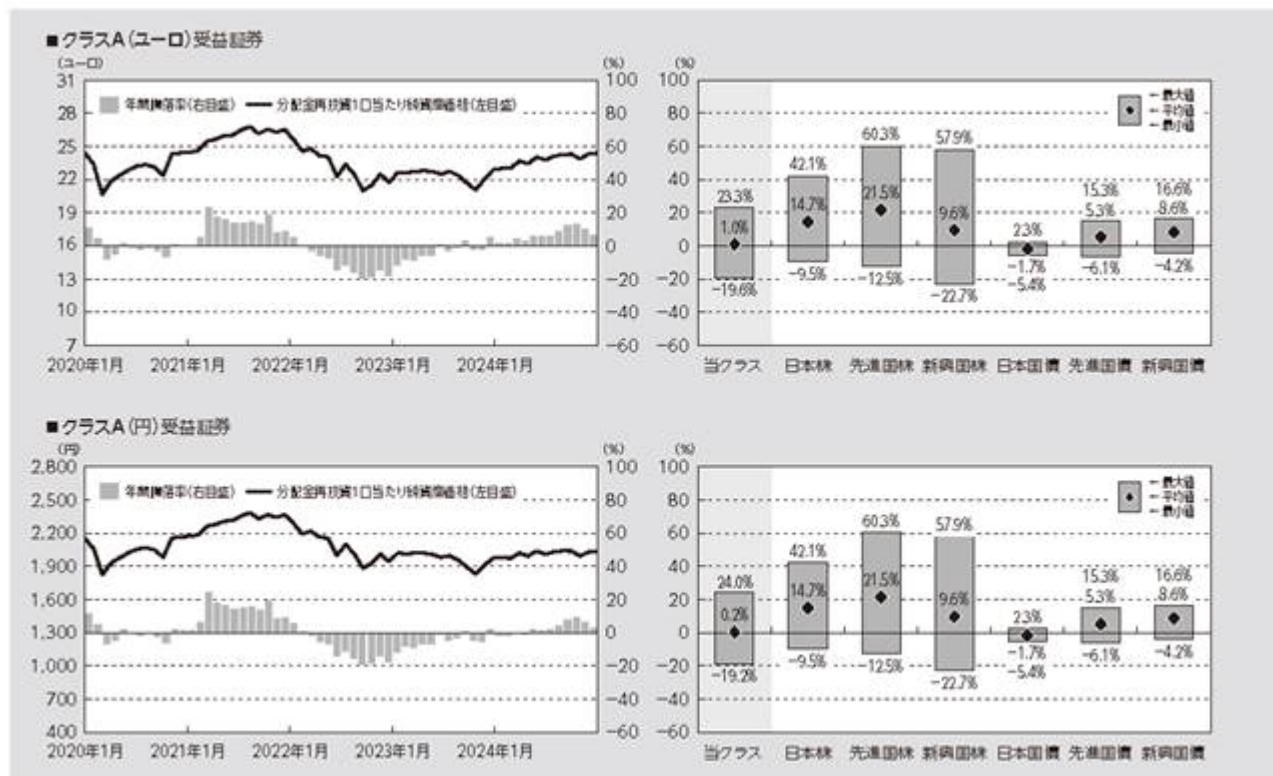
1 ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

(2020年1月～2024年12月)



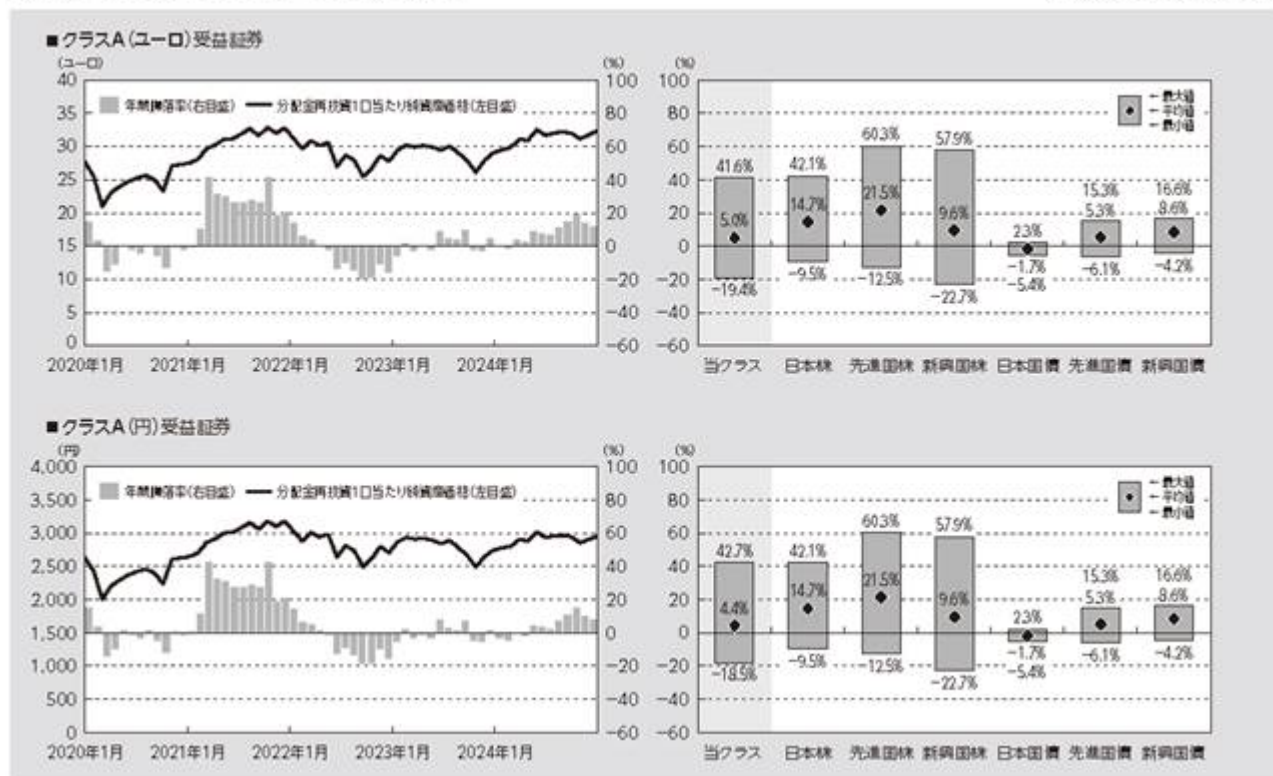
2 ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

(2020年1月～2024年12月)



3 ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

(2020年1月～2024年12月)



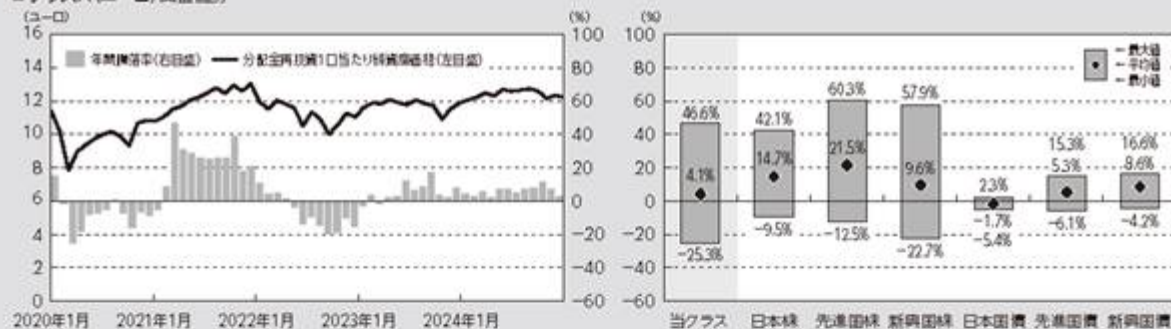
4 ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル

(2020年1月～2024年12月)

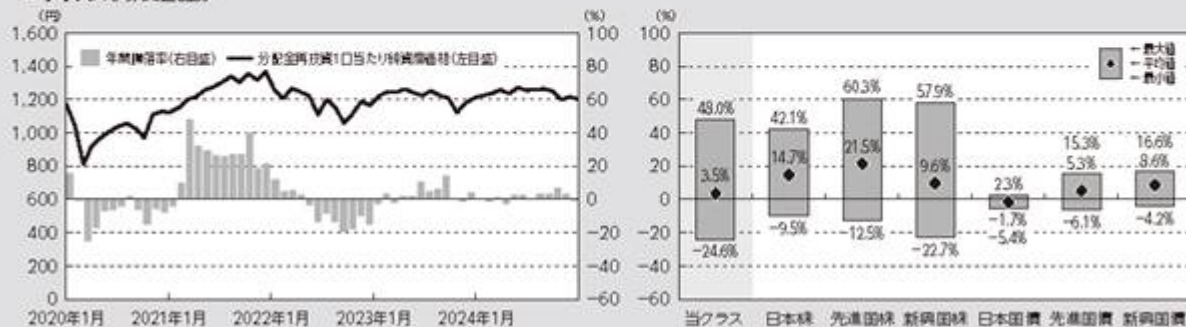
■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(ユーロ)受益証券



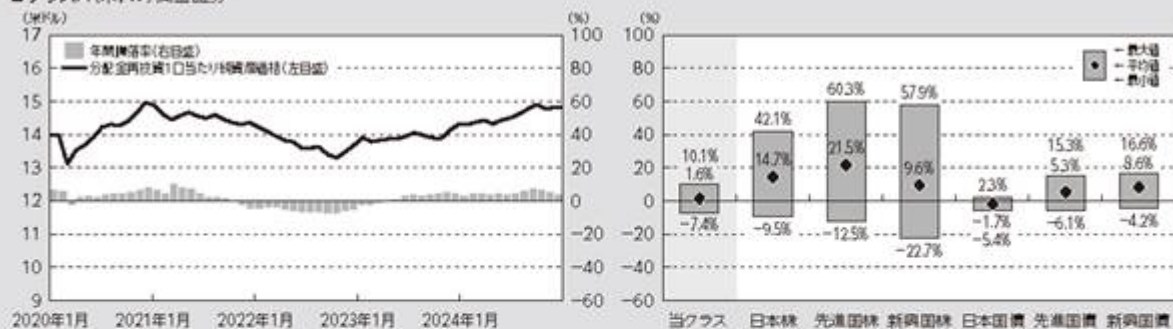
■クラスA(円)受益証券



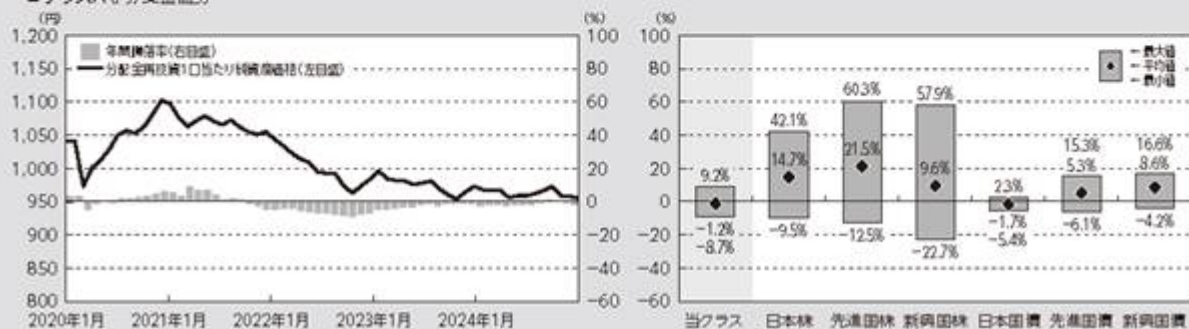
5 ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

(2020年1月～2024年12月)

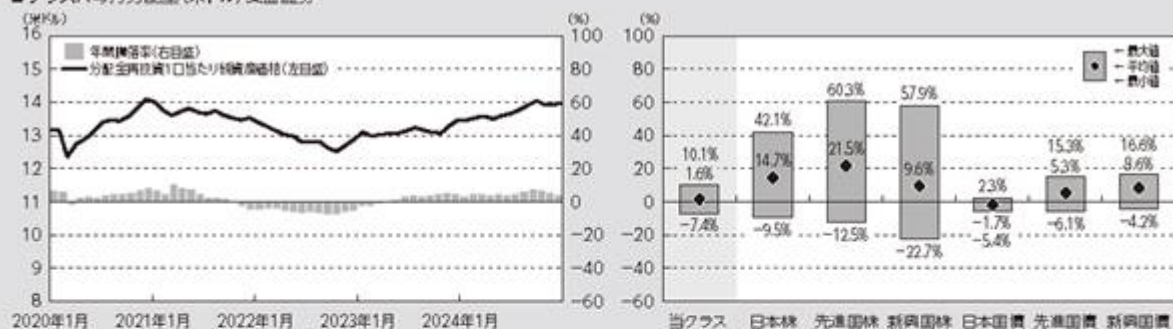
■クラスA(米ドル)受益証券



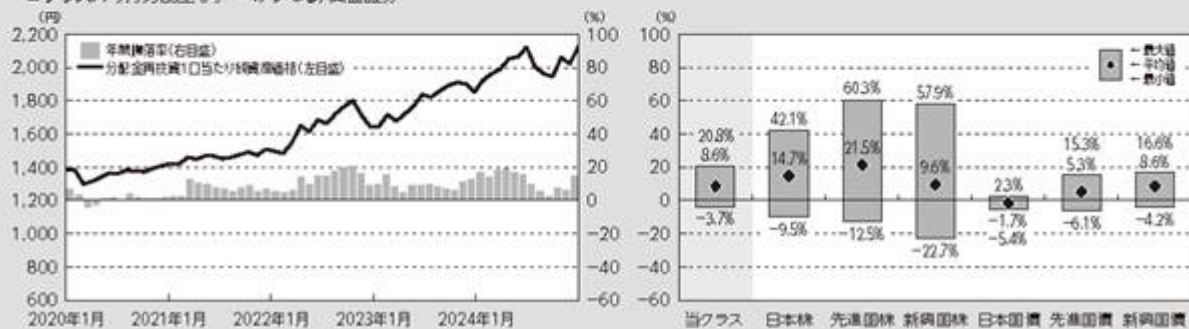
■クラスA(円)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券

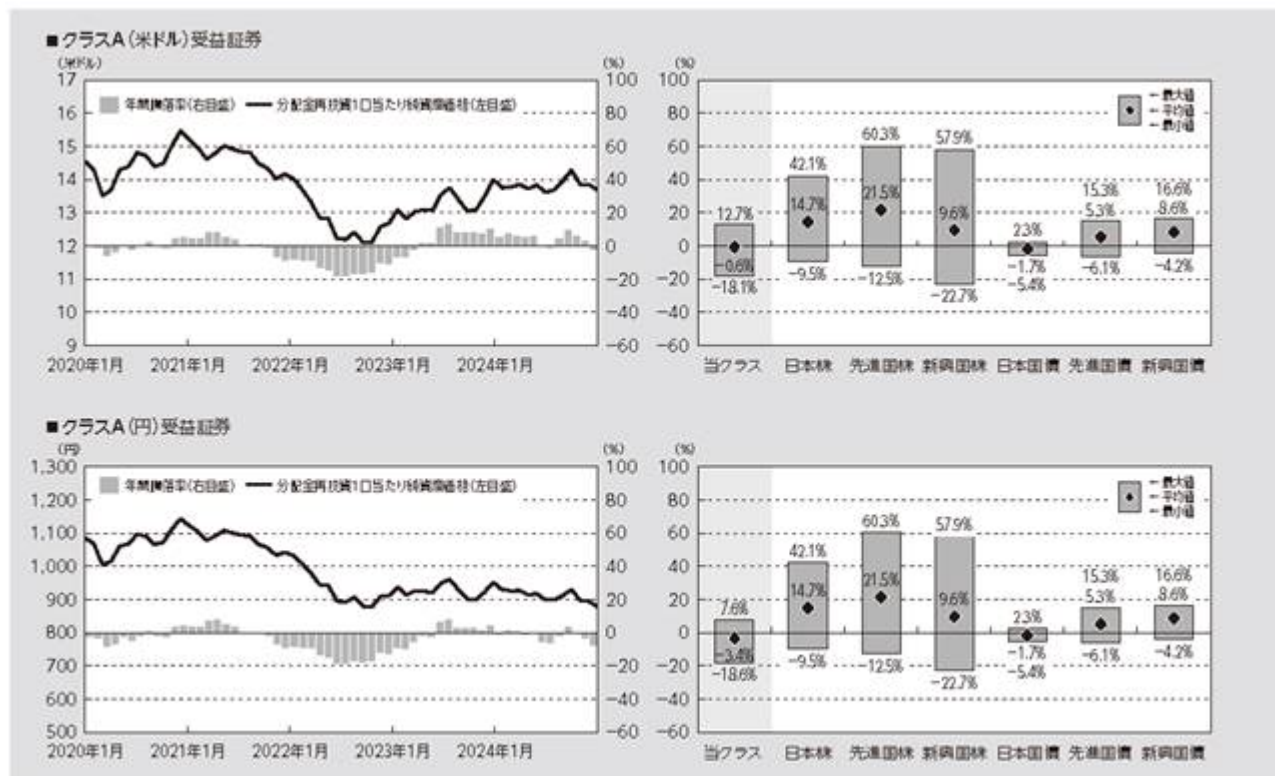


■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券



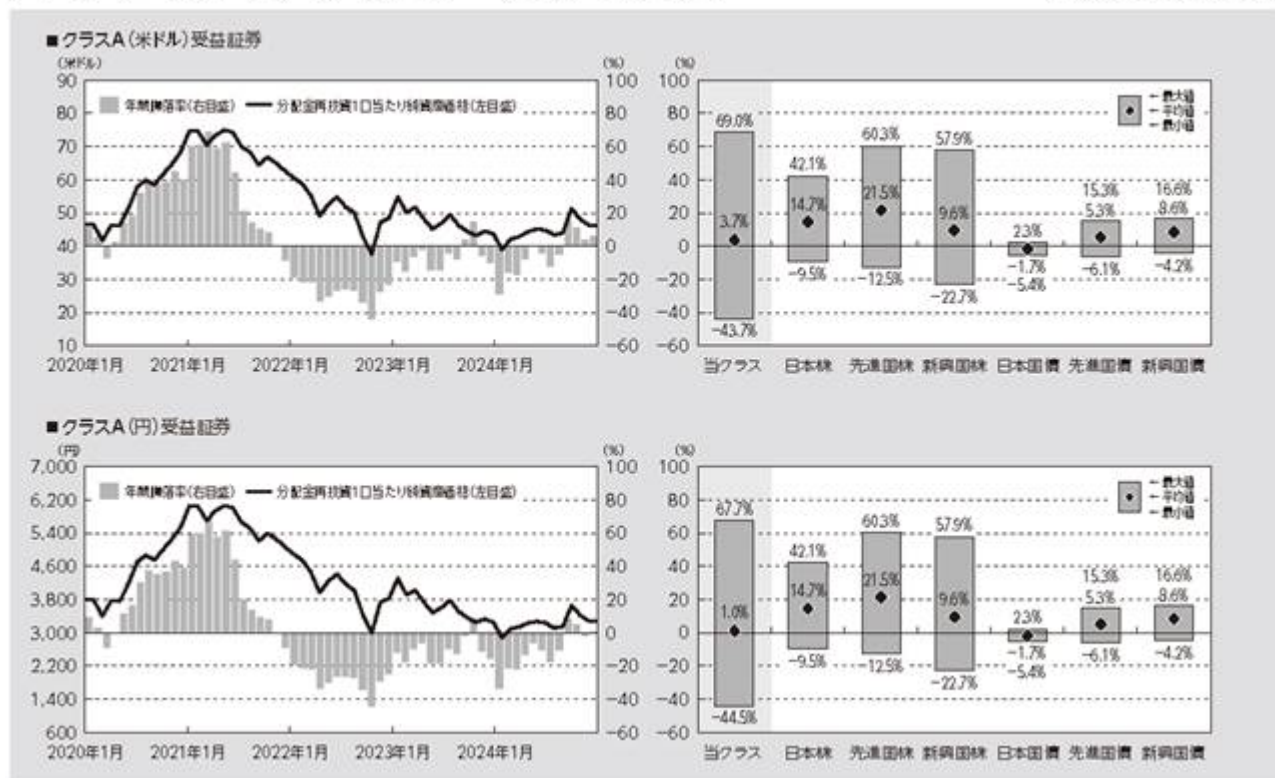
6 ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

(2020年1月～2024年12月)



7 ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

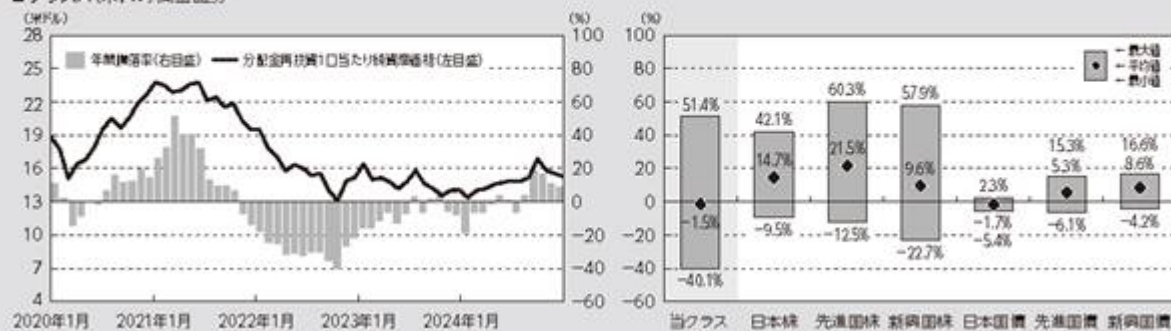
(2020年1月～2024年12月)



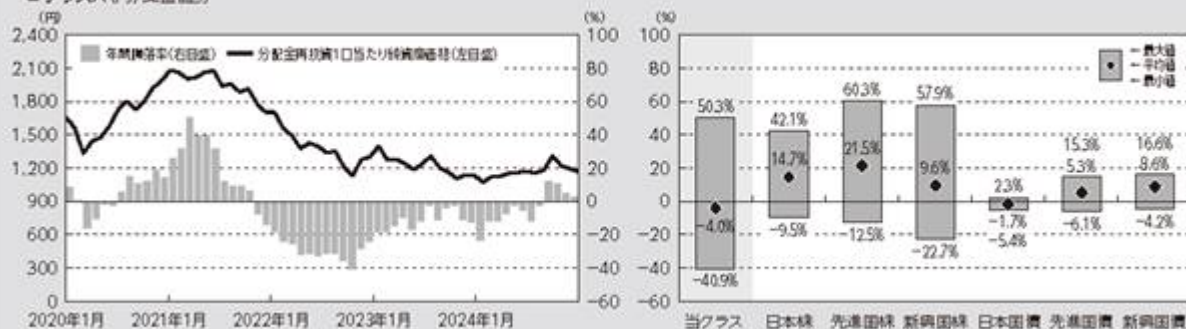
8 ニューマーケット・シリーズ[®] BIC・エクイティ

(2020年1月～2024年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



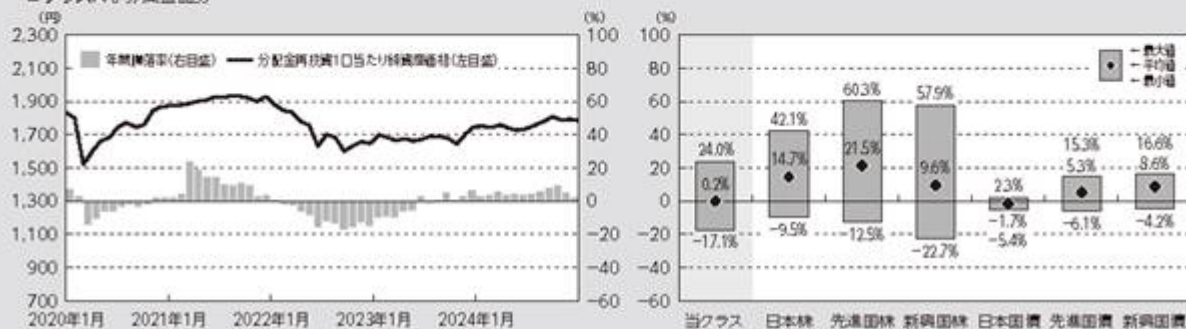
9 グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

(2020年1月～2024年12月)

■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券



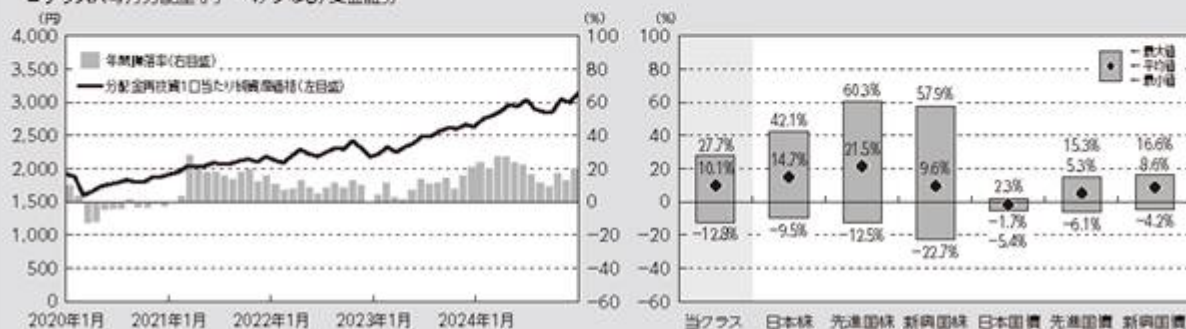
■クラスA(ユーロ)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券



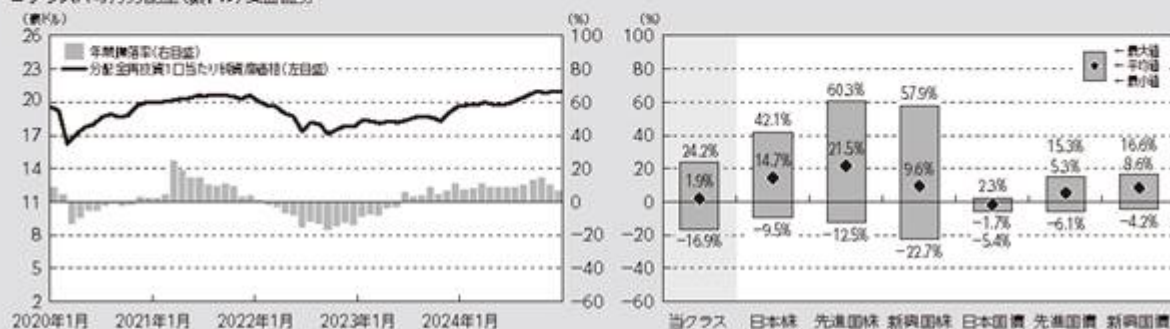
■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ) 受益証券



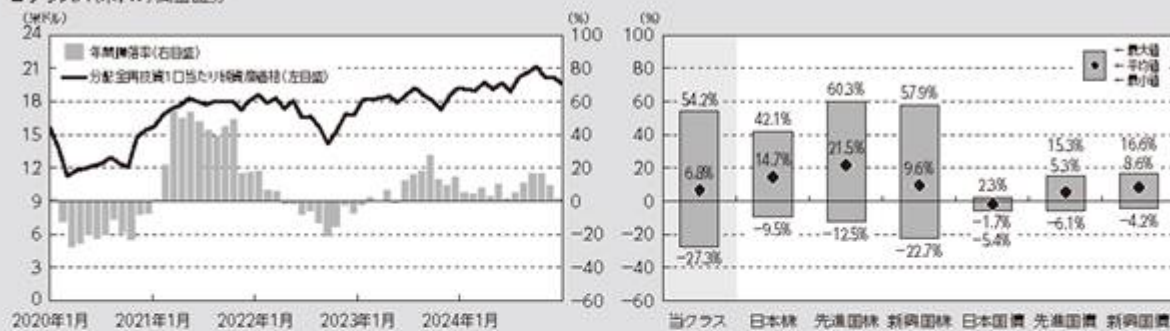
■クラスA毎月分配型(豪ドル) 受益証券



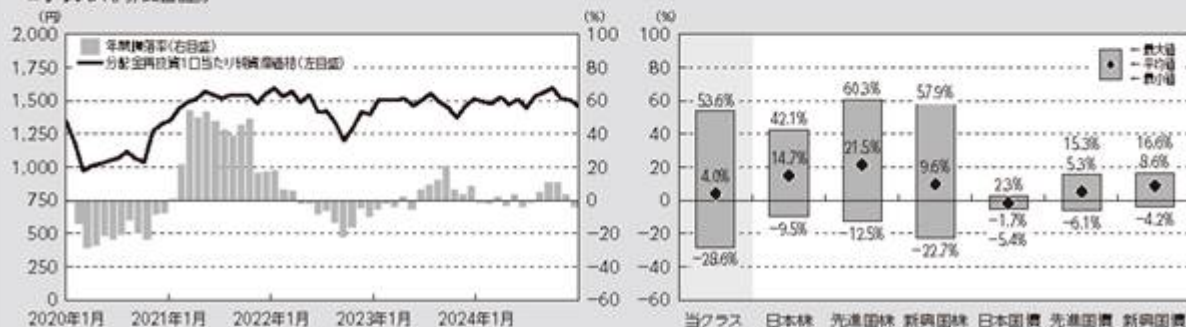
10 グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

(2020年1月～2024年12月)

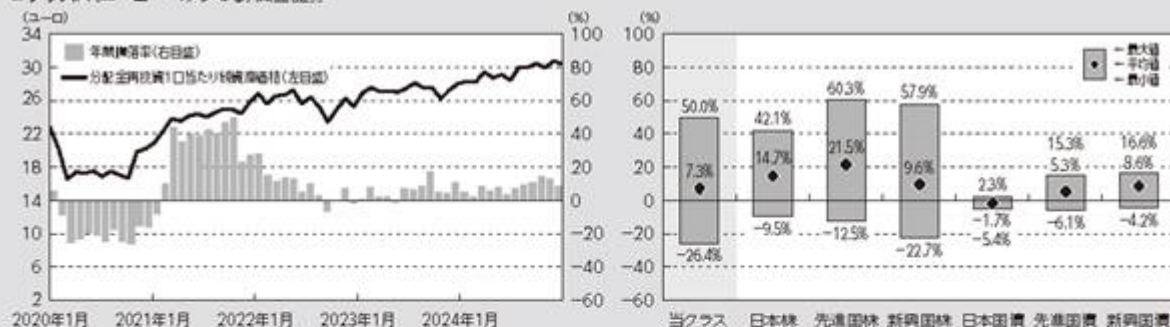
■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(円)受益証券



■クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券



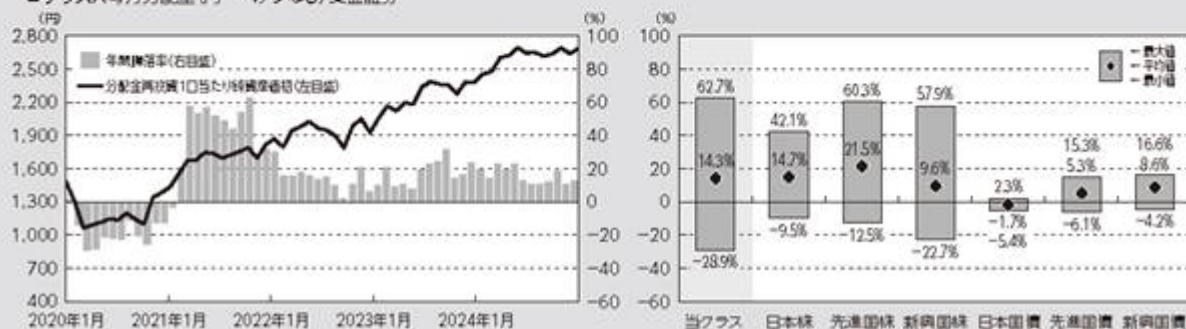
■クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券



■クラスA毎月分配型(米ドル) 受益証券



■クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし) 受益証券



■クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし) 受益証券



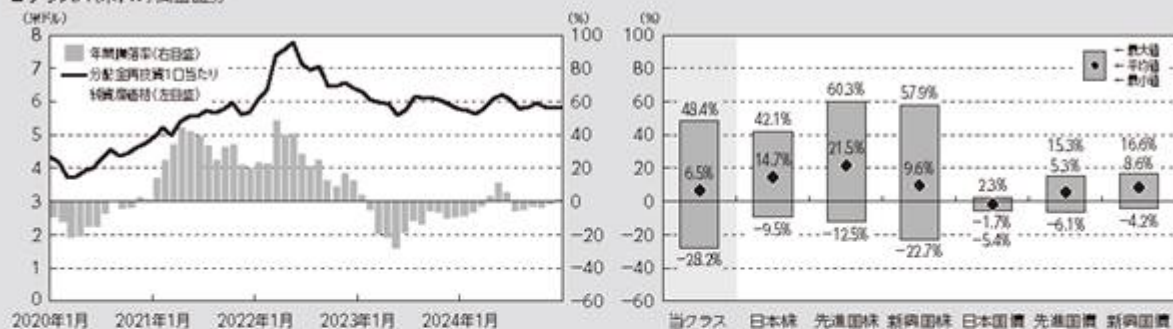
■クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし) 受益証券



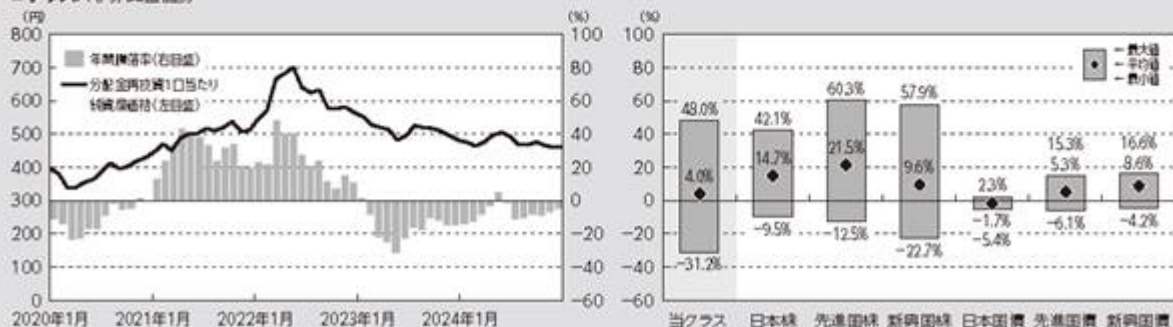
11 グローバル・シリーズ コモディティ

(2020年1月～2024年12月)

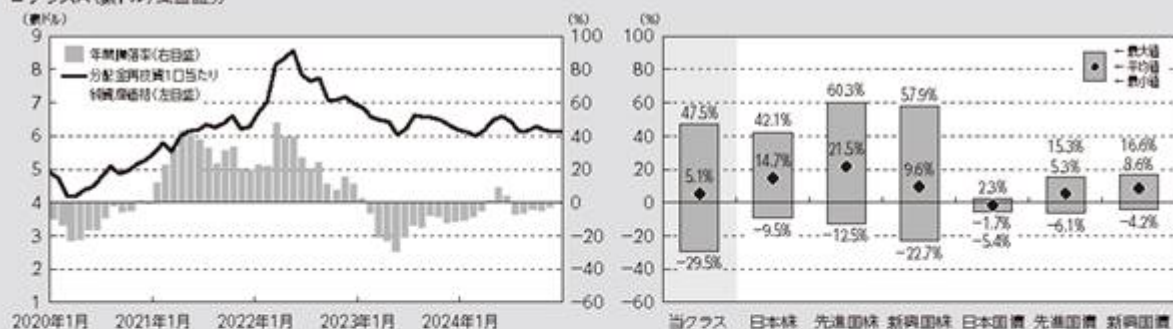
■クラスA(米ドル)受益証券



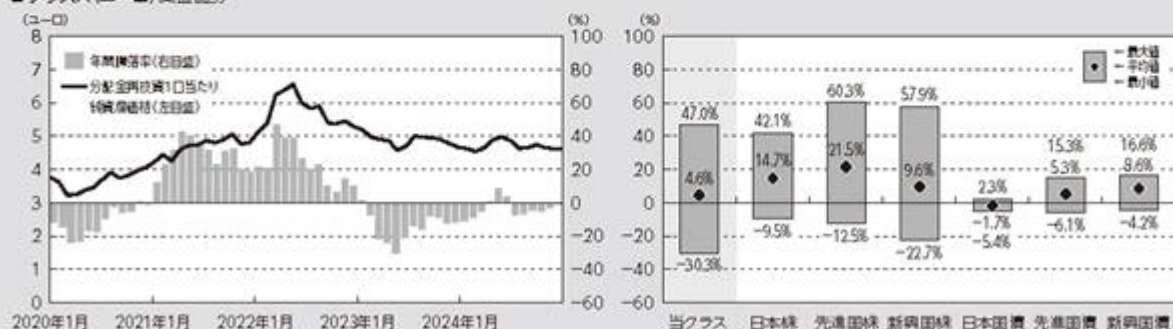
■クラスA(円)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券



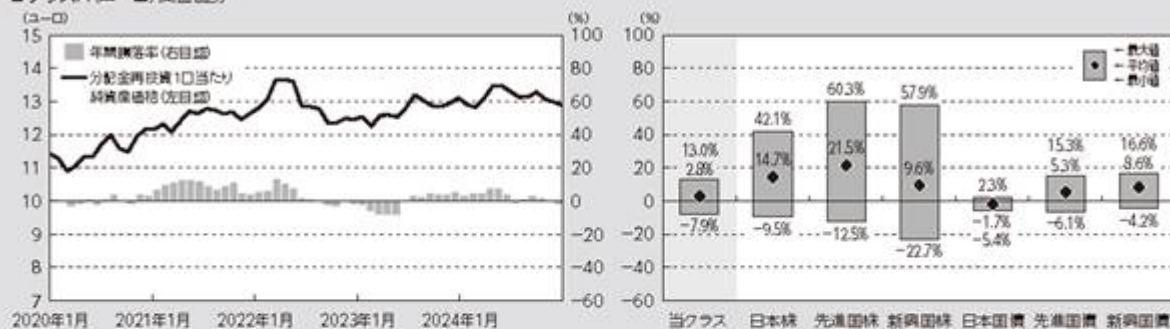
■クラスA(ユーロ)受益証券



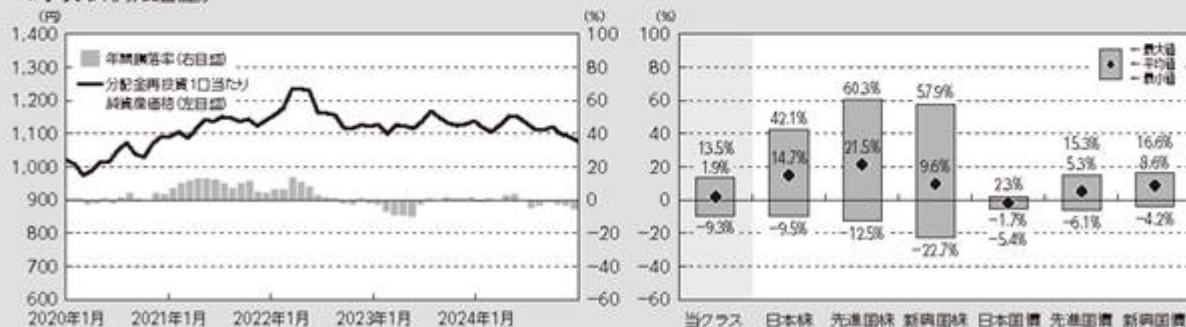
12 グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

(2020年1月～2024年12月)

■クラスA(ユーロ)受益証券



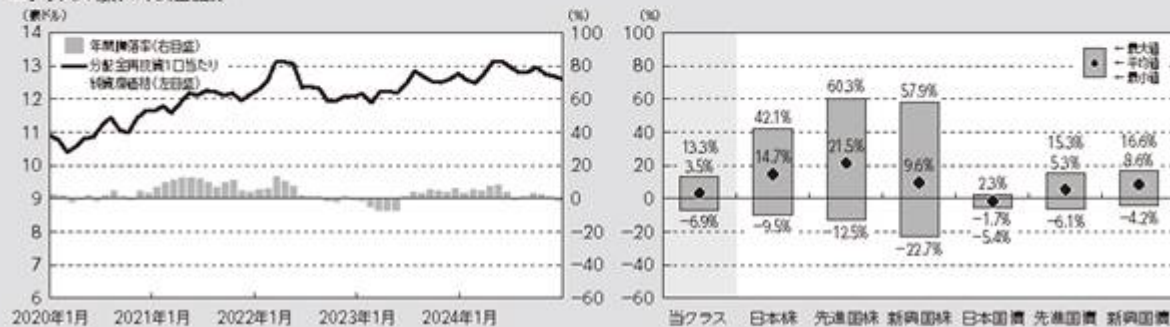
■クラスA(円)受益証券

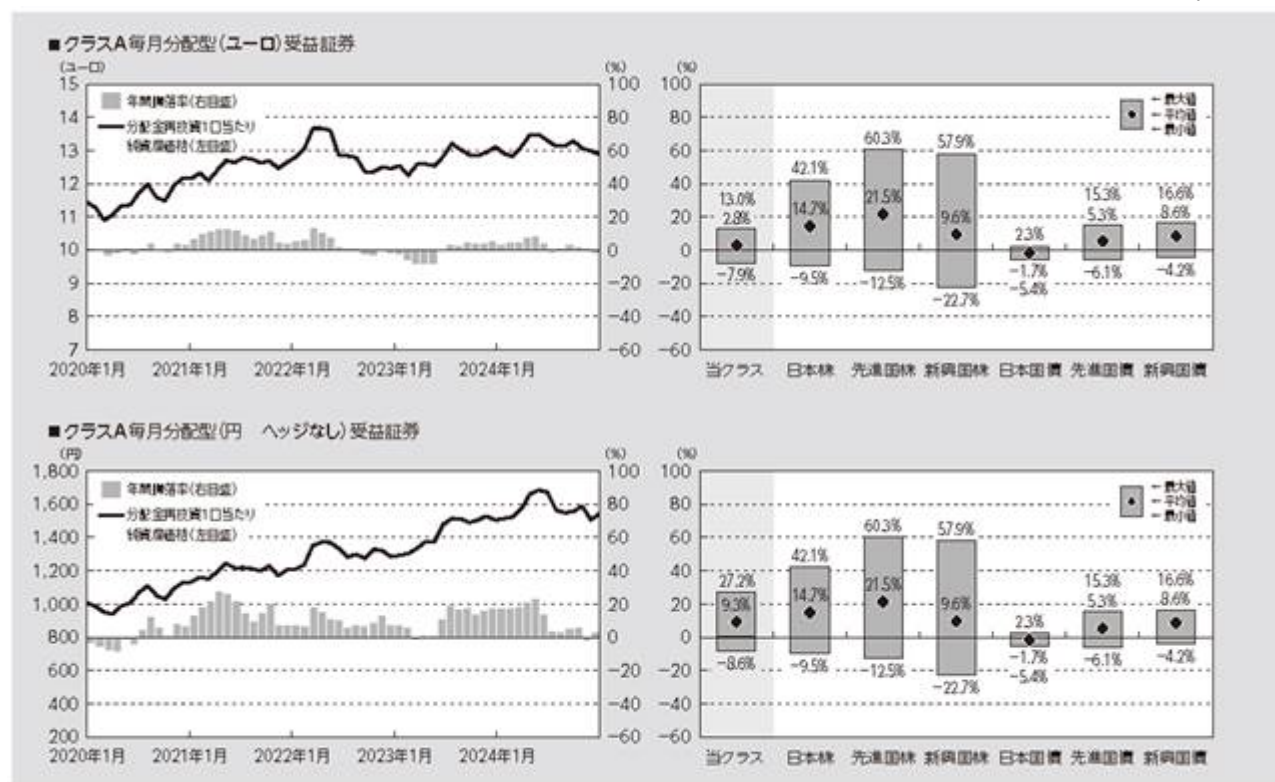


■クラスA(米ドル)受益証券



■クラスA(豪ドル)受益証券





代表的な資産クラスを表す指数

日本株…………… T O P I X（配当込み）

先進国株…………… F T S E 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…………… S & P 新興国総合指数

日本国債…………… ブルームバークE 1年超日本国債指数

先進国債…………… F T S E 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…………… F T S E 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

T O P I X（東証株価指数）の指数値およびT O P I Xに係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などT O P I Xに関するすべての権利・ノウハウおよびT O P I Xに係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。J P Xは、T O P I Xの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

F T S E 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、F T S E 世界国債指数（除く日本、円ベース）およびF T S E 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA 受益証券

販売会社は、当初販売手数料として、受益証券 1 口当たりの純資産価格の上限6.25%を受領する権利を有する。

2010年 6 月30日をもってクラスB 受益証券の購入申込みは、受け付けていない。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

クラスA 受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注1）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注4）販売取扱会社であるS M B C 信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道 1 円 / 往復 2 円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される下記の年率の報酬（以下「管理報酬」という。）を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。

管理報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.95%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	1.20%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	1.45%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	1.45%
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	1.20%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1.40%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	1.45%
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	1.45%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	1.15%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	1.20%
グローバル・シリーズ コモディティ	1.50%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	1.40%

管理会社は、その裁量において、管理報酬の一部を放棄することができる。

管理会社は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と後記 記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と後記 記載の受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行および買戻し業務の対価として支払われる。

2024年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	160,551ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	251,702ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	326,885ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	195,635ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	180,225米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	53,224米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	355,536米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	162,418米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	753,977米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	432,083米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	107,620米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	106,070ユーロ

保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の銀行実務の慣行に従い、各サブ・ファンド資産から、サブ・ファンドの純資産総額に基づき、保管報酬を毎月受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

当該報酬は実費が計上されるためあらかじめ料率および上限額を示すことができない。

保管報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

2024年9月30日に終了した会計年度中の保管報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	1,325ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	948ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	3,016ユーロ
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	5,464ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	3,725米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	1,959米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	10,785米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	5,039米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	29,313米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	17,529米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	2,690米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	2,284ユーロ

代行協会員に対する報酬

代行協会員は、管理報酬から、日々計算され発生する、日本における販売会社及び販売取扱会社を通じて販売され、月末時点で残存している受益証券の純資産総額の年率0.05%に相当する代行協会員報酬を、当事者間で別途合意する頻度で、後払いにより受領する。

代行協会員報酬は、目論見書と運用報告書の販売会社等への配布、1口当たり純資産価格の公表等の対価として支払われる。

受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。受益者サービス報酬は、サブ・ファンドの純資産価額に対する固定した料率であるため、当該業務提供の費用に則して変動しない。それゆえ、管理会社は、当該業務提供について利益を得る（または損失を被る）場合があり、このことはサブ・ファンド毎に時の経過とともに変動する。管理会社は、その裁量において受益者サービス報酬の一部を放棄することができる。なお、ユーロ・シリーズ ユーロ・債券については、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。また、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

受益者サービス報酬	年率
ユーロ・シリーズ ユーロ・債券	0.65%
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	0.90%
ニューマーケット・シリーズ アジア・債券	0.80%
ニューマーケット・シリーズ エマージング・債券	0.90%
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	0.90%
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）は、販売会社、ディーラーまたは管理会社をその任務の履行またはファンドもしくは受益者への直接もしくは間接的な業務の提供に関して補助するその他の者に対し、管理報酬の一部を再配分することができる。

2024年9月30日に終了した会計年度中の受益者サービス報酬は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	90,310ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	167,801ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	202,894ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	121,429ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	120,150米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	34,216米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	220,678米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	100,811米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	452,385米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	288,055米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	64,572米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	68,188ユーロ

（４）【その他の手数料等】

ファンドに請求される費用には以下のものが含まれる。

- １）ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- ２）ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差し引かれる。）。
- ３）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- ４）代行協会員により提供される業務サービスに関連して生じた合理的諸費用。
- ５）日本における販売会社が発行した受益証券に関する勘定明細書の作成および印刷の経費および費用。
- ６） 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むファンドに関するその他一切の書類を（必要とされる言語で）作成し、ファンドまたはファンドの受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各国の証券業協会を含む。）へ提出する費用、 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、 日本における販売会社が日本国内で商取引上使用する有価証券届出書および目論見書の写しの印刷および日本国内のブローカーおよび販売取扱会社への配布の経費および費用、 会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、 受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、 弁護士および監査人の報酬、 日本の適用法令ならびに各国の証券取引業協会の協定および規則に基づき管理会社が作成することを要求される書類の作成に係るその他経費および費用、 （ファンドの受益証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

管理会社は、本書に記載されるサブ・ファンドの報酬および費用（サブ・ファンドの管理報酬および受益者サービス報酬は除く。）が、マスター・ファンドに係る報酬および費用（成功報酬は除く。）と併せて、いずれかのサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の0.50%を超えないことを確保するために、その管理報酬の全部または一部を放棄することに同意している。

投資運用会社は、現在、いかなるソフト・コミッションの取決めも締結していない。しかし、投資運用会社は、ファンドを含む投資運用会社の顧客にとって直接的で確定可能な利益が存在し、かつソ

フト・コミッションを生み出す取引が、監督当局の適用要件を厳守してファンドの最善の利益のために誠実に行われる旨、投資運用会社が納得している場合にのみ、これを締結することができる。かかる取決めは、最良の市場慣行に相応する条件で投資運用会社により行われることを要する。

2024年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、以下の通りであった。

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	20,706ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	21,499ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	23,147ユーロ
ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	12,412ユーロ
ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	13,911米ドル
ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	3,788米ドル
ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	22,422米ドル
ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	10,434米ドル
グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	69,067米ドル
グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	33,240米ドル
グローバル・シリーズ コモディティ	6,669米ドル
グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	7,106ユーロ

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、各サブ・ファンドおよび各マスター・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

日本

2025年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等を含む。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲

渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のサブ・ファンドの受益証券に転換した場合等を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律、規則、決定および実務に基づくものであり、これらに変更があれば場合によっては遡及効果をもって変わってくるものである。以下の要約は、受益証券に関する投資、所有、保有または処分決定に関する可能性のあるすべてのルクセンブルグの税法およびルクセンブルグの租税上の考察を包括的に記述することを意図したものではなく、また、特定の投資家または投資予定者に向けた税務上の助言を意図するものでもない。投資予定者は、受益証券を購入、保有または処分することの影響および投資予定者が納税義務を負う法域の法律の規定について、自らの専門アドバイザーに相談すべきである。以下の要約には、ルクセンブルグ以外の国、地方その他の課税法域の法律から生じる税効果に関する記述はない。

以下の情報は、ルクセンブルグで現在有効な法律および実務の特定の側面に関する管理会社の理解に基づくものである。本書の日付時点または投資時点の税務状況が無期限に持続するという保証はない。

ファンドの税金

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（taxe d'abonnement）の対象である。

短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するルクセンブルグのUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、一または複数の機関投資家（2010年法第174条に規定される）によって保有されなければならない。

さらに、2010年法第175条第b項を侵害することなくルクセンブルグ法に従いMMF規則（注）の下でマネー・マーケット・ファンドとして認可されているサブ・ファンドは、同様の年率0.01%の減額年次税が適用される。

（注）MMF規則とは、随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131をいう。以下同じ。

年次税の免除は以下の場合に適用される。

- （ ）それ自体に年次税が課されるルクセンブルグのUCIに投資する場合
- （ ）以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - （a）その証券が機関投資家の保有と限定される場合
 - （b）MMF規則に従い短期金融商品として認可されている場合
 - （c）公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、かかる免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- （ ）UCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントで、その証券が以下に対して留保される場合、

- (a) 一または複数の雇用主が自発的に設定した企業年金基金または類似の投資ビークル、(b) 一または複数の雇用主である企業で、その従業員に対して退職給付を提供するために保有する資金を投資する企業、および(c) 汎欧州個人年金商品（P E P P）に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 1238に基づき設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者。U C Iまたはコンパートメント内に複数の証券クラスがある場合、かかる免税は、その証券が本項の(a)、(b)および(c)に言及される投資家のために留保されているクラスにのみ適用される。
- () 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメント
- () 以下のU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメント
- (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
- () 一または複数の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。
- U C Iまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、かかる免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。
- () 欧州長期投資ファンドに関する2015年4月29日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2015 / 760に規定される欧州長期投資ファンドとして認可されたU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C I
- かかる免除による恩恵を得るため、U C Iは、登録税、不動産およびV A T当局に対して提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

源泉徴収税

ファンドが受け取る利息および配当収入は、源泉国において回収不能な源泉徴収税を課せられる可能性がある。ファンドは、さらに、源泉国における自らの資産の実現済または未実現の元本の成長部分に課せられる税金の適用対象となる可能性がある。

ルクセンブルグでは、投資家が居住者である場合、ファンドから投資家へ支払われるインカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに源泉徴収税は課せられない。

受益者の税金

ファンドの投資家は、自らの居住国で有効な法律に従い、投資から得たインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインに課せられる税金の適用対象となる。

現行法下では、投資家は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、インカム・ゲインまたは源泉徴収税の適用対象ではない。ただし、() ルクセンブルグに本籍を有する、住所を有するもしくは恒久的施設を有する者、または、() 租税条約により保護されないルクセンブルグ非居住者で、ファンドを通じてルクセンブルグの会社の10%以上を保有し、かつ、ファンドの受益証券の申込み後6か月未満でファンドの受益証券の買戻しをする者はこの限りではない。

ファンドは、関連国における源泉徴収税の控除後、自らのポートフォリオの資産により創出された収入を回収する。ファンドには法人格がないため、適用される源泉徴収税率の減税を受けられる可能性は、ファンドの投資家の地位による。投資家は、自らの居住国で免税されている場合または自らの居住国と証券所在国との間で締結された二重課税条約に基づく条約上の減免措置を受けられる場合、ファンドが被る源泉徴収税のうち自らの持分に応じて完全または部分的な還付を受けられる可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）および2016年O E C D共通報告基準（以下「C R S」という。）

アメリカ合衆国において、追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、F A T C Aが制定された。F A T C Aには、外国金融機関（以下「F F I」という。）であるファンドが、これに基づき、米国納税者またはF A T C Aの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加

の識別情報を集めるよう義務付ける規定が含まれる。内国歳入庁と契約を締結せず、かつ、F A T C A制度を遵守する金融機関は、米国を源泉とする収益の支払およびファンドが米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがある。2014年3月28日、ルクセンブルグ大公国はアメリカ合衆国との間にモデル1政府間協定（以下「I G A」という。）を締結し、2015年7月にルクセンブルグ法にI G Aを導入した。

C R Sは、2014年12月9日に採択された税務情報の強制的自動交換に関する理事会指令2014 / 107 / E Uにより実施され、課税分野における金融口座情報の自動的交換に関する2015年12月18日法（以下「C R S法」という。）によりルクセンブルグ法に導入された。C R Sは2016年1月1日に多くのE U加盟国で効力が発生した。C R Sに基づき、ファンドは、ルクセンブルグ税務当局に対して、C R S参加国における租税上の居住者である投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を報告し、当該目的のために追加の識別情報を収集しなければならない。C R S法に基づき、最初の情報交換は、2016年（暦年）に関する情報につき、2017年9月30日までに適用された。F A T C A上およびC R S上の義務を遵守する目的において、ファンドは、自らの投資家の税務上の立場を確認するため、一定の情報を当該投資家から取得するよう義務付けられることがある。上述のようにF A T C A I G Aに基づき、かかる投資家が、米国人所有の非米国事業体等の特定の者、もしくは非参加F F Iであるか、または必要書類を提供しない場合、ファンドは、適用ある法令に従い、当該投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要がある。これにより、結果として、内国歳入庁への報告となる。C R Sに基づき、投資家がC R S参加国における租税上の居住者であり、かつ必要書類を提供しない場合、適用ある法令に従い、ファンドはかかる投資家に関する情報をルクセンブルグの税務当局に対して報告する必要がある。ただし、ファンドが、F A T C Aの規定に従い行為する場合、F A T C Aに基づく源泉徴収税の対象とはならない。

受益者および仲介業者は、ファンドの既存の方針により、受益証券が米国人または適切なC R S情報を提供しない投資家向けの募集または販売を行っていないことに留意すべきである。米国人に対して後日受益証券を譲渡することは禁止されている。受益証券が実質的に米国人または適切なC R S情報を提供しない投資家により所有されている場合、ファンドはその裁量により強制的に当該受益証券を買戻すことができる。受益者はさらに、F A T C Aの法規において、特定の者の定義には、他の法規と比べて幅広い投資家を含みうることに留意すべきである。

D A C 6

2018年5月25日、欧州理事会は、アグレッシブなタックス・プランニングに関連し得る取引に係る当事者に報告義務を課す指令（税務分野における強制的な自動情報交換に関する指令2011 / 16 / E Uを改正する指令2018 / 822）（以下「D A C 6」という。）を採択した。D A C 6は、2020年3月25日の法律（以下「D A C 6法」という。）によりルクセンブルグにおいて施行されている。

具体的には、報告義務は、特にD A C 6法に規定され、一定の場合に主要ベネフィット・テストと併用される一または複数の「ホールマーク」に該当するクロスボーダー・アレンジメント（以下「報告対象アレンジメント」という。）に対し適用される。報告対象アレンジメントの場合、報告すべき情報には、すべての関連納税義務者および仲介者の名称、報告対象アレンジメントの概要、報告対象アレンジメントの金額ならびに報告対象アレンジメントに係る得る加盟国の特定等が含まれる。

報告義務は、原則として、報告対象アレンジメントの設計、マーケティング、組成、実行もしくは実行に当たっての管理を行う者、また、それに関連し支援または助言を提供する者（いわゆる「仲介者」）にある。しかしながら、一定の場合、納税義務者自身が報告義務対象となる場合がある。

2021年1月1日以降、報告対象アレンジメントは、（ ）報告対象アレンジメントの実行が可能となった日、（ ）報告対象アレンジメントの実行準備ができた日、または（ ）報告対象アレンジメントの実行における最初のステップが実行された日のいずれか早い日から30日以内に報告することが義務付けられている。報告された情報は、全加盟国の税務当局間で自動的に交換される。

D A C 6法の幅広い適用範囲に鑑みると、ファンドが行う取引がD A C 6法の適用範囲に該当し、報告対象となる場合がある。

5【運用状況】

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド、ユーロ・シリーズ ユーロ・バランスおよびユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティは、2002年12月20日に運用を開始した。

ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルは、2016年4月12日に運用を開始した。

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド、ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドおよびニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティは、2004年4月30日に運用を開始した。（ただし、ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンドのクラスA毎月分配型（米ドル）およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券の運用は、2004年11月30日に開始された。）

ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドは、2009年5月28日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドの毎月分配型受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ イールド・エクイティは、2006年7月31日に運用を開始した。（ただし、グローバル・シリーズ イールド・エクイティのクラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券の運用は、2010年3月31日に開始された。）

グローバル・シリーズ コモディティは、2010年3月31日に運用を開始した。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2005年9月30日から運用を開始した。（ただし、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券の運用は、2013年7月1日に開始された。）

（注1）グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、2013年7月1日付で運用方針が変更されている。下記の「（3）運用実績」および「（4）販売及び買戻しの実績」のうち、2013年6月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ コンバージング・ヨーロッパ・ボンド」の実績を記載している。

（注2）2016年6月30日をもって、すべてのクラスB受益証券は、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に自動転換された。

（注3）ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルは、2021年3月31日付で投資対象の吸収合併に際して名称が変更されている。下記の「（3）運用実績」および「（4）販売及び買戻しの実績」のうち、2021年3月末日までの実績は、変更前の旧「ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ」の実績を記載している。

（注4）2021年7月30日付で、グローバル・シリーズ コモディティのマスター・ファンドは、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティ・ファンドからシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・コモディティに変更されている。

（注5）ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティは2023年6月30日付で投資対象の投資目的および投資方針の変更に際して名称が変更されている。下記の「（3）運用実績」および「（4）販売及び買戻しの実績」のうち、2023年6月末日までの実績は、変更前の旧「ニューマーケット・シリーズ B R I C・エクイティ」の実績を記載している。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況（2024年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	20,338,099	99.14
現金・その他の資産 （負債控除後）		175,791	0.86
合計（純資産総額）		20,513,890 (約3,383百万円)	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	22,157,353	100.04
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 7,797	- 0.04
合計（純資産総額）		22,149,557 (約3,653百万円)	100.00

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	22,519,356	99.39
現金・その他の資産 （負債控除後）		137,902	0.61
合計（純資産総額）		22,657,258 (約3,737百万円)	100.00

<ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	11,153,207	98.99
現金・その他の資産 （負債控除後）		113,362	1.01
合計（純資産総額）		11,266,569 (約1,858百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	14,393,269	99.18
現金・その他の資産 （負債控除後）		119,369	0.82
合計（純資産総額）		14,512,638 (約2,296百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	3,667,755	99.29
現金・その他の資産 （負債控除後）		26,340	0.71
合計（純資産総額）		3,694,095 (約584百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	22,765,076	99.41
現金・その他の資産 （負債控除後）		134,519	0.59
合計（純資産総額）		22,899,595 (約3,622百万円)	100.00

<ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	10,876,244	99.67
現金・その他の資産 （負債控除後）		36,284	0.33
合計（純資産総額）		10,912,528 (約1,726百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	73,116,441	99.22
現金・その他の資産 （負債控除後）		574,068	0.78
合計（純資産総額）		73,690,509 (約11,656百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	34,674,405	99.19
現金・その他の資産 （負債控除後）		282,002	0.81
合計（純資産総額）		34,956,407 (約5,529百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ コモディティ>

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	6,328,792	99.20
現金・その他の資産 （負債控除後）		51,153	0.80
合計（純資産総額）		6,379,945 (約1,009百万円)	100.00

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
外国投資信託	ルクセンブルグ	7,023,356	99.35
現金・その他の資産 （負債控除後）		46,062	0.65
合計（純資産総額）		7,069,418 (約1,166百万円)	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（2024年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロ・ボンドクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	832,926.07	21.26	17,712,111	24.42	20,338,099	99.14

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド
クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	クーポン(%)	満期日	組入比率(%)
SCHRODER ISF SECURITISED CREDIT EUR HEDGED	—	—	5.64
ドイツ国債	0	2031年8月15日	3.03
欧州国債	0	2025年2月7日	2.95
スペイン国債	0.7	2032年4月30日	2.43
RTE RESEAU DE TRANSPORT D ELECTRIC	2.875	2028年10月2日	1.75

（注）組入比率とは、各投資対象ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいう。以下同じ。

< ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス >

順位	銘柄	国名	業種	口数(口)	取得原価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	-	152,918.18	47.05	7,194,421	73.43	11,228,944	50.70
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	-	447,561.85	23.85	10,676,338	24.42	10,928,410	49.34

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ
クラスⅠ受益証券、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド
クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄については、前記<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>および後記<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>の<参考情報>を参照のこと。

< ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ >

順位	銘柄	国名	業種	口数(口)	取得原価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	-	306,673.45	48.59	14,901,944	73.43	22,519,356	99.39

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ
クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
SAP SE	情報技術	ドイツ	5.25
ASML HOLDING NV	情報技術	オランダ	4.68
AIRBUS SE	資本財・サービス	フランス	4.05
AXA SA	金融	フランス	3.65
KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア	オランダ	3.27

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ヨーロピアン・サステナブル・エクイティクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	68,079.26	148.72	10,125,071	163.83	11,153,207	98.99

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
SAP SE	情報技術	ドイツ	4.32
SIEMENS AG	資本財・サービス	ドイツ	4.09
NOVO NORDISK A/S	ヘルスケア	デンマーク	3.65
SWISS RE AG	金融	スイス	3.35
ASML HOLDING NV	情報技術	オランダ	3.24

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターンクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	625,192.39	14.62	9,137,206	23.02	14,393,269	99.18

<参考情報>

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国	通貨	組入比率(%)
INDONESIA TREASURY BOND 6.875% 2029/4/15	インドネシア	インドネシア・ルピア	7.05
SDR CHINA FI FUND RMB I ACC	中国	人民元	6.09
UNITED STATES TREASURY 2.875% 2025/6/15	米国	米ドル	4.71
SINGAPORE (REPUBLIC OF) 3.375% 2034/5/1	シンガポール	シンガポール・ドル	4.03
KOREA (REPUBLIC OF) 3.375% 2032/6/10	韓国	韓国ウォン	3.21

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・トータル・リターンクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	86,628.76	35.93	3,112,362	42.34	3,667,755	99.29

<ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ>

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・グレート・チャイナクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	216,980.74	103.62	22,483,352	104.92	22,765,076	99.41

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国・地域	組入比率(%)
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	情報技術	台湾	9.79
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	9.65
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	中国	6.50
AIA GROUP LTD	金融	香港	4.36
MEDIATEK INC	情報技術	台湾	3.61

< ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ >

順位	銘柄	国名	業種	口数(口)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B I C クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	-	34,081.63	273.32	9,315,058	319.12	10,876,244	99.67

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B I C クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	国名	組入比率(%)
TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	中国	10.05
MEITUAN	一般消費財・サービス	中国	4.45
HDFC BANK LTD	金融	インド	4.09
ICICI BANK LTD	金融	インド	3.43
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	情報技術	インド	3.38

< グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド >

順位	銘柄	国名	業種	口数(口)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラスⅠ受益証券	ルクセンブルグ	-	982,845.65	58.05	57,056,255	74.39	73,116,441	99.22

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド クラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	業種	クーポン(%)	満期日	格付け*	国名	組入比率(%)
MPT OPERATING PARTNERSHIP LP	ヘルスケアREIT	4.625	2029年8月1日	CCC	米国	1.77
THE NEW COMMUNICATIONS 2L NOTES	メディア・娯楽	10.875	2030年5月1日	CCC	米国	1.64
MC BRAZIL DOWNSTREAM TRADING SARL	石油精製	7.25	2031年6月30日	B	ブラジル	1.62
MAJORDRIVE HOLDINGS IV LLC	消費者製品	6.375	2029年6月1日	CCC	米国	1.48
CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC	ヘルスケア	5.625	2027年3月15日	B	米国	1.38

*複数の格付け機関による格付けがある場合、それを数値化して平均したものである。

< グローバル・シリーズ イールド・エクイティ >

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	100,192.52	244.35	24,481,596	346.08	34,674,405	99.19

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールドクラスⅠ受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5銘柄	国名	業種	組入比率(%)
MOLSON COORS BEVERAGE CO	米国	生活必需品	2.85
CONTINENTAL AG	ドイツ	一般消費財・サービス	2.78
BT GROUP PLC	イギリス	コミュニケーション・サービス	2.75
PANASONIC HOLDINGS CORP	日本	一般消費財・サービス	2.75
HENKEL AG & CO KGAA	ドイツ	生活必需品	2.71

< グローバル・シリーズ コモディティ >

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	50,882.67	124.28	6,323,629	124.38	6,328,792	99.20

< 参考情報 >

投資対象ファンド（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・コモディティクラス 受益証券）の上位組入銘柄

組入上位5コモディティ	セクター	組入比率(%)
金	金属	18.9
原油	エネルギー	8.7
天然ガス	エネルギー	7.3
大豆関連	農産物	6.8
小麦	農産物	6.4

< グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション >

順位	銘柄	国名	業種	口数（口）	取得原価（ユーロ）		時価（ユーロ）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラスクラス 受益証券	ルクセンブルグ	-	219,684.98	27.92	6,134,655	31.97	7,023,356	99.35

【投資不動産物件】（2024年12月末日現在）

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】（2024年12月末日現在）

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は、以下の通りである。

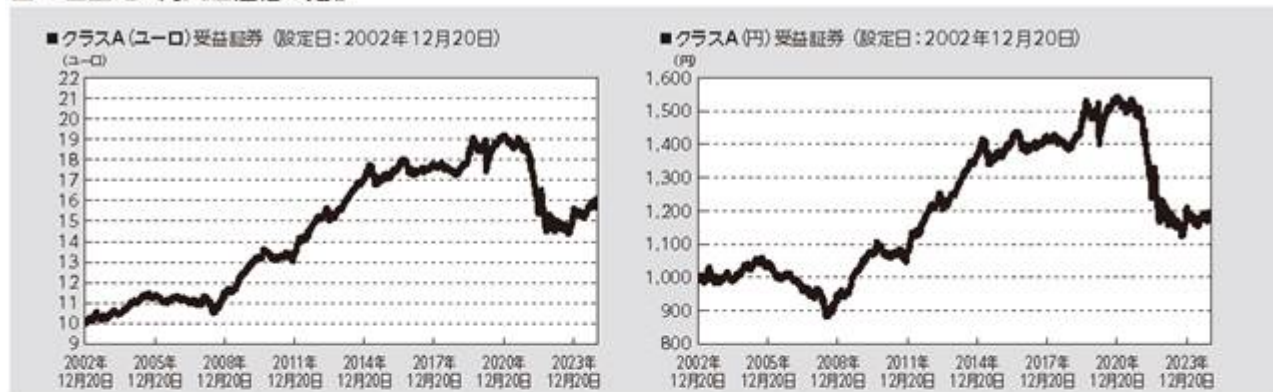
<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	純資産総額		１口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年 9 月30日)	44,280,689	7,302,771	A (ユーロ)	17.019ユーロ	2,807
			B (ユーロ)	15.966ユーロ	2,633
			A (円)	1,357円	-
			B (円)	1,277円	-
第14会計年度末 (2016年 9 月30日)	45,377,887	7,483,721	A (ユーロ)	17.979ユーロ	2,965
			A (円)	1,435円	-
第15会計年度末 (2017年 9 月30日)	37,284,213	6,148,912	A (ユーロ)	17.525ユーロ	2,890
			A (円)	1,402円	-
第16会計年度末 (2018年 9 月30日)	34,052,080	5,615,869	A (ユーロ)	17.438ユーロ	2,876
			A (円)	1,399円	-
第17会計年度末 (2019年 9 月30日)	34,906,335	5,756,753	A (ユーロ)	18.842ユーロ	3,107
			A (円)	1,512円	-
第18会計年度末 (2020年 9 月30日)	34,848,239	5,747,172	A (ユーロ)	18.913ユーロ	3,119
			A (円)	1,519円	-
第19会計年度末 (2021年 9 月30日)	30,861,148	5,089,621	A (ユーロ)	18.639ユーロ	3,074
			A (円)	1,502円	-
第20会計年度末 (2022年 9 月30日)	21,372,605	3,524,770	A (ユーロ)	14.829ユーロ	2,446
			A (円)	1,194円	-
第21会計年度末 (2023年 9 月30日)	19,473,525	3,211,574	A (ユーロ)	14.485ユーロ	2,389
			A (円)	1,133円	-
第22会計年度末 (2024年 9 月30日)	20,532,263	3,386,181	A (ユーロ)	15.821ユーロ	2,609
			A (円)	1,186円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	20,022,427	3,302,099	A（ユーロ）	15.429ユーロ	2,545
			A（円）	1,188円	-
2024年2月末日	20,071,607	3,310,209	A（ユーロ）	15.265ユーロ	2,518
			A（円）	1,172円	-
2024年3月末日	20,229,357	3,336,226	A（ユーロ）	15.483ユーロ	2,553
			A（円）	1,184円	-
2024年4月末日	20,011,824	3,300,350	A（ユーロ）	15.272ユーロ	2,519
			A（円）	1,164円	-
2024年5月末日	19,831,353	3,270,587	A（ユーロ）	15.266ユーロ	2,518
			A（円）	1,159円	-
2024年6月末日	19,890,054	3,280,268	A（ユーロ）	15.329ユーロ	2,528
			A（円）	1,160円	-
2024年7月末日	20,281,121	3,344,762	A（ユーロ）	15.625ユーロ	2,577
			A（円）	1,179円	-
2024年8月末日	20,356,247	3,357,152	A（ユーロ）	15.685ユーロ	2,587
			A（円）	1,179円	-
2024年9月末日	20,532,263	3,386,181	A（ユーロ）	15.821ユーロ	2,609
			A（円）	1,186円	-
2024年10月末日	20,226,913	3,335,822	A（ユーロ）	15.678ユーロ	2,586
			A（円）	1,171円	-
2024年11月末日	20,848,194	3,438,284	A（ユーロ）	15.986ユーロ	2,636
			A（円）	1,191円	-
2024年12月末日	20,513,890	3,383,151	A（ユーロ）	15.792ユーロ	2,604
			A（円）	1,172円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



(注) サブ・ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束、示唆または保証するものではない。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	33,894,897	5,589,946	A (ユーロ)	20.897ユーロ	3,446
			B (ユーロ)	19.606ユーロ	3,233
			A (円)	1,802円	-
			B (円)	1,721円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	32,465,374	5,354,189	A (ユーロ)	21.563ユーロ	3,556
			A (円)	1,871円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	30,141,092	4,970,869	A (ユーロ)	23.835ユーロ	3,931
			A (円)	2,077円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	35,148,347	5,796,665	A (ユーロ)	23.495ユーロ	3,875
			A (円)	2,057円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	31,562,046	5,205,213	A (ユーロ)	23.858ユーロ	3,935
			A (円)	2,097円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	28,788,356	4,747,776	A (ユーロ)	23.141ユーロ	3,816
			A (円)	2,049円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	28,741,601	4,740,065	A (ユーロ)	26.139ユーロ	4,311
			A (円)	2,328円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	21,778,387	3,591,692	A (ユーロ)	21.004ユーロ	3,464
			A (円)	1,882円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	20,436,055	3,370,314	A (ユーロ)	21.671ユーロ	3,574
			A (円)	1,891円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	22,339,014	3,684,150	A (ユーロ)	24.304ユーロ	4,008
			A (円)	2,038円	-

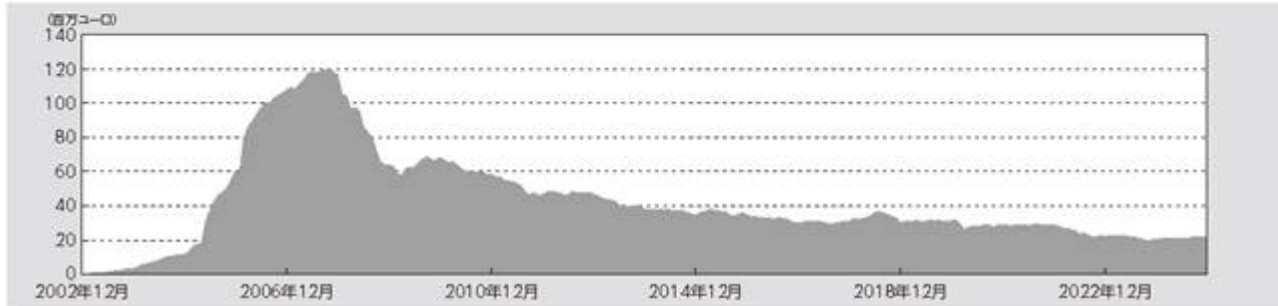
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	20,914,097	3,449,153	A（ユーロ）	23.010ユーロ	3,795
			A（円）	1,977円	-
2024年2月末日	20,956,043	3,456,071	A（ユーロ）	23.025ユーロ	3,797
			A（円）	1,972円	-
2024年3月末日	21,410,469	3,531,015	A（ユーロ）	23.666ユーロ	3,903
			A（円）	2,019円	-
2024年4月末日	20,993,934	3,462,320	A（ユーロ）	23.438ユーロ	3,865
			A（円）	1,993円	-
2024年5月末日	21,229,689	3,501,200	A（ユーロ）	24.032ユーロ	3,963
			A（円）	2,037円	-
2024年6月末日	20,915,255	3,449,344	A（ユーロ）	23.765ユーロ	3,919
			A（円）	2,008円	-
2024年7月末日	21,305,252	3,513,662	A（ユーロ）	24.119ユーロ	3,978
			A（円）	2,031円	-
2024年8月末日	21,388,891	3,527,456	A（ユーロ）	24.262ユーロ	4,001
			A（円）	2,039円	-
2024年9月末日	22,339,014	3,684,150	A（ユーロ）	24.304ユーロ	4,008
			A（円）	2,038円	-
2024年10月末日	21,763,879	3,589,299	A（ユーロ）	23.865ユーロ	3,936
			A（円）	1,993円	-
2024年11月末日	22,227,233	3,665,715	A（ユーロ）	24.337ユーロ	4,014
			A（円）	2,029円	-
2024年12月末日	22,149,557	3,652,905	A（ユーロ）	24.409ユーロ	4,026
			A（円）	2,028円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



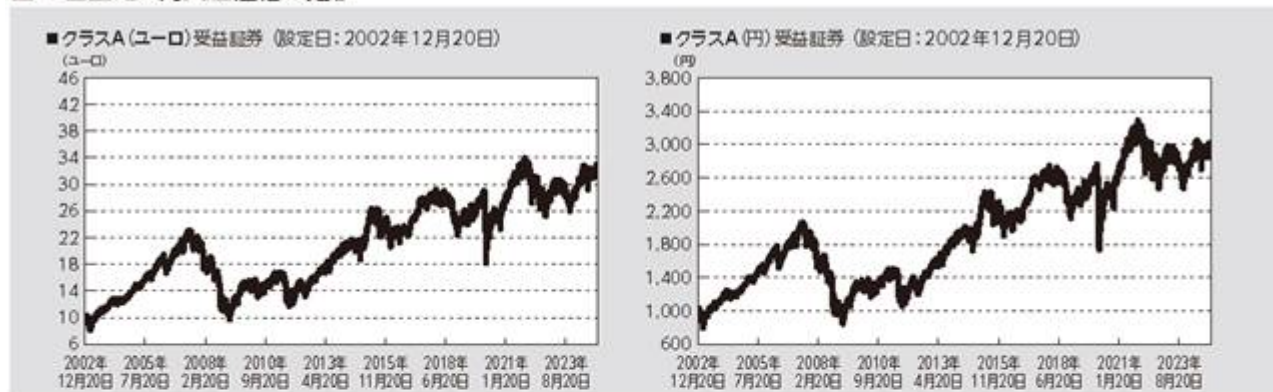
<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	56,033,768	9,241,089	A (ユーロ)	22.700ユーロ	3,744
			B (ユーロ)	21.295ユーロ	3,512
			A (円)	2,093円	-
			B (円)	1,966円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	50,606,844	8,346,081	A (ユーロ)	23.057ユーロ	3,803
			A (円)	2,146円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	38,252,335	6,308,575	A (ユーロ)	27.880ユーロ	4,598
			A (円)	2,613円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	36,952,740	6,094,246	A (ユーロ)	27.333ユーロ	4,508
			A (円)	2,575円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	32,543,071	5,367,003	A (ユーロ)	26.440ユーロ	4,360
			A (円)	2,510円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	26,983,716	4,450,154	A (ユーロ)	24.993ユーロ	4,122
			A (円)	2,400円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	32,863,924	5,419,918	A (ユーロ)	31.623ユーロ	5,215
			A (円)	3,060円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	23,717,783	3,911,537	A (ユーロ)	25.473ユーロ	4,201
			A (円)	2,493円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	22,494,720	3,709,829	A (ユーロ)	27.878ユーロ	4,598
			A (円)	2,665円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	22,597,896	3,726,845	A (ユーロ)	32.022ユーロ	5,281
			A (円)	2,947円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	22,389,401	3,692,460	A（ユーロ）	29.513ユーロ	4,867
			A（円）	2,779円	-
2024年2月末日	22,096,303	3,644,122	A（ユーロ）	29.869ユーロ	4,926
			A（円）	2,803円	-
2024年3月末日	22,623,097	3,731,001	A（ユーロ）	31.110ユーロ	5,131
			A（円）	2,908円	-
2024年4月末日	22,377,296	3,690,464	A（ユーロ）	30.949ユーロ	5,104
			A（円）	2,885円	-
2024年5月末日	23,356,454	3,851,946	A（ユーロ）	32.544ユーロ	5,367
			A（円）	3,023円	-
2024年6月末日	22,557,261	3,720,143	A（ユーロ）	31.701ユーロ	5,228
			A（円）	2,937円	-
2024年7月末日	22,844,549	3,767,523	A（ユーロ）	32.035ユーロ	5,283
			A（円）	2,957円	-
2024年8月末日	22,961,213	3,786,763	A（ユーロ）	32.207ユーロ	5,312
			A（円）	2,970円	-
2024年9月末日	22,597,896	3,726,845	A（ユーロ）	32.022ユーロ	5,281
			A（円）	2,947円	-
2024年10月末日	21,837,917	3,601,509	A（ユーロ）	31.151ユーロ	5,137
			A（円）	2,856円	-
2024年11月末日	22,400,412	3,694,276	A（ユーロ）	31.781ユーロ	5,241
			A（円）	2,908円	-
2024年12月末日	22,657,258	3,736,635	A（ユーロ）	32.371ユーロ	5,339
			A（円）	2,951円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

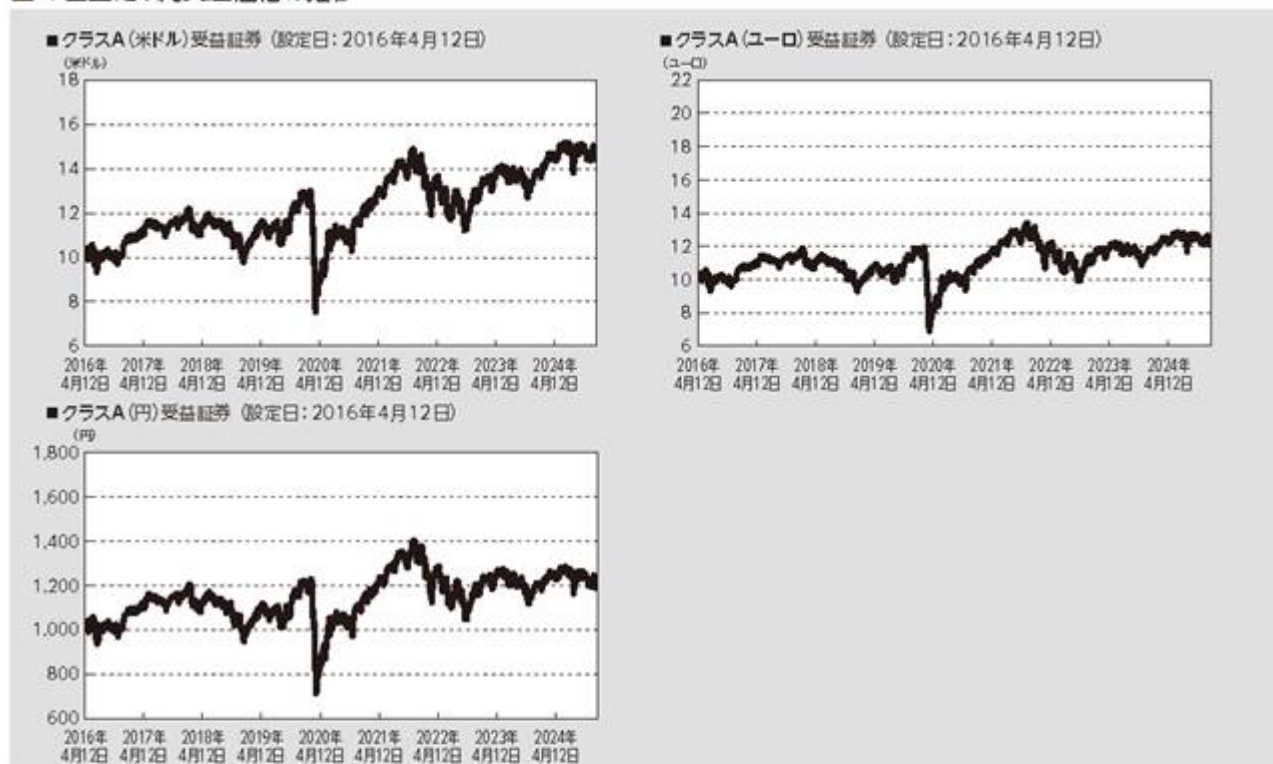
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第14会計年度末 (2016年9月30日)	7,904,734	1,303,649	A（米ドル）	10.027米ドル	1,586
			A（ユーロ）	9.948ユーロ	1,641
			A（円）	1,004円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	4,765,987	786,007	A（米ドル）	11.542米ドル	1,826
			A（ユーロ）	11.280ユーロ	1,860
			A（円）	1,144円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	10,339,508	1,705,192	A（米ドル）	11.402米ドル	1,804
			A（ユーロ）	10.878ユーロ	1,794
			A（円）	1,109円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	7,174,841	1,183,275	A（米ドル）	11.546米ドル	1,826
			A（ユーロ）	10.694ユーロ	1,764
			A（円）	1,097円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	5,251,417	866,064	A（米ドル）	10.868米ドル	1,719
			A（ユーロ）	9.885ユーロ	1,630
			A（円）	1,026円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	18,524,624	3,055,081	A（米ドル）	13.840米ドル	2,189
			A（ユーロ）	12.470ユーロ	2,057
			A（円）	1,304円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	14,739,768	2,430,883	A（米ドル）	11.348米ドル	1,795
			A（ユーロ）	10.009ユーロ	1,651
			A（円）	1,057円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	14,827,509	2,445,353	A（米ドル）	13.676米ドル	2,163
			A（ユーロ）	11.732ユーロ	1,935
			A（円）	1,209円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	11,977,820	1,975,382	A（米ドル）	14.974米ドル	2,369
			A（ユーロ）	12.634ユーロ	2,084
			A（円）	1,252円	-
2024年1月末日	14,255,306	2,350,985	A（米ドル）	14.158米ドル	2,240
			A（ユーロ）	12.074ユーロ	1,991
			A（円）	1,225円	-
2024年2月末日	14,054,840	2,317,924	A（米ドル）	14.371米ドル	2,273
			A（ユーロ）	12.239ユーロ	2,018
			A（円）	1,237円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年3月末日	14,064,527	2,319,522	A（米ドル）	14.696米ドル	2,325
			A（ユーロ）	12.499ユーロ	2,061
			A（円）	1,259円	-
2024年4月末日	13,164,285	2,171,054	A（米ドル）	14.497米ドル	2,293
			A（ユーロ）	12.314ユーロ	2,031
			A（円）	1,236円	-
2024年5月末日	13,328,780	2,198,182	A（米ドル）	14.991米ドル	2,371
			A（ユーロ）	12.714ユーロ	2,097
			A（円）	1,272円	-
2024年6月末日	12,746,051	2,102,079	A（米ドル）	14.874米ドル	2,353
			A（ユーロ）	12.597ユーロ	2,077
			A（円）	1,256円	-
2024年7月末日	12,783,515	2,108,257	A（米ドル）	14.974米ドル	2,369
			A（ユーロ）	12.661ユーロ	2,088
			A（円）	1,259円	-
2024年8月末日	12,663,303	2,088,432	A（米ドル）	15.086米ドル	2,386
			A（ユーロ）	12.744ユーロ	2,102
			A（円）	1,265円	-
2024年9月末日	11,977,820	1,975,382	A（米ドル）	14.974米ドル	2,369
			A（ユーロ）	12.634ユーロ	2,084
			A（円）	1,252円	-
2024年10月末日	11,272,186	1,859,009	A（米ドル）	14.428米ドル	2,282
			A（ユーロ）	12.157ユーロ	2,005
			A（円）	1,200円	-
2024年11月末日	11,559,299	1,906,360	A（米ドル）	14.657米ドル	2,318
			A（ユーロ）	12.341ユーロ	2,035
			A（円）	1,216円	-
2024年12月末日	11,266,569	1,858,083	A（米ドル）	14.578米ドル	2,306
			A（ユーロ）	12.257ユーロ	2,021
			A（円）	1,203円	-

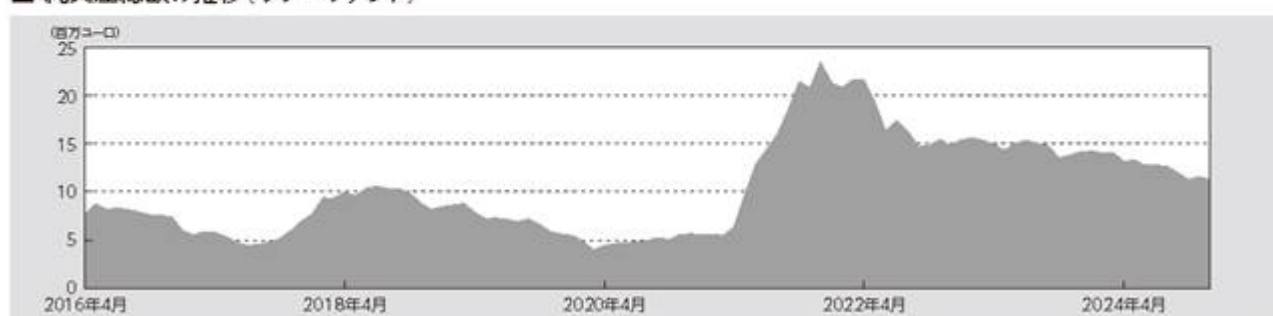
（注）ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブルは、2016年4月12日に運用を開始した。

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	49,862,293	7,887,218	A (米ドル)	12.355米ドル	1,954
			B (米ドル)	11.669米ドル	1,846
			A (円)	1,003円	-
			B (円)	948円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	5.731米ドル	907
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	634円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	43,401,235	6,865,207	A (米ドル)	12.861米ドル	2,034
			A (円)	1,034円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	5.476米ドル	866
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	512円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	34,490,721	5,455,742	A (米ドル)	12.904米ドル	2,041
			A (円)	1,022円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	5.009米ドル	792
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	521円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	29,165,989	4,613,476	A (米ドル)	12.629米ドル	1,998
			A (円)	978円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	4.433米ドル	701
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	466円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,197,196	4,460,232	A (米ドル)	13.690米ドル	2,165
			A (円)	1,029円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	4.307米ドル	681
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	433円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	25,789,956	4,079,455	A (米ドル)	14.267米ドル	2,257
			A (円)	1,053円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	3.994米ドル	632
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	393円	-

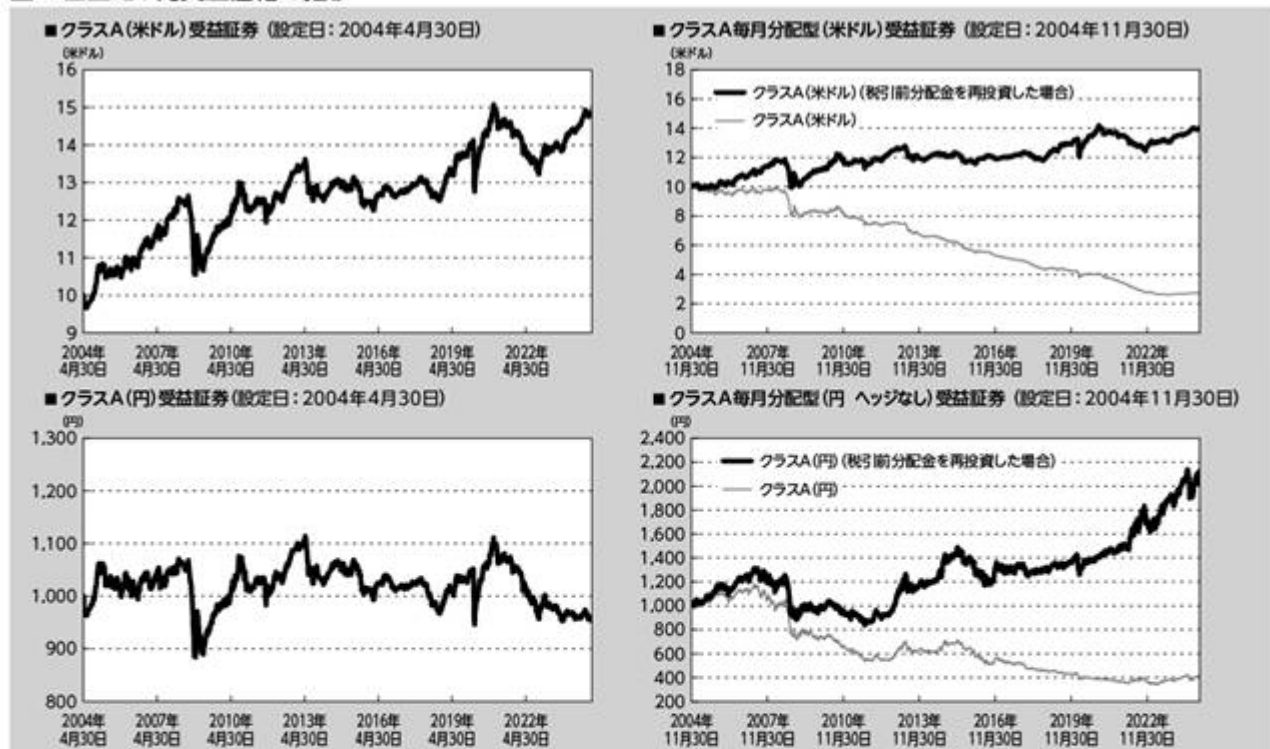
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第19会計年度末 (2021年9月30日)	22,831,217	3,611,442	A（米ドル）	14.455米ドル	2,286
			A（円）	1,062円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.573米ドル	565
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	372円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	17,364,460	2,746,710	A（米ドル）	13.399米ドル	2,119
			A（円）	973円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	2.851米ドル	451
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	391円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	15,405,568	2,436,853	A（米ドル）	13.901米ドル	2,199
			A（円）	960円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	2.615米ドル	414
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	381円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	14,968,221	2,367,673	A（米ドル）	14.911米ドル	2,359
			A（円）	973円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	2.750米ドル	435
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	384円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	15,247,886	2,411,911	A（米ドル）	14.299米ドル	2,262
			A（円）	968円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.672米ドル	423
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	385円	-
2024年2月末日	15,140,870	2,394,983	A（米ドル）	14.370米ドル	2,273
			A（円）	968円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.681米ドル	424
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	392円	-
2024年3月末日	14,979,541	2,369,464	A（米ドル）	14.425米ドル	2,282
			A（円）	967円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.687米ドル	425
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	397円	-
2024年4月末日	14,544,354	2,300,626	A（米ドル）	14.327米ドル	2,266
			A（円）	956円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.664米ドル	421
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	409円	-
2024年5月末日	14,552,916	2,301,980	A（米ドル）	14.437米ドル	2,284
			A（円）	959円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.680米ドル	424
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	410円	-
2024年6月末日	14,559,475	2,303,018	A（米ドル）	14.500米ドル	2,294
			A（円）	959円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.688米ドル	425
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	421円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年7月末日	14,675,439	2,321,361	A（米ドル）	14.617米ドル	2,312
			A（円）	962円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.705米ドル	428
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	397円	-
2024年8月末日	14,828,529	2,345,577	A（米ドル）	14.767米ドル	2,336
			A（円）	967円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.728米ドル	432
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	388円	-
2024年9月末日	14,968,221	2,367,673	A（米ドル）	14.911米ドル	2,359
			A（円）	973円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.750米ドル	435
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	384円	-
2024年10月末日	14,557,299	2,302,674	A（米ドル）	14.782米ドル	2,338
			A（円）	959円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.722米ドル	431
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	406円	-
2024年11月末日	14,579,803	2,306,233	A（米ドル）	14.805米ドル	2,342
			A（円）	958円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.721米ドル	430
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	398円	-
2024年12月末日	14,512,638	2,295,609	A（米ドル）	14.825米ドル	2,345
			A（円）	955円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	2.720米ドル	430
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	418円	-

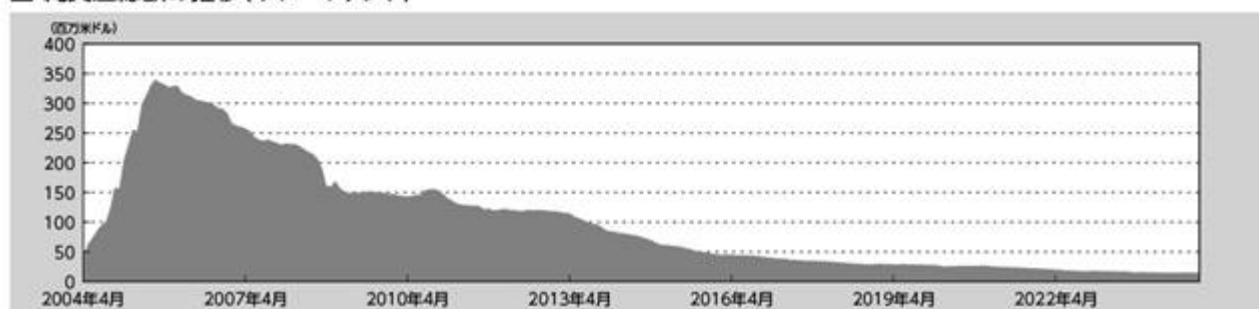
< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



[次へ](#)

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	9,793,530	1,549,141	A (米ドル)	13.395米ドル	2,119
			B (米ドル)	12.653米ドル	2,001
			A (円)	1,090円	-
			B (円)	1,030円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	9,331,056	1,475,986	A (米ドル)	14.486米ドル	2,291
			A (円)	1,167円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	8,440,857	1,335,175	A (米ドル)	14.910米ドル	2,358
			A (円)	1,182円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	6,789,558	1,073,972	A (米ドル)	14.032米ドル	2,220
			A (円)	1,087円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,501,055	1,028,337	A (米ドル)	14.395米ドル	2,277
			A (円)	1,084円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	6,771,386	1,071,098	A (米ドル)	14.394米ドル	2,277
			A (円)	1,066円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	5,056,137	799,780	A (米ドル)	14.480米ドル	2,290
			A (円)	1,066円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	3,555,337	562,383	A (米ドル)	12.108米ドル	1,915
			A (円)	880円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	4,143,806	655,467	A (米ドル)	13.051米ドル	2,064
			A (円)	901円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	3,647,577	576,974	A (米ドル)	14.280米ドル	2,259
			A (円)	930円	-

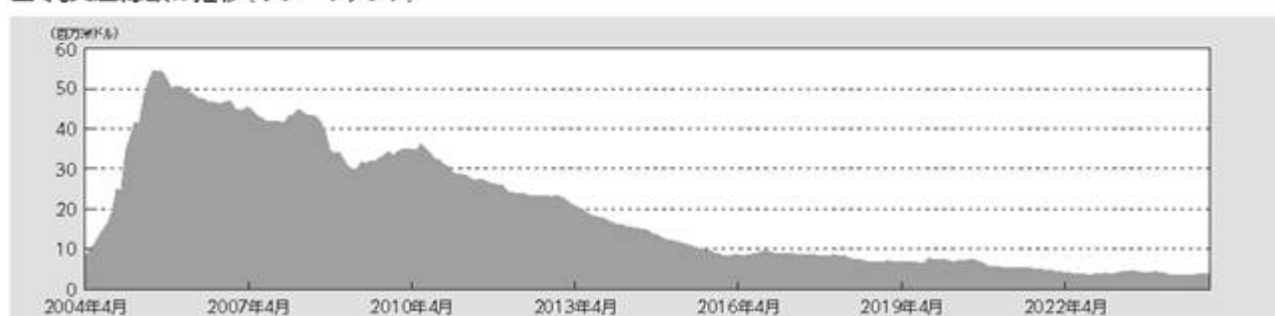
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	4,162,301	658,393	A（米ドル）	13.753米ドル	2,175
			A（円）	930円	-
2024年2月末日	3,914,238	619,154	A（米ドル）	13.771米ドル	2,178
			A（円）	926円	-
2024年3月末日	3,576,385	565,713	A（米ドル）	13.853米ドル	2,191
			A（円）	927円	-
2024年4月末日	3,512,313	555,578	A（米ドル）	13.726米ドル	2,171
			A（円）	914円	-
2024年5月末日	3,522,698	557,220	A（米ドル）	13.836米ドル	2,189
			A（円）	917円	-
2024年6月末日	3,450,153	545,745	A（米ドル）	13.618米ドル	2,154
			A（円）	899円	-
2024年7月末日	3,483,760	551,061	A（米ドル）	13.689米ドル	2,165
			A（円）	899円	-
2024年8月末日	3,562,354	563,493	A（米ドル）	13.962米ドル	2,209
			A（円）	912円	-
2024年9月末日	3,647,577	576,974	A（米ドル）	14.280米ドル	2,259
			A（円）	930円	-
2024年10月末日	3,787,659	599,132	A（米ドル）	13.851米ドル	2,191
			A（円）	897円	-
2024年11月末日	3,799,589	601,019	A（米ドル）	13.857米ドル	2,192
			A（円）	894円	-
2024年12月末日	3,694,095	584,332	A（米ドル）	13.684米ドル	2,165
			A（円）	878円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	23,613,600	3,735,199	A (米ドル)	27.267米ドル	4,313
			B (米ドル)	25.754米ドル	4,074
			A (円)	2,387円	-
			B (円)	2,254円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	26,515,991	4,194,299	A (米ドル)	33.509米ドル	5,300
			A (円)	2,922円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	27,986,288	4,426,871	A (米ドル)	42.028米ドル	6,648
			A (円)	3,613円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	31,382,064	4,964,015	A (米ドル)	43.894米ドル	6,943
			A (円)	3,696円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,103,003	4,445,333	A (米ドル)	42.776米ドル	6,766
			A (円)	3,516円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	35,927,465	5,683,006	A (米ドル)	58.562米ドル	9,263
			A (円)	4,760円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	55,695,508	8,809,915	A (米ドル)	64.444米ドル	10,194
			A (円)	5,214円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	30,392,811	4,807,535	A (米ドル)	42.760米ドル	6,764
			A (円)	3,422円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	27,861,326	4,407,105	A (米ドル)	44.467米ドル	7,034
			A (円)	3,365円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	26,424,537	4,179,833	A (米ドル)	51.285米ドル	8,112
			A (円)	3,663円	-

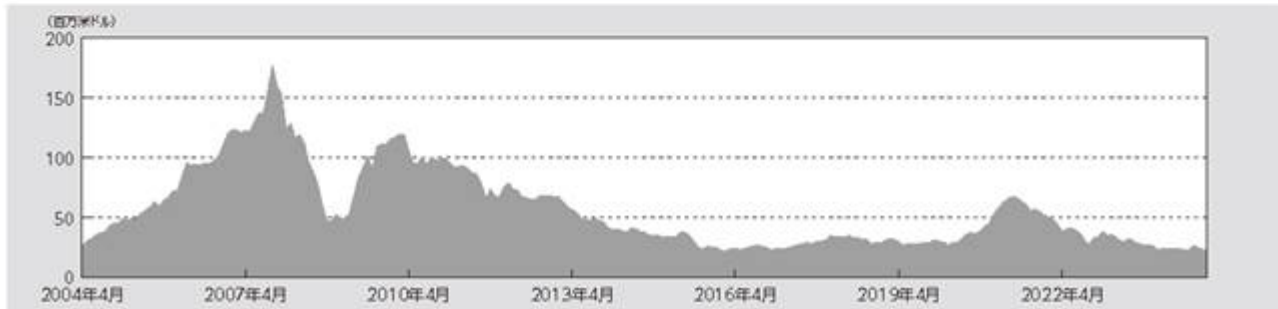
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	22,680,531	3,587,606	A（米ドル）	39.010米ドル	6,171
			A（円）	2,887円	-
2024年2月末日	23,777,864	3,761,183	A（米ドル）	42.114米ドル	6,662
			A（円）	3,101円	-
2024年3月末日	23,826,805	3,768,924	A（米ドル）	42.885米ドル	6,784
			A（円）	3,143円	-
2024年4月末日	24,231,939	3,833,008	A（米ドル）	44.371米ドル	7,019
			A（円）	3,238円	-
2024年5月末日	24,177,452	3,824,389	A（米ドル）	45.154米ドル	7,142
			A（円）	3,276円	-
2024年6月末日	23,360,232	3,695,121	A（米ドル）	44.842米ドル	7,093
			A（円）	3,238円	-
2024年7月末日	22,481,347	3,556,099	A（米ドル）	43.361米ドル	6,859
			A（円）	3,114円	-
2024年8月末日	22,864,255	3,616,668	A（米ドル）	44.033米ドル	6,965
			A（円）	3,155円	-
2024年9月末日	26,424,537	4,179,833	A（米ドル）	51.285米ドル	8,112
			A（円）	3,663円	-
2024年10月末日	24,286,084	3,841,573	A（米ドル）	48.102米ドル	7,609
			A（円）	3,420円	-
2024年11月末日	23,298,226	3,685,313	A（米ドル）	46.312米ドル	7,326
			A（円）	3,281円	-
2024年12月末日	22,899,595	3,622,258	A（米ドル）	46.403米ドル	7,340
			A（円）	3,271円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



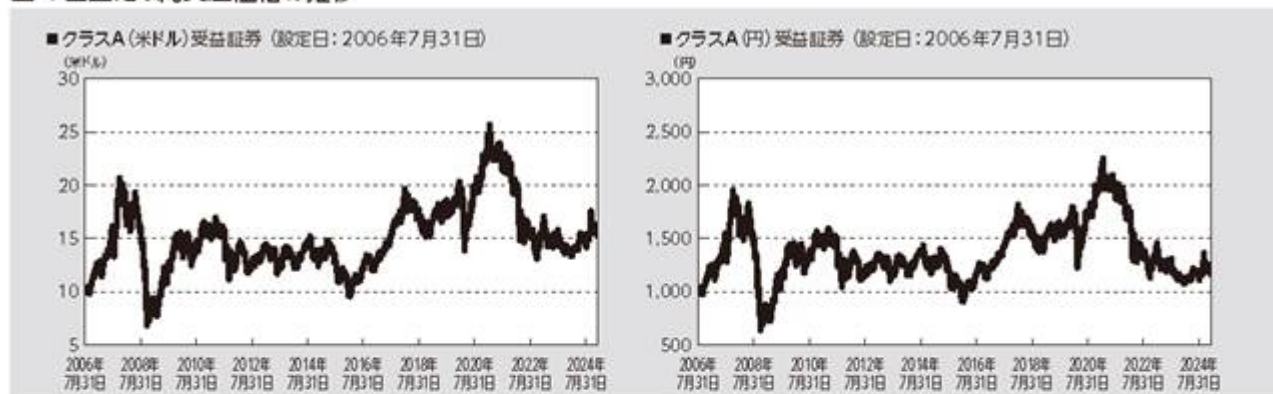
<ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	33,178,633	5,248,196	A (米ドル)	11.098米ドル	1,755
			B (米ドル)	10.602米ドル	1,677
			A (円)	1,049円	-
			B (円)	1,002円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	35,170,225	5,563,226	A (米ドル)	13.041米ドル	2,063
			A (円)	1,230円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	33,193,069	5,250,480	A (米ドル)	16.281米ドル	2,575
			A (円)	1,513円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	30,052,621	4,753,724	A (米ドル)	16.674米ドル	2,637
			A (円)	1,516円	-
第17会計年度末 (2019年9月30日)	28,629,982	4,528,691	A (米ドル)	17.628米ドル	2,788
			A (円)	1,563円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	26,067,397	4,123,341	A (米ドル)	19.661米ドル	3,110
			A (円)	1,728円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	23,258,362	3,679,008	A (米ドル)	21.537米ドル	3,407
			A (円)	1,886円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	12,810,535	2,026,370	A (米ドル)	13.967米ドル	2,209
			A (円)	1,210円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	11,655,198	1,843,619	A (米ドル)	14.182米ドル	2,243
			A (円)	1,165円	-
第22会計年度末 (2024年9月30日)	12,718,939	2,011,882	A (米ドル)	16.866米ドル	2,668
			A (円)	1,309円	-

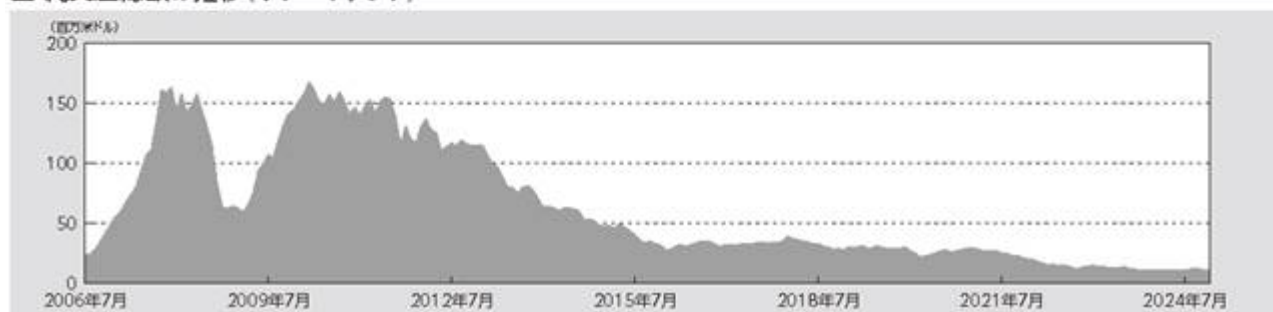
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	10,598,528	1,676,475	A（米ドル）	13.367米ドル	2,114
			A（円）	1,074円	-
2024年2月末日	10,942,595	1,730,900	A（米ドル）	14.026米ドル	2,219
			A（円）	1,122円	-
2024年3月末日	10,952,161	1,732,413	A（米ドル）	14.172米ドル	2,242
			A（円）	1,128円	-
2024年4月末日	10,992,128	1,738,735	A（米ドル）	14.559米ドル	2,303
			A（円）	1,154円	-
2024年5月末日	11,131,052	1,760,710	A（米ドル）	14.730米ドル	2,330
			A（円）	1,161円	-
2024年6月末日	11,175,572	1,767,752	A（米ドル）	14.903米ドル	2,357
			A（円）	1,170円	-
2024年7月末日	11,112,200	1,757,728	A（米ドル）	14.827米ドル	2,345
			A（円）	1,158円	-
2024年8月末日	11,400,865	1,803,389	A（米ドル）	15.163米ドル	2,398
			A（円）	1,180円	-
2024年9月末日	12,718,939	2,011,882	A（米ドル）	16.866米ドル	2,668
			A（円）	1,309円	-
2024年10月末日	11,494,838	1,818,253	A（米ドル）	15.829米ドル	2,504
			A（円）	1,222円	-
2024年11月末日	11,221,639	1,775,039	A（米ドル）	15.525米ドル	2,456
			A（円）	1,195円	-
2024年12月末日	10,912,528	1,726,144	A（米ドル）	15.275米ドル	2,416
			A（円）	1,169円	-

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	169,007,148	26,733,551	A（米ドル）	15.889米ドル	2,513
			A（円）	1,564円	-
			A（豪ドル）	19.133豪ドル	1,885
			A（ユーロ）	15.731ユーロ	2,594
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.957米ドル	1,259
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,012円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.891ユーロ	1,301
			A 毎月分配型 （豪ドル）	7.614豪ドル	750
第14会計年度末 (2016年9月30日)	174,101,272	27,539,339	A（米ドル）	17.253米ドル	2,729
			A（円）	1,686円	-
			A（豪ドル）	21.086豪ドル	2,077
			A（ユーロ）	16.901ユーロ	2,787
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.743米ドル	1,225
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	844円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.587ユーロ	1,251
			A 毎月分配型 （豪ドル）	7.291豪ドル	718
第15会計年度末 (2017年9月30日)	206,567,540	32,674,853	A（米ドル）	18.663米ドル	2,952
			A（円）	1,795円	-
			A（豪ドル）	22.984豪ドル	2,264
			A（ユーロ）	17.955ユーロ	2,961
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.503米ドル	1,187
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	925円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	7.194ユーロ	1,186
			A 毎月分配型 （豪ドル）	6.945豪ドル	684

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第16会計年度末 (2018年9月30日)	174,180,870	27,551,930	A（米ドル）	18.750米ドル	2,966
			A（円）	1,765円	-
			A（豪ドル）	23.098豪ドル	2,275
			A（ユーロ）	17.605ユーロ	2,903
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.693米ドル	1,059
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	852円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	6.221ユーロ	1,026
			A 毎月分配型 （豪ドル）	6.013豪ドル	592
第17会計年度末 (2019年9月30日)	164,420,897	26,008,097	A（米ドル）	19.634米ドル	3,106
			A（円）	1,798円	-
			A（豪ドル）	23.984豪ドル	2,362
			A（ユーロ）	17.861ユーロ	2,946
			A 毎月分配型 （米ドル）	6.133米ドル	970
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	764円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.451ユーロ	899
			A 毎月分配型 （豪ドル）	5.247豪ドル	517
第18会計年度末 (2020年9月30日)	145,096,840	22,951,418	A（米ドル）	19.494米ドル	3,084
			A（円）	1,746円	-
			A（豪ドル）	23.382豪ドル	2,303
			A（ユーロ）	17.311ユーロ	2,855
			A 毎月分配型 （米ドル）	5.238米ドル	829
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	659円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.441ユーロ	732
			A 毎月分配型 （豪ドル）	4.151豪ドル	409

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第19会計年度末 (2021年9月30日)	134,883,708	21,335,905	A（米ドル）	21.660米ドル	3,426
			A（円）	1,932円	-
			A（豪ドル）	25.876豪ドル	2,549
			A（ユーロ）	19.051ユーロ	3,142
			A 毎月分配型 （米ドル）	4.954米ドル	784
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	685円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.025ユーロ	664
			A 毎月分配型 （豪ドル）	3.606豪ドル	355
第20会計年度末 (2022年9月30日)	79,940,960	12,645,061	A（米ドル）	18.178米ドル	2,875
			A（円）	1,601円	-
			A（豪ドル）	21.546豪ドル	2,122
			A（ユーロ）	15.715ユーロ	2,592
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.406米ドル	539
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	654円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.573ユーロ	424
			A 毎月分配型 （豪ドル）	2.141豪ドル	211
第21会計年度末 (2023年9月30日)	74,665,245	11,810,548	A（米ドル）	20.053米ドル	3,172
			A（円）	1,679円	-
			A（豪ドル）	23.439豪ドル	2,309
			A（ユーロ）	16.916ユーロ	2,790
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.139米ドル	497
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	674円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.170ユーロ	358
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.646豪ドル	162

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第22会計年度末 (2024年9月30日)	78,652,742	12,441,291	A（米ドル）	22.875米ドル	3,618
			A（円）	1,808円	-
			A（豪ドル）	26.412豪ドル	2,602
			A（ユーロ）	18.979ユーロ	3,130
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.475米ドル	550
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	715円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.362ユーロ	390
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.800豪ドル	177
2024年1月末日	76,912,796	12,166,066	A（米ドル）	21.345米ドル	3,376
			A（円）	1,751円	-
			A（豪ドル）	24.829豪ドル	2,446
			A（ユーロ）	17.902ユーロ	2,952
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.308米ドル	523
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	702円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.273ユーロ	375
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.727豪ドル	170
2024年2月末日	75,643,058	11,965,219	A（米ドル）	21.364米ドル	3,379
			A（円）	1,744円	-
			A（豪ドル）	24.828豪ドル	2,446
			A（ユーロ）	17.896ユーロ	2,951
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.303米ドル	522
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	712円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.267ユーロ	374
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.722豪ドル	170

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年3月末日	75,474,086	11,938,491	A（米ドル）	21.670米ドル	3,428
			A（円）	1,760円	-
			A（豪ドル）	25.155豪ドル	2,478
			A（ユーロ）	18.128ユーロ	2,990
			A 毎月分配型（米ドル）	3.342米ドル	529
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	727円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.291ユーロ	378
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.741豪ドル	171
2024年4月末日	74,121,477	11,724,535	A（米ドル）	21.507米ドル	3,402
			A（円）	1,739円	-
			A（豪ドル）	24.942豪ドル	2,457
			A（ユーロ）	17.968ユーロ	2,963
			A 毎月分配型（米ドル）	3.309米ドル	523
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	750円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.265ユーロ	374
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.721豪ドル	170
2024年5月末日	74,089,726	11,719,513	A（米ドル）	21.467米ドル	3,396
			A（円）	1,727円	-
			A（豪ドル）	24.867豪ドル	2,449
			A（ユーロ）	17.910ユーロ	2,954
			A 毎月分配型（米ドル）	3.294米ドル	521
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	743円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.252ユーロ	371
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.712豪ドル	169

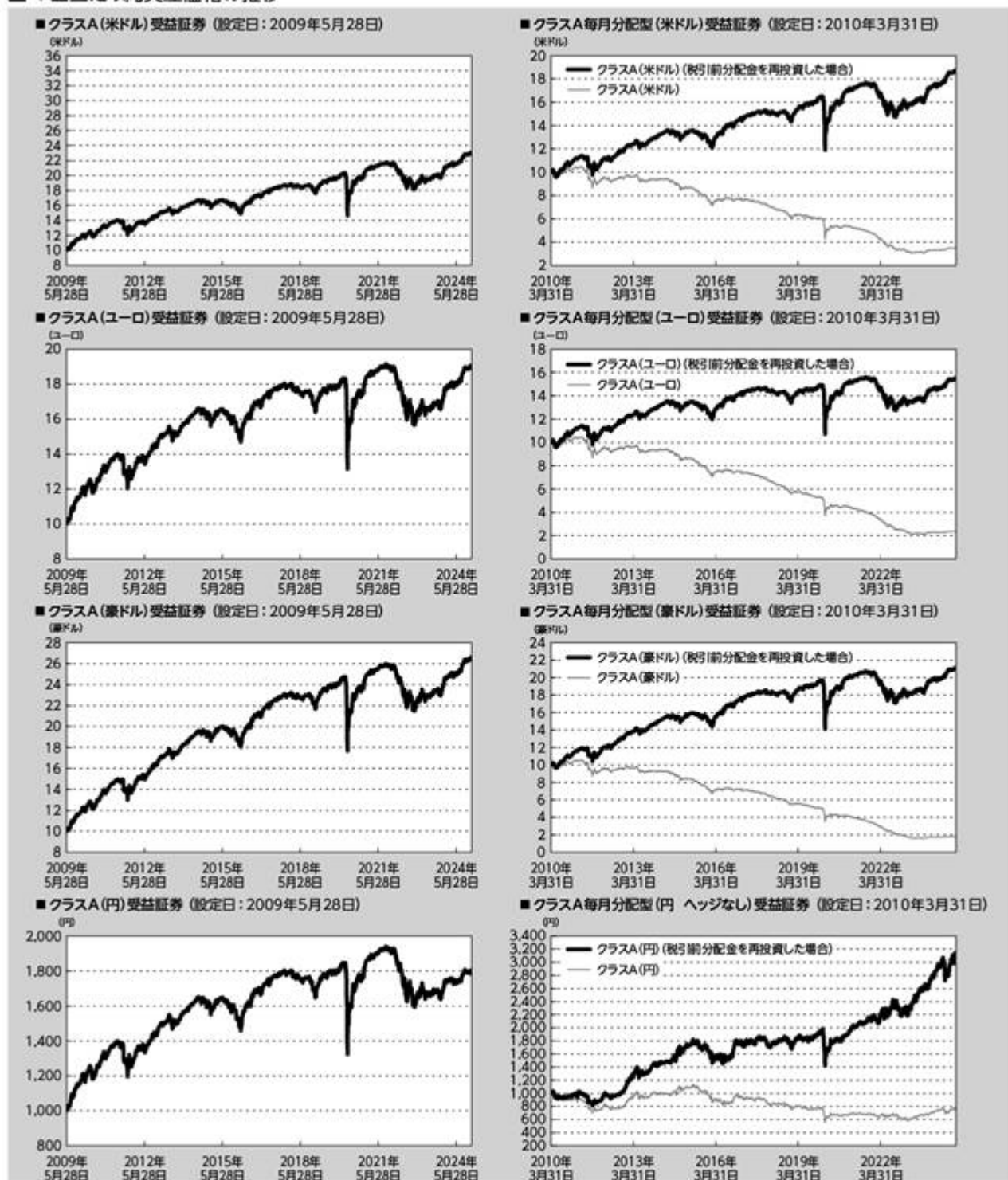
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年6月末日	74,176,640	11,733,261	A（米ドル）	21.676米ドル	3,429
			A（円）	1,737円	-
			A（豪ドル）	25.089豪ドル	2,471
			A（ユーロ）	18.064ユーロ	2,979
			A 毎月分配型（米ドル）	3.318米ドル	525
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	766円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.265ユーロ	374
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.723豪ドル	170
2024年7月末日	74,897,915	11,847,352	A（米ドル）	22.049米ドル	3,488
			A（円）	1,758円	-
			A（豪ドル）	25.505豪ドル	2,512
			A（ユーロ）	18.348ユーロ	3,026
			A 毎月分配型（米ドル）	3.367米ドル	533
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	728円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.295ユーロ	378
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.747豪ドル	172
2024年8月末日	76,641,811	12,123,202	A（米ドル）	22.445米ドル	3,550
			A（円）	1,781円	-
			A（豪ドル）	25.932豪ドル	2,554
			A（ユーロ）	18.645ユーロ	3,075
			A 毎月分配型（米ドル）	3.419米ドル	541
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	716円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.327ユーロ	384
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.772豪ドル	175

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年9月末日	78,652,742	12,441,291	A（米ドル）	22.875米ドル	3,618
			A（円）	1,808円	-
			A（豪ドル）	26.412豪ドル	2,602
			A（ユーロ）	18.979ユーロ	3,130
			A 毎月分配型（米ドル）	3.475米ドル	550
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	715円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.362ユーロ	390
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.800豪ドル	177
2024年10月末日	75,661,076	11,968,069	A（米ドル）	22.775米ドル	3,603
			A（円）	1,790円	-
			A（豪ドル）	26.281豪ドル	2,589
			A（ユーロ）	18.867ユーロ	3,112
			A 毎月分配型（米ドル）	3.452米ドル	546
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	760円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.342ユーロ	386
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.786豪ドル	176
2024年11月末日	75,312,121	11,912,871	A（米ドル）	22.881米ドル	3,619
			A（円）	1,794円	-
			A（豪ドル）	26.397豪ドル	2,600
			A（ユーロ）	18.932ユーロ	3,122
			A 毎月分配型（米ドル）	3.459米ドル	547
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	746円	-
			A 毎月分配型（ユーロ）	2.344ユーロ	387
			A 毎月分配型（豪ドル）	1.789豪ドル	176

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年12月末日	73,690,509	11,656,365	A（米ドル）	22.879米ドル	3,619
			A（円）	1,785円	-
			A（豪ドル）	26.386豪ドル	2,599
			A（ユーロ）	18.904ユーロ	3,118
			A 毎月分配型 （米ドル）	3.450米ドル	546
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	782円	-
			A 毎月分配型 （ユーロ）	2.335ユーロ	385
			A 毎月分配型 （豪ドル）	1.785豪ドル	176

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	60,377,109	9,550,451	A (米ドル)	11.849米ドル	1,874
			B (米ドル)	11.320米ドル	1,791
			A (円)	1,090円	-
			B (円)	1,041円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	8.578米ドル	1,357
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	828円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	17.059ユーロ	2,813
			A (豪ドル ヘッジなし)	18.431豪ドル	1,815
			A 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	14.928ユーロ	2,462
			A 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	15.949豪ドル	1,571
第14会計年度末 (2016年9月30日)	52,148,452	8,248,842	A (米ドル)	12.528米ドル	1,982
			A (円)	1,151円	-
			A 毎月分配型 (米ドル)	8.758米ドル	1,385
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	709円	-
			A (ユーロ ヘッジなし)	18.068ユーロ	2,980
			A (豪ドル ヘッジなし)	17.903豪ドル	1,763
			A 毎月分配型 (ユーロ ヘッジなし)	15.501ユーロ	2,556
			A 毎月分配型 (豪ドル ヘッジなし)	15.192豪ドル	1,496

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第15会計年度末 (2017年9月30日)	46,584,691	7,368,766	A（米ドル）	15.338米ドル	2,426
			A（円）	1,393円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.390米ドル	1,643
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	929円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	20.898ユーロ	3,446
			A （豪ドル ヘッジなし）	21.362豪ドル	2,104
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	17.618ユーロ	2,906
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	17.804豪ドル	1,754
第16会計年度末 (2018年9月30日)	57,559,140	9,104,705	A（米ドル）	16.262米ドル	2,572
			A（円）	1,445円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.713米ドル	1,695
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	964円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.623ユーロ	3,731
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.610豪ドル	2,424
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.765ユーロ	3,095
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	20.193豪ドル	1,989
第17会計年度末 (2019年9月30日)	52,122,415	8,244,724	A（米ドル）	15.295米ドル	2,419
			A（円）	1,325円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	9.777米ドル	1,547
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	834円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	22.619ユーロ	3,730
			A （豪ドル ヘッジなし）	24.755豪ドル	2,438
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.450ユーロ	3,043
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	19.999豪ドル	1,970

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第18会計年度末 (2020年9月30日)	39,911,002	6,313,122	A（米ドル）	12.399米ドル	1,961
			A（円）	1,064円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	7.652米ドル	1,210
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	635円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	17.064ユーロ	2,814
			A （豪ドル ヘッジなし）	18.983豪ドル	1,870
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	13.659ユーロ	2,253
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	15.078豪ドル	1,485
第19会計年度末 (2021年9月30日)	48,419,259	7,658,958	A（米ドル）	17.989米ドル	2,846
			A（円）	1,541円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.771米ドル	1,704
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	941円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	25.013ユーロ	4,125
			A （豪ドル ヘッジなし）	27.261豪ドル	2,685
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	19.682ユーロ	3,246
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	21.310豪ドル	2,099
第20会計年度末 (2022年9月30日)	31,727,450	5,018,648	A（米ドル）	14.181米ドル	2,243
			A（円）	1,199円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	8.247米ドル	1,305
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	929円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	23.431ユーロ	3,864
			A （豪ドル ヘッジなし）	23.911豪ドル	2,355
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	18.164ユーロ	2,996
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	18.421豪ドル	1,814

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第21会計年度末 (2023年9月30日)	35,489,746	5,613,768	A（米ドル）	18.108米ドル	2,864
			A（円）	1,446円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	10.215米ドル	1,616
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,190円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	27.534ユーロ	4,541
			A （豪ドル ヘッジなし）	30.467豪ドル	3,001
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	20.924ユーロ	3,451
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	23.020豪ドル	2,267
第22会計年度末 (2024年9月30日)	38,236,122	6,048,190	A（米ドル）	21.158米ドル	3,347
			A（円）	1,595円	-
			A 毎月分配型 （米ドル）	11.583米ドル	1,832
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	1,293円	-
			A （ユーロ ヘッジなし）	30.472ユーロ	5,025
			A （豪ドル ヘッジなし）	33.367豪ドル	3,287
			A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジなし）	22.470ユーロ	3,706
			A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジなし）	24.464豪ドル	2,410

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年1月末日	36,502,620	5,773,984	A（米ドル）	19.077米ドル	3,018
			A（円）	1,491円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.655米ドル	1,685
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,227円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	28.314ユーロ	4,670
			A（豪ドル ヘッジなし）	31.597豪ドル	3,112
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	21.302ユーロ	3,513
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	23.636豪ドル	2,328
2024年2月末日	36,253,966	5,734,652	A（米ドル）	18.972米ドル	3,001
			A（円）	1,476円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.569米ドル	1,672
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,236円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	28.212ユーロ	4,653
			A（豪ドル ヘッジなし）	31.828豪ドル	3,135
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	21.171ユーロ	3,492
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	23.748豪ドル	2,339
2024年3月末日	36,857,694	5,830,150	A（米ドル）	19.745米ドル	3,123
			A（円）	1,528円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.973米ドル	1,736
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,296円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	29.422ユーロ	4,852
			A（豪ドル ヘッジなし）	33.105豪ドル	3,261
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.025ユーロ	3,632
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	24.640豪ドル	2,427

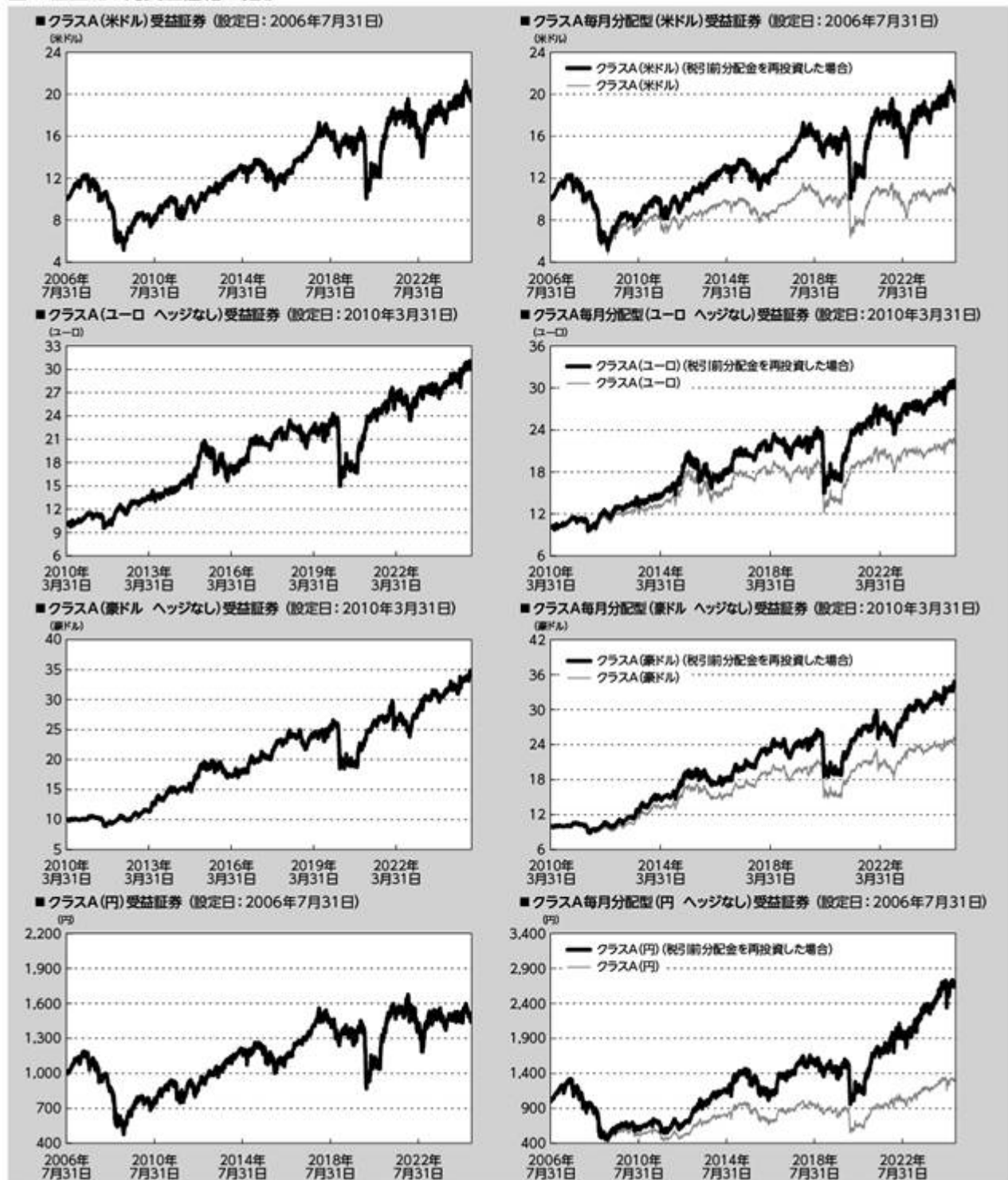
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年4月末日	35,479,675	5,612,175	A（米ドル）	19.097米ドル	3,021
			A（円）	1,471円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.587米ドル	1,675
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,302円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	28.767ユーロ	4,744
			A（豪ドル ヘッジなし）	32.102豪ドル	3,162
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	21.480ユーロ	3,542
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	23.834豪ドル	2,348
2024年5月末日	36,078,494	5,706,896	A（米ドル）	19.669米ドル	3,111
			A（円）	1,508円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.876米ドル	1,720
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,332円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	29.137ユーロ	4,805
			A（豪ドル ヘッジなし）	32.241豪ドル	3,176
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	21.702ユーロ	3,579
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	23.877豪ドル	2,352
2024年6月末日	34,459,733	5,450,841	A（米ドル）	18.901米ドル	2,990
			A（円）	1,442円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.425米ドル	1,649
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,306円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	28.455ユーロ	4,693
			A（豪ドル ヘッジなし）	30.967豪ドル	3,050
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	21.141ユーロ	3,487
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	22.876豪ドル	2,253

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年7月末日	36,675,837	5,801,384	A（米ドル）	20.202米ドル	3,196
			A（円）	1,533円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	11.115米ドル	1,758
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,305円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	30.033ユーロ	4,953
			A（豪ドル ヘッジなし）	33.827豪ドル	3,332
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.258ユーロ	3,671
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	24.926豪ドル	2,455
2024年8月末日	37,272,004	5,895,686	A（米ドル）	20.614米ドル	3,261
			A（円）	1,559円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	11.313米ドル	1,789
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,286円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	30.019ユーロ	4,951
			A（豪ドル ヘッジなし）	33.197豪ドル	3,270
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.192ユーロ	3,660
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	24.401豪ドル	2,403
2024年9月末日	38,236,122	6,048,190	A（米ドル）	21.158米ドル	3,347
			A（円）	1,595円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	11.583米ドル	1,832
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,293円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	30.472ユーロ	5,025
			A（豪ドル ヘッジなし）	33.367豪ドル	3,287
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.470ユーロ	3,706
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	24.464豪ドル	2,410

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年10月末日	35,637,698	5,637,171	A（米ドル）	20.179米ドル	3,192
			A（円）	1,512円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	11.019米ドル	1,743
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,316円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	29.947ユーロ	4,939
			A（豪ドル ヘッジなし）	33.670豪ドル	3,316
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.028ユーロ	3,633
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	24.625豪ドル	2,426
2024年11月末日	35,810,749	5,664,544	A（米ドル）	20.177米ドル	3,192
			A（円）	1,507円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.991米ドル	1,739
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,287円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	30.791ユーロ	5,078
			A（豪ドル ヘッジなし）	33.908豪ドル	3,340
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.592ユーロ	3,726
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	24.737豪ドル	2,437
2024年12月末日	34,956,407	5,529,404	A（米ドル）	19.580米ドル	3,097
			A（円）	1,455円	-
			A 毎月分配型（米ドル）	10.639米ドル	1,683
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,308円	-
			A（ユーロ ヘッジなし）	30.377ユーロ	5,010
			A（豪ドル ヘッジなし）	34.415豪ドル	3,390
			A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.233ユーロ	3,667
			A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	25.045豪ドル	2,467

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



(注) 税引前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格は、課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)

[次へ](#)

< グローバル・シリーズ コモディティ >

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	19,354,902	3,061,558	A (米ドル)	5.433米ドル	859
			A (円)	537円	-
			A (豪ドル)	6.186豪ドル	609
			A (ユーロ)	5.237ユーロ	864
第14会計年度末 (2016年9月30日)	18,853,703	2,982,279	A (米ドル)	5.306米ドル	839
			A (円)	521円	-
			A (豪ドル)	6.078豪ドル	599
			A (ユーロ)	5.040ユーロ	831
第15会計年度末 (2017年9月30日)	17,114,078	2,707,105	A (米ドル)	5.034米ドル	796
			A (円)	486円	-
			A (豪ドル)	5.795豪ドル	571
			A (ユーロ)	4.691ユーロ	774
第16会計年度末 (2018年9月30日)	13,896,754	2,198,189	A (米ドル)	5.010米ドル	792
			A (円)	473円	-
			A (豪ドル)	5.748豪ドル	566
			A (ユーロ)	4.541ユーロ	749
第17会計年度末 (2019年9月30日)	10,697,994	1,692,209	A (米ドル)	4.541米ドル	718
			A (円)	417円	-
			A (豪ドル)	5.153豪ドル	508
			A (ユーロ)	3.981ユーロ	657
第18会計年度末 (2020年9月30日)	9,152,735	1,447,780	A (米ドル)	4.356米ドル	689
			A (円)	395円	-
			A (豪ドル)	4.858豪ドル	479
			A (ユーロ)	3.741ユーロ	617
第19会計年度末 (2021年9月30日)	11,669,877	1,845,941	A (米ドル)	5.768米ドル	912
			A (円)	520円	-
			A (豪ドル)	6.379豪ドル	628
			A (ユーロ)	4.895ユーロ	807
第20会計年度末 (2022年9月30日)	9,892,389	1,564,778	A (米ドル)	6.471米ドル	1,024
			A (円)	578円	-
			A (豪ドル)	7.090豪ドル	698
			A (ユーロ)	5.398ユーロ	890
第21会計年度末 (2023年9月30日)	7,982,823	1,262,723	A (米ドル)	6.101米ドル	965
			A (円)	517円	-
			A (豪ドル)	6.551豪ドル	645
			A (ユーロ)	4.954ユーロ	817

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
第22会計年度末 (2024年9月30日)	7,073,218	1,118,842	A（米ドル）	5.948米ドル	941
			A（円）	476円	-
			A（豪ドル）	6.287豪ドル	619
			A（ユーロ）	4.746ユーロ	783
2024年1月末日	7,020,431	1,110,492	A（米ドル）	5.732米ドル	907
			A（円）	475円	-
			A（豪ドル）	6.118豪ドル	603
			A（ユーロ）	4.625ユーロ	763
2024年2月末日	6,828,919	1,080,198	A（米ドル）	5.628米ドル	890
			A（円）	464円	-
			A（豪ドル）	6.001豪ドル	591
			A（ユーロ）	4.535ユーロ	748
2024年3月末日	6,893,759	1,090,455	A（米ドル）	5.794米ドル	916
			A（円）	476円	-
			A（豪ドル）	6.170豪ドル	608
			A（ユーロ）	4.662ユーロ	769
2024年4月末日	7,124,668	1,126,980	A（米ドル）	6.083米ドル	962
			A（円）	497円	-
			A（豪ドル）	6.473豪ドル	638
			A（ユーロ）	4.890ユーロ	806
2024年5月末日	7,131,746	1,128,100	A（米ドル）	6.202米ドル	981
			A（円）	505円	-
			A（豪ドル）	6.591豪ドル	649
			A（ユーロ）	4.978ユーロ	821
2024年6月末日	7,049,084	1,115,024	A（米ドル）	6.074米ドル	961
			A（円）	492円	-
			A（豪ドル）	6.446豪ドル	635
			A（ユーロ）	4.869ユーロ	803
2024年7月末日	6,748,264	1,067,440	A（米ドル）	5.788米ドル	916
			A（円）	467円	-
			A（豪ドル）	6.135豪ドル	604
			A（ユーロ）	4.631ユーロ	764
2024年8月末日	6,884,328	1,088,963	A（米ドル）	5.817米ドル	920
			A（円）	467円	-
			A（豪ドル）	6.156豪ドル	606
			A（ユーロ）	4.648ユーロ	767

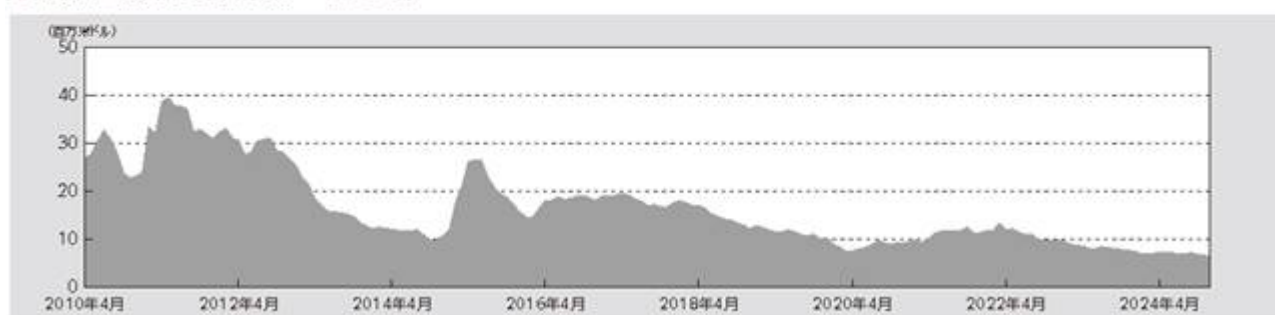
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年9月末日	7,073,218	1,118,842	A（米ドル）	5.948米ドル	941
			A（円）	476円	-
			A（豪ドル）	6.287豪ドル	619
			A（ユーロ）	4.746ユーロ	783
2024年10月末日	6,717,632	1,062,595	A（米ドル）	5.839米ドル	924
			A（円）	465円	-
			A（豪ドル）	6.166豪ドル	607
			A（ユーロ）	4.651ユーロ	767
2024年11月末日	6,584,434	1,041,526	A（米ドル）	5.813米ドル	920
			A（円）	461円	-
			A（豪ドル）	6.131豪ドル	604
			A（ユーロ）	4.622ユーロ	762
2024年12月末日	6,379,945	1,009,180	A（米ドル）	5.827米ドル	922
			A（円）	460円	-
			A（豪ドル）	6.143豪ドル	605
			A（ユーロ）	4.626ユーロ	763

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



<グローバル・シリーズ ウェルス・ブリザベーション>

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第13会計年度末 (2015年9月30日)	8,698,950	1,434,631	A (ユーロ)	10.863ユーロ	1,792
			B (ユーロ)	10.332ユーロ	1,704
			A (円)	959円	-
			B (円)	924円	-
			A (米ドル)	8.914米ドル	1,410
			A (豪ドル)	9.390豪ドル	925
			A 毎月分配型 (ユーロ)	6.697ユーロ	1,104
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	643円	-
第14会計年度末 (2016年9月30日)	12,305,214	2,029,376	A (ユーロ)	12.103ユーロ	1,996
			A (円)	1,072円	-
			A (米ドル)	10.069米ドル	1,593
			A (豪ドル)	10.722豪ドル	1,056
			A 毎月分配型 (ユーロ)	7.079ユーロ	1,167
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	568円	-
第15会計年度末 (2017年9月30日)	9,900,172	1,632,736	A (ユーロ)	11.892ユーロ	1,961
			A (円)	1,056円	-
			A (米ドル)	10.060米ドル	1,591
			A (豪ドル)	10.784豪ドル	1,062
			A 毎月分配型 (ユーロ)	6.600ユーロ	1,088
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	617円	-
第16会計年度末 (2018年9月30日)	7,860,650	1,296,378	A (ユーロ)	11.042ユーロ	1,821
			A (円)	983円	-
			A (米ドル)	9.575米ドル	1,515
			A (豪ドル)	10.257豪ドル	1,010
			A 毎月分配型 (ユーロ)	5.784ユーロ	954
			A 毎月分配型 (円 ヘッジなし)	532円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第17会計年度末 (2019年9月30日)	6,767,565	1,116,107	A（ユーロ）	11.551ユーロ	1,905
			A（円）	1,030円	-
			A（米ドル）	10.326米ドル	1,633
			A（豪ドル）	10.965豪ドル	1,080
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.682ユーロ	937
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	464円	-
第18会計年度末 (2020年9月30日)	6,124,856	1,010,111	A（ユーロ）	11.583ユーロ	1,910
			A（円）	1,037円	-
			A（米ドル）	10.563米ドル	1,671
			A（豪ドル）	11.071豪ドル	1,090
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.336ユーロ	880
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	452円	-
第19会計年度末 (2021年9月30日)	6,217,416	1,025,376	A（ユーロ）	12.620ユーロ	2,081
			A（円）	1,136円	-
			A（米ドル）	11.620米ドル	1,838
			A（豪ドル）	12.106豪ドル	1,192
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.445ユーロ	898
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	479円	-
第20会計年度末 (2022年9月30日)	8,238,422	1,358,681	A（ユーロ）	12.350ユーロ	2,037
			A（円）	1,116円	-
			A（米ドル）	11.543米ドル	1,826
			A（豪ドル）	11.922豪ドル	1,174
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.988ユーロ	823
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	473円	-
第21会計年度末 (2023年9月30日)	7,606,661	1,254,491	A（ユーロ）	12.869ユーロ	2,122
			A（円）	1,131円	-
			A（米ドル）	12.312米ドル	1,948
			A（豪ドル）	12.525豪ドル	1,234
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.934ユーロ	814
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	524円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
第22会計年度末 (2024年9月30日)	7,494,536	1,235,999	A（ユーロ）	13.277ユーロ	2,190
			A（円）	1,120円	-
			A（米ドル）	12.903米ドル	2,041
			A（豪ドル）	12.952豪ドル	1,276
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.041ユーロ	831
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	542円	-
2024年1月末日	7,427,917	1,225,012	A（ユーロ）	12.907ユーロ	2,129
			A（円）	1,117円	-
			A（米ドル）	12.415米ドル	1,964
			A（豪ドル）	12.567豪ドル	1,238
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.933ユーロ	814
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	531円	-
2024年2月末日	7,280,313	1,200,669	A（ユーロ）	12.817ユーロ	2,114
			A（円）	1,105円	-
			A（米ドル）	12.343米ドル	1,952
			A（豪ドル）	12.483豪ドル	1,230
			A 毎月分配型 （ユーロ）	4.894ユーロ	807
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	534円	-
2024年3月末日	7,517,599	1,239,802	A（ユーロ）	13.111ユーロ	2,162
			A（円）	1,126円	-
			A（米ドル）	12.643米ドル	2,000
			A（豪ドル）	12.772豪ドル	1,258
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.003ユーロ	825
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	550円	-
2024年4月末日	7,803,344	1,286,927	A（ユーロ）	13.467ユーロ	2,221
			A（円）	1,153円	-
			A（米ドル）	13.000米ドル	2,056
			A（豪ドル）	13.120豪ドル	1,292
			A 毎月分配型 （ユーロ）	5.134ユーロ	847
			A 毎月分配型 （円 ヘッジなし）	581円	-

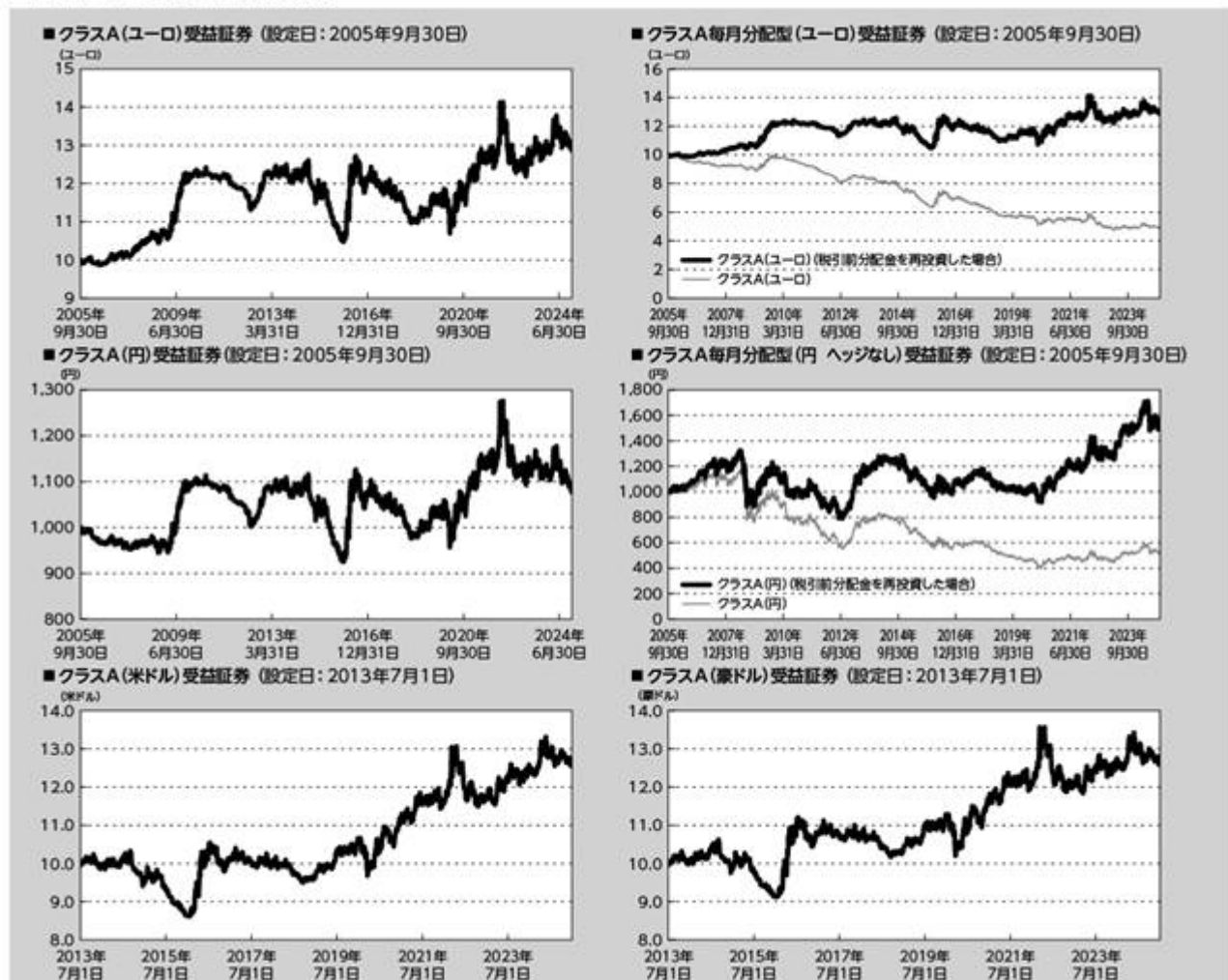
	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年5月末日	7,817,424	1,289,250	A（ユーロ）	13.482ユーロ	2,223
			A（円）	1,150円	-
			A（米ドル）	13.031米ドル	2,061
			A（豪ドル）	13.136豪ドル	1,294
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.135ユーロ	847
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	589円	-
2024年6月末日	7,573,530	1,249,027	A（ユーロ）	13.297ユーロ	2,193
			A（円）	1,131円	-
			A（米ドル）	12.867米ドル	2,035
			A（豪ドル）	12.959豪ドル	1,276
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.061ユーロ	835
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	584円	-
2024年7月末日	7,403,146	1,220,927	A（ユーロ）	13.124ユーロ	2,164
			A（円）	1,112円	-
			A（米ドル）	12.720米ドル	2,012
			A（豪ドル）	12.797豪ドル	1,261
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.991ユーロ	823
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	546円	-
2024年8月末日	7,414,040	1,222,723	A（ユーロ）	13.131ユーロ	2,166
			A（円）	1,110円	-
			A（米ドル）	12.745米ドル	2,016
			A（豪ドル）	12.806豪ドル	1,261
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.989ユーロ	823
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	540円	-
2024年9月末日	7,494,536	1,235,999	A（ユーロ）	13.277ユーロ	2,190
			A（円）	1,120円	-
			A（米ドル）	12.903米ドル	2,041
			A（豪ドル）	12.952豪ドル	1,276
			A 毎月分配型（ユーロ）	5.041ユーロ	831
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	542円	-

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	千円	クラス	クラスの通貨	円
2024年10月末日	7,337,973	1,210,179	A（ユーロ）	13.064ユーロ	2,155
			A（円）	1,098円	-
			A（米ドル）	12.713米ドル	2,011
			A（豪ドル）	12.754豪ドル	1,256
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.955ユーロ	817
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	553円	-
2024年11月末日	7,384,623	1,217,872	A（ユーロ）	12.985ユーロ	2,141
			A（円）	1,090円	-
			A（米ドル）	12.651米ドル	2,001
			A（豪ドル）	12.687豪ドル	1,250
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.921ユーロ	812
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	524円	-
2024年12月末日	7,069,418	1,165,888	A（ユーロ）	12.880ユーロ	2,124
			A（円）	1,077円	-
			A（米ドル）	12.568米ドル	1,988
			A（豪ドル）	12.597豪ドル	1,241
			A 毎月分配型（ユーロ）	4.878ユーロ	804
			A 毎月分配型（円 ヘッジなし）	536円	-

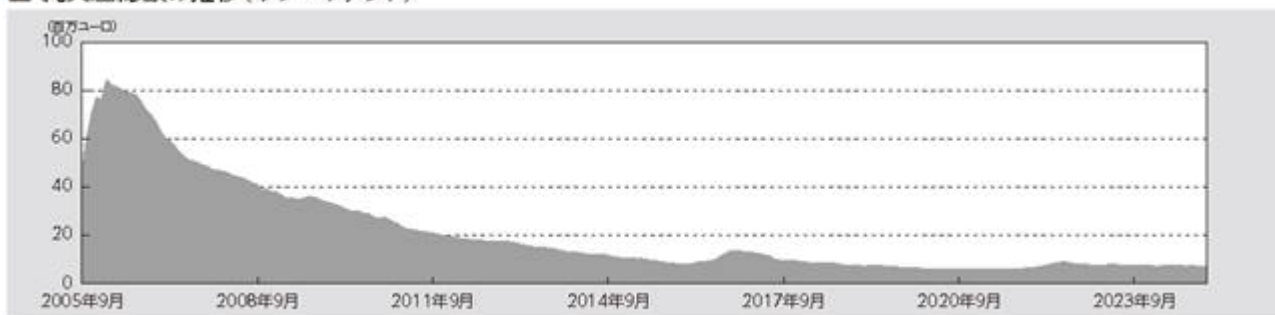
（注）グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーションは、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA（円）受益証券、クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券、クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスB（ユーロ）受益証券およびクラスB（円）受益証券については2005年9月30日に、クラスA（米ドル）受益証券およびクラスA（豪ドル）受益証券については2013年7月1日に運用を開始した。

< 参考情報 >

■ 1口当たり純資産価格の推移



■ 純資産総額の推移(サブ・ファンド)



【分配の推移】

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.20豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）およびクラスB（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.02豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスB（米ドル）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（ユーロ ヘッジな し）およびクラスA（豪ドル ヘッジなし）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスB（ユーロ）、クラスA （円）、クラスB（円）、クラスA（米ドル）およびク ラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.48米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	48円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.84米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	84円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.84ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.96豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.30米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	30円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.30ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.30豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.36ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	36円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.337602米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	34.464216円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.591284米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	62.457799円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.581701ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.656447豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.305249米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	31.786138円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.411002ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.434913豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.256521ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	25.724805円

会計年度	受益証券1口当たりの分配の額	
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	ユーロ・シリーズの各サブ・ファンドの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA（米ドル）およびクラスA（円）	なし。
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.053490米ドル
	ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	7.813732円
	ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンドの各 クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エ クイティの各クラス	なし。
	ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティの各ク ラス	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（米ドル）	0.098553米ドル
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	21.228070円
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.067568ユーロ
	グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド クラスA毎月分配型（豪ドル）	0.051341豪ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（ユー ロ ヘッジなし）およびクラスA（豪ドル ヘッジな し）	なし。
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（米ドル）	0.317644米ドル
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	37.127670円
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	0.636232ユーロ
	グローバル・シリーズ イールド・エクイティ クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	0.707073豪ドル
	グローバル・シリーズ コモディティ クラスA（米ドル）、クラスA（円）、クラスA（豪ド ル）およびクラスA（ユーロ）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA（ユーロ）、クラスA（円）、クラスA（米ド ル）およびクラスA（豪ドル）	なし。
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（ユーロ）	0.049838ユーロ
	グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	5.434037円

< 参考情報 >

分配の推移(1口当たり、課税前)

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

	第18会計年度	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.337602米ドル	0.053490米ドル	0.053997米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	48円	48円	48円	34.464216円	7.813732円	7.910584円
	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.004518米ドル	0.004551米ドル	0.004557米ドル	0.004540米ドル	0.004546米ドル	9.504735米ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	0.627203円	0.635481円	0.658938円	0.673476円	0.668180円	954.278542円

クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2024年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

	第18会計年度	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.84米ドル	0.84米ドル	0.84米ドル	0.591284米ドル	0.098553米ドル	0.100897米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.84ユーロ	0.581701ユーロ	0.067568ユーロ	0.068890ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.96豪ドル	0.656447豪ドル	0.051341豪ドル	0.052413豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	84円	84円	84円	62.457799円	21.228070円	21.794825円
	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.008363米ドル	0.008559米ドル	0.008660米ドル	0.008617米ドル	0.008683米ドル	11.145797米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.005700ユーロ	0.005823ユーロ	0.005885ユーロ	0.005847ユーロ	0.005883ユーロ	11.096884ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル)受益証券	0.004338豪ドル	0.004434豪ドル	0.004484豪ドル	0.004459豪ドル	0.004492豪ドル	14.001223豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	1.711616円	1.762099円	1.846508円	1.884704円	1.881611円	1,132.298692円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(豪ドル)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2024年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

	第18会計年度	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.30米ドル	0.30米ドル	0.30米ドル	0.305249米ドル	0.317644米ドル	0.325370米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.30ユーロ	0.411002ユーロ	0.636232ユーロ	0.650069ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.30豪ドル	0.434913豪ドル	0.707073豪ドル	0.720244豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	30円	30円	30円	31.786138円	37.127670円	38.137882円
	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(米ドル)受益証券	0.025959米ドル	0.028323米ドル	0.028576米ドル	0.027779米ドル	0.027446米ドル	5.521694米ドル
クラスA毎月分配型(ユーロ ヘッジなし)受益証券	0.051270ユーロ	0.055426ユーロ	0.056506ユーロ	0.055361ユーロ	0.056383ユーロ	4.940484ユーロ
クラスA毎月分配型(豪ドル ヘッジなし)受益証券	0.058984豪ドル	0.061561豪ドル	0.061606豪ドル	0.061339豪ドル	0.062311豪ドル	5.052242豪ドル
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	2.882926円	3.164350円	3.306114円	3.297092円	3.227295円	560.244309円

クラスA(米ドル)受益証券、クラスA(ユーロ ヘッジなし)受益証券、クラスA(豪ドル ヘッジなし)受益証券およびクラスA(円)受益証券は運用開始後2024年12月末日まで、分配の実績はない。

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

	第18会計年度	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	第22会計年度	直近1年累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.36ユーロ	0.256521ユーロ	0.049838ユーロ	0.050009ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	36円	36円	36円	25.724805円	5.434037円	5.482773円
	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	設定来累計
クラスA毎月分配型(ユーロ)受益証券	0.004100ユーロ	0.004127ユーロ	0.004210ユーロ	0.004131ユーロ	0.004111ユーロ	7.148811ユーロ
クラスA毎月分配型(円 ヘッジなし)受益証券	0.430752円	0.440183円	0.460219円	0.459604円	0.439656円	715.518321円

クラスA(ユーロ)受益証券、クラスA(円)受益証券、クラスA(米ドル)受益証券およびクラスA(豪ドル)受益証券は運用開始後2024年12月末日まで、分配の実績はない。

【収益率の推移】

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	1.12%	0.62%	0.82%	0.31%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	5.64%	-	5.75%	-
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	- 2.53%	-	- 2.30%	-
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 0.50%	-	- 0.21%	-
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	8.05%	-	8.08%	-
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	0.38%	-	0.46%	-
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	- 1.45%	-	- 1.12%	-
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 20.44%	-	- 20.51%	-
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	- 2.32%	-	- 5.11%	-
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	9.22%	-	4.68%	-

（注） 各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

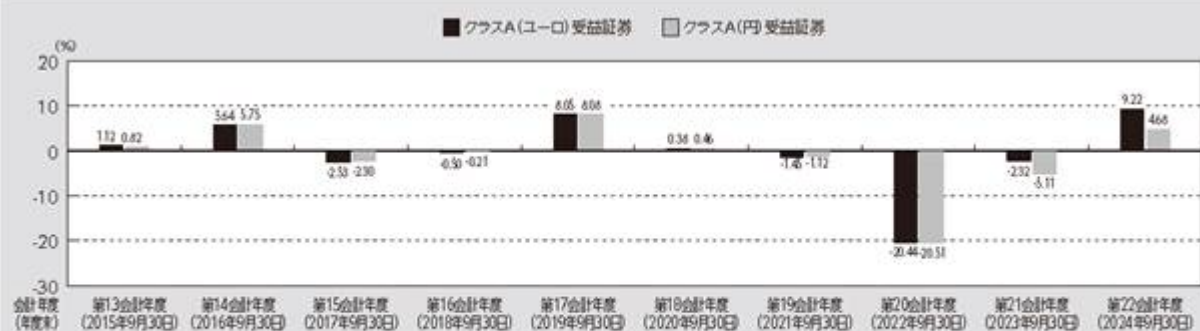
$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（または当初発行価格）

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

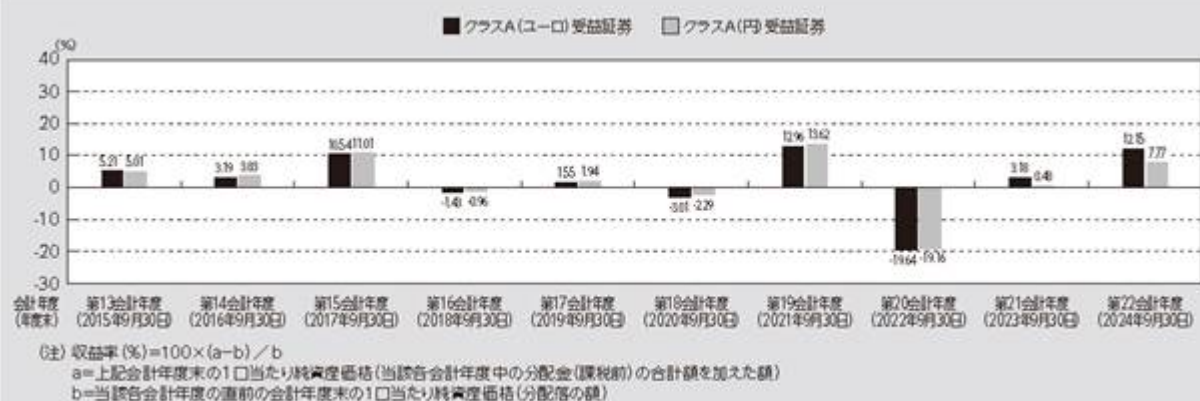
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	5.21%	4.68%	5.01%	5.58%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	3.19%	-	3.83%	-
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	10.54%	-	11.01%	-
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 1.43%	-	- 0.96%	-
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	1.55%	-	1.94%	-
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 3.01%	-	- 2.29%	-
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	12.96%	-	13.62%	-
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 19.64%	-	- 19.16%	-
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	3.18%	-	0.48%	-
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	12.15%	-	7.77%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

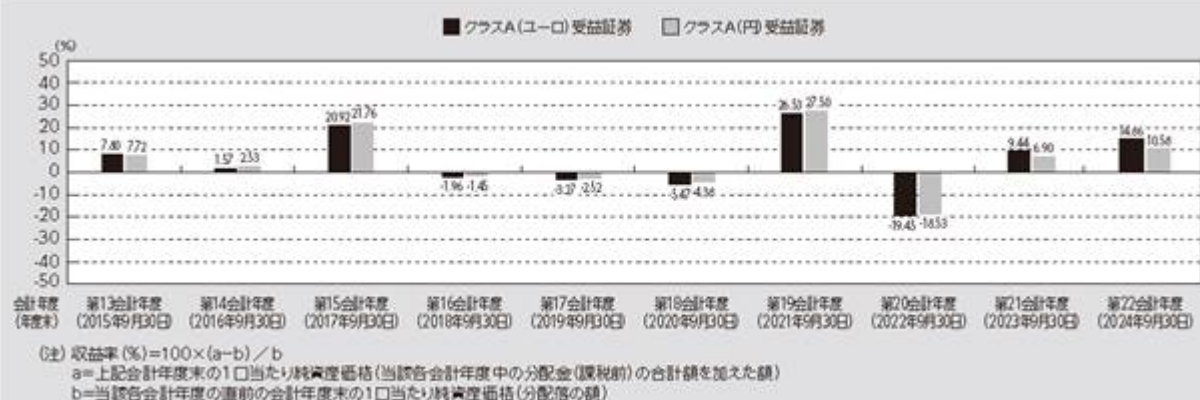


<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	7.80%	7.26%	7.72%	7.14%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	1.57%	-	2.53%	-
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	20.92%	-	21.76%	-
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 1.96%	-	- 1.45%	-
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	- 3.27%	-	- 2.52%	-
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 5.47%	-	- 4.38%	-
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	26.53%	-	27.50%	-
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 19.45%	-	- 18.53%	-
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	9.44%	-	6.90%	-
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	14.86%	-	10.58%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移

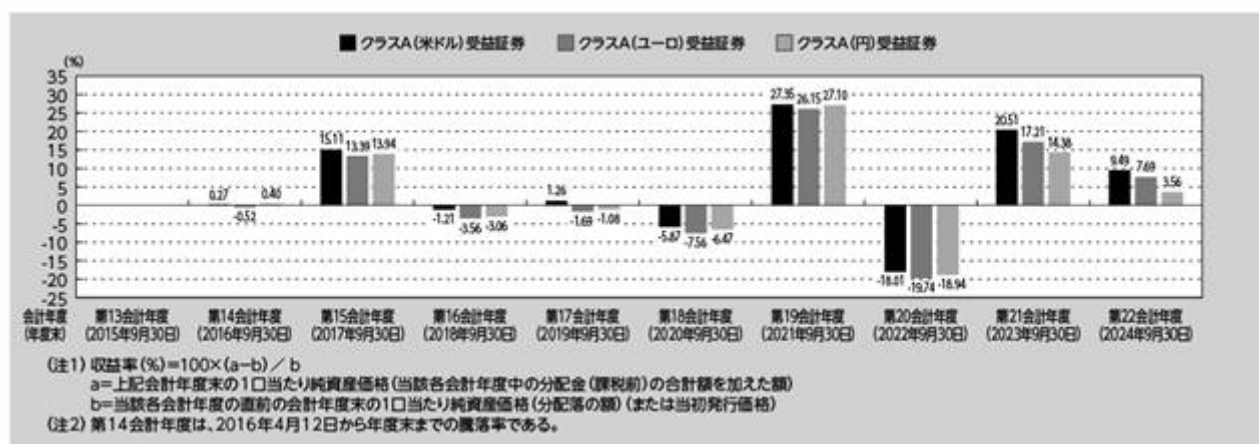


<ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル>

会計年度	収益率（注）		
	クラス A （米ドル）	クラス A （ユーロ）	クラス A （円）
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	0.27%	- 0.52%	0.40%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	15.11%	13.39%	13.94%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 1.21%	- 3.56%	- 3.06%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	1.26%	- 1.69%	- 1.08%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 5.87%	- 7.56%	- 6.47%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	27.35%	26.15%	27.10%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 18.01%	- 19.74%	- 18.94%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	20.51%	17.21%	14.38%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	9.49%	7.69%	3.56%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

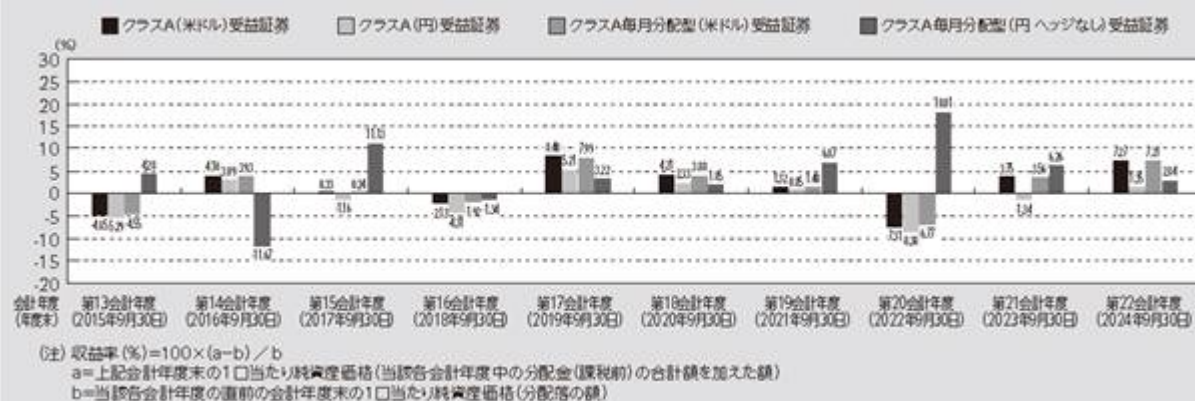


<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

会計年度	収益率（注）					
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）	クラス A 毎月分配型 （米ドル）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 4.85%	- 5.33%	- 5.29%	- 5.67%	- 4.55%	4.28%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	4.10%	-	3.09%	-	3.93%	- 11.67%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	0.33%	-	- 1.16%	-	0.24%	11.13%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 2.13%	-	- 4.31%	-	- 1.92%	- 1.34%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	8.40%	-	5.21%	-	7.99%	3.22%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	4.21%	-	2.33%	-	3.88%	1.85%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	1.32%	-	0.85%	-	1.48%	6.87%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 7.31%	-	- 8.38%	-	- 6.77%	18.01%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	3.75%	-	- 1.34%	-	3.56%	6.26%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	7.27%	-	1.35%	-	7.21%	2.84%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

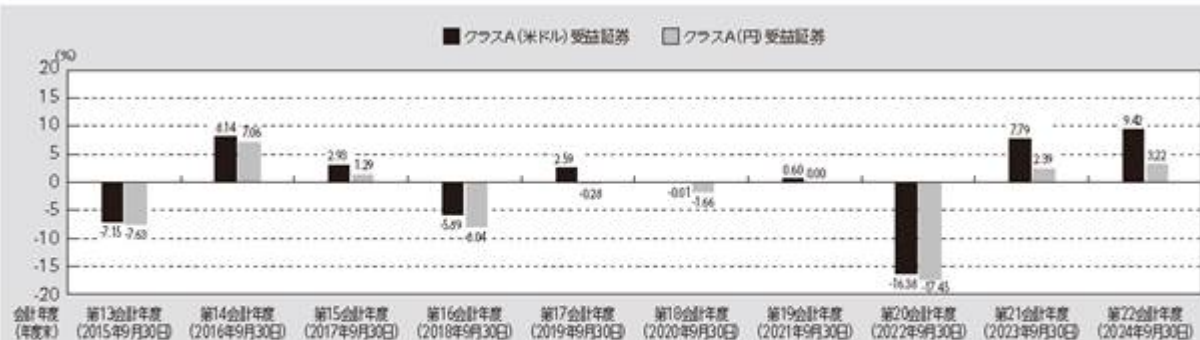


<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 7.15%	- 7.61%	- 7.63%	- 8.12%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	8.14%	-	7.06%	-
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	2.93%	-	1.29%	-
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 5.89%	-	- 8.04%	-
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	2.59%	-	- 0.28%	-
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 0.01%	-	- 1.66%	-
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	0.60%	-	0.00%	-
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 16.38%	-	- 17.45%	-
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	7.79%	-	2.39%	-
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	9.42%	-	3.22%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

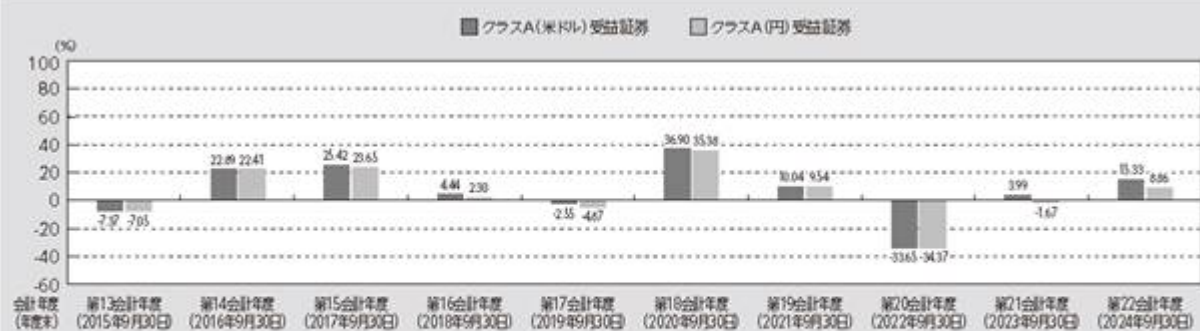
b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 7.37%	- 7.83%	- 7.05%	- 7.55%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	22.89%	-	22.41%	-
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	25.42%	-	23.65%	-
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	4.44%	-	2.30%	-
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	- 2.55%	-	- 4.87%	-
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	36.90%	-	35.38%	-
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	10.04%	-	9.54%	-
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 33.65%	-	- 34.37%	-
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	3.99%	-	- 1.67%	-
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	15.33%	-	8.86%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

<ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ>

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 17.63%	- 18.04%	- 17.40%	- 17.87%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	17.51%	-	17.25%	-
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	24.84%	-	23.01%	-
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	2.41%	-	0.20%	-
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	5.72%	-	3.10%	-
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	11.53%	-	10.56%	-
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	9.54%	-	9.14%	-
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 35.15%	-	- 35.84%	-
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	1.54%	-	- 3.72%	-
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	18.93%	-	12.36%	-

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

b=当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

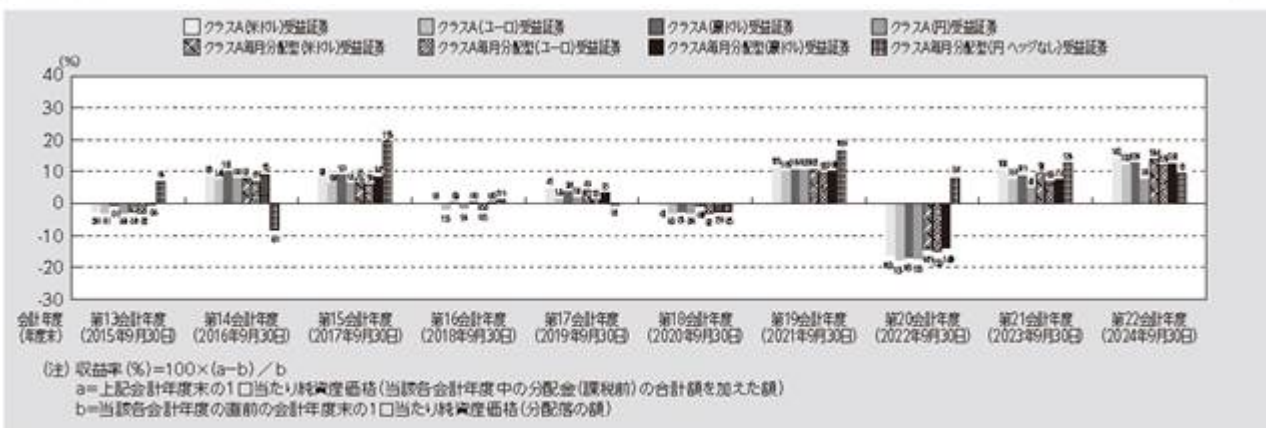
< グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド >

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス A （円）	クラス A （豪ドル）	クラス A （ユーロ）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 2.80%	- 3.04%	- 0.70%	- 3.13%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	8.58%	7.80%	10.21%	7.44%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	8.17%	6.47%	9.00%	6.24%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	0.47%	- 1.67%	0.50%	- 1.95%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	4.71%	1.87%	3.84%	1.45%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 0.71%	- 2.89%	- 2.51%	- 3.08%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	11.11%	10.65%	10.67%	10.05%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 16.08%	- 17.13%	- 16.73%	- 17.51%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	10.31%	4.87%	8.79%	7.64%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	14.07%	7.68%	12.68%	12.20%

会計年度	収益率（注）			
	クラス A 毎月分配型 （米ドル）	クラス A 毎月分配型 （円ヘッジ なし）	クラス A 毎月分配型 （ユーロ）	クラス A 毎月分配型 （豪ドル）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 2.49%	6.61%	- 2.82%	- 0.36%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	7.87%	- 8.30%	6.79%	9.15%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	7.75%	19.55%	5.89%	8.42%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	0.40%	1.19%	- 1.85%	0.40%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	4.18%	- 0.47%	1.13%	3.23%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 0.90%	- 2.75%	- 3.12%	- 2.59%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	10.61%	16.69%	9.55%	10.00%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 14.29%	7.74%	- 15.20%	- 14.00%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	9.52%	12.61%	6.95%	7.54%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	13.84%	9.23%	11.96%	12.48%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



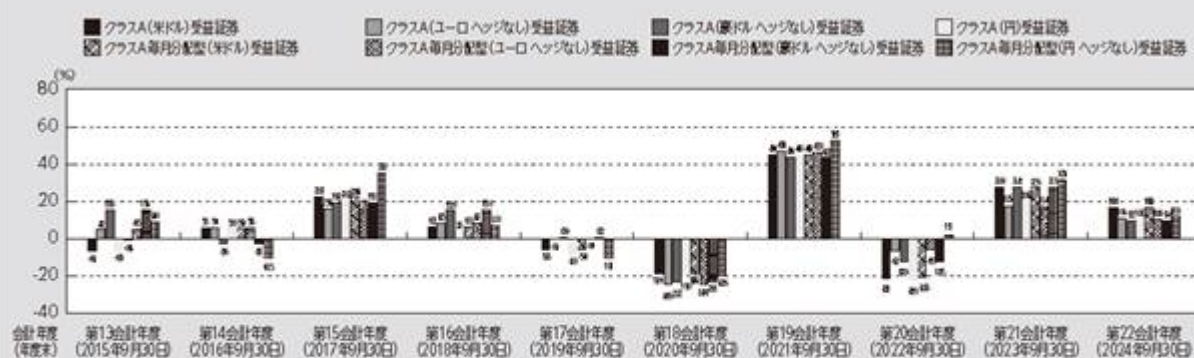
< グローバル・シリーズ イールド・エクイティ >

会計年度	収益率（注）					
	クラス A （米ドル）	クラス B （米ドル）	クラス A （円）	クラス B （円）	クラス A 毎月分配型 （米ドル）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 6.92%	- 7.38%	- 6.68%	- 7.22%	- 0.96%	8.70%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	5.73%	-	5.60%	-	5.60%	- 10.75%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	22.43%	-	21.03%	-	22.06%	35.26%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	6.02%	-	3.73%	-	6.00%	7.00%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	- 5.95%	-	- 8.30%	-	- 5.94%	- 10.37%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 18.93%	-	- 19.70%	-	- 18.67%	- 20.26%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	45.08%	-	44.83%	-	44.68%	52.91%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 21.17%	-	- 22.19%	-	- 20.65%	1.91%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	27.69%	-	20.60%	-	27.56%	31.52%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	16.84%	-	10.30%	-	16.50%	11.78%

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （ユーロ ヘッジ なし）	クラス A （豪ドル ヘッジ なし）	クラス A 毎月分配型 （ユーロ ヘッジ なし）	クラス A 毎月分配型 （豪ドル ヘッジ なし）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	4.72%	15.55%	4.85%	15.51%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	5.91%	- 2.86%	5.85%	- 2.87%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	15.66%	19.32%	15.59%	19.17%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	8.25%	15.20%	8.21%	15.10%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	- 0.02%	0.59%	- 0.08%	0.52%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 24.56%	- 23.32%	- 24.34%	- 23.11%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	46.58%	43.61%	46.29%	43.32%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 6.32%	- 12.29%	- 6.19%	- 12.15%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	17.51%	27.42%	17.46%	27.33%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	10.67%	9.52%	10.43%	9.34%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該各会計年度中の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

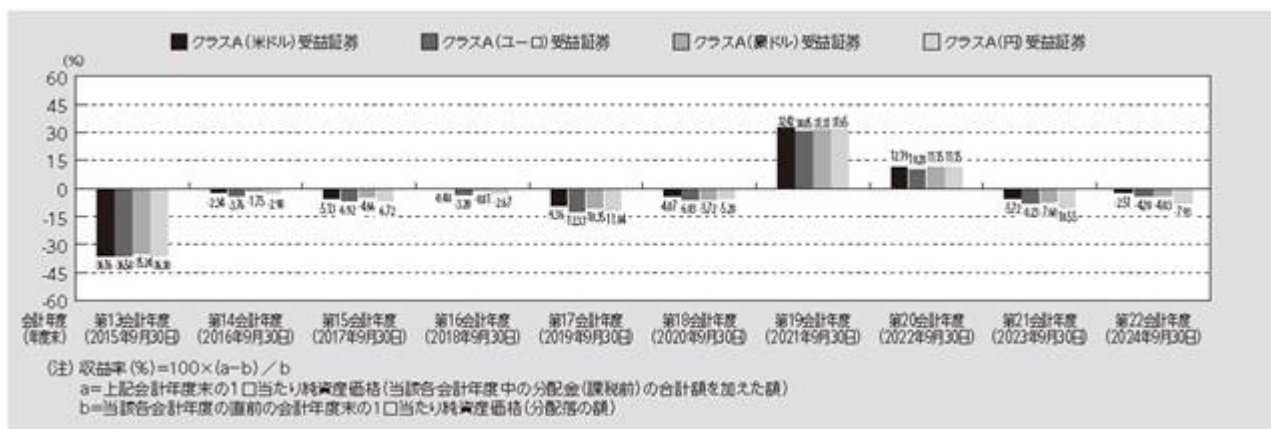
b = 当該各会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

< グローバル・シリーズ コモディティ >

会計年度	収益率（注）			
	クラス A （米ドル）	クラス A （円）	クラス A （豪ドル）	クラス A （ユーロ）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 36.16%	- 36.30%	- 35.24%	- 36.58%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	- 2.34%	- 2.98%	- 1.75%	- 3.76%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	- 5.13%	- 6.72%	- 4.66%	- 6.92%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 0.48%	- 2.67%	- 0.81%	- 3.20%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	- 9.36%	- 11.84%	- 10.35%	- 12.33%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	- 4.07%	- 5.28%	- 5.72%	- 6.03%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	32.42%	31.65%	31.31%	30.85%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	12.19%	11.15%	11.15%	10.28%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	- 5.72%	- 10.55%	- 7.60%	- 8.23%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	- 2.51%	- 7.93%	- 4.03%	- 4.20%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



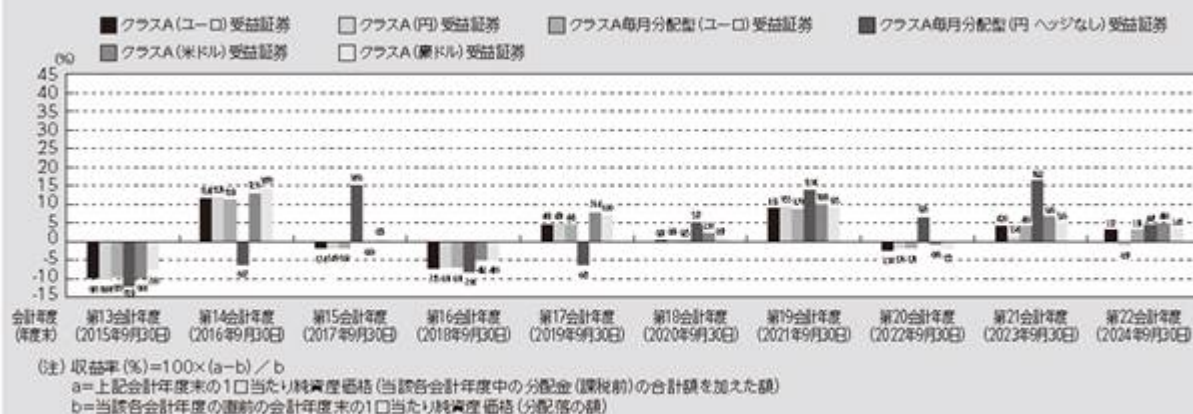
< グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション >

会計年度	収益率（注）					
	クラス A （ユーロ）	クラス B （ユーロ）	クラス A （円）	クラス B （円）	クラス A 毎月分配型 （ユーロ）	クラス A 毎月分配型 （円 ヘッジ なし）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 9.81%	- 10.27%	- 10.04%	- 10.47%	- 9.50%	- 11.93%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	11.41%	-	11.78%	-	11.08%	- 6.07%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	- 1.74%	-	- 1.49%	-	- 1.68%	14.96%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 7.15%	-	- 6.91%	-	- 6.91%	- 7.94%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	4.61%	-	4.78%	-	4.46%	- 6.02%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	0.28%	-	0.68%	-	0.25%	5.17%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	8.95%	-	9.55%	-	8.79%	13.94%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 2.14%	-	- 1.76%	-	- 1.78%	6.26%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	4.20%	-	1.34%	-	4.06%	16.22%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	3.17%	-	- 0.97%	-	3.18%	4.47%

会計年度	収益率（注）	
	クラス A （米ドル）	クラス A （豪ドル）
第13会計年度 （2014年10月1日 - 2015年9月30日）	- 9.64%	- 7.60%
第14会計年度 （2015年10月1日 - 2016年9月30日）	12.96%	14.19%
第15会計年度 （2016年10月1日 - 2017年9月30日）	- 0.09%	0.58%
第16会計年度 （2017年10月1日 - 2018年9月30日）	- 4.82%	- 4.89%
第17会計年度 （2018年10月1日 - 2019年9月30日）	7.84%	6.90%
第18会計年度 （2019年10月1日 - 2020年9月30日）	2.30%	0.97%
第19会計年度 （2020年10月1日 - 2021年9月30日）	10.01%	9.35%
第20会計年度 （2021年10月1日 - 2022年9月30日）	- 0.66%	- 1.52%
第21会計年度 （2022年10月1日 - 2023年9月30日）	6.66%	5.06%
第22会計年度 （2023年10月1日 - 2024年9月30日）	4.80%	3.41%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	219,756.23 (219,756.23)	436,638.33 (436,638.33)	2,059,598.00 (2,059,598.00)
	クラスB (ユーロ)	1,761.97 (1,761.97)	147,921.63 (147,921.63)	122,929.13 (122,929.13)
	クラスA(円)	581,663.51 (581,663.51)	231,365.02 (231,365.02)	713,397.46 (713,397.46)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	3,248.08 (3,248.08)	6,724.97 (6,724.97)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	282,708.44 (282,708.44)	189,326.36 (189,326.36)	2,152,980.08 (2,152,980.08)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	122,929.13 (122,929.13)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	46,327.52 (46,327.52)	234,336.04 (234,336.04)	525,388.94 (525,388.94)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	6,724.97 (6,724.97)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	113,413.20 (113,413.20)	369,035.55 (369,035.55)	1,897,357.73 (1,897,357.73)
	クラスA(円)	18,934.36 (18,934.36)	162,287.93 (162,287.93)	382,035.37 (382,035.37)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,803.26 (40,803.26)	169,054.13 (169,054.13)	1,769,106.86 (1,769,106.86)
	クラスA(円)	3,942.64 (3,942.64)	85,262.34 (85,262.34)	300,715.67 (300,715.67)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	129,606.56 (129,606.56)	243,838.37 (243,838.37)	1,654,875.05 (1,654,875.05)
	クラスA(円)	36,878.54 (36,878.54)	47,653.48 (47,653.48)	289,940.73 (289,940.73)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	78,647.21 (78,647.21)	70,289.87 (70,289.87)	1,663,232.39 (1,663,232.39)
	クラスA(円)	14,229.57 (14,229.57)	27,823.82 (27,823.82)	276,346.48 (276,346.48)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	42,512.00 (42,512.00)	208,396.58 (208,396.58)	1,497,347.81 (1,497,347.81)
	クラスA (円)	2,580.67 (2,580.67)	24,099.19 (24,099.19)	254,827.96 (254,827.96)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	43,553.53 (43,553.53)	230,315.95 (230,315.95)	1,310,585.39 (1,310,585.39)
	クラスA (円)	667.59 (667.59)	26,572.91 (26,572.91)	228,922.64 (228,922.64)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	2,800.86 (2,800.86)	78,596.07 (78,596.07)	1,234,790.18 (1,234,790.18)
	クラスA (円)	7,769.35 (7,769.35)	15,149.72 (15,149.72)	221,542.27 (221,542.27)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	67,391.24 (67,391.24)	113,297.66 (113,297.66)	1,188,883.76 (1,188,883.76)
	クラスA (円)	26,416.79 (26,416.79)	15,495.19 (15,495.19)	232,463.87 (232,463.87)

(注) 括弧内の数字は、ルクセンブルグにおける約定日（管理会社の注文受領日）に基づく本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。以下同じ。

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	62,328.88 (62,328.88)	317,472.54 (317,472.54)	1,265,271.50 (1,265,271.50)
	クラスB (ユーロ)	167.19 (167.19)	18,767.36 (18,767.36)	18,074.03 (18,074.03)
	クラスA (円)	155,368.42 (155,368.42)	130,353.36 (130,353.36)	529,744.57 (529,744.57)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	992.50 (992.50)	1.99 (1.99)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	50,188.30 (50,188.30)	149,406.51 (149,406.51)	1,166,053.29 (1,166,053.29)
	クラスB (ユーロ)	1,288.17 (1,288.17)	19,362.20 (19,362.20)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	17,687.98 (17,687.98)	105,043.16 (105,043.16)	442,389.39 (442,389.39)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1.99 (1.99)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,920.91 (40,920.91)	176,462.56 (176,462.56)	1,030,511.64 (1,030,511.64)
	クラスA (円)	2,427.64 (2,427.64)	88,040.98 (88,040.98)	356,776.05 (356,776.05)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	333,135.44 (333,135.44)	82,718.31 (82,718.31)	1,280,928.77 (1,280,928.77)
	クラスA (円)	20,868.43 (20,868.43)	54,946.70 (54,946.70)	322,697.78 (322,697.78)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	30,830.33 (30,830.33)	197,750.88 (197,750.88)	1,114,008.22 (1,114,008.22)
	クラスA (円)	1,071.43 (1,071.43)	44,032.53 (44,032.53)	279,736.68 (279,736.68)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	44,375.01 (44,375.01)	86,966.79 (86,966.79)	1,071,416.44 (1,071,416.44)
	クラスA (円)	2,913.83 (2,913.83)	41,432.62 (41,432.62)	241,217.89 (241,217.89)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	33,441.80 (33,441.80)	150,014.84 (150,014.84)	954,843.40 (954,843.40)
	クラスA (円)	8,321.55 (8,321.55)	38,799.49 (38,799.49)	210,739.95 (210,739.95)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	43,977.53 (43,977.53)	100,978.20 (100,978.20)	897,842.73 (897,842.73)
	クラスA (円)	21,910.73 (21,910.73)	13,894.48 (13,894.48)	218,756.20 (218,756.20)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,920.75 (3,920.75)	74,172.83 (74,172.83)	827,590.65 (827,590.65)
	クラスA (円)	1,878.67 (1,878.67)	11,468.36 (11,468.36)	209,166.51 (209,166.51)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	57,405.90 (57,405.90)	74,673.40 (74,673.40)	810,323.15 (810,323.15)
	クラスA (円)	12,137.80 (12,137.80)	13,684.86 (13,684.86)	207,619.45 (207,619.45)

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	213,553.74 (213,553.74)	446,714.74 (446,714.74)	1,383,760.48 (1,383,760.48)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	27,606.95 (27,606.95)	16,761.28 (16,761.28)
	クラスA (円)	1,413,489.23 (1,413,489.23)	376,356.78 (376,356.78)	1,558,609.55 (1,558,609.55)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	94,895.22 (94,895.22)	208,221.93 (208,221.93)	1,270,433.77 (1,270,433.77)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	16,761.28 (16,761.28)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	116,148.16 (116,148.16)	551,979.29 (551,979.29)	1,122,778.42 (1,122,778.42)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	756.84 (756.84)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	24,515.14 (24,515.14)	288,920.78 (288,920.78)	1,006,028.13 (1,006,028.13)
	クラスA (円)	14,630.82 (14,630.82)	618,625.64 (618,625.64)	518,783.60 (518,783.60)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	190,820.38 (190,820.38)	121,208.85 (121,208.85)	1,075,639.66 (1,075,639.66)
	クラスA (円)	15,669.59 (15,669.59)	149,287.97 (149,287.97)	385,165.22 (385,165.22)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	32,169.36 (32,169.36)	133,082.27 (133,082.27)	974,726.75 (974,726.75)
	クラスA (円)	285.53 (285.53)	67,902.17 (67,902.17)	317,548.58 (317,548.58)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	29,180.15 (29,180.15)	133,623.32 (133,623.32)	870,283.58 (870,283.58)
	クラスA (円)	6,048.41 (6,048.41)	53,780.16 (53,780.16)	269,816.83 (269,816.83)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	118,011.29 (118,011.29)	111,661.77 (111,661.77)	876,633.10 (876,633.10)
	クラスA (円)	5,189.76 (5,189.76)	57,083.76 (57,083.76)	217,922.83 (217,922.83)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	76,501.63 (76,501.63)	155,313.83 (155,313.83)	797,820.90 (797,820.90)
	クラスA (円)	5,613.43 (5,613.43)	31,525.83 (31,525.83)	192,010.43 (192,010.43)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,951.25 (3,951.25)	111,583.78 (111,583.78)	690,188.37 (690,188.37)
	クラスA (円)	3,576.96 (3,576.96)	2,531.02 (2,531.02)	193,056.37 (193,056.37)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	11,250.60 (11,250.60)	100,375.57 (100,375.57)	601,063.40 (601,063.40)
	クラスA (円)	5,378.09 (5,378.09)	16,577.40 (16,577.40)	181,857.06 (181,857.06)

<ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	683,224.24 (683,224.24)	138,365.71 (138,365.71)	544,858.53 (544,858.53)
	クラスA (ユーロ)	135,591.17 (135,591.17)	17,123.08 (17,123.08)	118,468.09 (118,468.09)
	クラスA (円)	237,753.46 (237,753.46)	30,793.09 (30,793.09)	206,960.37 (206,960.37)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	171,491.69 (171,491.69)	425,818.12 (425,818.12)	290,532.10 (290,532.10)
	クラスA (ユーロ)	31,631.05 (31,631.05)	36,026.58 (36,026.58)	114,072.56 (114,072.56)
	クラスA (円)	35,153.30 (35,153.30)	167,292.41 (167,292.41)	74,821.26 (74,821.26)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	447,242.88 (447,242.88)	161,314.67 (161,314.67)	576,460.31 (576,460.31)
	クラスA (ユーロ)	272,494.39 (272,494.39)	11,899.62 (11,899.62)	374,667.33 (374,667.33)
	クラスA (円)	11,690.56 (11,690.56)	16,589.39 (16,589.39)	69,922.43 (69,922.43)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	3,386.53 (3,386.53)	199,610.77 (199,610.77)	380,236.07 (380,236.07)
	クラスA (ユーロ)	17,515.10 (17,515.10)	136,817.76 (136,817.76)	255,364.67 (255,364.67)
	クラスA (円)	10,357.50 (10,357.50)	35,646.59 (35,646.59)	44,633.34 (44,633.34)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	53,740.33 (53,740.33)	217,888.50 (217,888.50)	216,087.90 (216,087.90)
	クラスA (ユーロ)	86,838.40 (86,838.40)	48,667.16 (48,667.16)	293,535.91 (293,535.91)
	クラスA (円)	11,454.53 (11,454.53)	14,544.92 (14,544.92)	41,542.95 (41,542.95)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	637,864.75 (637,864.75)	68,477.79 (68,477.79)	785,474.86 (785,474.86)
	クラスA (ユーロ)	284,905.73 (284,905.73)	95,955.77 (95,955.77)	482,485.87 (482,485.87)
	クラスA (円)	276,238.75 (276,238.75)	6,589.89 (6,589.89)	311,191.81 (311,191.81)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	273,540.89 (273,540.89)	423,103.08 (423,103.08)	635,912.67 (635,912.67)
	クラスA (ユーロ)	192,600.64 (192,600.64)	166,706.79 (166,706.79)	508,379.72 (508,379.72)
	クラスA (円)	194,109.24 (194,109.24)	204,805.37 (204,805.37)	300,495.68 (300,495.68)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	6,882.80 (6,882.80)	180,422.44 (180,422.44)	462,373.03 (462,373.03)
	クラスA (ユーロ)	14,798.80 (14,798.80)	32,304.54 (32,304.54)	490,873.98 (490,873.98)
	クラスA (円)	208,402.22 (208,402.22)	103,014.53 (103,014.53)	405,883.37 (405,883.37)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	12,458.31 (12,458.31)	149,169.80 (149,169.80)	325,661.54 (325,661.54)
	クラスA (ユーロ)	3,210.91 (3,210.91)	54,818.44 (54,818.44)	439,266.45 (439,266.45)
	クラスA (円)	12,693.65 (12,693.65)	153,988.95 (153,988.95)	264,588.07 (264,588.07)

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	129,045.34 (129,045.34)	944,150.40 (944,150.40)	2,237,696.65 (2,237,696.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	66,009.06 (66,009.06)	53,411.43 (53,411.43)
	クラスA (円)	2,890.05 (2,890.05)	114,939.79 (114,939.79)	556,974.70 (556,974.70)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	7,113.76 (7,113.76)	5,920.12 (5,920.12)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	60,570.38 (60,570.38)	619,271.08 (619,271.08)	2,115,571.65 (2,115,571.65)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	11,082.79 (11,082.79)	272,233.73 (272,233.73)	903,049.88 (903,049.88)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,441.64 (44,441.64)	331,657.90 (331,657.90)	1,950,480.39 (1,950,480.39)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	53,411.43 (53,411.43)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	5,579.73 (5,579.73)	99,864.13 (99,864.13)	462,690.30 (462,690.30)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	5,920.12 (5,920.12)	0.00 (0.00)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	3,580.86 (3,580.86)	319,834.16 (319,834.16)	1,799,318.35 (1,799,318.35)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	12,094.47 (12,094.47)	177,234.95 (177,234.95)	737,909.40 (737,909.40)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,774.27 (2,774.27)	326,224.32 (326,224.32)	1,627,030.34 (1,627,030.34)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	58,079.48 (58,079.48)	404,610.82 (404,610.82)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	25,951.80 (25,951.80)	424,643.30 (424,643.30)	1,400,626.85 (1,400,626.85)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,601.05 (1,601.05)	136,620.19 (136,620.19)	602,890.26 (602,890.26)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	28,499.20 (28,499.20)	205,475.32 (205,475.32)	1,450,054.22 (1,450,054.22)
	クラスA(円)	1,160.54 (1,160.54)	44,722.83 (44,722.83)	361,048.53 (361,048.53)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	6,798.86 (6,798.86)	145,059.39 (145,059.39)	1,262,366.32 (1,262,366.32)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	12,247.57 (12,247.57)	93,738.63 (93,738.63)	521,399.20 (521,399.20)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	9,492.78 (9,492.78)	142,818.67 (142,818.67)	1,316,728.33 (1,316,728.33)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	36,463.42 (36,463.42)	324,585.11 (324,585.11)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	10,022.08 (10,022.08)	76,529.99 (76,529.99)	1,195,858.41 (1,195,858.41)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	17,112.23 (17,112.23)	57,408.64 (57,408.64)	481,102.79 (481,102.79)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	326.99 (326.99)	130,722.82 (130,722.82)	1,186,332.50 (1,186,332.50)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	41,833.11 (41,833.11)	282,752.00 (282,752.00)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	112,200.83 (112,200.83)	1,083,657.58 (1,083,657.58)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	19,052.36 (19,052.36)	462,050.43 (462,050.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	103,530.08 (103,530.08)	1,082,802.42 (1,082,802.42)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	43,857.99 (43,857.99)	238,894.01 (238,894.01)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	94,714.94 (94,714.94)	988,942.64 (988,942.64)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	47,939.48 (47,939.48)	414,110.95 (414,110.95)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	163,158.25 (163,158.25)	919,644.17 (919,644.17)
	クラスA(円)	19,426.34 (19,426.34)	42,770.00 (42,770.00)	215,550.35 (215,550.35)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	84,533.51 (84,533.51)	904,409.13 (904,409.13)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	39,951.84 (39,951.84)	374,159.11 (374,159.11)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	76,986.14 (76,986.14)	842,658.03 (842,658.03)
	クラスA(円)	545.13 (545.13)	7,992.43 (7,992.43)	208,103.05 (208,103.05)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	340,325.79 (340,325.79)	564,083.34 (564,083.34)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	30,336.25 (30,336.25)	343,822.86 (343,822.86)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	67,809.00 (67,809.00)	774,849.03 (774,849.03)
	クラスA(円)	0.00 (0.00)	18,516.84 (18,516.84)	189,586.21 (189,586.21)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	0.00 (0.00)	115,813.10 (115,813.10)	448,270.24 (448,270.24)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	0.00 (0.00)	11,707.82 (11,707.82)	332,115.04 (332,115.04)

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	11,401.24 (11,401.24)	175,071.81 (175,071.81)	601,858.57 (601,858.57)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	29,734.58 (29,734.58)	55,269.74 (55,269.74)
	クラスA (円)	639.09 (639.09)	26,981.22 (26,981.22)	109,456.71 (109,456.71)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	867.83 (867.83)	4,488.74 (4,488.74)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	112,454.63 (112,454.63)	142,349.13 (142,349.13)	571,964.07 (571,964.07)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	55,269.74 (55,269.74)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	7,923.97 (7,923.97)	26,806.07 (26,806.07)	90,574.61 (90,574.61)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	4,488.74 (4,488.74)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,204.86 (44,204.86)	109,155.60 (109,155.60)	507,013.33 (507,013.33)
	クラスA (円)	2,516.91 (2,516.91)	9,360.73 (9,360.73)	83,730.79 (83,730.79)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,545.18 (21,545.18)	95,308.62 (95,308.62)	433,249.89 (433,249.89)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	9,656.37 (9,656.37)	74,074.42 (74,074.42)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	25,535.63 (25,535.63)	57,496.31 (57,496.31)	401,289.21 (401,289.21)
	クラスA (円)	2,276.87 (2,276.87)	4,159.87 (4,159.87)	72,191.42 (72,191.42)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	68,635.08 (68,635.08)	42,625.61 (42,625.61)	427,298.68 (427,298.68)
	クラスA (円)	290.54 (290.54)	10,921.67 (10,921.67)	61,560.29 (61,560.29)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,849.44 (5,849.44)	126,294.99 (126,294.99)	306,853.13 (306,853.13)
	クラスA (円)	4,797.23 (4,797.23)	2,045.59 (2,045.59)	64,311.93 (64,311.93)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	0.00 (0.00)	54,445.38 (54,445.38)	252,407.75 (252,407.75)
	クラスA (円)	27,942.51 (27,942.51)	10,298.10 (10,298.10)	81,956.34 (81,956.34)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	6,974.89 (6,974.89)	21,894.77 (21,894.77)	237,487.87 (237,487.87)
	クラスA (円)	96,548.58 (96,548.58)	5,658.06 (5,658.06)	172,846.86 (172,846.86)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	73.51 (73.51)	28,649.46 (28,649.46)	208,911.92 (208,911.92)
	クラスA (円)	3,328.66 (3,328.66)	74,060.49 (74,060.49)	102,115.03 (102,115.03)

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	97,417.53 (97,417.53)	279,041.39 (279,041.39)	700,052.46 (700,052.46)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	34,766.89 (34,766.89)	12,914.17 (12,914.17)
	クラスA (円)	12,436.80 (12,436.80)	104,663.38 (104,663.38)	210,000.87 (210,000.87)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,784.38 (6,784.38)	1,066.80 (1,066.80)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	13,195.42 (13,195.42)	87,895.23 (87,895.23)	625,352.65 (625,352.65)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	12,914.17 (12,914.17)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	8,019.83 (8,019.83)	25,491.35 (25,491.35)	192,529.35 (192,529.35)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,066.80 (1,066.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	23,350.20 (23,350.20)	101,097.08 (101,097.08)	547,605.77 (547,605.77)
	クラスA (円)	2,232.23 (2,232.23)	40,266.09 (40,266.09)	154,495.49 (154,495.49)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	94,419.04 (94,419.04)	53,504.35 (53,504.35)	588,520.46 (588,520.46)
	クラスA (円)	27,343.02 (27,343.02)	11,593.41 (11,593.41)	170,245.10 (170,245.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	59,656.30 (59,656.30)	98,640.24 (98,640.24)	549,536.52 (549,536.52)
	クラスA (円)	932.94 (932.94)	30,017.62 (30,017.62)	141,160.42 (141,160.42)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	31,355.01 (31,355.01)	72,414.84 (72,414.84)	508,476.69 (508,476.69)
	クラスA (円)	5,483.80 (5,483.80)	10,128.79 (10,128.79)	136,515.43 (136,515.43)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	290,813.01 (290,813.01)	98,071.26 (98,071.26)	701,218.44 (701,218.44)
	クラスA (円)	123,344.16 (123,344.16)	34,406.70 (34,406.70)	225,452.89 (225,452.89)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月 1 日 - 2022年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	40,373.11 (40,373.11)	141,165.42 (141,165.42)	600,426.13 (600,426.13)
	クラス A (円)	17,579.10 (17,579.10)	43,722.70 (43,722.70)	199,309.29 (199,309.29)
第21会計年度 (2022年10月 1 日 - 2023年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	22,840.74 (22,840.74)	94,444.11 (94,444.11)	528,822.76 (528,822.76)
	クラス A (円)	14,008.41 (14,008.41)	20,606.80 (20,606.80)	192,710.90 (192,710.90)
第22会計年度 (2023年10月 1 日 - 2024年 9 月30日)	クラス A (米ドル)	5,866.57 (5,866.57)	101,114.61 (101,114.61)	433,574.72 (433,574.72)
	クラス A (円)	8,977.35 (8,977.35)	38,253.20 (38,253.20)	163,435.05 (163,435.05)

<ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	325,659.83 (325,659.83)	851,611.81 (851,611.81)	2,172,291.22 (2,172,291.22)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	158,222.28 (158,222.28)	153,284.44 (153,284.44)
	クラスA (円)	21,672.52 (21,672.52)	220,343.47 (220,343.47)	846,276.20 (846,276.20)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	18,451.74 (18,451.74)	6,606.80 (6,606.80)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	147,851.97 (147,851.97)	351,694.21 (351,694.21)	1,968,448.98 (1,968,448.98)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	153,284.44 (153,284.44)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	9,112.64 (9,112.64)	74,312.73 (74,312.73)	781,076.11 (781,076.11)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	6,606.80 (6,606.80)	0.00 (0.00)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	38,818.81 (38,818.81)	492,806.46 (492,806.46)	1,514,461.33 (1,514,461.33)
	クラスA (円)	5,927.86 (5,927.86)	153,579.05 (153,579.05)	633,424.92 (633,424.92)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	193,644.69 (193,644.69)	345,856.37 (345,856.37)	1,362,249.65 (1,362,249.65)
	クラスA (円)	44,585.15 (44,585.15)	129,255.97 (129,255.97)	548,754.10 (548,754.10)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	39,664.08 (39,664.08)	193,774.19 (193,774.19)	1,208,139.54 (1,208,139.54)
	クラスA (円)	5,439.89 (5,439.89)	47,614.94 (47,614.94)	506,579.05 (506,579.05)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	5,659.94 (5,659.94)	231,973.24 (231,973.24)	981,826.24 (981,826.24)
	クラスA (円)	352.24 (352.24)	93,323.95 (93,323.95)	413,607.34 (413,607.34)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	8,143.21 (8,143.21)	177,434.23 (177,434.23)	812,535.22 (812,535.22)
	クラスA (円)	4,651.32 (4,651.32)	76,613.75 (76,613.75)	341,644.91 (341,644.91)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	7,120.43 (7,120.43)	92,002.17 (92,002.17)	727,653.48 (727,653.48)
	クラスA(円)	11,488.95 (11,488.95)	36,915.01 (36,915.01)	316,218.85 (316,218.85)
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	4,538.13 (4,538.13)	74,822.30 (74,822.30)	657,369.31 (657,369.31)
	クラスA(円)	3,516.89 (3,516.89)	20,961.25 (20,961.25)	298,774.49 (298,774.49)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	12,239.16 (12,239.16)	72,690.33 (72,690.33)	596,918.14 (596,918.14)
	クラスA(円)	14,505.32 (14,505.32)	23,674.06 (23,674.06)	289,605.75 (289,605.75)

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	746,787.51 (746,787.51)	2,221,199.55 (2,221,199.55)	3,535,534.51 (3,535,534.51)
	クラスA(円)	66,364.51 (66,364.51)	174,523.01 (174,523.01)	464,966.87 (464,966.87)
	クラスA (豪ドル)	636,180.56 (636,180.56)	1,648,282.30 (1,648,282.30)	2,879,437.31 (2,879,437.31)
	クラスA (ユーロ)	23,044.12 (23,044.12)	304,504.20 (304,504.20)	608,980.50 (608,980.50)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	867,670.91 (867,670.91)	1,468,453.62 (1,468,453.62)	4,308,513.24 (4,308,513.24)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	155,926.70 (155,926.70)	421,889.53 (421,889.53)	703,690.57 (703,690.57)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	34,277.24 (34,277.24)	111,013.69 (111,013.69)	379,913.19 (379,913.19)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	447,889.91 (447,889.91)	1,154,966.33 (1,154,966.33)	2,577,001.36 (2,577,001.36)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,251.52 (184,251.52)	1,026,953.62 (1,026,953.62)	2,692,832.41 (2,692,832.41)
	クラスA(円)	72,941.44 (72,941.44)	80,236.15 (80,236.15)	457,672.16 (457,672.16)
	クラスA (豪ドル)	834,930.39 (834,930.39)	682,466.46 (682,466.46)	3,031,901.24 (3,031,901.24)
	クラスA (ユーロ)	44,202.25 (44,202.25)	120,988.59 (120,988.59)	532,194.16 (532,194.16)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,299,778.85 (1,299,778.85)	1,022,907.11 (1,022,907.11)	4,585,384.98 (4,585,384.98)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	417,712.53 (417,712.53)	289,209.30 (289,209.30)	832,193.80 (832,193.80)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	74,935.94 (74,935.94)	77,830.96 (77,830.96)	377,018.17 (377,018.17)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	394,062.39 (394,062.39)	203,164.38 (203,164.38)	2,767,899.37 (2,767,899.37)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	791,752.41 (791,752.41)	824,198.96 (824,198.96)	2,660,385.86 (2,660,385.86)
	クラスA(円)	467,089.41 (467,089.41)	213,863.31 (213,863.31)	710,898.26 (710,898.26)
	クラスA (豪ドル)	1,309,788.19 (1,309,788.19)	1,212,222.82 (1,212,222.82)	3,129,466.61 (3,129,466.61)
	クラスA (ユーロ)	325,917.26 (325,917.26)	115,773.35 (115,773.35)	742,338.07 (742,338.07)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	2,234,421.04 (2,234,421.04)	1,115,569.50 (1,115,569.50)	5,704,236.52 (5,704,236.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	1,185,232.89 (1,185,232.89)	529,623.82 (529,623.82)	1,487,802.87 (1,487,802.87)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	513,941.41 (513,941.41)	487,439.33 (487,439.33)	403,520.25 (403,520.25)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	519,351.00 (519,351.00)	561,807.31 (561,807.31)	2,725,443.06 (2,725,443.06)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	280,038.10 (280,038.10)	800,340.85 (800,340.85)	2,140,083.11 (2,140,083.11)
	クラスA(円)	67,014.27 (67,014.27)	211,515.70 (211,515.70)	566,396.83 (566,396.83)
	クラスA (豪ドル)	429,353.56 (429,353.56)	813,300.39 (813,300.39)	2,745,519.78 (2,745,519.78)
	クラスA (ユーロ)	97,832.88 (97,832.88)	129,696.50 (129,696.50)	710,474.45 (710,474.45)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,886,523.76 (1,886,523.76)	1,076,095.84 (1,076,095.84)	6,514,664.44 (6,514,664.44)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	161,138.62 (161,138.62)	656,383.16 (656,383.16)	992,558.33 (992,558.33)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	15,418.98 (15,418.98)	52,971.61 (52,971.61)	365,967.62 (365,967.62)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	401,250.60 (401,250.60)	533,162.26 (533,162.26)	2,593,531.40 (2,593,531.40)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	184,279.71 (184,279.71)	401,815.77 (401,815.77)	1,922,547.05 (1,922,547.05)
	クラスA(円)	20,626.36 (20,626.36)	72,440.80 (72,440.80)	514,582.39 (514,582.39)
	クラスA (豪ドル)	884,400.30 (884,400.30)	662,568.12 (662,568.12)	2,967,351.96 (2,967,351.96)
	クラスA (ユーロ)	73,878.61 (73,878.61)	71,784.95 (71,784.95)	712,568.11 (712,568.11)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	482,773.40 (482,773.40)	950,251.12 (950,251.12)	6,047,186.72 (6,047,186.72)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	193,610.00 (193,610.00)	121,307.09 (121,307.09)	1,064,861.24 (1,064,861.24)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	25,953.19 (25,953.19)	49,587.96 (49,587.96)	342,332.85 (342,332.85)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	671,821.81 (671,821.81)	575,796.83 (575,796.83)	2,689,556.38 (2,689,556.38)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	69,895.33 (69,895.33)	389,301.79 (389,301.79)	1,603,140.59 (1,603,140.59)
	クラスA(円)	6,587.01 (6,587.01)	60,383.04 (60,383.04)	460,786.36 (460,786.36)
	クラスA (豪ドル)	238,509.91 (238,509.91)	685,160.57 (685,160.57)	2,520,701.30 (2,520,701.30)
	クラスA (ユーロ)	46,099.25 (46,099.25)	96,131.43 (96,131.43)	662,535.93 (662,535.93)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	1,460,203.41 (1,460,203.41)	990,746.01 (990,746.01)	6,516,644.12 (6,516,644.12)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	194,637.67 (194,637.67)	74,950.20 (74,950.20)	1,184,548.71 (1,184,548.71)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	36,437.38 (36,437.38)	35,139.68 (35,139.68)	343,630.55 (343,630.55)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	138,800.17 (138,800.17)	319,090.12 (319,090.12)	2,509,266.43 (2,509,266.43)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	179,887.11 (179,887.11)	154,259.48 (154,259.48)	1,628,768.22 (1,628,768.22)
	クラスA(円)	56,824.09 (56,824.09)	74,458.53 (74,458.53)	443,151.92 (443,151.92)
	クラスA (豪ドル)	119,332.06 (119,332.06)	786,382.60 (786,382.60)	1,853,650.76 (1,853,650.76)
	クラスA (ユーロ)	34,411.36 (34,411.36)	121,445.93 (121,445.93)	575,501.36 (575,501.36)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	482,195.26 (482,195.26)	1,021,216.49 (1,021,216.49)	5,977,622.89 (5,977,622.89)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	357,215.40 (357,215.40)	216,370.47 (216,370.47)	1,325,393.64 (1,325,393.64)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	4,220.36 (4,220.36)	26,045.38 (26,045.38)	321,805.53 (321,805.53)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	63,033.52 (63,033.52)	479,105.82 (479,105.82)	2,093,194.13 (2,093,194.13)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	134,791.61 (134,791.61)	343,515.15 (343,515.15)	1,420,044.68 (1,420,044.68)
	クラスA(円)	25,565.11 (25,565.11)	68,346.23 (68,346.23)	400,370.80 (400,370.80)
	クラスA (豪ドル)	48,309.42 (48,309.42)	371,814.58 (371,814.58)	1,530,145.60 (1,530,145.60)
	クラスA (ユーロ)	5,142.57 (5,142.57)	79,653.86 (79,653.86)	500,990.07 (500,990.07)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	146,492.20 (146,492.20)	3,003,914.71 (3,003,914.71)	3,120,200.38 (3,120,200.38)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジな し)	227,532.97 (227,532.97)	58,672.14 (58,672.14)	1,494,254.47 (1,494,254.47)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ)	4,599.80 (4,599.80)	46,900.37 (46,900.37)	279,504.96 (279,504.96)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル)	123,130.56 (123,130.56)	369,161.13 (369,161.13)	1,847,163.56 (1,847,163.56)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	44,116.08 (44,116.08)	217,985.79 (217,985.79)	1,246,174.97 (1,246,174.97)
	クラスA (円)	72,213.28 (72,213.28)	9,708.54 (9,708.54)	462,875.54 (462,875.54)
	クラスA (豪ドル)	9,971.43 (9,971.43)	184,874.67 (184,874.67)	1,355,242.36 (1,355,242.36)
	クラスA (ユーロ)	13,718.41 (13,718.41)	43,080.19 (43,080.19)	471,628.29 (471,628.29)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	74,454.53 (74,454.53)	678,412.32 (678,412.32)	2,516,242.59 (2,516,242.59)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	265,914.42 (265,914.42)	572,638.40 (572,638.40)	1,187,530.49 (1,187,530.49)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	11,379.60 (11,379.60)	47,493.94 (47,493.94)	243,390.62 (243,390.62)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル)	41,520.37 (41,520.37)	428,764.64 (428,764.64)	1,459,919.29 (1,459,919.29)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	21,119.74 (21,119.74)	80,098.41 (80,098.41)	1,187,196.30 (1,187,196.30)
	クラスA (円)	21,416.56 (21,416.56)	82,726.22 (82,726.22)	401,565.88 (401,565.88)
	クラスA (豪ドル)	21,398.18 (21,398.18)	183,228.40 (183,228.40)	1,193,412.14 (1,193,412.14)
	クラスA (ユーロ)	3,690.66 (3,690.66)	31,190.97 (31,190.97)	444,127.98 (444,127.98)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	154,488.91 (154,488.91)	466,741.24 (466,741.24)	2,203,990.26 (2,203,990.26)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	25,732.28 (25,732.28)	115,798.48 (115,798.48)	1,097,464.29 (1,097,464.29)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	1,862.76 (1,862.76)	33,660.95 (33,660.95)	211,592.43 (211,592.43)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル)	5,503.25 (5,503.25)	309,881.25 (309,881.25)	1,155,541.29 (1,155,541.29)

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	1,442,303.67 (1,442,303.67)	1,277,051.72 (1,277,051.72)	2,935,677.56 (2,935,677.56)
	クラスB (米ドル)	7,083.38 (7,083.38)	31,221.07 (31,221.07)	25,787.11 (25,787.11)
	クラスA (円)	101,424.39 (101,424.39)	153,012.46 (153,012.46)	384,601.15 (384,601.15)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	3,566.74 (3,566.74)	2,575.61 (2,575.61)
	クラスA 毎月分配 型 (米ドル)	163,347.10 (163,347.10)	190,941.89 (190,941.89)	481,579.97 (481,579.97)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジなし)	180,358.43 (180,358.43)	96,860.86 (96,860.86)	364,809.54 (364,809.54)
	クラスA (ユー ロ ヘッジなし)	77,378.99 (77,378.99)	53,864.49 (53,864.49)	164,506.61 (164,506.61)
	クラスA (豪ド ル ヘッジなし)	709,742.37 (709,742.37)	527,297.98 (527,297.98)	812,193.47 (812,193.47)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ ヘッ ジなし)	26,174.34 (26,174.34)	6,579.32 (6,579.32)	39,572.75 (39,572.75)
	クラスA 毎月分配 型 (豪ドル ヘッ ジなし)	56,875.40 (56,875.40)	20,825.09 (20,825.09)	73,725.99 (73,725.99)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	195,407.05 (195,407.05)	884,654.10 (884,654.10)	2,246,430.51 (2,246,430.51)
	クラスB (米ドル)	0.00 (0.00)	25,787.11 (25,787.11)	0.00 (0.00)
	クラスA(円)	103,755.86 (103,755.86)	156,059.12 (156,059.12)	332,297.89 (332,297.89)
	クラスB(円)	0.00 (0.00)	2,575.61 (2,575.61)	0.00 (0.00)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	59,043.34 (59,043.34)	76,668.74 (76,668.74)	463,954.57 (463,954.57)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	2,538.33 (2,538.33)	119,398.03 (119,398.03)	247,949.84 (247,949.84)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	34,465.09 (34,465.09)	24,012.15 (24,012.15)	174,959.55 (174,959.55)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	110,538.40 (110,538.40)	236,245.13 (236,245.13)	686,486.74 (686,486.74)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	2,287.51 (2,287.51)	3,021.05 (3,021.05)	38,839.21 (38,839.21)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	10,160.70 (10,160.70)	13,185.08 (13,185.08)	70,701.61 (70,701.61)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	236,891.73 (236,891.73)	916,456.21 (916,456.21)	1,566,866.03 (1,566,866.03)
	クラスA(円)	24,826.19 (24,826.19)	125,694.95 (125,694.95)	231,429.13 (231,429.13)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	42,985.55 (42,985.55)	118,592.60 (118,592.60)	388,347.52 (388,347.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	18,688.94 (18,688.94)	43,073.83 (43,073.83)	223,564.95 (223,564.95)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	26,309.64 (26,309.64)	64,400.38 (64,400.38)	136,868.81 (136,868.81)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	229,898.48 (229,898.48)	393,294.58 (393,294.58)	523,090.64 (523,090.64)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	7,070.51 (7,070.51)	9,523.74 (9,523.74)	36,385.98 (36,385.98)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	8,113.69 (8,113.69)	15,426.77 (15,426.77)	63,388.53 (63,388.53)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	311,596.99 (311,596.99)	360,651.33 (360,651.33)	1,517,811.69 (1,517,811.69)
	クラスA(円)	72,222.33 (72,222.33)	31,143.38 (31,143.38)	272,508.08 (272,508.08)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	37,119.37 (37,119.37)	58,167.78 (58,167.78)	367,299.11 (367,299.11)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	9,058.99 (9,058.99)	14,964.36 (14,964.36)	217,659.58 (217,659.58)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	95,741.87 (95,741.87)	27,088.32 (27,088.32)	205,522.36 (205,522.36)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	637,797.46 (637,797.46)	233,847.15 (233,847.15)	927,040.95 (927,040.95)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	15,810.10 (15,810.10)	3,099.05 (3,099.05)	49,097.03 (49,097.03)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	33,536.45 (33,536.45)	49,493.25 (49,493.25)	47,431.73 (47,431.73)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	60,426.54 (60,426.54)	242,261.86 (242,261.86)	1,335,976.37 (1,335,976.37)
	クラスA(円)	4,571.56 (4,571.56)	71,156.16 (71,156.16)	205,923.48 (205,923.48)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	73,570.67 (73,570.67)	132,045.94 (132,045.94)	308,823.84 (308,823.84)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	38,714.45 (38,714.45)	16,578.36 (16,578.36)	239,795.67 (239,795.67)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	48,845.44 (48,845.44)	71,181.34 (71,181.34)	183,186.46 (183,186.46)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	584,169.62 (584,169.62)	412,802.75 (412,802.75)	1,098,407.82 (1,098,407.82)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	1,056.08 (1,056.08)	14,294.09 (14,294.09)	35,859.02 (35,859.02)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	11,901.03 (11,901.03)	7,820.40 (7,820.40)	51,512.36 (51,512.36)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	132,672.81 (132,672.81)	253,947.33 (253,947.33)	1,214,701.85 (1,214,701.85)
	クラスA(円)	46,644.78 (46,644.78)	35,726.27 (35,726.27)	216,841.99 (216,841.99)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	24,005.46 (24,005.46)	83,122.66 (83,122.66)	249,706.64 (249,706.64)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	17,015.33 (17,015.33)	6,921.86 (6,921.86)	249,889.14 (249,889.14)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	70,963.35 (70,963.35)	37,841.13 (37,841.13)	216,308.68 (216,308.68)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	470,054.56 (470,054.56)	544,618.54 (544,618.54)	1,023,843.84 (1,023,843.84)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	3,384.42 (3,384.42)	5,680.47 (5,680.47)	33,562.97 (33,562.97)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	12,457.84 (12,457.84)	15,096.76 (15,096.76)	48,873.44 (48,873.44)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	350,884.67 (350,884.67)	338,564.73 (338,564.73)	1,227,021.79 (1,227,021.79)
	クラスA(円)	52,465.24 (52,465.24)	40,351.01 (40,351.01)	228,956.22 (228,956.22)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	13,180.66 (13,180.66)	53,379.33 (53,379.33)	209,507.97 (209,507.97)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	32,902.88 (32,902.88)	57,013.72 (57,013.72)	225,778.30 (225,778.30)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	42,960.75 (42,960.75)	81,023.35 (81,023.35)	178,246.08 (178,246.08)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	155,015.45 (155,015.45)	548,511.04 (548,511.04)	630,348.25 (630,348.25)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	7,667.03 (7,667.03)	4,424.41 (4,424.41)	36,805.59 (36,805.59)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	7,260.46 (7,260.46)	14,392.46 (14,392.46)	41,741.44 (41,741.44)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	133,856.39 (133,856.39)	375,286.37 (375,286.37)	985,591.81 (985,591.81)
	クラスA(円)	78,190.68 (78,190.68)	65,674.82 (65,674.82)	241,472.08 (241,472.08)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	29,442.04 (29,442.04)	36,046.99 (36,046.99)	202,903.02 (202,903.02)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	46,184.53 (46,184.53)	33,966.62 (33,966.62)	237,996.21 (237,996.21)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	36,995.66 (36,995.66)	26,938.50 (26,938.50)	188,303.24 (188,303.24)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	81,373.35 (81,373.35)	260,341.16 (260,341.16)	451,380.44 (451,380.44)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	3,972.12 (3,972.12)	3,453.14 (3,453.14)	37,324.57 (37,324.57)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	9,376.53 (9,376.53)	2,161.33 (2,161.33)	48,956.64 (48,956.64)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	72,110.31 (72,110.31)	211,933.61 (211,933.61)	845,768.51 (845,768.51)
	クラスA(円)	29,667.60 (29,667.60)	21,225.04 (21,225.04)	249,914.64 (249,914.64)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	9,112.92 (9,112.92)	15,889.42 (15,889.42)	196,126.52 (196,126.52)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	13,975.09 (13,975.09)	49,872.37 (49,872.37)	202,098.93 (202,098.93)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	29,878.88 (29,878.88)	27,849.44 (27,849.44)	190,332.68 (190,332.68)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	7,750.23 (7,750.23)	93,100.07 (93,100.07)	366,030.60 (366,030.60)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	389.29 (389.29)	7,784.01 (7,784.01)	29,929.85 (29,929.85)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	1,613.12 (1,613.12)	5,223.57 (5,223.57)	45,346.19 (45,346.19)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	27,390.61 (27,390.61)	105,768.26 (105,768.26)	767,390.86 (767,390.86)
	クラスA(円)	26,087.83 (26,087.83)	56,622.33 (56,622.33)	219,380.14 (219,380.14)
	クラスA毎月分配 型(米ドル)	8,070.45 (8,070.45)	23,676.82 (23,676.82)	180,520.15 (180,520.15)
	クラスA毎月分配 型(円 ヘッジなし)	43,679.42 (43,679.42)	39,169.62 (39,169.62)	206,608.73 (206,608.73)
	クラスA(ユー ロ ヘッジなし)	10,162.92 (10,162.92)	15,899.41 (15,899.41)	184,596.19 (184,596.19)
	クラスA(豪ド ル ヘッジなし)	8,272.89 (8,272.89)	49,934.44 (49,934.44)	324,369.05 (324,369.05)
	クラスA毎月分配 型(ユーロ ヘッ ジなし)	10,864.49 (10,864.49)	466.72 (466.72)	40,327.62 (40,327.62)
	クラスA毎月分配 型(豪ドル ヘッ ジなし)	8,492.73 (8,492.73)	7,461.60 (7,461.60)	46,377.32 (46,377.32)

<グローバル・シリーズ コモディティ>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (米ドル)	2,276,265.09 (2,276,265.09)	695,910.13 (695,910.13)	2,222,753.36 (2,222,753.36)
	クラスA (円)	676,226.32 (676,226.32)	174,822.82 (174,822.82)	621,315.51 (621,315.51)
	クラスA (豪ドル)	616,204.96 (616,204.96)	198,639.39 (198,639.39)	781,438.91 (781,438.91)
	クラスA (ユーロ)	83,682.64 (83,682.64)	14,527.21 (14,527.21)	188,547.20 (188,547.20)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (米ドル)	353,759.69 (353,759.69)	627,738.57 (627,738.57)	1,948,774.48 (1,948,774.48)
	クラスA (円)	169,626.67 (169,626.67)	220,029.10 (220,029.10)	570,913.08 (570,913.08)
	クラスA (豪ドル)	216,052.24 (216,052.24)	94,728.99 (94,728.99)	902,762.16 (902,762.16)
	クラスA (ユーロ)	82,392.69 (82,392.69)	26,140.32 (26,140.32)	244,799.57 (244,799.57)
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (米ドル)	361,034.80 (361,034.80)	445,259.34 (445,259.34)	1,864,549.94 (1,864,549.94)
	クラスA (円)	147,842.76 (147,842.76)	68,142.18 (68,142.18)	650,613.66 (650,613.66)
	クラスA (豪ドル)	286,919.51 (286,919.51)	375,962.58 (375,962.58)	813,719.09 (813,719.09)
	クラスA (ユーロ)	53,094.85 (53,094.85)	79,587.41 (79,587.41)	218,307.01 (218,307.01)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (米ドル)	226,019.42 (226,019.42)	604,923.94 (604,923.94)	1,485,645.42 (1,485,645.42)
	クラスA (円)	116,642.24 (116,642.24)	177,369.20 (177,369.20)	589,886.70 (589,886.70)
	クラスA (豪ドル)	72,484.64 (72,484.64)	186,131.44 (186,131.44)	700,072.29 (700,072.29)
	クラスA (ユーロ)	6,163.36 (6,163.36)	17,145.35 (17,145.35)	207,325.02 (207,325.02)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (米ドル)	46,886.47 (46,886.47)	351,234.23 (351,234.23)	1,181,297.66 (1,181,297.66)
	クラスA (円)	17,043.05 (17,043.05)	57,993.58 (57,993.58)	548,936.17 (548,936.17)
	クラスA (豪ドル)	134,421.60 (134,421.60)	160,308.45 (160,308.45)	674,185.44 (674,185.44)
	クラスA (ユーロ)	10,246.20 (10,246.20)	16,893.26 (16,893.26)	200,677.96 (200,677.96)
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (米ドル)	145,894.20 (145,894.20)	214,755.68 (214,755.68)	1,112,436.18 (1,112,436.18)
	クラスA (円)	31,817.29 (31,817.29)	162,936.22 (162,936.22)	417,817.24 (417,817.24)
	クラスA (豪ドル)	36,644.43 (36,644.43)	151,854.31 (151,854.31)	558,975.56 (558,975.56)
	クラスA (ユーロ)	4,415.69 (4,415.69)	20,870.03 (20,870.03)	184,223.62 (184,223.62)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (米ドル)	356,853.38 (356,853.38)	338,924.91 (338,924.91)	1,130,364.65 (1,130,364.65)
	クラスA (円)	61,559.86 (61,559.86)	88,142.54 (88,142.54)	391,234.56 (391,234.56)
	クラスA (豪ドル)	73,766.28 (73,766.28)	155,777.67 (155,777.67)	476,964.17 (476,964.17)
	クラスA (ユーロ)	21,171.75 (21,171.75)	5,047.08 (5,047.08)	200,348.29 (200,348.29)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (米ドル)	288,211.26 (288,211.26)	532,881.11 (532,881.11)	885,694.80 (885,694.80)
	クラスA (円)	181,304.37 (181,304.37)	183,038.83 (183,038.83)	389,500.10 (389,500.10)
	クラスA (豪ドル)	39,827.70 (39,827.70)	162,341.21 (162,341.21)	354,450.66 (354,450.66)
	クラスA (ユーロ)	23,338.32 (23,338.32)	38,281.63 (38,281.63)	185,404.98 (185,404.98)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (米ドル)	15,599.77 (15,599.77)	149,151.03 (149,151.03)	752,143.54 (752,143.54)
	クラスA (円)	105,292.05 (105,292.05)	86,401.98 (86,401.98)	408,390.17 (408,390.17)
	クラスA (豪ドル)	503.43 (503.43)	61,945.99 (61,945.99)	293,008.10 (293,008.10)
	クラスA (ユーロ)	2,478.64 (2,478.64)	48,113.66 (48,113.66)	139,769.96 (139,769.96)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (米ドル)	19,076.40 (19,076.40)	158,330.93 (158,330.93)	612,889.01 (612,889.01)
	クラスA (円)	178,965.85 (178,965.85)	83,798.88 (83,798.88)	503,557.14 (503,557.14)
	クラスA (豪ドル)	1,756.60 (1,756.60)	45,129.48 (45,129.48)	249,635.22 (249,635.22)
	クラスA (ユーロ)	2,445.31 (2,445.31)	17,332.01 (17,332.01)	124,883.26 (124,883.26)

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年10月1日 - 2015年9月30日)	クラスA (ユーロ)	4,783.95 (4,783.95)	60,898.38 (60,898.38)	333,240.27 (333,240.27)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	7,245.85 (7,245.85)	3,124.01 (3,124.01)
	クラスA (円)	5,280.72 (5,280.72)	27,667.47 (27,667.47)	190,878.16 (190,878.16)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)
	クラスA (米ドル)	24,961.03 (24,961.03)	29,235.59 (29,235.59)	18,764.72 (18,764.72)
	クラスA (豪ドル)	7,437.53 (7,437.53)	3,094.27 (3,094.27)	30,014.65 (30,014.65)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	705.34 (705.34)	50,084.82 (50,084.82)	228,989.78 (228,989.78)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	6,201.51 (6,201.51)	109,945.24 (109,945.24)	380,053.30 (380,053.30)
第14会計年度 (2015年10月1日 - 2016年9月30日)	クラスA (ユーロ)	54,946.04 (54,946.04)	51,561.44 (51,561.44)	336,624.87 (336,624.87)
	クラスB (ユーロ)	0.00 (0.00)	3,124.01 (3,124.01)	0.00 (0.00)
	クラスA (円)	58,526.79 (58,526.79)	21,779.45 (21,779.45)	227,625.50 (227,625.50)
	クラスB (円)	0.00 (0.00)	1,237.07 (1,237.07)	0.00 (0.00)
	クラスA (米ドル)	296,742.40 (296,742.40)	34,207.98 (34,207.98)	281,299.14 (281,299.14)
	クラスA (豪ドル)	32,697.15 (32,697.15)	14,480.57 (14,480.57)	48,231.23 (48,231.23)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	14,453.64 (14,453.64)	29,859.33 (29,859.33)	213,584.09 (213,584.09)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	333.33 (333.33)	47,231.22 (47,231.22)	333,155.41 (333,155.41)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年10月1日 - 2017年9月30日)	クラスA (ユーロ)	40,340.97 (40,340.97)	59,183.10 (59,183.10)	317,782.74 (317,782.74)
	クラスA (円)	38,710.44 (38,710.44)	60,088.49 (60,088.49)	206,247.45 (206,247.45)
	クラスA (米ドル)	63,871.76 (63,871.76)	169,356.72 (169,356.72)	175,814.18 (175,814.18)
	クラスA (豪ドル)	249,612.99 (249,612.99)	219,329.17 (219,329.17)	78,515.05 (78,515.05)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	72.25 (72.25)	58,909.54 (58,909.54)	154,746.80 (154,746.80)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	7,094.97 (7,094.97)	37,935.47 (37,935.47)	302,314.91 (302,314.91)
第16会計年度 (2017年10月1日 - 2018年9月30日)	クラスA (ユーロ)	9,939.50 (9,939.50)	12,404.83 (12,404.83)	315,317.41 (315,317.41)
	クラスA (円)	0.00 (0.00)	45,180.39 (45,180.39)	161,067.06 (161,067.06)
	クラスA (米ドル)	12,519.61 (12,519.61)	80,541.02 (80,541.02)	107,792.77 (107,792.77)
	クラスA (豪ドル)	3,683.57 (3,683.57)	28,616.54 (28,616.54)	53,582.08 (53,582.08)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	1,774.87 (1,774.87)	12,365.40 (12,365.40)	144,156.27 (144,156.27)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,685.41 (1,685.41)	30,892.88 (30,892.88)	273,107.44 (273,107.44)
第17会計年度 (2018年10月1日 - 2019年9月30日)	クラスA (ユーロ)	3,131.30 (3,131.30)	68,710.91 (68,710.91)	249,737.80 (249,737.80)
	クラスA (円)	495.05 (495.05)	19,091.72 (19,091.72)	142,470.39 (142,470.39)
	クラスA (米ドル)	47,832.93 (47,832.93)	101,444.00 (101,444.00)	54,181.70 (54,181.70)
	クラスA (豪ドル)	19,137.87 (19,137.87)	15,234.83 (15,234.83)	57,485.12 (57,485.12)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	175.25 (175.25)	16,704.93 (16,704.93)	127,626.59 (127,626.59)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	856.53 (856.53)	18,457.96 (18,457.96)	255,506.01 (255,506.01)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第18会計年度 (2019年10月1日 - 2020年9月30日)	クラスA (ユーロ)	10,841.41 (10,841.41)	22,995.00 (22,995.00)	237,584.21 (237,584.21)
	クラスA (円)	6,595.91 (6,595.91)	7,957.26 (7,957.26)	141,109.04 (141,109.04)
	クラスA (米ドル)	10,999.92 (10,999.92)	11,595.02 (11,595.02)	53,586.60 (53,586.60)
	クラスA (豪ドル)	1,678.94 (1,678.94)	15,258.18 (15,258.18)	43,905.88 (43,905.88)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	276.75 (276.75)	22,610.87 (22,610.87)	105,292.47 (105,292.47)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	1,526.70 (1,526.70)	24,629.67 (24,629.67)	232,403.04 (232,403.04)
第19会計年度 (2020年10月1日 - 2021年9月30日)	クラスA (ユーロ)	4,676.46 (4,676.46)	15,007.25 (15,007.25)	227,253.42 (227,253.42)
	クラスA (円)	461.25 (461.25)	11,527.43 (11,527.43)	130,042.86 (130,042.86)
	クラスA (米ドル)	15,506.64 (15,506.64)	17,840.42 (17,840.42)	51,252.82 (51,252.82)
	クラスA (豪ドル)	3,960.12 (3,960.12)	12,736.20 (12,736.20)	35,129.80 (35,129.80)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	2,526.18 (2,526.18)	7,796.72 (7,796.72)	100,021.93 (100,021.93)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	33,666.36 (33,666.36)	25,808.42 (25,808.42)	240,260.98 (240,260.98)
第20会計年度 (2021年10月1日 - 2022年9月30日)	クラスA (ユーロ)	27,721.86 (27,721.86)	16,365.82 (16,365.82)	238,609.46 (238,609.46)
	クラスA (円)	20,660.26 (20,660.26)	10,854.75 (10,854.75)	139,848.37 (139,848.37)
	クラスA (米ドル)	139,408.96 (139,408.96)	64,882.49 (64,882.49)	125,779.29 (125,779.29)
	クラスA (豪ドル)	87,024.28 (87,024.28)	5,963.85 (5,963.85)	116,190.23 (116,190.23)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	7,265.16 (7,265.16)	5,522.88 (5,522.88)	101,764.21 (101,764.21)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	155,396.84 (155,396.84)	17,812.56 (17,812.56)	377,845.26 (377,845.26)

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第21会計年度 (2022年10月1日 - 2023年9月30日)	クラスA (ユーロ)	5,977.35 (5,977.35)	12,895.48 (12,895.48)	231,691.33 (231,691.33)
	クラスA (円)	35,104.14 (35,104.14)	1,905.22 (1,905.22)	173,047.29 (173,047.29)
	クラスA (米ドル)	31,154.56 (31,154.56)	32,886.27 (32,886.27)	124,047.58 (124,047.58)
	クラスA (豪ドル)	676.98 (676.98)	56,383.81 (56,383.81)	60,483.40 (60,483.40)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	5,240.71 (5,240.71)	5,906.99 (5,906.99)	101,097.93 (101,097.93)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	8,711.83 (8,711.83)	89,861.24 (89,861.24)	296,695.85 (296,695.85)
第22会計年度 (2023年10月1日 - 2024年9月30日)	クラスA (ユーロ)	2,833.16 (2,833.16)	11,608.24 (11,608.24)	222,916.25 (222,916.25)
	クラスA (円)	48,254.67 (48,254.67)	42,259.68 (42,259.68)	179,042.28 (179,042.28)
	クラスA (米ドル)	40,478.56 (40,478.56)	32,159.94 (32,159.94)	132,366.20 (132,366.20)
	クラスA (豪ドル)	472.64 (472.64)	6,048.21 (6,048.21)	54,907.83 (54,907.83)
	クラスA 毎月分配 型 (ユーロ)	1,584.13 (1,584.13)	29,495.52 (29,495.52)	73,186.54 (73,186.54)
	クラスA 毎月分配 型 (円 ヘッジな し)	54,353.66 (54,353.66)	71,801.43 (71,801.43)	279,248.08 (279,248.08)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(A) 海外における販売手続等

管理会社は、各サブ・ファンドに関し、記名式の受益証券のみを発行する。小数第2位までの端数の受益証券が発行される。

受益証券の券面は発行されず、代わりに、勘定明細書の様式で受益証券所有確認書が交付される。

各クラス受益証券のそれぞれは、同等の権利および特権を有する。ただし、元本成長型受益証券に関する分配は行われず、帰属すべき純利益は受益証券の増加する価格に反映される。分配型受益証券に関して、各サブ・ファンドの管理会社は、当該サブ・ファンドについての分配を宣言することができる。

各サブ・ファンドの受益証券は、当該サブ・ファンドの各取引日に管理会社が発行する。特定の取引日に1口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の購入申込みは、かかる各取引日のルクセンブルグ時間午前10時までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該取引日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

サブ・ファンドの受益証券の当初募集の期間および条件は、各サブ・ファンドについて開示される。

各クラス受益証券の当初募集後において、当該クラス受益証券の1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に当該クラスにつき決定される1口当たり純資産価格に基づき、これに当該サブ・ファンドの販売手数料が加算される。

支払は、受益証券の購入申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる各取引日後から関係サブ・ファンドについて特定される日数以内に、名義書換事務代行会社への現金振込により当該受益証券クラスの通貨建てで行われる。

受益者へのまたは受益者からの支払は、通常、関連受益証券クラスの通貨で行わねばならない。ただし、受益者が、ファンドへのまたはファンドからの支払について関連受益証券クラスの通貨以外の通貨を選択する場合、これは、かかる支払に関して受益者に外国為替業務を提供することを求める受益者からファンドのために行う管理会社への請求とみなされる。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行う管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように図る。管理会社は、その裁量で、一定の国々または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、()受益者全体、()ファンド、または()一サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該処置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

管理会社は、

- (a) その裁量により、受益証券の購入申込みを拒否することができる。
- (b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者が保有する受益証券をいつでも買い戻すことができる（後記「2 買戻し手続等」に詳述される。）。
- (c) いつでもクラスの受益証券の発行を停止し、または新規発行に応じて一サブ・ファンドを終了することができる。

詳細は、以下の通りである。

- (a) 管理会社は、EU加盟国内（またはその一部）において公衆に対してファンドの受益証券の販売を行ってはならない。ファンドは、ルクセンブルグの一般投資家に対しては販売されない。
- (b) ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「米国証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録され

る予定もなく、かかる受益証券は、米国証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができる。ファンドの受益証券は、米国人に対してもしくは米国人のために、募集または販売することができない。かかる目的において、米国人とは、米国証券法のレギュレーションSにおいて米国人として定められた者を意味する。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに相談すべきである。

2010年法に従い、以下の場合には受益証券の発行が禁止されている。

（ ）ファンドに保管受託銀行が存在しない期間

（ ）保管受託銀行が清算手続きに入った場合または破産宣告を受けた場合または債権者との取り決

め、支払いの停止もしくは管理統制を求めている場合または同様の手続きの対象となった場合

ユーロ・シリーズのユーロ・ボンド、ユーロ・バランス、ユーロ・エクイティおよびヨーロッパ・サステナブルの最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額は、1,000米ドル、1,000ユーロまたは100,000円である。ニューマーケット・シリーズのうち、アジア・ボンド、エマージング・ボンド、グレート・チャイナ・エクイティおよびB I C・エクイティについては、3,000米ドルまたは500,000円である。グローバル・シリーズのグローバル・ハイールド、イールド・エクイティ、コモディティおよびウェルス・プリザベーションについては、3,000米ドル、500,000円、3,000豪ドルまたは3,000ユーロである。管理会社は、その裁量においてこれらの最低限度を放棄することができる。

E U一般データ保護規則2016 / 679（以下「G D P R」という。）の目的上、投資者が提供するすべての個人情報に関するデータ管理者は、管理会社である。

G D P Rの下における義務および責任の遵守のため、管理会社は、シュローダー・グループがどのように投資家情報を収集し、使用し、開示し、転送し、保管しているのかを詳述したプライバシー・ポリシーを投資者に提供することが法律で要求されている。プライバシー・ポリシーの写しは www.schroders.com/en/privacy-policyで入手することができる。投資者は、これにより、プライバシー・ポリシーの内容を読み、かつ理解したことを承認するものとする。

投資者は、投資家情報（氏名および住所等）が、管理会社によって、またはそれに代わり、欧州経済領域、スイス、イギリス、香港およびインドの支払代理人またはファシリティ・エージェント等の第三者サービス・プロバイダーに転送されうることには留意すべきである。国のリストは、投資家情報が新たな国に所在する第三者サービス・プロバイダーに転送される前に更新され、投資者へは、ウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/professional/funds-and-strategies/notifications/schroder-ssf/>）上での通知により周知される。

マネー・ロンダリング防止のための手続

国際規則およびルクセンブルグの法令（改正された2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法を含むが、これに限られない。）ならびに2010年2月1日付の大公国規則および2012年12月14日のC S S F規則12-02（随時改正される。）、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関するC S S F通達13 / 556、15 / 609および17 / 650ならびに関連する改正または更新に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、集団投資スキームをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達から防止するための義務が課されている。

かかる規定の制定により、管理会社は、ルクセンブルグの法令に従い、デュー・デリジェンスおよび継続的なデュー・デリジェンスの実施を委任している。かかる要件を満たすために、管理会社に代わり名義書換事務代行会社は、ファンドのすべての投資家の身元確認を行う手続を確立している。管理会社に代わり名義書換事務代行会社は、実質的所有権、資金源およびその入手経路に関する情報を含む管理会社が必要とみなす情報および関係書類を要求することができる。いずれの場合にも、管理会社および / または名義書換事務代行会社は、適用ある法律上および規制上の要件に従うために、随時追加の書類を要求することができる。

投資家 / 顧客が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入の申込みまたは（適用ある場合）その他の取引の申込みは受諾されないことがあり、買戻しの申込みの場合、買戻代金の支払を留保されることがある。管理会社または名義書換事務代行会社のいずれも、

投資家が文書を提出しなかったことまたは不完全な情報および／または文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負わない。

顧客のための仲介業者および／またはノミニーによる購入の場合、2004年11月12日の改正法および2012年12月14日のC S S F 規則12/02（随時改正される。）に従い、かかる仲介業者および／またはノミニーに対し強化された顧客デュー・デリジェンス措置が適用される。これにより、投資家は、実質的所有者に任命された者に変更があった場合には、遅滞なく名義書換事務代行会社へ通知しなければならない。一般的に、名義書換事務代行会社または仲介業者および／またはノミニーに提供される各情報および各書面が正確かつ最新であることを常に確保しなければならない。

管理会社はルクセンブルグの適用法令に従い、リスクベース・アプローチによりファンドの投資対象に対するデュー・デリジェンスを確実に実施しなければならない。

(B) 日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間における申込みについては当該当初申込期間中（該当する場合）、また、継続申込期間における申込みについては当該継続申込期間中の取引日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の募集の取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。詳しくは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。販売の単位は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定し、かつ申込人に申込前に通知する発行最低価額または口数とする。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

購入時の受益証券の口数は、小数第2位まで（小数点以下第3位で切上げまたは切下げの調整を行う。）で割り当てる。

$$A = \frac{B}{C}$$

A：購入したサブ・ファンドの割当予定ファンドの受益証券口数

B：購入したサブ・ファンドの受益証券に対して支払われた申込金額（申込手数料は除く。）

C：購入したサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産価格

継続申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、名義書換事務代行会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日が国内約定日とみなされ、受渡しは、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に行われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるS M B C 信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款に基づくものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C 信託銀行は、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

上記にかかわらず、ファンド証券について当初申込期間が設定されている場合において、当初申込期間中ファンド証券1口当たりの販売価格は、当初の発行価格で行われる。当初申込期間中の取得申込みについては、販売会社および販売取扱会社が定める条件に基づいて取り扱われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、取引報告書を交付する。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C 信託銀行に対しては、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。

クラスA 受益証券の購入（申込み）にあたって、上限3.30%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注１）管理会社、日本における販売会社または販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注３）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。

（注４）販売取扱会社であるＳＭＢＣ信託銀行において、米ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および豪ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。各販売会社における取扱いについては各販売会社へ問い合わせること。

クラスＢ受益証券については、2010年６月30日をもって募集が停止され、2016年６月30日をもって、すべての受益証券が同一サブ・ファンドのクラスＡ受益証券に自動転換された。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「（Ａ）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、購入の取扱いを一時的に停止する場合がある。

２【買戻し手続等】

（Ａ）海外における買戻し手続等

受益者は、いずれの関係取引日にも受益証券の買戻しを請求することができる。特定の取引日に１口当たり純資産価格により取り扱われる受益証券の買戻し請求は、当該サブ・ファンドの当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時までに名義書換事務代行会社が受領していることを要し、当該日の当該時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、受益証券の買戻し請求が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に決定される当該クラス受益証券１口当たりの純資産価格に基づき行われる。当該サブ・ファンドについての規定に基づき、買戻し手数料を課すことができる。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

管理会社は、通常の場合にサブ・ファンドの受益証券の買戻しが受益者の請求に応じ速やかに行われるようにサブ・ファンドにおいて適切な流動性が維持されるよう確保する。

ある取引日において、いずれかのサブ・ファンドにつき、当該サブ・ファンドの当該取引日における発行済受益証券総数の10%を超える口数の受益証券に関する買戻し請求を受領した場合、管理会社は、かかる10%を超過しないよう、すべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。また、当該サブ・ファンドの投資先である投資信託受益証券の買戻しが繰り延べられた場合にも、管理会社は、当該サブ・ファンドに関するすべての買戻し請求を按分して繰り延べる権利を有する。当該取引日に上記により削減された買戻し請求は、その後に受領された買戻し請求に優先して、翌取引日に実行される。ただし、常に10%の制限に服する。

買戻し価格の支払は、当該申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日後から当該サブ・ファンドについて特定される日数以内に行われる。受渡日が支払通貨の国において銀行営業日でない場合には、翌銀行営業日に受渡しが行われる。買戻し代金は、通常、関連受益証券クラスの通貨で支払われる。ただし、受益者の請求に応じて、買戻しのための為替業務が管理会社のために行為する名義書換事務代行会社から受益者へ提供される。外国為替取引に適用される変更の詳細（管理会社により留保される。）は、ファンドのために行為する管理会社からの要求に応じて提供される。通貨転換費用およびその他の関連費用は、関連投資家が負担する。

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、約款の規定に従い、以下の者により、または以下の者のために、受益証券が取得または保有されないことを確実にするため、受益証券に制限を課すまたは緩和することができ、必要に応じ、受益証券の買戻しを要求することができる。

- () 国、政府または規制当局の法律または要件に違反する者（取締役、ファンド、投資運用会社または取締役会が決定するその他の者のうちいずれかが、当該違反の結果、不利益を被ったと取締役会が決定した場合）
- () 取締役会の見解において、管理会社またはファンド（場合による）に租税上の債務（特に、F A T C A、共通報告義務または類似規定の要件あるいはそれらの違反から発生する、規制上のまたは税務上の債務およびその他の税金債務を含む。）を負わせる状況にある者、または、国または規制当局の証券法、投資法もしくは類似の法律または要請に基づく登録義務を含め、管理会社および／またはファンドにおいて発生または負担しなかったであろう金銭的不利益を負わせる状況にある者、または
- () 取締役会の見解において、当該者が集中して保有することがファンドまたはそのサブ・ファンドのいずれかの流動性を悪化させる可能性のある者。

特に、米国人またはF A T C A上の特定の人物により、受益証券が実質的に所有されていることが取締役会の知るところとなった場合、取締役会は、当該受益証券の強制買戻しを実行する権利を有する。また、取締役会は、最低保有金額以下の保有価額または、受益者が特定の受益証券クラスに関する投資適格基準を満たさない場合、強制的な買戻しまたは転換を決定できる。取締役会はこの場合、受益者が保有する受益証券の実質的所有者であるか否かを判断するために必要と考えられる情報の提供を受益者に対し要求できる。

管理会社は、上記の状況および事態において、受益証券の強制買戻しを進めることを決定することができる。

2010年法に従い、以下の場合には受益証券の買戻しが禁止されている。

- () ファンドに保管受託銀行が存在しない期間
- () 保管受託銀行が清算手続きに入った場合または破産宣告を受けた場合または債権者との取り決め、支払いの停止もしくは管理統制を求めている場合または同様の手続きの対象となった場合

(B) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。ただし、日本において買戻し請求を取り扱うことが適当でないと代行協会が判断する日には、例外として買戻し請求の取扱いを行わない。

買戻し請求は、通常、原則として取引日の午後3時30分（日本時間）までに、日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に確認されたい。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとする。申込日が取引日でない場合、管理会社に対する買戻し請求は、翌取引日の取扱いとする。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、名義書換事務代行会社が買戻し請求を受領した取引日に計算される1口当たり純資産価格である。日本において、買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われ、または行われたとみなされる取引日（同日を含まない。）から原則として4取引日以内に支払われる。ただし、日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、日本における販売会社における当該受渡しは、口座約款および購入申込契約書に基づくものとし、販売取扱会社であるS M B C信託銀行における当該受渡しは、口座約款および累積投資約款の定めるところに従うものとする。代金の支払は、各販売会社または販売取扱会社が定めるところにより、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨または日本円によるものとし、S M B C信託銀行からは、原則として、関連するサブ・ファンドの各クラスの通貨により行われるものとする。ファンド証券の買戻しは1口以上100分の1口を単位とする。ただし、日本における販売会社はこれと異なる買戻し単位を定めることができる。買戻し単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

買戻し代金は下記の計算式により算出する。

$$A = B \times C$$

A：買戻し時に支払われる買戻し代金

B：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券口数

C：買戻しをするサブ・ファンドの受益証券1口当たりの当該計算日における純資産額

* B × Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めた額となる。また、円貨の場合、1円未満の端数の取扱いについては、各日本における販売会社、販売取扱会社により適宜切上げ、切捨て等の調整を行う。

取引日における買戻し請求が管理会社の決定する各サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取り扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

前記「(A) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、換金の取扱いを一時的に停止する場合がある。

3【ファンド証券の転換（スイッチング）】

(A) 海外における転換（スイッチング）

サブ・ファンドにおいて、以下に定める規定を逸脱することがある。

1つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの同一クラスの受益証券への転換、分配型受益証券から元本成長型受益証券への転換もしくはその逆の転換または同一のサブ・ファンドもしくは他のサブ・ファンドのクラスA受益証券との転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、取消不能の転換請求書を名義書換事務代行会社に対し呈示することにより、受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される受益証券の口数を指定するものとする。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格に基づき以下の通り決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

NAV2： 転換により発行される受益証券の基準通貨にNAV1が計算される取引日の適用ある為替レートにより変換される転換が請求された取引日現在の転換請求される受益証券の1口当たり純資産価格

なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

関係サブ・ファンドについてその旨規定される場合、転換手数料が適用される。

当該取引についての十分な明細を記載した勘定明細書が受益者に対し発行され、送付される。

(B) 日本における転換（スイッチング）

日本における転換とは、受益者が受益証券の買戻請求および購入申込みを以下の方法により一括して行う取引をいう。転換を取り扱うか否かは、日本における各販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

1つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券への転換を希望する受益者は、原サブ・ファンドの取引日に、受益証券の転換を請求することができる。転換請求は、転換される受益証券の口数を指定して行うものとする。転換は、原則として、各取引日に1口以上100分の1口単位、または、各販売会社または販売取扱会社が別途定める単位で行われる。ただし、保有するサブ・ファンドすべての転換を請求する場合、100分の1口以上100分の1口単位で行うことができる。

転換により発行される口数は、適用ある取引日の純資産価格に基づき以下の通り決定される。なお、管理会社は、転換により発行される受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社による端数処理等に対応するため、受益証券の発行を含むアレンジを行うことができる。

（表示通貨が同じ場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{**}}{NAV1}$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

NAV2： 転換請求される受益証券1口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格

NAV1： 転換が請求される取引日の最大5営業日後に転換により発行される受益証券の1口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。

* NAV2 × N2の値は外貨の場合小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで求めたものを、また、円貨の場合1円未満を日本における販売会社及び販売取扱会社により適宜1円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

（表示通貨が異なる場合）

$$N1 = \frac{(NAV2 \times N2)^{****}}{NAV1} \times E$$

N1： 転換後の受益証券の発行口数

N2： 転換請求される受益証券の口数

- NAV 2 : 転換請求される受益証券 1 口当たりの適用ある取引日現在の純資産価格
- NAV 1 : 転換が請求される取引日の最大 5 営業日後に転換により発行される受益証券の 1 口当たり純資産価格。同一の取引日の転換請求により発行される受益証券はすべて同一の純資産価格で取引される。
- E : 算出された金額を適用ある取引日の為替レート*により転換後の受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数

* 転換する原受益証券と新受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、原則として、日本における受渡日（申込日から最大 5 営業日後の間。通常 5 営業日目。）の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠した販売会社または販売取扱会社が決定するレートとする。かかる為替レートは、転換請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがある。

為替取引における利益相反

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合がある。したがって、これらの当事者の利益がファンドまたは投資家の利益と対立する場合が考えられる。各当事者は、常にファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で公正な取引を行うことを確認するものとする。

** NAV 2 × N 2 の値は外貨の場合小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで求めたものを、また、円貨の場合 1 円未満を日本における販売会社および販売取扱会社により適宜 1 円単位に調整した値をその後の計算に使用する。

*** 日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの表示通貨の異なるクラス A 受益証券との間における転換について上限 1.10%（税抜 1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。販売取扱会社である S M B C 信託銀行における転換については、転換手数料は賦課されない。

**** 当該受益証券が特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税額を控除した後の価格とする。

当該取引についての十分な明細を記載した取引報告書が受益者に対し発行され、送付される。

受益証券の転換請求後、注文執行中に当該転換請求を取り消すことはできない。

なお、インターネットでは、転換手続は取扱われない。日本における販売会社または販売取扱会社の裁量で、転換の取扱いを一時的に停止する場合がある。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

各クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。

各クラスの受益証券の 1 口当たりの純資産価格は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または受当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。可能な限り、投資収益、未払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は、日々発生するものとして扱われる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

各サブ・ファンドの資産および負債を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは、以下の方法で設定される。

(a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、ファンドの帳簿上、当該サブ・ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。

- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、ファンドの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、ファンドに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) ファンドの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断できない場合、かかる資産や債務は、関連するサブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプール間において配分される。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、当該分配金の金額分だけ減少させる。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの特定の投資方針に従いその資産が共同投資される一または複数のクラスを設定することを決定できるが、各クラスには特定の特徴を追加することができる。こうした変動要因により異なる別個の受益証券1口当たり純資産価格が、各クラスについて算出される。同一サブ・ファンドについて、一または複数のクラスが設定された場合、当該クラスに関し、（適切な場合）上記の配分規定が適用される。

いずれかの取引日において、クラス受益証券1口当たりの純資産価格が、通信手段の一時的故障またはサブ・ファンドの投資対象の市場相場が一時的に入手不可能となったことにより、決定不可能な場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のため、前取引日に決定された各サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を用いることができるものとする。

当該サブ・ファンドについて別途に定められる場合を除き、各サブ・ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額とする。）を除き、その全額とみなされる。
- (b) 通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値）を基準として評価される。
- (c) サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。
- (d) いずれの証券取引所においても相場が立っておらずまた取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、第(b)項において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。
- (e) サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記第(b)項および第(d)項に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。
- (f) オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。
- (g) その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

管理会社は、毎日の1口当たり純資産価格を決定するために、J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店を任命している。

各クラスに関する毎日の1口当たり純資産価格は、各取引日に管理会社および保管受託銀行の事務所において入手することができる。

- () 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において各サブ・ファンドの１口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、サブ・ファンドの受益証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- １）各サブ・ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または各サブ・ファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。
- ２）政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、各サブ・ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、または管理会社の取締役会の意見によれば、買戻価格が適正に算出できない場合。
- ３）各サブ・ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由で各サブ・ファンドの資産の評価が要求される通り迅速かつ正確に確定できない場合。
- ４）為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合、または各サブ・ファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- ５）当該サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を形成するオープン・エンド型投資信託の受益証券の価格を決定することが不可能な場合（特に、かかる投資信託の純資産価格の決定が停止された場合）。

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、管理会社および保管受託銀行の事務所で公表され、必要とみなされる場合または法律により要求される場合には新聞一紙およびＲＥＳＡに公告される。

（ ）マーケット・タイミングおよび頻繁な取引方針

管理会社は、すべての受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性があるため、マーケット・タイミングまたは頻繁な売買に関連する取引行為を故意に許容することはない。

本項の目的上、マーケット・タイミングとは、（当該行為が、いかなる時点においても、一名または複数名によるか、単一または個別に行われるかにかかわらず）裁定取引またはマーケット・タイミングの機会を通じて利益を求める、または求めていると合理的に考えられる、様々なクラスの受益証券の購入、転換または買戻しを意味する。頻繁な取引とは、（当該行為が、いかなる時点においても、一名または複数名によるか、単一または個別に行われるかにかかわらず）その頻度または規模により、合理的に考えてサブ・ファンドの他の受益者の利益を損なうとみなしうるほどサブ・ファンドの運営費用を増加させる、様々なクラスの受益証券の購入、転換または買戻しを意味する。

したがって、管理会社は、適切とみなす場合はいつでも、以下のいずれかまたは両方の措置を管理会社の実施することを決定することができる。

- 管理会社は、個人または個人のグループがマーケット・タイミングの慣行に関与しているとみなすことができるかどうかを確認する目的で、共通の所有権または管理下にある受益証券をまとめることができる。したがって、管理会社は、名義書換事務代行会社に、管理会社がマーケット・タイマーまたは高頻度トレーダーとみなす投資家からの受益証券の転換および／または購入の申込を拒否させる権利を留保する。
- サブ・ファンドが、当該サブ・ファンドの評価時点で営業時間外である市場に主に投資している場合、管理会社は、市場のボラティリティが高い期間、前記「第一部 ファンド情報、第２ 管理及び運営、４ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、（ ）純資産価格の計算」の規定の適用を除外することにより、評価時点でサブ・ファンドの投資の公正価値をより正確に反映するように１口当たり純資産価格を調整することができる。

管理会社は、公正価値評価の分析を行うために独立した代理人を利用している。評価時点におけるポートフォリオの公正価値を反映するためのサブ・ファンドの１口当たり純資産価格の調整は、自動化プロセスで行われる。調整係数は、日々、各資産レベルで、独立した入手先からの市場価格に対して適用される。調整プロセスは、関連する評価時点で取引を終了しているすべての株式市場を対象とし、当該市場にエクスポージャーを有するすべてのサブ・ファンドは公正価値で評価される。公正価

値評価を適用するにあたり、管理会社は関連するすべてのサブ・ファンドにおいて確実に一貫した価格が適用されるよう努めている。現在、債券およびその他の資産クラスは公正価値評価の対象ではない。

上記のとおり調整が行われる場合、同じサブ・ファンドのすべてのクラスに一貫して調整が適用される。

（２）【保管】

受益証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

（３）【信託期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

（４）【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年９月30日である。ファンドの財務書類の作成には、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則が適用される。

（５）【その他】

（１）発行限度額

受益証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

（２）ファンドおよびサブ・ファンドの解散

ファンドは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、ファンドは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、ルクセンブルグの R E S A および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも３つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、清算する場合、受益者の最大の利益に資するようファンドの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、受益者に対しその持分に応じて（清算にかかる全経費を控除後の）純清算手取金を分配する。ルクセンブルグ法に規定されたように、清算手取金の受領のために呈示されなかった受益証券に相当する清算手取金は、消滅時効期間の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。ファンドが解散に至るような状況が発生した場合はすみやかに、受益証券の発行は禁止され、発行された場合には無効となる。受益証券の買戻しは、受益者の公平な取扱いが確保される限り、行うことができる。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散は、受益者またはその相続人もしくは実質的受益者から請求することができない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（ ）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ ）いつでもサブ・ファンドを解散することができ、他のサブ・ファンドに、解散されるサブ・ファンドの資産を拠出し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンドの受益者に分配することができる。上記（ ）の解散および拠出は、当該解散されるサブ・ファンドの規模、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記（ ）に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便で受益者に通知される。上記（ ）のサブ・ファンドの解散および拠出の場合、当該ファンドの全受益者には解散の１か月前に郵便により通知するものとする。サブ・ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、サブ・ファ

ンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

(3) ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

(4) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。変更は、約款の変更が商業および法人登記所に預託された旨の公告が R E S A に掲載された時点または約款の変更に規定されたその他の日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

(5) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約各当事者は、別段の合意がない限り、他方当事者に対し 3 か月前までに書面で通知することにより、本契約をいつでも終了させることができる。

包括的保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の 2 か月以上前に、書面による通知により、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ファンド・アカウンティング契約

本契約は、いずれかの当事者からの 90 日以上前の書面通知により解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が 3 か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約（極東証券以外）

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を 3 か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約（極東証券）

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を 30 日前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

為替オーバーレイ契約

本契約は、為替オーバーレイ業務提供会社が書面による通知を 6 か月前になすこと、および管理会社が書面による通知を 1 営業日前になすことによりこれを解約することができる。管理会社の重大な違反が 30 日を超えて継続しているか、または支払不能となった場合、為替オーバーレイ業務提供会社は、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ルクセンブルグ現地事務契約

登録・名義書換事務代行業務につき規定する本契約は、便宜上、管理会社による 12 か月前の書面による通知をなすことで終了されるまで継続する。本契約は、便宜上、名義書換事務代行会社からは終了できない。本契約の一方の当事者が、重大なもしくは継続して違反をしているか、または支払不能である等の特定の場合、他方当事者は、直ちに業務を停止することができる。また、管理会社は、投資者の利益のため必要な場合、直ちに業務を停止することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(6) 新サブ・ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、ファンドの英文目論見書にその別紙を追加することにより新しいサブ・ファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者に対する優遇措置は、一切存在しない。受益者の権利については、本書および約款に記載される。すべての受益者は、同一の条件に基づきサブ・ファンドの受益証券の申込みを行う。

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名义人として受益者名簿に登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

() 分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。期日から5年以内に請求されなかった分配金は、失効し、ファンドに返金される。

() 買戻請求権

受益者は、いつでも販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注) 受益者は、約款に基づき受益者集会を開催する権利を有していない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- 1) 管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- 2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また、日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エル・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は日本円、ユーロ、米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝164.92円、1米ドル＝158.18円、1豪ドル＝98.50円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

（１）【2024年 9月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2024年 9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	18,041,384	2,975,385	17,748,592	2,927,098
未実現利益	4,203,255	693,201	2,638,088	435,073
投資有価証券時価	22,244,639	3,668,586	20,386,680	3,362,171
現金預金およびブローカー現金	176,605	29,126	209,813	34,602
担保未収金	12,642	2,085	7,743	1,277
未収申込金	-	-	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	-	-	4	1
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	22,433,886	3,699,796	20,604,240	3,398,051
負債				
未払買戻金	-	-	-	-
未払管理報酬	22,118	3,648	13,887	2,290
為替予約契約に係る未実現損失	12,883	2,125	8,248	1,360
その他の負債	59,871	9,874	49,842	8,220
負債合計	94,872	15,646	71,977	11,870
純資産総額	22,339,014	3,684,150	20,532,263	3,386,181

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	15,162,069	2,500,528	10,512,813	1,733,773
未実現利益	7,360,993	1,213,975	1,376,510	227,014
投資有価証券時価	22,523,062	3,714,503	11,889,323	1,960,787
現金預金およびブローカー現金	266,062	43,879	139,653	23,032
担保未収金	13,513	2,229	30,701	5,063
未収申込金	6,000	990	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	157,873	26,036
為替予約契約に係る未実現利益	565	93	870	143
その他の資産	18	3	475	78
資産合計	22,809,220	3,761,697	12,218,895	2,015,140
負債				
未払買戻金	103,279	17,033	138,174	22,788
未払管理報酬	27,619	4,555	15,146	2,498
為替予約契約に係る未実現損失	16,123	2,659	50,417	8,315
その他の負債	64,303	10,605	37,338	6,158
負債合計	211,324	34,852	241,075	39,758
純資産総額	22,597,896	3,726,845	11,977,820	1,975,382

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,881,489	1,088,514	60,571,770	9,581,243
未実現利益	110,381	17,460	16,859,735	2,666,873
投資有価証券時価	6,991,870	1,105,974	77,431,505	12,248,115
現金預金およびブローカー現金	91,754	14,514	1,149,585	181,841
担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	3,463	548	69	11
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	29,950	4,737	495,606	78,395
その他の資産	-	-	34	5
資産合計	7,117,037	1,125,773	79,076,799	12,508,368
負債				
担保未払金	10,990	1,738	141,986	22,459
未払買戻金	-	-	5,774	913
未払管理報酬	8,723	1,380	65,526	10,365
為替予約契約に係る未実現損失	-	-	148	23
その他の負債	24,106	3,813	210,623	33,316
負債合計	43,819	6,931	424,057	67,077
純資産総額	7,073,218	1,118,842	78,652,742	12,441,291

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,342,320	1,045,975	24,815,668	3,925,342
未実現利益	1,117,463	184,292	13,107,301	2,073,313
投資有価証券時価	7,459,783	1,230,267	37,922,969	5,998,655
現金預金およびブローカー現金	74,951	12,361	257,616	40,750
担保未収金	7,019	1,158	-	-
未収申込金	100	16	10,841	1,715
投資有価証券売却未収金	-	-	198,975	31,474
為替予約契約に係る未実現利益	3,482	574	9,156	1,448
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	7,545,335	1,244,377	38,399,557	6,074,042
負債				
担保未払金	-	-	1,481	234
未払買戻金	-	-	11,458	1,812
未払管理報酬	8,818	1,454	37,985	6,008
為替予約契約に係る未実現損失	19,041	3,140	159	25
その他の負債	22,940	3,783	112,352	17,772
負債合計	50,799	8,378	163,435	25,852
純資産総額	7,494,536	1,235,999	38,236,122	6,048,190

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	9,446,388	1,494,230	9,863,256	1,560,170
未実現利益	5,443,243	861,012	2,790,474	441,397
投資有価証券時価	14,889,631	2,355,242	12,653,730	2,001,567
現金預金およびブローカー現金	136,614	21,610	107,116	16,944
担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	70	11
為替予約契約に係る未実現利益	4,889	773	10,786	1,706
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	15,031,134	2,377,625	12,771,702	2,020,228
負債				
担保未払金	4,433	701	1,132	179
未払買戻金	851	135	-	-
未払管理報酬	15,145	2,396	14,255	2,255
為替予約契約に係る未実現損失	-	-	-	-
その他の負債	42,484	6,720	37,376	5,912
負債合計	62,913	9,952	52,763	8,346
純資産総額	14,968,221	2,367,673	12,718,939	2,011,882

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	2,917,392	461,473	23,582,770	3,730,323
未実現利益	716,676	113,364	2,678,255	423,646
投資有価証券時価	3,634,068	574,837	26,261,025	4,153,969
現金預金およびブローカー現金	32,926	5,208	283,308	44,814
担保未収金	-	-	3,235	512
未収申込金	69	11	26,348	4,168
為替予約契約に係る未実現利益	2,507	397	17,608	2,785
その他の資産	-	-	226	36
資産合計	3,669,570	580,453	26,591,750	4,206,283
負債				
担保未払金	2,155	341	-	-
未払買戻金	3,843	608	63,695	10,075
未払管理報酬	4,271	676	28,126	4,449
為替予約契約に係る未実現損失	-	-	412	65
その他の負債	11,724	1,855	74,980	11,860
負債合計	21,993	3,479	167,213	26,450
純資産総額	3,647,577	576,974	26,424,537	4,179,833

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2024年9月30日現在

	結合 [※]	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	191,201,934	31,533,023
未実現利益	53,967,144	8,900,261
投資有価証券時価	245,169,078	40,433,284
現金預金およびブローカー現金	2,707,047	446,446
担保未収金	74,510	12,288
未収申込金	42,614	7,028
投資有価証券売却未収金	335,688	55,362
為替予約契約に係る未実現利益	514,754	84,893
その他の資産	728	120
資産合計	248,844,419	41,039,422
負債		
担保未払金	144,930	23,902
未払買戻金	317,969	52,439
未払管理報酬	243,112	40,094
為替予約契約に係る未実現損失	107,357	17,705
その他の負債	693,316	114,342
負債合計	1,506,684	248,482
純資産総額	247,337,735	40,790,939

※ ユーロで表示されている結合純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2024年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.1190米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書
2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	20,436,055	3,370,314	19,473,525	3,211,574
収益				
銀行利息	3,870	638	4,281	706
収益合計	3,870	638	4,281	706
費用				
管理報酬	251,702	41,511	160,551	26,478
管理事務報酬	2,086	344	2,003	330
年次税	(263)	(43)	(131)	(22)
保管報酬	948	156	1,325	219
受益者サービス報酬	167,801	27,674	90,310	14,894
運用費用	19,676	3,245	18,834	3,106
費用合計	441,950	72,886	272,892	45,005
投資純利益 / (損失)	(438,080)	(72,248)	(268,611)	(44,299)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	828,290	136,602	134,258	22,142
為替予約契約 #	(121,282)	(20,002)	(73,778)	(12,167)
外国為替	(710)	(117)	(1,325)	(219)
当期実現純利益 / (損失)	706,298	116,483	59,155	9,756
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	2,000,265	329,884	1,886,511	311,123
為替予約契約 #	(7,897)	(1,302)	(5,031)	(830)
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	1,992,368	328,581	1,881,480	310,294
運用による純資産増加 / (減少) 額	2,260,586	372,816	1,672,024	275,750
申込み	1,508,506	248,783	1,216,182	200,573
買戻し	(1,866,133)	(307,763)	(1,829,468)	(301,716)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(357,627)	(58,980)	(613,286)	(101,143)
期末現在純資産	22,339,014	3,684,150	20,532,263	3,386,181

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	22,494,720	3,709,829	14,827,509	2,445,353
収益				
銀行利息	5,043	832	5,092	840
収益合計	5,043	832	5,092	840
費用				
管理報酬	326,885	53,910	195,635	32,264
管理事務報酬	2,305	380	1,507	249
年次税	(330)	(54)	(1,787)	(295)
保管報酬	3,016	497	5,464	901
受益者サービス報酬	202,894	33,461	121,429	20,026
運用費用	21,172	3,492	12,692	2,093
費用合計	555,942	91,686	334,940	55,238
投資純利益 / (損失)	(550,899)	(90,854)	(329,848)	(54,399)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	989,464	163,182	354,340	58,438
為替予約契約 #	(150,599)	(24,837)	(271,100)	(44,710)
外国為替	821	135	7,354	1,213
当期実現純利益 / (損失)	839,686	138,481	90,594	14,941
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	2,665,771	439,639	972,349	160,360
為替予約契約 #	(9,069)	(1,496)	(71,003)	(11,710)
外国為替	2	0	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	2,656,704	438,144	901,346	148,650
運用による純資産増加 / (減少) 額	2,945,491	485,770	662,092	109,192
申込み	446,406	73,621	300,056	49,485
買戻し	(3,288,721)	(542,376)	(3,811,837)	(628,648)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(2,842,315)	(468,755)	(3,511,781)	(579,163)
期末現在純資産	22,597,896	3,726,845	11,977,820	1,975,382

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	7,982,823	1,262,723	74,665,245	11,810,548
収益				
銀行利息	3,004	475	29,393	4,649
収益合計	3,004	475	29,393	4,649
費用				
管理報酬	107,620	17,023	753,977	119,264
管理事務報酬	886	140	7,187	1,137
年次税	(964)	(152)	(8,915)	(1,410)
保管報酬	2,690	426	29,313	4,637
受益者サービス報酬	64,572	10,214	452,385	71,558
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	6	1
運用費用	6,747	1,067	70,789	11,197
費用合計	181,551	28,718	1,304,742	206,384
投資純利益 / （損失）	(178,547)	(28,243)	(1,275,349)	(201,735)
以下に係る実現純利益 / （損失）：				
投資有価証券売却 #	(10,930)	(1,729)	1,638,469	259,173
為替予約契約 #	46,977	7,431	1,024,619	162,074
外国為替	870	138	1,179	186
当期実現純利益 / （損失）	36,917	5,840	2,664,267	421,434
以下に係る未実現利益 / （損失）の純変動：				
投資有価証券 #	(26,607)	(4,209)	9,579,510	1,515,287
為替予約契約 #	32,531	5,146	383,606	60,679
外国為替	-	-	1	0
期中未実現利益 / （損失）の純変動	5,924	937	9,963,117	1,575,966
運用による純資産増加 / （減少）額	(135,706)	(21,466)	11,352,035	1,795,665
申込み	706,010	111,677	1,801,219	284,917
買戻し	(1,479,909)	(234,092)	(8,719,285)	(1,379,217)
資本金の変動による純資産増加 / （減少）額	(773,899)	(122,415)	(6,918,066)	(1,094,300)
分配金支払	-	-	(446,472)	(70,623)
期末現在純資産	7,073,218	1,118,842	78,652,742	12,441,291

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	7,606,661	1,254,491	35,489,746	5,613,768
収益				
銀行利息	3,703	611	13,012	2,058
収益合計	3,703	611	13,012	2,058
費用				
管理報酬	106,070	17,493	432,083	68,347
管理事務報酬	911	150	3,690	584
年次税	(922)	(152)	(4,249)	(672)
保管報酬	2,284	377	17,529	2,773
受益者サービス報酬	68,188	11,246	288,055	45,565
銀行費用およびその他の利子費用	2	0	-	-
運用費用	7,115	1,173	33,799	5,346
費用合計	183,648	30,287	770,907	121,942
投資純利益 / (損失)	(179,945)	(29,677)	(757,895)	(119,884)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	193,158	31,856	1,094,814	173,178
為替予約契約 #	(77,883)	(12,844)	(52,431)	(8,294)
外国為替	(7,263)	(1,198)	(2,397)	(379)
当期実現純利益 / (損失)	108,012	17,813	1,039,986	164,505
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	227,051	37,445	5,325,804	842,436
為替予約契約 #	(25,763)	(4,249)	25,504	4,034
外国為替	(12)	(2)	139	22
期中未実現利益 / (損失) の純変動	201,276	33,194	5,351,447	846,492
運用による純資産増加 / (減少) 額	129,343	21,331	5,633,538	891,113
申込み	1,037,943	171,178	2,101,480	332,412
買戻し	(1,265,745)	(208,747)	(4,832,137)	(764,347)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(227,802)	(37,569)	(2,730,657)	(431,935)
分配金支払	(13,666)	(2,254)	(156,505)	(24,756)
期末現在純資産	7,494,536	1,235,999	38,236,122	6,048,190

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	15,405,568	2,436,853	11,655,198	1,843,619
収益				
銀行利息	5,439	860	4,168	659
収益合計	5,439	860	4,168	659
費用				
管理報酬	180,225	28,508	162,418	25,691
管理事務報酬	1,672	264	1,306	207
年次税	(1,876)	(297)	(1,389)	(220)
保管報酬	3,725	589	5,039	797
受益者サービス報酬	120,150	19,005	100,811	15,946
運用費用	14,115	2,233	10,517	1,664
費用合計	318,011	50,303	278,702	44,085
投資純利益 / (損失)	(312,572)	(49,443)	(274,534)	(43,426)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	592,943	93,792	94,405	14,933
為替予約契約 #	(33,147)	(5,243)	(47,172)	(7,462)
外国為替	(80)	(13)	(791)	(125)
当期実現純利益 / (損失)	559,716	88,536	46,442	7,346
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	771,589	122,050	2,190,306	346,463
為替予約契約 #	13,949	2,206	26,688	4,222
外国為替	-	-	-	-
期中未実現利益 / (損失) の純変動	785,538	124,256	2,216,994	350,684
運用による純資産増加 / (減少) 額	1,032,682	163,350	1,988,902	314,605
申込み	-	-	291,979	46,185
買戻し	(1,426,468)	(225,639)	(1,217,140)	(192,527)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(1,426,468)	(225,639)	(925,161)	(146,342)
分配金支払	(43,561)	(6,890)	-	-
期末現在純資産	14,968,221	2,367,673	12,718,939	2,011,882

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	4,143,806	655,467	27,861,326	4,407,105
収益				
銀行利息	1,767	280	9,926	1,570
収益合計	1,767	280	9,926	1,570
費用				
管理報酬	53,224	8,419	355,536	56,239
管理事務報酬	706	112	2,673	423
年次税	(502)	(79)	(3,322)	(525)
保管報酬	1,959	310	10,785	1,706
受益者サービス報酬	34,216	5,412	220,678	34,907
運用費用	3,584	567	23,071	3,649
費用合計	93,187	14,740	609,421	96,398
投資純利益 / (損失)	(91,420)	(14,461)	(599,495)	(94,828)
以下に係る実現純利益 / (損失)：				
投資有価証券売却 #	181,302	28,678	(474,739)	(75,094)
為替予約契約 #	(19,417)	(3,071)	(115,622)	(18,289)
外国為替	(6,237)	(987)	1,138	180
当期実現純利益 / (損失)	155,648	24,620	(589,223)	(93,203)
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動：				
投資有価証券 #	267,862	42,370	4,433,154	701,236
為替予約契約 #	9,665	1,529	46,581	7,368
外国為替	-	-	10	2
期中未実現利益 / (損失) の純変動	277,527	43,899	4,479,745	708,606
運用による純資産増加 / (減少) 額	341,755	54,059	3,291,027	520,575
申込み	22,313	3,529	446,582	70,640
買戻し	(860,297)	(136,082)	(5,174,398)	(818,486)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(837,984)	(132,552)	(4,727,816)	(747,846)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	3,647,577	576,974	26,424,537	4,179,833

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	結合 [‡]	
	ユーロ	千円
期首現在純資産 ^{\$}	243,197,460	40,108,125
収益		
銀行利息	81,604	13,458
収益合計	81,604	13,458
費用		
管理報酬	2,868,442	473,063
管理事務報酬	25,005	4,124
年次税	(22,394)	(3,693)
保管報酬	76,522	12,620
受益者サービス報酬	1,795,275	296,077
銀行費用およびその他の利子費用	7	1
運用費用	224,817	37,077
費用合計	4,967,674	819,269
投資純利益 / （損失）	(4,886,070)	(805,811)
以下に係る実現純利益 / （損失）：		
投資有価証券売却 [#]	5,284,376	871,499
為替予約契約 [#]	23,683	3,906
外国為替	(6,772)	(1,117)
当期実現純利益 / （損失）	5,301,287	874,288
以下に係る未実現利益 / （損失）の純変動：		
投資有価証券 [#]	27,896,377	4,600,670
為替予約契約 [#]	362,487	59,781
外国為替	130	21
期中未実現利益 / （損失）の純変動	28,258,994	4,660,473
運用による純資産増加 / （減少）額	28,674,211	4,728,951
申込み	9,307,648	1,535,017
買戻し	(33,250,137)	(5,483,613)
資本金の変動による純資産増加 / （減少）額	(23,942,489)	(3,948,595)
分配金支払	(591,447)	(97,541)
期末現在純資産	247,337,735	40,790,939

[‡] ユーロで表示されている結合運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2024年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.1190米ドル

^{\$} 期首現在残高は、2024年9月30日付の為替レートを用いて合算されたものである。2023年9月29日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、252,035,442ユーロの数字として反映された。

[#] 計算の詳細については、実現利益 / （損失）および未実現利益 / （損失）の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	957,890	157,975	180,291	29,734
為替予約契約	437,352	72,128	274,477	45,267
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(129,600)	(21,374)	(46,033)	(7,592)
為替予約契約	(558,634)	(92,130)	(348,255)	(57,434)
当期実現純利益 / (損失) ^	707,008	116,600	60,480	9,974
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	1,147,019	189,166	1,886,511	311,123
為替予約契約	(145)	(24)	(76)	(13)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	853,246	140,717	-	-
為替予約契約	(7,752)	(1,278)	(4,955)	(817)
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	1,992,368	328,581	1,881,480	310,294

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,007,119	166,094	385,718	63,613
為替予約契約	563,869	92,993	946,706	156,131
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(17,655)	(2,912)	(31,378)	(5,175)
為替予約契約	(714,468)	(117,830)	(1,217,806)	(200,841)
当期実現純利益 / (損失) ^	838,865	138,346	83,240	13,728
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	2,665,771	439,639	972,349	160,360
為替予約契約	350	58	(27,356)	(4,512)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	-	-
為替予約契約	(9,419)	(1,553)	(43,647)	(7,198)
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	2,656,702	438,143	901,346	148,650

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	22,823	3,610	1,638,469	259,173
為替予約契約	673,493	106,533	6,698,594	1,059,584
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(33,753)	(5,339)	-	-
為替予約契約	(626,516)	(99,102)	(5,673,975)	(897,509)
当期実現純利益 / (損失) ^	36,047	5,702	2,663,088	421,247
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(26,607)	(4,209)	9,579,510	1,515,287
為替予約契約	19,180	3,034	304,881	48,226
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	13,351	2,112	78,725	12,453
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	5,924	937	9,963,116	1,575,966

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	193,158	31,856	1,094,814	173,178
為替予約契約	409,082	67,466	541,146	85,598
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	-	-	-	-
為替予約契約	(486,965)	(80,310)	(593,577)	(93,892)
当期実現純利益 / (損失) ^	115,275	19,011	1,042,383	164,884
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	227,051	37,445	5,325,804	842,436
為替予約契約	(9,440)	(1,557)	9,079	1,436
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	(16,323)	(2,692)	16,425	2,598
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	201,288	33,196	5,351,308	846,470

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	592,943	93,792	94,593	14,963
為替予約契約	265,508	41,998	504,409	79,787
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	-	-	(188)	(30)
為替予約契約	(298,655)	(47,241)	(551,581)	(87,249)
当期実現純利益 / (損失) ^	559,796	88,549	47,233	7,471
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	771,589	122,050	2,190,306	346,463
為替予約契約	4,816	762	10,676	1,689
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	-	-
為替予約契約	9,133	1,445	16,012	2,533
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	785,538	124,256	2,216,994	350,684

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2024年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	181,302	28,678	2,896	458
為替予約契約	174,316	27,573	863,255	136,550
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	-	-	(477,635)	(75,552)
為替予約契約	(193,733)	(30,645)	(978,877)	(154,839)
当期実現純利益 / (損失) ^	161,885	25,607	(590,361)	(93,383)
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	267,862	42,370	2,678,255	423,646
為替予約契約	2,479	392	17,477	2,765
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	1,754,899	277,590
為替予約契約	7,186	1,137	29,104	4,604
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	277,527	43,899	4,479,735	708,604

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2024年9月30日終了年度

	結合 [‡]	
	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳		
以下に係る実現利益：		
投資有価証券	5,966,214	983,948
為替予約契約	11,318,456	1,866,640
以下に係る実現損失：		
投資有価証券	(681,838)	(112,449)
為替予約契約	(11,294,773)	(1,862,734)
当期実現純利益 / (損失) [^]	5,308,059	875,405
未実現利益 / (損失) の変動の内訳		
以下に係る未実現利益の変動：		
投資有価証券	25,474,858	4,201,314
為替予約契約	292,720	48,275
以下に係る未実現損失の変動：		
投資有価証券	2,421,519	399,357
為替予約契約	69,767	11,506
期中未実現利益 / (損失) の純変動 [†]	28,258,864	4,660,452

[‡] ユーロで表示されている結合運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2024年9月30日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.1190米ドル

[^] 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

[†] 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

	2024年 9月30日現在の 発行済受益証券口数	2024年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2023年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2022年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・バランス				
クラスA（ユーロ）受益証券	810,323 □	24.3041 ユーロ	21.6715 ユーロ	21.0038 ユーロ
クラスA（円）受益証券	207,619 □	2,037.5757 円	1,890.5805 円	1,882.0268 円
純資産合計（ユーロ）		22,339,014 ユーロ	20,436,055 ユーロ	21,778,387 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・ボンド				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,188,884 □	15.8207 ユーロ	14.4851 ユーロ	14.8286 ユーロ
クラスA（円）受益証券	232,464 □	1,185.7637 円	1,132.9965 円	1,193.7738 円
純資産合計（ユーロ）		20,532,263 ユーロ	19,473,525 ユーロ	21,372,605 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・エクイティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	601,063 □	32.0218 ユーロ	27.8781 ユーロ	25.4730 ユーロ
クラスA（円）受益証券	181,857 □	2,947.1413 円	2,664.7615 円	2,492.6788 円
純資産合計（ユーロ）		22,597,896 ユーロ	22,494,720 ユーロ	23,717,783 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ヨーロッパ・サステナブル				
クラスA（ユーロ）受益証券	439,266 □	12.6336 ユーロ	11.7324 ユーロ	10.0087 ユーロ
クラスA（円）受益証券	264,588 □	1,251.6720 円	1,208.5278 円	1,057.2896 円
クラスA（米ドル）受益証券	325,662 □	14.9737 米ドル	13.6756 米ドル	11.3481 米ドル
純資産合計（ユーロ）		11,977,820 ユーロ	14,827,509 ユーロ	14,739,768 ユーロ
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
コモディティ				
クラスA（米ドル）受益証券	612,889 □	5.9479 米ドル	6.1008 米ドル	6.4707 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	249,635 □	6.2865 豪ドル	6.5512 豪ドル	7.0902 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	124,883 □	4.7459 ユーロ	4.9540 ユーロ	5.3979 ユーロ
クラスA（円）受益証券	503,557 □	476.1310 円	516.5010 円	577.6086 円
純資産合計（米ドル）		7,073,218 米ドル	7,982,823 米ドル	9,892,389 米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
グローバル・ハイイールド				
クラスA（米ドル）受益証券	1,187,196 □	22.8750 米ドル	20.0529 米ドル	18.1780 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	1,193,412 □	26.4119 豪ドル	23.4388 豪ドル	21.5460 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	444,128 □	18.9786 ユーロ	16.9162 ユーロ	15.7151 ユーロ
クラスA（円）受益証券	401,566 □	1,807.9728 円	1,679.0357 円	1,600.6931 円
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	2,203,990 □	3.4753 米ドル	3.1394 米ドル	3.4055 米ドル
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	1,155,541 □	1.7997 豪ドル	1.6464 豪ドル	2.1407 豪ドル
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	211,592 □	2.3622 ユーロ	2.1696 ユーロ	2.5732 ユーロ
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,097,464 □	714.7306 円	673.8959 円	653.8563 円
純資産合計（米ドル）		78,652,742 米ドル	74,665,245 米ドル	79,940,960 米ドル

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

		2024年 9月30日現在の 発行済受益証券口数		2024年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格		2023年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格		2022年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ									
ウェルス・プリザベーション									
クラスA（ユーロ）受益証券	222,916 □	13.2772 ユーロ	2,190 円	12.8685 ユーロ	2,122 円	12.3498 ユーロ	2,037 円		
クラスA（豪ドル）受益証券	54,908 □	12.9522 豪ドル	1,276 円	12.5250 豪ドル	1,234 円	11.9222 豪ドル	1,174 円		
クラスA（円）受益証券	179,042 □	1,119.8942 円		1,130.7685 円		1,115.8724 円			
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	73,187 □	5.0408 ユーロ	831 円	4.9344 ユーロ	814 円	4.9878 ユーロ	823 円		
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	279,248 □	541.6840 円		524.2062 円		473.3150 円			
クラスA（米ドル）受益証券	132,366 □	12.9034 米ドル	2,041 円	12.3116 米ドル	1,947 円	11.5429 米ドル	1,826 円		
純資産合計（ユーロ）		7,494,536 ユーロ	1,235,999 千円	7,606,661 ユーロ	1,254,491 千円	8,238,422 ユーロ	1,358,681 千円		
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ									
イールド・エクイティ									
クラスA（米ドル）受益証券	767,391 □	21.1580 米ドル	3,347 円	18.1075 米ドル	2,864 円	14.1814 米ドル	2,243 円		
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	324,369 □	33.3667 豪ドル	3,287 円	30.4666 豪ドル	3,001 円	23.9107 豪ドル	2,355 円		
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	184,596 □	30.4722 ユーロ	5,025 円	27.5343 ユーロ	4,541 円	23.4305 ユーロ	3,864 円		
クラスA（円）受益証券	219,380 □	1,594.7194 円		1,446.0495 円		1,199.0130 円			
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	180,520 □	11.5827 米ドル	1,832 円	10.2153 米ドル	1,616 円	8.2475 米ドル	1,305 円		
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	46,377 □	24.4643 豪ドル	2,410 円	23.0201 豪ドル	2,267 円	18.4212 豪ドル	1,814 円		
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	40,328 □	22.4704 ユーロ	3,706 円	20.9239 ユーロ	3,451 円	18.1641 ユーロ	2,996 円		
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	206,609 □	1,292.6617 円		1,189.8905 円		929.4209 円			
純資産合計（米ドル）		38,236,122 米ドル	6,048,190 千円	35,489,746 米ドル	5,613,768 千円	31,727,450 米ドル	5,018,648 千円		
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
アジア・ボンド									
クラスA（米ドル）受益証券	774,849 □	14.9109 米ドル	2,359 円	13.9006 米ドル	2,199 円	13.3989 米ドル	2,119 円		
クラスA（円）受益証券	189,586 □	973.1121 円		960.1718 円		973.1580 円			
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	448,270 □	2.7499 米ドル	435 円	2.6154 米ドル	414 円	2.8510 米ドル	451 円		
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	332,115 □	383.5492 円		380.7444 円		391.0507 円			
純資産合計（米ドル）		14,968,221 米ドル	2,367,673 千円	15,405,568 米ドル	2,436,853 千円	17,364,460 米ドル	2,746,710 千円		
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
B I C・エクイティ									
クラスA（米ドル）受益証券	596,918 □	16.8655 米ドル	2,668 円	14.1820 米ドル	2,243 円	13.9670 米ドル	2,209 円		
クラスA（円）受益証券	289,606 □	1,308.7428 円		1,164.6406 円		1,210.0196 円			
純資産合計（米ドル）		12,718,939 米ドル	2,011,882 千円	11,655,198 米ドル	1,843,619 千円	12,810,535 米ドル	2,026,370 千円		
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ									
エマージング・ボンド									
クラスA（米ドル）受益証券	208,912 □	14.2804 米ドル	2,259 円	13.0510 米ドル	2,064 円	12.1080 米ドル	1,915 円		
クラスA（円）受益証券	102,115 □	929.7828 円		901.4067 円		880.2929 円			
純資産合計（米ドル）		3,647,577 米ドル	576,974 千円	4,143,806 米ドル	655,467 千円	3,555,337 米ドル	562,383 千円		

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション
統計情報（続き）

	2024年 9月30日現在の 発行済受益証券口数	2024年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2023年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2022年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格			
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ							
クラスA（米ドル）受益証券	433,575 口	51.2847 米ドル	8,112 円	44.4667 米ドル	7,034 円	42.7600 米ドル	6,764 円
クラスA（円）受益証券	163,435 口	3,663.4954 円		3,364.7640 円		3,421.6949 円	
純資産合計（米ドル）		26,424,537 米ドル	4,179,833 千円	27,861,326 米ドル	4,407,105 千円	30,392,811 米ドル	4,807,535 千円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2024年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	12.14	15.71	(7.02)	143.04
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	7.78	8.26	(12.48)	103.76
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	9.22	6.69	(15.12)	58.21
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	4.66	(0.67)	(21.06)	18.58
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	14.86	25.71	1.26	220.22
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	10.60	18.23	(3.69)	194.71
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル					
クラスA（ユーロ）受益証券	2016年4月12日	7.69	26.23	1.32	26.34
クラスA（円）受益証券	2016年4月12日	3.57	18.38	(4.00)	25.17
クラスA（米ドル）受益証券	2016年4月12日	9.49	31.95	8.19	49.74
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2010年3月31日	(2.51)	(8.08)	3.12	(40.52)
クラスA（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	(4.03)	(11.33)	(1.45)	(37.13)
クラスA（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	(4.20)	(12.08)	(3.04)	(52.54)
クラスA（円）受益証券	2010年3月31日	(7.82)	(17.57)	(8.52)	(52.39)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラスA（米ドル）受益証券	2009年5月28日	14.07	25.84	5.61	128.75
クラスA（豪ドル）受益証券	2009年5月28日	12.68	22.58	2.07	164.12
クラスA（ユーロ）受益証券	2009年5月28日	12.20	20.77	(0.38)	89.79
クラスA（円）受益証券	2009年5月28日	7.68	12.95	(6.42)	80.80
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年3月31日	14.08	25.83	5.61	85.93
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	12.69	22.37	1.65	109.74
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	12.17	20.67	(0.55)	54.41
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	9.28	24.43	34.86	185.51

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1 年間 (%)	2 年間 (%)	3 年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラス A（ユーロ）受益証券	2005年 9 月30日	3.17	7.51	5.21	32.77
クラス A（豪ドル）受益証券	2013年 7 月 1 日	3.41	8.64	6.99	29.52
クラス A（円）受益証券	2005年 9 月30日	(0.96)	0.36	(1.46)	11.99
クラス A 毎月分配型（ユーロ）受益証券	2005年 9 月30日	3.20	7.52	5.22	32.79
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2005年 9 月30日	4.37	21.96	29.76	55.48
クラス A（米ドル）受益証券	2013年 7 月 1 日	4.80	11.78	11.04	29.03
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2006年 7 月31日	16.84	49.20	17.61	111.58
クラス A（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	9.52	39.55	22.40	233.67
クラス A（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	10.67	30.05	21.82	204.72
クラス A（円）受益証券	2006年 7 月31日	10.28	33.00	3.49	59.47
クラス A 毎月分配型（米ドル）受益証券	2006年 7 月31日	16.85	49.20	17.62	111.55
クラス A 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	9.52	39.54	22.38	233.71
クラス A 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年 3 月31日	10.66	30.05	21.81	204.73
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2006年 7 月31日	11.94	47.54	50.24	163.66
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラス A（米ドル）受益証券	2004年 4 月30日	7.27	11.29	3.15	49.11
クラス A（円）受益証券	2004年 4 月30日	1.35	-	(8.41)	(2.69)
クラス A 毎月分配型（米ドル）受益証券	2004年11月30日	7.29	11.31	3.17	40.39
クラス A 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2004年11月30日	2.77	10.05	31.72	94.33
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2006年 7 月31日	18.93	20.76	(21.69)	68.66
クラス A（円）受益証券	2006年 7 月31日	12.37	8.16	(30.61)	30.87
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラス A（米ドル）受益証券	2004年 4 月30日	9.42	17.94	(1.38)	42.80
クラス A（円）受益証券	2004年 4 月30日	3.15	5.62	(12.81)	(7.02)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グreater・チャイナ・エクイティ					
クラス A（米ドル）受益証券	2004年 4 月30日	15.33	19.94	(20.42)	412.85
クラス A（円）受益証券	2004年 4 月30日	8.88	7.07	(29.73)	266.35

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

総経費率（「T E R」）^

2024年9月30日終了年度

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	T E R (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.10
クラスA（円）受益証券	2.09
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.36
クラスA（円）受益証券	1.35
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.46
クラスA（円）受益証券	2.45
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.48
クラスA（円）受益証券	2.48
クラスA（米ドル）受益証券	2.48
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.53
クラスA（豪ドル）受益証券	2.52
クラスA（ユーロ）受益証券	2.53
クラスA（円）受益証券	2.53
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.73
クラスA（豪ドル）受益証券	1.73
クラスA（ユーロ）受益証券	1.73
クラスA（円）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.73
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.73
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.42
クラスA（豪ドル）受益証券	2.42
クラスA（円）受益証券	2.42
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2.41
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.42
クラスA（米ドル）受益証券	2.42

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.14
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.14
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.14
クラスA（円）受益証券	2.14
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.14
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.14
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.14
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.14
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.11
クラスA（円）受益証券	2.11
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.11
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.11
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.49
クラスA（円）受益証券	2.49
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.45
クラスA（円）受益証券	2.44
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.48
クラスA（円）受益証券	2.48

△ 総経費率は、すべての報酬（成功報酬を除く）および対純資産比率として遡及的に取られる集団投資スキームの資産に対して継続的に課せられる付随費用（運用費用）の合計で表示される。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2024年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足する。ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

サブ・ファンドごとに入手可能な受益証券クラスは、現行の英文目論見書に記載されており、各受益証券クラスの最低購入価格、最低追加購入価格、最低保有額および当初手数料（該当する場合）の詳細も記載されている。

会計方針重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額1口当たり純資産価格の決定

各クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの資産から当該クラスに属する負債（管理会社により必要または妥当とみなされた一切の引当金を含む。）を控除した額を当該クラスの発行済み受益証券の総数で割ることにより、管理会社により、管理会社の裁量で決定される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の英文目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社がその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼び値および売り呼び値の間値）を基準として評価される。サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。サブ・ファンドにより保有されているいずれかの有価証券について、相場が入手できない場合、または上記に従い決定された評価額が当該有価証券の適正な市場価格を表象していない場合、当該有価証券の評価額は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格を基準とする。

オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

各サブ・ファンドの財務書類は、サブ・ファンドの基準通貨で開示される。ユーロ建ての結合総額は、対象年度の最終営業日の為替レートをを用いて計算される。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

収益

銀行利息は受取時にサブ・ファンドに計上される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産額計算日付の最終入手可能価格で評価される。未実現利益／（損失）は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現利益／（損失）」において表示されている。

報酬および費用

管理報酬

管理会社は、当該月中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率の報酬を各サブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。2024年9月30日現在、実際に支払われる料率は、サブ・ファンドおよび受益証券クラスごとに異なり、後述の管理報酬の表に記載されている。管理報酬は、管理会社の裁量で一部を放棄することができる。

代行協会員報酬は、年率0.05%で管理報酬から代行協会員に支払われるものとし、報酬は日々計算され発生し、管理会社と代行協会員が個別に合意する頻度で後払いされる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、下記の料率の受益者サービス報酬が支払われる。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生し、管理会社に支払われる。詳細については、現行の英文目論見書を参照のこと。受益者サービス報酬は、管理会社の裁量で一部を放棄することができる。

サブ・ファンド			受益者サービス報酬
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		0.90%
ヨーロピアン・サステナブル			
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		0.75%
グローバル・ハイイールド			
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		0.90%
ウェルス・プリザベーション			
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクション	ニューマーケット・シリーズ	アジア・ボンド	0.80%

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレート・チャイナ・エクイティ	0.90%

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.25%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当分の間、管理報酬と受益者サービス報酬を合計で平均純資産総額の年率1.60%とするべく、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、サブ・ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

運用費用

サブ・ファンドは、ファンドの運営にかかるその他の運用費用を支払っており、これらは法定費用で構成され、主に監査費用、弁護士費用、出版費用である。結合運用計算書および純資産変動計算書の「運用費用」を参照のこと。

税制

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。

しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（tax d'abonnement）の対象である。短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、1人または複数の機関投資家によって保有されなければならない。年次税の免除は、（ ）それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUCIへの投資、（ ）退職年金スキームにより保有されるUCI、そのコンパートメントまたは専用クラス、（ ）短期金融市場UCI、ならびに（ ）取引所取引ファンドである2010年法パート に服するUCITSおよびUCIに適用される。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うサブ・ファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金／未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2024年9月30日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、以下のとおりである。

通貨	料率
ユーロ = 1	
米ドル	1.1190

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

2024年12月31日付で、ジョン・ヘネシー氏が取締役会から退任した。

2025年2月3日付で、ガス・タルジャード氏が取締役会に任命された。

管理報酬

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	0.95
クラスA（円）受益証券	0.95
シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
クラスA（米ドル）受益証券	1.45

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.50
クラスA（豪ドル）受益証券	1.50
クラスA（ユーロ）受益証券	1.50
クラスA（円）受益証券	1.50
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.15
クラスA（豪ドル）受益証券	1.15
クラスA（ユーロ）受益証券	1.15
クラスA（円）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.15
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA（豪ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.40
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45

【投資有価証券明細表等】

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスI A c c †	ユーロ	448,273	10,929,012	48.92
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ クラスI A c c †	ユーロ	156,763	11,315,627	50.66
			22,244,639	99.58
集団投資スキーム - UCITS 合計			22,244,639	99.58
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			22,244,639	99.58
投資有価証券合計			22,244,639	99.58
現金			176,605	0.79
その他の資産 / (負債)			(82,230)	(0.37)
純資産合計			22,339,014	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	6,770	日本円	1,080,315	2024年10月31日	H S B C	(6)	-
日本円	426,752,033	ユーロ	2,689,367	2024年10月31日	H S B C	(12,877)	(0.06)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(12,883)	(0.06)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(12,883)	(0.06)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(12,883)	(0.06)

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

投資明細表							
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託							
集団投資スキーム - UCITS							
投資信託							
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド クラスI Acc ‡	ユーロ	836,195	20,386,680	99.29			
			20,386,680	99.29			
集団投資スキーム - UCITS 合計			20,386,680	99.29			
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			20,386,680	99.29			
投資有価証券合計			20,386,680	99.29			
現金			209,813	1.02			
その他の資産 / (負債)			(64,230)	(0.31)			
純資産合計			20,532,263	100.00			
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	842,720	ユーロ	5,281	2024年10月31日	H S B C	4	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						4	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						4	-
受益証券クラスヘッジ							
日本円	274,438,089	ユーロ	1,729,461	2024年10月31日	H S B C	(8,248)	(0.04)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(8,248)	(0.04)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(8,248)	(0.04)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(8,244)	(0.04)

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ユーロ・エクイティ クラスI Acc ‡	ユーロ	312,027	22,523,062	99.67
			22,523,062	99.67
集団投資スキーム - UCITS 合計			22,523,062	99.67
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			22,523,062	99.67
投資有価証券合計			22,523,062	99.67
現金			266,062	1.18
その他の資産 / (負債)			(191,228)	(0.85)
純資産合計			22,597,896	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	5,251	日本円	835,925	2024年10月31日	H S B C	9	-
日本円	7,808,914	ユーロ	48,419	2024年10月31日	H S B C	556	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						565	-
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						565	-
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	22,732	日本円	3,628,777	2024年10月31日	H S B C	(27)	-
日本円	535,545,412	ユーロ	3,374,913	2024年10月31日	H S B C	(16,096)	(0.07)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(16,123)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(16,123)	(0.07)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(15,558)	(0.07)

‡ 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ クラス I A c c †	ユーロ	70,818	11,889,323	99.26
			11,889,323	99.26
集団投資スキーム - UCITS 合計			11,889,323	99.26
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			11,889,323	99.26
投資有価証券合計			11,889,323	99.26
現金			139,653	1.17
その他の資産 / (負債)			(51,156)	(0.43)
純資産合計			11,977,820	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	149,255	米ドル	166,651	2024年10月31日	H S B C	523	0.01
日本円	4,869,562	ユーロ	30,194	2024年10月31日	H S B C	347	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						870	0.01
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						870	0.01
受益証券クラスヘッジ							
ユーロ	241,442	日本円	38,607,585	2024年10月31日	H S B C	(696)	(0.01)
日本円	368,260,731	ユーロ	2,320,715	2024年10月31日	H S B C	(11,068)	(0.09)
米ドル	5,092,841	ユーロ	4,583,909	2024年10月31日	H S B C	(38,653)	(0.32)
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(50,417)	(0.42)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(50,417)	(0.42)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(49,547)	(0.41)

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
投資有価証券明細表（続き）
2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ

投資明細表				
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ コモディティ クラス I A c c †	米ドル	55,369	6,991,870	98.85
			6,991,870	98.85
集団投資スキーム - UCITS 合計			6,991,870	98.85
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			6,991,870	98.85
投資有価証券合計			6,991,870	98.85
現金			91,754	1.30
その他の資産 / (負債)			(10,406)	(0.15)
純資産合計			7,073,218	100.00

為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	1,568,325	米ドル	1,069,025	2024年10月31日	H S B C	18,040	0.25
ユーロ	592,340	米ドル	658,133	2024年10月31日	H S B C	5,568	0.08
日本円	239,718,611	米ドル	1,678,245	2024年10月31日	H S B C	6,342	0.09
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						29,950	0.42
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						29,950	0.42
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						29,950	0.42

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション
投資有価証券明細表（続き）
2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

投資明細表				
投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・ハイイールド クラス I A C C †	米ドル	1,045,320	77,431,505	98.45
			77,431,505	98.45
集団投資スキーム - UCITS 合計			77,431,505	98.45
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			77,431,505	98.45
投資有価証券合計			77,431,505	98.45
現金			1,149,585	1.46
その他の資産 / (負債)			71,652	0.09
純資産合計			78,652,742	100.00

為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	33,555,986	米ドル	22,867,377	2024年10月31日	H S B C	391,528	0.50
ユーロ	8,913,344	米ドル	9,902,308	2024年10月31日	H S B C	84,862	0.11
日本円	724,873,173	米ドル	5,074,724	2024年10月31日	H S B C	19,216	0.02
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						495,606	0.63
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						495,606	0.63
受益証券クラスヘッジ							
米ドル	18,162	豪ドル	26,407	2024年10月31日	H S B C	(142)	-
米ドル	2,372	ユーロ	2,122	2024年10月31日	H S B C	(6)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(148)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(148)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						495,458	0.63

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ インフレーション・プラス クラス I A c c †	ユーロ	227,641	7,459,783	99.54
			7,459,783	99.54
集団投資スキーム - UCITS 合計			7,459,783	99.54
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			7,459,783	99.54
投資有価証券合計			7,459,783	99.54
現金			74,951	1.00
その他の資産 / (負債)			(40,198)	(0.54)
純資産合計			7,494,536	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (ユーロ)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
豪ドル	709,221	ユーロ	435,260	2024年10月31日	H S B C	3,472	0.05
日本円	1,764,351	ユーロ	11,056	2024年10月31日	H S B C	10	-
N A Vヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						3,482	0.05
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						3,482	0.05
受益証券クラスヘッジ							
日本円	198,293,873	ユーロ	1,249,613	2024年10月31日	H S B C	(5,960)	(0.08)
米ドル	1,703,063	ユーロ	1,533,030	2024年10月31日	H S B C	(13,081)	(0.18)
N A Vヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(19,041)	(0.26)
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(19,041)	(0.26)
為替予約契約に係る未実現純損失 - 負債						(15,559)	(0.21)

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・エクイティ・イールド クラス I A c c †	米ドル	101,872	37,922,969	99.18
			37,922,969	99.18
集団投資スキーム - UCITS 合計			37,922,969	99.18
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			37,922,969	99.18
投資有価証券合計			37,922,969	99.18
現金			257,616	0.67
その他の資産 / (負債)			55,537	0.15
純資産合計			38,236,122	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	345,361,562	米ドル	2,417,822	2024年10月31日	H S B C	9,156	0.02
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						9,156	0.02
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						9,156	0.02
受益証券クラスヘッジ							
日本円	5,717,040	米ドル	40,335	2024年10月31日	H S B C	(159)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(159)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(159)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						8,997	0.02

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション
投資有価証券明細表（続き）
2024年9月30日現在

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

投資明細表							
投資有価証券				通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認された U C I T S またはその他の投資信託							
集団投資スキーム - U C I T S							
投資信託							
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ アジア・ボンド・トータル・リターン クラス I A c c †				米ドル	646,347	14,889,631	99.47
						14,889,631	99.47
集団投資スキーム - U C I T S 合計						14,889,631	99.47
承認された U C I T S またはその他の投資信託の合計						14,889,631	99.47
投資有価証券合計						14,889,631	99.47
現金						136,614	0.91
その他の資産 / (負債)						(58,024)	(0.38)
純資産合計						14,968,221	100.00
為替予約契約							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	184,468,922	米ドル	1,291,440	2024年10月31日	H S B C	4,889	0.03
N A V ヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						4,889	0.03
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						4,889	0.03
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						4,889	0.03

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認された U C I T S またはその他の投資信託				
集団投資スキーム - U C I T S				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ B I C (ブラジル・インド・中国) クラス I A c c †	米ドル	36,087	12,653,730	99.49
			12,653,730	99.49
集団投資スキーム - U C I T S 合計			12,653,730	99.49
承認された U C I T S またはその他の投資信託の合計			12,653,730	99.49
投資有価証券合計			12,653,730	99.49
現金			107,116	0.84
その他の資産 / (負債)			(41,907)	(0.33)
純資産合計			12,718,939	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	372,115,258	米ドル	2,604,200	2024年10月31日	H S B C	10,786	0.08
N A V ヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						10,786	0.08
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						10,786	0.08
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						10,786	0.08

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ エマージング・マーケット・デット・トータル・リターン S I A C C †	米ドル	82,706	3,634,068	99.63
			3,634,068	99.63
集団投資スキーム - UCITS 合計			3,634,068	99.63
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			3,634,068	99.63
投資有価証券合計			3,634,068	99.63
現金			32,926	0.90
その他の資産 / (負債)			(19,417)	(0.53)
純資産合計			3,647,577	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	94,548,453	米ドル	661,918	2024年10月31日	H S B C	2,507	0.07
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						2,507	0.07
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						2,507	0.07
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						2,507	0.07

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュロダー・セレクション

投資有価証券明細表（続き）

2024年9月30日現在

シュロダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

投資明細表

投資有価証券	通貨	口数 / 額面	時価 (米ドル)	対純資産 比率 (%)
承認されたUCITSまたはその他の投資信託				
集団投資スキーム - UCITS				
投資信託				
シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グレーター・チャイナ クラスI A c c †	米ドル	227,668	26,261,025	99.38
			26,261,025	99.38
集団投資スキーム - UCITS 合計			26,261,025	99.38
承認されたUCITSまたはその他の投資信託の合計			26,261,025	99.38
投資有価証券合計			26,261,025	99.38
現金			283,308	1.07
その他の資産 / (負債)			(119,796)	(0.45)
純資産合計			26,424,537	100.00

為替予約契約

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	対純資産 比率 (%)
受益証券クラスヘッジ							
日本円	583,319,185	米ドル	4,081,648	2024年10月31日	H S B C	17,543	0.07
米ドル	31,821	日本円	4,518,835	2024年10月31日	H S B C	65	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現利益 - 資産						17,608	0.07
為替予約契約に係る未実現利益 - 資産合計						17,608	0.07
受益証券クラスヘッジ							
日本円	8,691,590	米ドル	61,320	2024年10月31日	H S B C	(242)	-
米ドル	18,668	日本円	2,680,616	2024年10月31日	H S B C	(170)	-
NAVヘッジあり受益証券クラス為替予約契約に係る未実現損失 - 負債						(412)	-
為替予約契約に係る未実現損失 - 負債合計						(412)	-
為替予約契約に係る未実現純利益 - 資産						17,196	0.07

† 2024年9月30日現在の投資対象ファンドの投資明細表は、管理会社の登録事務所において請求に応じて入手可能である。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
ASSETS				
Investments in securities at cost	18,041,384	17,748,592	15,162,069	10,512,813
Unrealised gain	4,203,255	2,638,088	7,360,993	1,376,510
Investments in securities at market value	22,244,639	20,386,680	22,523,062	11,889,323
Cash at bank and at brokers	176,605	209,813	266,062	139,653
Collateral receivable	12,642	7,743	13,513	30,701
Receivables on subscriptions	-	-	6,000	-
Receivables on investments sold	-	-	-	157,873
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	-	4	565	870
Other assets	-	-	18	475
TOTAL ASSETS	22,433,886	20,604,240	22,809,220	12,218,895
LIABILITIES				
Payables on redemptions	-	-	103,279	138,174
Management fees payable	22,118	13,887	27,619	15,146
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	12,883	8,248	16,123	50,417
Other liabilities	59,871	49,842	64,303	37,338
TOTAL LIABILITIES	94,872	71,977	211,324	241,075
TOTAL NET ASSETS	22,339,014	20,532,263	22,597,896	11,977,820

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2024

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	6,881,489	60,571,770	6,342,320	24,815,668
Unrealised gain	110,381	16,859,735	1,117,463	13,107,301
Investments in securities at market value	6,991,870	77,431,505	7,459,783	37,922,969
Cash at bank and at brokers	91,754	1,149,585	74,951	257,616
Collateral receivable	-	-	7,019	-
Receivables on subscriptions	3,463	69	100	10,841
Receivables on investments sold	-	-	-	198,975
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	29,950	495,606	3,482	9,156
Other assets	-	34	-	-
TOTAL ASSETS	7,117,037	79,076,799	7,545,335	38,399,557
LIABILITIES				
Collateral payable	10,990	141,986	-	1,481
Payables on redemptions	-	5,774	-	11,458
Management fees payable	8,723	65,526	8,818	37,965
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	-	148	19,041	159
Other liabilities	24,106	210,623	22,940	112,352
TOTAL LIABILITIES	43,819	424,057	50,799	163,435
TOTAL NET ASSETS	7,073,218	78,652,742	7,494,536	38,236,122

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	9,446,388	9,863,256	2,917,392	23,582,770
Unrealised gain	5,443,243	2,790,474	716,676	2,678,255
Investments in securities at market value	14,889,631	12,653,730	3,634,068	26,261,025
Cash at bank and at brokers	136,614	107,116	32,926	283,308
Collateral receivable	-	-	-	3,235
Receivables on subscriptions	-	70	69	26,348
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	4,889	10,786	2,507	17,608
Other assets	-	-	-	226
TOTAL ASSETS	15,031,134	12,771,702	3,669,570	26,591,750
LIABILITIES				
Collateral payable	4,433	1,132	2,155	-
Payables on redemptions	851	-	3,843	63,695
Management fees payable	15,145	14,255	4,271	28,126
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	-	-	-	412
Other liabilities	42,484	37,376	11,724	74,960
TOTAL LIABILITIES	62,913	52,763	21,993	167,213
TOTAL NET ASSETS	14,968,221	12,718,939	3,647,577	26,424,537

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2024

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2024 (continued)

	Combined [†] EUR
ASSETS	
Investments in securities at cost	191,201,934
Unrealised gain	53,967,144
Investments in securities at market value	245,169,078
Cash at bank and at brokers	2,707,047
Collateral receivable	74,510
Receivables on subscriptions	42,614
Receivables on investments sold	335,688
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	514,754
Other assets	728
TOTAL ASSETS	248,844,419
LIABILITIES	
Collateral payable	144,930
Payables on redemptions	317,969
Management fees payable	243,112
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	107,357
Other liabilities	693,316
TOTAL LIABILITIES	1,506,684
TOTAL NET ASSETS	247,337,735

[†] For the total of the Combined Statement of Net Assets, which has been presented in EUR, assets and liabilities stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2024: 1 Euro = 1.1190 US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	20,436,055	19,473,525	22,494,720	14,827,509
INCOME				
Bank interest	3,870	4,281	5,043	5,092
TOTAL INCOME	3,870	4,281	5,043	5,092
EXPENSES				
Management fees	251,702	160,551	326,885	195,635
Administration fees	2,086	2,003	2,305	1,507
Taxe d'abonnement	(263)	(131)	(330)	(1,787)
Depository fees	948	1,325	3,016	5,464
Unitholder service fees	167,891	90,310	202,894	121,429
Operating expenses	19,676	18,834	21,172	12,692
TOTAL EXPENSES	441,950	272,892	555,942	334,940
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(438,080)	(268,611)	(550,899)	(329,848)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	828,290	134,258	989,464	354,340
Forward currency exchange contracts*	(121,282)	(73,778)	(150,599)	(271,100)
Currency exchange	(710)	(1,325)	821	7,354
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	706,298	59,155	839,686	90,594
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	2,000,265	1,886,511	2,665,771	972,349
Forward currency exchange contracts*	(7,897)	(5,031)	(9,069)	(71,003)
Currency exchange	-	-	2	-
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	1,992,368	1,881,480	2,656,704	901,346
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,260,586	1,672,024	2,945,491	662,092
Subscriptions	1,508,506	1,216,182	446,406	300,056
Redemptions	(1,866,133)	(1,829,468)	(3,288,721)	(3,811,837)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(357,627)	(613,286)	(2,842,315)	(3,511,781)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	22,339,014	20,532,263	22,597,896	11,977,820

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	7,982,823	74,665,245	7,606,661	35,489,746
INCOME				
Bank interest	3,004	29,393	3,703	13,012
TOTAL INCOME	3,004	29,393	3,703	13,012
EXPENSES				
Management fees	107,620	753,977	106,070	432,083
Administration fees	886	7,187	911	3,690
Taxe d'abonnement	(964)	(8,915)	(922)	(4,249)
Depository fees	2,690	29,313	2,284	17,529
Unitholder service fees	64,572	452,385	68,188	288,055
Bank and other interest expenses	-	6	2	-
Operating expenses	6,747	70,789	7,115	33,799
TOTAL EXPENSES	181,551	1,304,742	183,648	770,907
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(178,547)	(1,275,349)	(179,945)	(757,895)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	(10,930)	1,638,469	193,158	1,094,814
Forward currency exchange contracts*	46,977	1,024,619	(77,883)	(52,431)
Currency exchange	870	1,179	(7,263)	(2,397)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	36,917	2,664,267	108,012	1,039,986
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	(26,607)	9,579,510	227,051	5,325,804
Forward currency exchange contracts*	32,531	383,606	(25,763)	25,504
Currency exchange	-	1	(12)	139
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	5,924	9,963,117	201,276	5,351,447
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(135,706)	11,352,035	129,343	5,633,538
Subscriptions	706,010	1,801,219	1,037,943	2,101,480
Redemptions	(1,479,909)	(8,719,285)	(1,265,745)	(4,832,137)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(773,899)	(6,918,066)	(227,802)	(2,730,657)
Dividend distributions	-	(446,472)	(13,666)	(156,505)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	7,073,218	78,652,742	7,494,536	38,236,122

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	15,405,568	11,655,198	4,143,806	27,861,326
INCOME				
Bank interest	5,439	4,168	1,767	9,926
TOTAL INCOME	5,439	4,168	1,767	9,926
EXPENSES				
Management fees	180,225	162,418	53,224	355,536
Administration fees	1,672	1,306	706	2,673
Taxe d'abonnement	(1,876)	(1,389)	(502)	(3,322)
Depository fees	3,725	5,039	1,959	10,785
Unitholder service fees	120,150	100,811	34,216	220,678
Operating expenses	14,115	10,517	3,584	23,071
TOTAL EXPENSES	318,011	278,702	93,187	609,421
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(312,572)	(274,534)	(91,420)	(599,495)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	592,943	94,405	181,302	(474,739)
Forward currency exchange contracts*	(33,147)	(47,172)	(19,417)	(115,622)
Currency exchange	(80)	(791)	(6,237)	1,138
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	559,716	46,442	155,648	(589,223)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	771,589	2,190,306	267,862	4,433,154
Forward currency exchange contracts*	13,949	26,688	9,665	46,581
Currency exchange	-	-	-	10
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	785,538	2,216,994	277,527	4,479,745
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,032,682	1,988,902	341,755	3,291,027
Subscriptions	-	291,979	22,313	446,582
Redemptions	(1,426,468)	(1,217,140)	(860,297)	(5,174,398)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(1,426,468)	(925,161)	(837,984)	(4,727,816)
Dividend distributions	(43,561)	-	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	14,968,221	12,718,939	3,647,577	26,424,537

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Combined [†] EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR[‡]	243,197,460
INCOME	
Bank interest	81,604
TOTAL INCOME	81,604
EXPENSES	
Management fees	2,868,442
Administration fees	25,005
Taxe d'abonnement	(22,394)
Depository fees	76,522
Unitholder service fees	1,795,275
Bank and other interest expenses	7
Operating expenses	224,817
TOTAL EXPENSES	4,967,674
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(4,886,070)
Net realised gain/(loss) on:	
Sale of investments*	5,284,376
Forward currency exchange contracts*	23,683
Currency exchange	(6,772)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	5,301,287
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:	
Investments*	27,896,377
Forward currency exchange contracts*	362,487
Currency exchange	130
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	28,258,994
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	28,674,211
Subscriptions	9,307,648
Redemptions	(33,250,137)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(23,942,489)
Dividend distributions	(591,447)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	247,337,735

† For the total of the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2024: 1 Euro = 1.1190 US Dollar.

\$ The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2024. The same net assets combined using the foreign exchange rates as at 29 September 2023 reflected a figure of EUR 252,035,442.

Please refer to the table realised gains/(losses) and change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	957,890	180,291	1,007,119	385,718
Forward currency exchange contracts	437,352	274,477	563,869	946,706
Realised loss on:				
Investments	(129,600)	(46,033)	(17,655)	(31,378)
Forward currency exchange contracts	(558,634)	(348,255)	(714,468)	(1,217,806)
Net realised gain/(loss) for the year^a	707,008	60,480	838,865	83,240
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	1,147,019	1,886,511	2,665,771	972,349
Forward currency exchange contracts	(145)	(76)	350	(27,356)
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	853,246	-	-	-
Forward currency exchange contracts	(7,752)	(4,955)	(9,419)	(43,647)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year^a	1,992,368	1,881,480	2,656,702	901,346

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	22,823	1,638,469	193,158	1,094,814
Forward currency exchange contracts	673,493	6,698,594	409,082	541,146
Realised loss on:				
Investments	(33,753)	-	-	-
Forward currency exchange contracts	(626,516)	(5,673,975)	(486,965)	(593,577)
Net realised gain/(loss) for the year*	36,047	2,663,088	115,275	1,042,383
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	(26,607)	9,579,510	227,051	5,325,804
Forward currency exchange contracts	19,180	304,881	(9,440)	9,079
Change in unrealised depreciation on:				
Forward currency exchange contracts	13,351	78,725	(16,323)	16,425
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year*	5,924	9,963,116	201,288	5,351,308

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	592,943	94,593	181,302	2,896
Forward currency exchange contracts	265,508	504,409	174,316	863,255
Realised loss on:				
Investments	-	(188)	-	(477,635)
Forward currency exchange contracts	(298,655)	(551,581)	(193,733)	(978,877)
Net realised gain/(loss) for the year^a	559,796	47,233	161,885	(590,361)
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	771,589	2,190,306	267,862	2,678,255
Forward currency exchange contracts	4,816	10,676	2,479	17,477
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	-	-	-	1,754,899
Forward currency exchange contracts	9,133	16,012	7,186	29,104
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year^a	785,538	2,216,994	277,527	4,479,735

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2024 (continued)

	Combined [†] EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT	
Realised gain on:	
Investments	5,966,214
Forward currency exchange contracts	11,318,456
Realised loss on:	
Investments	(681,838)
Forward currency exchange contracts	(11,294,773)
Net realised gain/(loss) for the year[•]	5,308,059
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT	
Change in unrealised appreciation on:	
Investments	25,474,858
Forward currency exchange contracts	292,720
Change in unrealised depreciation on:	
Investments	2,421,519
Forward currency exchange contracts	69,767
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year[•]	28,258,864

[†] For the total of the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 30 September 2024: 1 Euro = 1,1190 US Dollar.

[•] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

[•] The change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information as at 30 September 2024

	Units outstanding as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2022
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	810,323	24.3041	21.6715	21.0038
Class A Dis JPY	207,619	2,037.5757	1,890.5805	1,882.0268
Total Net Assets in EUR		22,339,014	20,436,055	21,778,387
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,188,884	15.8207	14.4851	14.8286
Class A Dis JPY	232,464	1,185.7637	1,132.9965	1,193.7738
Total Net Assets in EUR		20,532,263	19,473,525	21,372,605
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	601,063	32.0218	27.8781	25.4730
Class A Dis JPY	181,857	2,947.1413	2,664.7615	2,492.6788
Total Net Assets in EUR		22,597,896	22,494,720	23,717,783
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable				
Class A Dis	439,266	12.6336	11.7324	10.0087
Class A Dis JPY	264,588	1,251.6720	1,208.5278	1,057.2896
Class A Dis USD	325,662	14.9737	13.6756	11.3481
Total Net Assets in EUR		11,977,820	14,827,509	14,739,768
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	612,889	5.9479	6.1008	6.4707
Class A Dis AUD	249,635	6.2865	6.5512	7.0902
Class A Dis EUR	124,883	4.7459	4.9540	5.3979
Class A Dis JPY	503,557	476.1310	516.5010	577.6086
Total Net Assets in USD		7,073,218	7,982,823	9,892,389
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,187,196	22.8750	20.9529	18.1780
Class A Dis AUD	1,193,412	26.4119	23.4388	21.5460
Class A Dis EUR	444,128	18.9786	16.9162	15.7151
Class A Dis JPY	401,566	1,807.9728	1,679.0357	1,600.6931
Class A Dis Monthly Income	2,203,990	3.4753	3.1394	3.4055
Class A Dis Monthly Income AUD	1,155,541	1.7997	1.6464	2.1407
Class A Dis Monthly Income EUR	211,592	2.3622	2.1696	2.5732
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1,097,464	714.7306	673.8959	653.8563
Total Net Assets in USD		78,652,742	74,665,245	79,940,960
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	222,916	13.2772	12.8685	12.3498
Class A Dis AUD	54,908	12.9522	12.5250	11.9222
Class A Dis JPY	179,042	1,119.8942	1,130.7685	1,115.8724
Class A Dis Monthly Income	73,187	5.0408	4.9344	4.9678
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	279,248	541.6840	524.2062	473.3150
Class A Dis USD	132,366	12.9034	12.3116	11.5429
Total Net Assets in EUR		7,494,536	7,606,661	8,238,422

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

Statistical Information as at 30 September 2024 (continued)

	Unit outstanding as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2024	NAV per Unit as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2022
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	767,391	21.1589	18.1075	14.1814
Class A Dis AUD Unhedged	324,369	33.3667	30.4666	23.9107
Class A Dis EUR Unhedged	184,596	30.4722	27.5343	23.4306
Class A Dis JPY	219,380	1,594.7194	1,446.0495	1,199.0130
Class A Dis Monthly Income	180,520	11.5827	10.2153	8.2475
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	46,377	24.4643	23.0201	18.4212
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	40,328	22.4704	20.9239	18.1641
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	206,609	1,292.6617	1,189.8905	929.4209
Total Net Assets in USD		38,236,122	35,489,746	31,727,450
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	774,849	14.9109	13.9006	13.3989
Class A Dis JPY	189,586	973.1121	960.1718	973.1580
Class A Dis Monthly Income	448,270	2.7499	2.6154	2.8510
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	332,115	383.5492	380.7444	391.0507
Total Net Assets in USD		14,968,221	15,405,568	17,364,460
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity				
Class A Dis	596,918	16.8655	14.1820	13.9670
Class A Dis JPY	289,606	1,308.7428	1,164.6406	1,210.0196
Total Net Assets in USD		12,718,939	11,655,198	12,810,535
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	208,912	14.2804	13.0510	12.1080
Class A Dis JPY	102,115	929.7828	901.4067	880.2929
Total Net Assets in USD		3,647,577	4,143,806	3,555,337
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	433,575	51.2847	44.4667	42.7600
Class A Dis JPY	163,435	3,663.4954	3,364.7640	3,421.6949
Total Net Assets in USD		26,424,537	27,861,326	30,392,811

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2024 (Unaudited)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	20 December 2002	12.14	15.71	(7.02)	143.04
Class A Dis JPY	20 December 2002	7.78	8.26	(12.48)	103.76
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	20 December 2002	9.22	6.69	(15.12)	58.21
Class A Dis JPY	20 December 2002	4.66	(0.67)	(21.06)	18.58
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	20 December 2002	14.86	25.71	1.26	220.22
Class A Dis JPY	20 December 2002	10.60	18.23	(3.69)	194.71
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable					
Class A Dis	12 April 2016	7.69	26.23	1.32	26.34
Class A Dis JPY	12 April 2016	3.57	18.38	(4.00)	25.17
Class A Dis USD	12 April 2016	9.49	31.95	8.19	49.74
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	(2.51)	(8.08)	3.12	(40.52)
Class A Dis AUD	31 March 2010	(4.03)	(11.33)	(1.45)	(37.13)
Class A Dis EUR	31 March 2010	(4.20)	(12.08)	(3.04)	(52.54)
Class A Dis JPY	31 March 2010	(7.82)	(17.57)	(8.52)	(52.39)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	14.07	25.84	5.61	128.75
Class A Dis AUD	28 May 2009	12.68	22.58	2.07	164.12
Class A Dis EUR	28 May 2009	12.20	20.77	(0.38)	89.79
Class A Dis JPY	28 May 2009	7.68	12.95	(6.42)	80.80
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	14.08	25.83	5.61	85.93
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	12.69	22.37	1.65	109.74
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	12.17	20.67	(0.55)	54.41
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	9.28	24.43	34.86	185.51
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	3.17	7.51	5.21	32.77
Class A Dis AUD	1 July 2013	3.41	8.64	6.99	29.52
Class A Dis JPY	30 September 2005	(0.96)	0.36	(1.46)	11.99
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	3.20	7.52	5.22	32.79
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	4.37	21.96	29.76	55.48
Class A Dis USD	1 July 2013	4.80	11.78	11.04	29.03
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	16.84	49.20	17.61	111.58
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	9.52	39.55	22.40	233.67
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	10.67	30.05	21.82	204.72
Class A Dis JPY	31 July 2006	10.28	33.00	3.49	59.47
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	16.85	49.20	17.62	111.55
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	9.52	39.54	22.38	233.71
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	10.66	30.05	21.81	204.73
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	11.94	47.54	50.24	163.66
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	30 April 2004	7.27	11.29	3.15	49.11

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2024 (Unaudited) (continued)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond (continued)					
Class A Dis JPY	30 April 2004	1.35	-	(8.41)	(2.69)
Class A Dis Monthly Income	30 November 2004	7.29	11.31	3.17	40.39
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 November 2004	2.77	10.05	31.72	94.33
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity					
Class A Dis	31 July 2006	18.93	20.76	(21.69)	68.66
Class A Dis JPY	31 July 2006	12.37	8.16	(30.61)	30.87
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	30 April 2004	9.42	17.94	(1.38)	42.80
Class A Dis JPY	30 April 2004	3.15	5.62	(12.81)	(7.02)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	30 April 2004	15.33	19.94	(20.42)	412.85
Class A Dis JPY	30 April 2004	8.88	7.07	(29.73)	266.35

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

Total Expense Ratio (the “TER”) ^ for the Year ended 30 September 2024

Sub-Funds and Unit Classes	TER	Sub-Funds and Unit Classes	TER
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	2.10%	Class A Dis	2.42%
Class A Dis JPY	2.09%	Class A Dis AUD	2.42%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis JPY	2.42%
Class A Dis	1.36%	Class A Dis Monthly Income	2.41%
Class A Dis JPY	1.35%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.42%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Class A Dis USD	2.42%
Class A Dis	2.46%	Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis JPY	2.45%	Class A Dis	2.14%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis AUD Unhedged	2.14%
Class A Dis	2.48%	Class A Dis EUR Unhedged	2.14%
Class A Dis JPY	2.48%	Class A Dis JPY	2.14%
Class A Dis USD	2.48%	Class A Dis Monthly Income	2.14%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	2.14%
Class A Dis	2.53%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	2.14%
Class A Dis AUD	2.52%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.14%
Class A Dis EUR	2.53%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis JPY	2.53%	Class A Dis	2.11%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis JPY	2.11%
Class A Dis	1.73%	Class A Dis Monthly Income	2.11%
Class A Dis AUD	1.73%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.11%
Class A Dis EUR	1.73%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	
Class A Dis JPY	1.73%	Class A Dis	2.49%
Class A Dis Monthly Income	1.73%	Class A Dis JPY	2.49%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.73%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income EUR	1.73%	Class A Dis	2.45%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.73%	Class A Dis JPY	2.44%
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	2.48%
		Class A Dis JPY	2.48%

^ The total expense ratio expresses the sum of all fees (excluding performance fees) and incidental costs charged on an ongoing basis to the collective investment scheme's assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law'). The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each Sub-Fund.

Classes of Units

The Unit Classes available for each Sub-Fund are set out in the current prospectus, along with details of any minimum subscription, minimum additional subscription and minimum holding amounts and details of initial charges (where applicable) for each Unit Class.

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Determination of the Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ('NAV') per unit of each class will be determined by or at the direction of the Management Company on each Dealing Day by dividing the value of the assets of the relevant Class less the liabilities (including any provisions considered by the Management Company to be necessary or prudent) attributable to such Class by the total number of units of the relevant Class.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each Sub-Fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding Sub-Fund and the assets of a specific Sub-Fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that Sub-Fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Normally investments will be valued on the basis of the latest dealing price or the latest available mid-market quotation (the midpoint between the latest quoted bid and offer prices) of the securities on the relevant securities market on which the investments of the Sub-Fund are traded, quoted or dealt. Where the investments of a Sub-Fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described previously. If no price quotation is available for any of the securities held by a Sub-Fund or if the value as determined above is not representative of the fair market value of the relevant securities, the value of such securities will be based on the reasonably foreseeable sales price determined prudently and in good faith.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

The financial statements for each Sub-Fund are disclosed in the base currency of the Sub-Fund. The combined total in EUR is calculated using the relevant exchange rate on the last working day of the year under review.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transaction costs.

Income

Bank interest is credited to the Sub-Funds upon receipt.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts are valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/(loss) is shown in the Combined Statement of Net Assets under 'Unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts'.

Fees and Expenses

Management Fees

The Management Company is entitled to a fee payable monthly, out of the assets of each Sub-Fund, at an annual rate calculated on the basis of the total average net assets attributable to each Sub-Fund during the relevant month. The actual rates payable as at 30 September 2024, which vary from Sub-Fund to Sub-Fund and from unit class to unit class are set out in the table on page 43. The Management Fee may be partially waived at the discretion of the Management Company.

The Agent Company Fee at the annual rate of 0.05% shall be paid, out of the Management Fee, to the Agent Company, which is a fee payable in arrears at intervals separately agreed by the Management Company and the Agent Company and calculated and accrued daily.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF are in I class which bears no management fee.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024 (continued)

Unitholder Service Fees

A Unitholder Service Fee at the rates set out below is payable for services provided and expenses incurred in promoting the sale of the units. The Unitholder Service Fee is calculated and accrued daily by reference to the total average net assets attributable to each Sub-Fund during the relevant period and is payable to the Management Company. Please refer to the current prospectus for further details. The Unitholder Service Fee may be partially waived at the discretion of the Management Company.

Sub-Funds	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable	0.90%
Schroder Selection Global Series - Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	0.90%

In respect of Schroder Selection EURO Series - EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee, so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series - Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee, so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Depository and Administration Fees

The Custodian and Fund Administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Sub-Fund.

Operating Expenses

The Sub-Funds pay other operating expenses incurred in the operation of the Fund which are composed of statutory fees and are mainly audit, legal and publication fees, please refer to the 'Operating Expenses' shown in the Combined Statement of Operations and Change in Net Assets.

Taxation

The Fund is not subject to any taxes in Luxembourg on income or capital gains.

The Fund is however subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) levied at the rate of 0.05% per annum based on its Net Asset Value at the end of the relevant quarter, calculated and paid quarterly. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to Luxembourg UCIs whose exclusive object is the collective investment in money market investments, the placing of deposits with credit institutions, or both. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to individual compartments of UCIs with multiple compartments referred to in the 2010 Law, as well as for individual classes of securities issued within a UCI or within a compartment of a UCI with multiple compartments, provided that the securities of such compartments or classes are reserved to one or more institutional investors. Subscription tax exemption applies to (i) investments in a Luxembourg UCI subject itself to the subscription tax, (ii) UCI compartments thereof or dedicated classes reserved to retirement pension schemes, (iii) money market UCIs, and, (iv) UCITS and UCIs subject to the part II of the 2010 Law qualifying as exchange traded funds.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, Sub-Funds with currency hedging transactions related to hedged unit classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the Fund. Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the Sub-Funds invest their net assets in Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities. Therefore no broker fees are charged for any Sub-Funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the Financial Statements as at 30 September 2024 is:

Currency	Rate
EUR = 1	
USD	1.1190

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024 (continued)

Changes in the Sub-Funds

A list, specifying the total purchases and sales for each Sub-Fund, which took place during the year under review may be obtained free of charge upon request at the registered office of the Management Company.

Subsequent Events

On 31 December 2024, John Hennessey resigned from the Board of Directors.

On 3 February 2025, Garth Taljard was appointed to the Board of Directors.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2024 (continued)

Management Fees

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate	Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	1.20%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis JPY	1.20%	Class A Dis AUD	1.40%
		Class A Dis JPY	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis Monthly Income	1.40%
Class A Dis	0.95%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.40%
Class A Dis JPY	0.95%	Class A Dis USD	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis	1.45%	Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis AUD Unhedged	1.20%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.45%	Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis USD	1.45%	Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	1.20%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.50%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis AUD	1.50%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis EUR	1.50%	Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.50%	Class A Dis JPY	1.20%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis	1.15%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis AUD	1.15%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity	
Class A Dis EUR	1.15%	Class A Dis	1.45%
Class A Dis JPY	1.15%	Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis Monthly Income	1.15%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income AUD	1.15%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis Monthly Income EUR	1.15%	Class A Dis JPY	1.40%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.15%	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	1.45%
		Class A Dis JPY	1.45%

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF EURO Bond - Class I Acc [†]	EUR	448,273	10,929,012	48.92
Schroder ISF EURO Equity - Class I Acc EUR [†]	EUR	156,763	11,315,627	50.66
			22,244,639	99.58
Total Collective Investment Schemes - UCITS			22,244,639	99.58
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			22,244,639	99.58
Total Investments			22,244,639	99.58
Cash			176,605	0.79
Other assets/(liabilities)			(82,230)	(0.37)
Total Net Assets			22,339,014	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
EUR	6,770	JPY	1,080,315	31/10/2024	HSBC	(6)	-
JPY	426,752,033	EUR	2,689,367	31/10/2024	HSBC	(12,877)	(0.06)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(12,883)	(0.06)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(12,883)	(0.06)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(12,883)	(0.06)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection EURO Series - EURO Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF EURO Bond - Class I Acc [†]	EUR	836,195	20,386,680	99.29
			20,386,680	99.29
Total Collective Investment Schemes - UCITS			20,386,680	99.29
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			20,386,680	99.29
Total Investments			20,386,680	99.29
Cash			209,813	1.02
Other assets/(liabilities)			(64,230)	(0.31)
Total Net Assets			20,532,263	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	842,720	EUR	5,281	31/10/2024	HSBC	4	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4	-
Unit Class Hedging							
JPY	274,438,089	EUR	1,729,461	31/10/2024	HSBC	(8,248)	(0.04)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(8,248)	(0.04)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(8,248)	(0.04)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(8,244)	(0.04)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection EURO Series - EURO Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF EURO Equity - Class I Acc EUR†	EUR	312,027	22,523,062	99.67
			22,523,062	99.67
Total Collective Investment Schemes - UCITS			22,523,062	99.67
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			22,523,062	99.67
Total Investments			22,523,062	99.67
Cash			266,062	1.18
Other assets/(liabilities)			(191,228)	(0.85)
Total Net Assets			22,597,896	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
EUR	5,251	JPY	835,925	31/10/2024	HSBC	9	-
JPY	7,808,914	EUR	48,419	31/10/2024	HSBC	565	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						565	-
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						565	-
Unit Class Hedging							
EUR	22,732	JPY	3,628,777	31/10/2024	HSBC	(27)	-
JPY	535,545,412	EUR	3,374,913	31/10/2024	HSBC	(16,096)	(0.07)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(16,123)	(0.07)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(16,123)	(0.07)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(15,558)	(0.07)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2024

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection EURO Series - European Sustainable

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF European Sustainable Equity - Class I Acc EUR†	EUR	70,818	11,889,323	99.26
			11,889,323	99.26
Total Collective Investment Schemes - UCITS			11,889,323	99.26
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			11,889,323	99.26
Total Investments			11,889,323	99.26
Cash			139,653	1.17
Other assets/(liabilities)			(51,156)	(0.43)
Total Net Assets			11,977,820	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
EUR	149,255	USD	166,651	31/10/2024	HSBC	523	0.01
JPY	4,869,562	EUR	30,194	31/10/2024	HSBC	347	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						870	0.01
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						870	0.01
Unit Class Hedging							
EUR	241,442	JPY	38,607,585	31/10/2024	HSBC	(696)	(0.01)
JPY	368,260,731	EUR	2,320,715	31/10/2024	HSBC	(11,068)	(0.09)
USD	5,092,841	EUR	4,583,909	31/10/2024	HSBC	(38,653)	(0.32)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(50,417)	(0.42)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(50,417)	(0.42)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(49,547)	(0.41)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection Global Series - Commodity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Commodity - Class I Accumulation USD†	USD	55,369	6,991,870	98.85
			6,991,870	98.85
Total Collective Investment Schemes - UCITS			6,991,870	98.85
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			6,991,870	98.85
Total Investments			6,991,870	98.85
Cash			91,754	1.30
Other assets/(liabilities)			(10,406)	(0.15)
Total Net Assets			7,073,218	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	1,568,325	USD	1,069,025	31/10/2024	HSBC	18,040	0.25
EUR	592,340	USD	658,133	31/10/2024	HSBC	5,568	0.08
JPY	239,718,611	USD	1,678,245	31/10/2024	HSBC	6,342	0.09
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						29,950	0.42
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						29,950	0.42
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						29,950	0.42

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection Global Series - Global High Yield

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Global High Yield - Class I				
Acc. USD†	USD	1,045,320	77,431,505	98.45
			77,431,505	98.45
Total Collective Investment Schemes - UCITS			77,431,505	98.45
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			77,431,505	98.45
Total Investments			77,431,505	98.45
Cash			1,149,585	1.46
Other assets/(liabilities)			71,652	0.09
Total Net Assets			78,652,742	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	33,555,986	USD	22,867,377	31/10/2024	HSBC	391,528	0.50
EUR	8,913,344	USD	9,902,308	31/10/2024	HSBC	84,862	0.11
JPY	724,873,173	USD	5,074,724	31/10/2024	HSBC	19,216	0.02
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						495,606	0.63
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						495,606	0.63
Unit Class Hedging							
USD	18,162	AUD	26,407	31/10/2024	HSBC	(142)	-
USD	2,372	EUR	2,122	31/10/2024	HSBC	(6)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(148)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(148)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						495,458	0.63

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value EUR	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Inflation Plus - Class I Acc†	EUR	227,641	7,459,783	99.54
			7,459,783	99.54
Total Collective Investment Schemes - UCITS			7,459,783	99.54
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			7,459,783	99.54
Total Investments			7,459,783	99.54
Cash			74,951	1.00
Other assets/(liabilities)			(40,198)	(0.54)
Total Net Assets			7,494,536	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) EUR	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
AUD	709,221	EUR	435,260	31/10/2024	HSBC	3,472	0.05
JPY	1,764,351	EUR	11,056	31/10/2024	HSBC	10	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						3,482	0.05
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						3,482	0.05
Unit Class Hedging							
JPY	198,293,873	EUR	1,249,613	31/10/2024	HSBC	(5,960)	(0.08)
USD	1,703,063	EUR	1,533,030	31/10/2024	HSBC	(13,061)	(0.18)
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(19,041)	(0.26)
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(19,041)	(0.26)
Net Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(15,559)	(0.21)

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection Global Series - Yield Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Global Equity Yield - Class I Acc†	USD	101,872	37,922,969	99.18
			37,922,969	99.18
Total Collective Investment Schemes - UCITS			37,922,969	99.18
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			37,922,969	99.18
Total Investments			37,922,969	99.18
Cash			257,616	0.67
Other assets/(liabilities)			55,537	0.15
Total Net Assets			38,236,122	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	345,361,562	USD	2,417,822	31/10/2024	HSBC	9,156	0.02
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						9,156	0.02
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						9,156	0.02
Unit Class Hedging							
JPY	5,717,040	USD	40,335	31/10/2024	HSBC	(159)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(159)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(159)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						8,997	0.02

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection New Market Series - Asian Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Asian Bond Total Return - Class [Acc]	USD	646,347	14,889,631	99.47
			14,889,631	99.47
Total Collective Investment Schemes - UCITS			14,889,631	99.47
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			14,889,631	99.47
Total Investments			14,889,631	99.47
Cash			136,614	0.91
Other assets/(liabilities)			(58,024)	(0.38)
Total Net Assets			14,968,221	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	184,468,922	USD	1,291,440	31/10/2024	HSBC	4,889	0.03
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4,889	0.03
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4,889	0.03
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						4,889	0.03

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection New Market Series - BIC Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF BIC (Brazil, India, China) - Class I Acc [†]	USD	36,087	12,653,730	99.49
			12,653,730	99.49
Total Collective Investment Schemes - UCITS			12,653,730	99.49
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			12,653,730	99.49
Total Investments			12,653,730	99.49
Cash			107,116	0.84
Other assets/(liabilities)			(41,907)	(0.33)
Total Net Assets			12,718,939	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	372,115,258	USD	2,604,200	31/10/2024	HSBC	10,786	0.08
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10,786	0.08
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10,786	0.08
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						10,786	0.08

[†] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Emerging Markets Debt Total Return - Class I Acc USD†	USD	82,706	3,634,068	99.63
			3,634,068	99.63
Total Collective Investment Schemes - UCITS			3,634,068	99.63
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			3,634,068	99.63
Total Investments			3,634,068	99.63
Cash			32,926	0.90
Other assets/(liabilities)			(19,417)	(0.53)
Total Net Assets			3,647,577	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	94,548,453	USD	661,918	31/10/2024	HSBC	2,507	0.07
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						2,507	0.07
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						2,507	0.07
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						2,507	0.07

† The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Schedule of Investments as at 30 September 2024

Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity

Portfolio of Investments

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Authorised UCITS or other collective investment undertakings				
Collective Investment Schemes - UCITS				
Investment Funds				
Schroder ISF Greater China - Class I Acc [†]	USD	227,668	26,261,025	99.38
			26,261,025	99.38
Total Collective Investment Schemes - UCITS			26,261,025	99.38
Total Authorised UCITS or other collective investment undertakings			26,261,025	99.38
Total Investments			26,261,025	99.38
Cash			283,308	1.07
Other assets/(liabilities)			(119,796)	(0.45)
Total Net Assets			26,424,537	100.00

Forward Currency Exchange Contracts

Currency Purchased	Amount Purchased	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
Unit Class Hedging							
JPY	583,319,185	USD	4,061,648	31/10/2024	HSBC	17,543	0.07
USD	31,821	JPY	4,518,835	31/10/2024	HSBC	65	-
Unrealised Gain on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Assets						17,608	0.07
Total Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						17,608	0.07
Unit Class Hedging							
JPY	8,691,590	USD	61,320	31/10/2024	HSBC	(242)	-
USD	18,668	JPY	2,680,616	31/10/2024	HSBC	(170)	-
Unrealised Loss on NAV Hedged Unit Classes Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(412)	-
Total Unrealised Loss on Forward Currency Exchange Contracts - Liabilities						(412)	-
Net Unrealised Gain on Forward Currency Exchange Contracts - Assets						17,196	0.07

[†] The portfolio of investments of these underlying funds as at 30 September 2024 can be obtained upon request at the registered office of the Management Company.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2023年 9 月30日終了年度】

【貸借対照表】

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書

2023年 9 月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	18,056,402	2,977,862	18,638,974	3,073,940
未実現利益	2,202,990	363,317	751,577	123,950
投資有価証券時価	20,259,392	3,341,179	19,390,551	3,197,890
現金預金およびブローカー現金	206,331	34,028	143,366	23,644
担保未収金	11,065	1,825	4,186	690
未収申込金	40,000	6,597	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	146	24	80	13
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	20,516,934	3,383,653	19,538,183	3,222,237
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	-	-	1,394	230
投資有価証券購入未払金	-	-	-	-
未払管理報酬	19,728	3,254	12,541	2,068
為替予約契約に係る未実現損失	5,132	846	3,293	543
その他の負債	56,019	9,239	47,430	7,822
負債合計	80,879	13,339	64,658	10,663
純資産総額	20,436,055	3,370,314	19,473,525	3,211,574

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2023年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
投資有価証券取得原価	17,564,742	2,896,777	14,382,882	2,372,025
未実現利益	4,695,222	774,336	404,161	66,654
投資有価証券時価	22,259,964	3,671,113	14,787,043	2,438,679
現金預金およびブローカー現金	265,331	43,758	191,835	31,637
担保未収金	8,754	1,444	-	-
未収申込金	56,526	9,322	-	-
為替予約契約に係る未実現利益	223	37	28,225	4,655
その他の資産	155	26	-	-
資産合計	22,590,953	3,725,700	15,007,103	2,474,971
負債				
担保未払金	-	-	1,310	216
未払買戻金	-	-	-	-
投資有価証券購入未払金	-	-	110,552	18,232
未払管理報酬	26,613	4,389	17,221	2,840
為替予約契約に係る未実現損失	6,712	1,107	6,769	1,116
その他の負債	62,908	10,375	43,742	7,214
負債合計	96,233	15,871	179,594	29,619
純資産総額	22,494,720	3,709,829	14,827,509	2,445,353

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2023年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	7,776,385	1,230,069	66,526,789	10,523,207
未実現利益	136,988	21,669	7,280,225	1,151,586
投資有価証券時価	7,913,373	1,251,737	73,807,014	11,674,793
現金預金およびブローカー現金	118,010	18,667	1,222,470	193,370
担保未収金	-	-	-	-
未収申込金	-	-	670	106
為替予約契約に係る未実現利益	10,771	1,704	190,725	30,169
その他の資産	-	-	915	145
資産合計	8,042,154	1,272,108	75,221,794	11,898,583
負債				
担保未払金	6,806	1,077	59,336	9,386
未払買戻金	-	-	164,598	26,036
未払管理報酬	9,558	1,512	60,197	9,522
為替予約契約に係る未実現損失	13,352	2,112	78,873	12,476
その他の負債	29,615	4,685	193,545	30,615
負債合計	59,331	9,385	556,549	88,035
純資産総額	7,982,823	1,262,723	74,665,245	11,810,548

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2023年9月30日現在

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	6,665,836	1,099,330	27,535,964	4,355,639
未実現利益	890,412	146,847	7,781,497	1,230,877
投資有価証券時価	7,556,248	1,246,176	35,317,461	5,586,516
現金預金およびブローカー現金	84,524	13,940	421,458	66,666
担保未収金	-	-	2,218	351
未収申込金	15,936	2,628	13,228	2,092
為替予約契約に係る未実現利益	12,921	2,131	77	12
その他の資産	118	19	1,248	197
資産合計	7,669,747	1,264,895	35,755,690	5,655,835
負債				
担保未払金	3,490	576	-	-
未払買戻金	22,188	3,659	112,611	17,813
未払管理報酬	8,629	1,423	34,395	5,441
為替予約契約に係る未実現損失	2,717	448	16,584	2,623
その他の負債	26,062	4,298	102,354	16,190
負債合計	63,086	10,404	265,944	42,067
純資産総額	7,606,661	1,254,491	35,489,746	5,613,768

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2023年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ*	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	10,663,695	1,686,783	10,982,278	1,737,177
未実現利益	4,671,654	738,962	600,168	94,935
投資有価証券時価	15,335,349	2,425,746	11,582,446	1,832,111
現金預金およびブローカー現金	154,756	24,479	137,080	21,683
担保未収金	-	-	1,831	290
為替予約契約に係る未実現利益	73	12	111	18
資産合計	15,490,178	2,450,236	11,721,468	1,854,102
負債				
担保未払金	1,094	173	-	-
未払買戻金	14,378	2,274	1,397	221
未払管理報酬	15,318	2,423	13,825	2,187
為替予約契約に係る未実現損失	9,133	1,445	16,013	2,533
その他の負債	44,687	7,069	35,035	5,542
負債合計	84,610	13,384	66,270	10,483
純資産総額	15,405,568	2,436,853	11,655,198	1,843,619

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2023年9月30日現在

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券取得原価	3,675,379	581,371	29,489,782	4,664,694
未実現利益 / (損失)	448,814	70,993	(1,754,899)	(277,590)
投資有価証券時価	4,124,193	652,365	27,734,883	4,387,104
現金預金およびブローカー現金	38,926	6,157	268,798	42,518
担保未収金	6,200	981	769	122
未収申込金	-	-	1,273	201
為替予約契約に係る未実現利益	30	5	211	33
その他の資産	-	-	-	-
資産合計	4,169,349	659,508	28,005,934	4,429,979
負債				
担保未払金	-	-	-	-
未払買戻金	-	-	3,307	523
投資有価証券購入未払金	-	-	-	-
未払管理報酬	4,699	743	32,749	5,180
為替予約契約に係る未実現損失	7,188	1,137	29,596	4,681
その他の負債	13,656	2,160	78,956	12,489
負債合計	25,543	4,040	144,608	22,874
純資産総額	4,143,806	655,467	27,861,326	4,407,105

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合純資産計算書（続き）

2023年9月30日現在

	結合 [※]	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	223,113,027	36,795,800
未実現利益 / （損失）	27,026,588	4,457,225
投資有価証券時価	250,139,615	41,253,025
現金預金およびブローカー現金	3,119,529	514,473
担保未収金	34,401	5,673
未収申込金	126,776	20,908
為替予約契約に係る未実現利益	232,190	38,293
その他の資産	2,315	382
資産合計	253,654,826	41,832,754
負債		
担保未払金	68,239	11,254
未払買戻金	303,142	49,994
投資有価証券購入未払金	110,552	18,232
未払管理報酬	245,831	40,542
為替予約契約に係る未実現損失	185,721	30,629
その他の負債	705,899	116,417
負債合計	1,619,384	267,069
純資産総額	252,035,442	41,565,685

※ ユーロで表示されている純資産計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された資産および負債は、2023年9月29日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.0599米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

シュローダー・セレクション
結合運用計算書および純資産変動計算書
2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	21,778,387	3,591,692	21,372,605	3,524,770
収益				
銀行利息	606	100	1,854	306
収益合計	606	100	1,854	306
費用				
管理報酬	266,455	43,944	165,091	27,227
管理事務報酬	3,000	495	2,815	464
年次税	364	60	267	44
保管報酬	7,013	1,157	5,569	918
受益者サービス報酬	177,636	29,296	92,864	15,315
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	-	-
運用費用	22,203	3,662	20,635	3,403
費用合計	476,671	78,613	287,241	47,372
投資純利益 / (損失)	(476,065)	(78,513)	(285,387)	(47,066)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	657,958	108,510	117,697	19,411
為替予約契約 #	(438,144)	(72,259)	(270,344)	(44,585)
外国為替	(623)	(103)	232	38
当期実現純利益 / (損失)	219,191	36,149	(152,415)	(25,136)
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	576,137	95,017	(303,667)	(50,081)
為替予約契約 #	30,335	5,003	20,073	3,310
外国為替	4	1	(1)	(0)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	606,476	100,020	(283,595)	(46,770)
運用による純資産増加 / (減少) 額	349,602	57,656	(721,397)	(118,973)
申込み	111,374	18,368	100,226	16,529
買戻し	(1,803,308)	(297,402)	(1,277,909)	(210,753)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(1,691,934)	(279,034)	(1,177,683)	(194,223)
期末現在純資産	20,436,055	3,370,314	19,473,525	3,211,574

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期首現在純資産	23,717,783	3,911,537	14,739,768	2,430,883
収益				
銀行利息	2,362	390	2,412	398
収益合計	2,362	390	2,412	398
費用				
管理報酬	372,857	61,492	217,453	35,862
管理事務報酬	3,227	532	2,746	453
年次税	473	78	1,855	306
保管報酬	6,817	1,124	6,455	1,065
受益者サービス報酬	231,428	38,167	134,971	22,259
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	30	5
運用費用	25,714	4,241	14,996	2,473
費用合計	640,516	105,634	378,506	62,423
投資純利益 / (損失)	(638,154)	(105,244)	(376,094)	(62,025)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	1,263,169	208,322	(182,160)	(30,042)
為替予約契約 #	(546,664)	(90,156)	(845,587)	(139,454)
外国為替	305	50	(49,693)	(8,195)
当期実現純利益 / (損失)	716,810	118,216	(1,077,440)	(177,691)
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	1,753,341	289,161	2,989,268	492,990
為替予約契約 #	35,111	5,791	36,372	5,998
外国為替	(1)	(0)	(53)	(9)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	1,788,451	294,951	3,025,587	498,980
運用による純資産増加 / (減少) 額	1,867,107	307,923	1,572,053	259,263
申込み	175,499	28,943	1,985,003	327,367
買戻し	(3,265,669)	(538,574)	(3,469,315)	(572,159)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(3,090,170)	(509,631)	(1,484,312)	(244,793)
期末現在純資産	22,494,720	3,709,829	14,827,509	2,445,353

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	9,892,389	1,564,778	79,940,960	12,645,061
収益				
銀行利息	4,412	698	26,447	4,183
収益合計	4,412	698	26,447	4,183
費用				
管理報酬	132,788	21,004	806,966	127,646
管理事務報酬	2,220	351	1,673	265
年次税	1,026	162	9,711	1,536
保管報酬	10,415	1,647	21,832	3,453
受益者サービス報酬	79,673	12,603	484,180	76,588
銀行費用およびその他の利子費用	546	86	284	45
運用費用	8,851	1,400	80,696	12,764
費用合計	235,519	37,254	1,405,342	222,297
投資純利益 / (損失)	(231,107)	(36,557)	(1,378,895)	(218,114)
以下に係る実現純利益 / (損失)：				
投資有価証券売却 #	81,852	12,947	2,302,276	364,174
為替予約契約 #	(106,057)	(16,776)	(842,657)	(133,291)
外国為替	(3,096)	(490)	(11,600)	(1,835)
当期実現純利益 / (損失)	(27,301)	(4,318)	1,448,019	229,048
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動：				
投資有価証券 #	(445,353)	(70,446)	7,066,021	1,117,703
為替予約契約 #	47,001	7,435	574,856	90,931
外国為替	(201)	(32)	(356)	(56)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	(398,553)	(63,043)	7,640,521	1,208,578
運用による純資産増加 / (減少) 額	(656,961)	(103,918)	7,709,645	1,219,512
申込み	537,820	85,072	3,655,909	578,292
買戻し	(1,790,425)	(283,209)	(13,247,776)	(2,095,533)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(1,252,605)	(198,137)	(9,591,867)	(1,517,242)
分配金支払	-	-	(3,393,493)	(536,783)
期末現在純資産	7,982,823	1,262,723	74,665,245	11,810,548

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	8,238,422	1,358,681	31,727,450	5,018,648
収益				
銀行利息	2,421	399	12,537	1,983
収益合計	2,421	399	12,537	1,983
費用				
管理報酬	110,188	18,172	438,302	69,331
管理事務報酬	2,179	359	4,003	633
年次税	970	160	4,500	712
保管報酬	7,619	1,257	11,958	1,892
受益者サービス報酬	70,835	11,682	292,201	46,220
銀行費用およびその他の利子費用	1,117	184	204	32
運用費用	7,869	1,298	36,526	5,778
費用合計	200,777	33,112	787,694	124,597
投資純利益 / (損失)	(198,356)	(32,713)	(775,157)	(122,614)
以下に係る実現純利益 / (損失)：				
投資有価証券売却 #	247,538	40,824	1,593,217	252,015
為替予約契約 #	(334,173)	(55,112)	(241,202)	(38,153)
外国為替	(7,561)	(1,247)	1,496	237
当期実現純利益 / (損失)	(94,196)	(15,535)	1,353,511	214,098
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動：				
投資有価証券 #	274,075	45,200	7,832,065	1,238,876
為替予約契約 #	37,277	6,148	10,122	1,601
外国為替	(8)	(1)	(340)	(54)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	311,344	51,347	7,841,847	1,240,423
運用による純資産増加 / (減少) 額	18,792	3,099	8,420,201	1,331,907
申込み	760,077	125,352	2,874,763	454,730
買戻し	(1,323,735)	(218,310)	(7,393,495)	(1,169,503)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(563,658)	(92,958)	(4,518,732)	(714,773)
分配金支払	(86,895)	(14,331)	(139,173)	(22,014)
期末現在純資産	7,606,661	1,254,491	35,489,746	5,613,768

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ*	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	17,364,460	2,746,710	12,810,535	2,026,370
収益				
銀行利息	5,282	836	4,306	681
収益合計	5,282	836	4,306	681
費用				
管理報酬	203,249	32,150	192,139	30,393
管理事務報酬	2,576	407	2,143	339
年次税	1,992	315	1,458	231
保管報酬	5,637	892	5,323	842
受益者サービス報酬	135,499	21,433	119,258	18,864
銀行費用およびその他の利子費用	-	-	19	3
運用費用	16,937	2,679	13,250	2,096
費用合計	365,890	57,876	333,590	52,767
投資純利益 / (損失)	(360,608)	(57,041)	(329,284)	(52,086)
以下に係る実現純利益 / (損失) :				
投資有価証券売却 #	1,066,870	168,757	322,888	51,074
為替予約契約 #	(132,320)	(20,930)	(249,626)	(39,486)
外国為替	428	68	1,131	179
当期実現純利益 / (損失)	934,978	147,895	74,393	11,767
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :				
投資有価証券 #	(67,315)	(10,648)	271,454	42,939
為替予約契約 #	9,810	1,552	18,815	2,976
外国為替	(38)	(6)	(12)	(2)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	(57,543)	(9,102)	290,257	45,913
運用による純資産増加 / (減少) 額	516,827	81,752	35,366	5,594
申込み	3,696	585	101,758	16,096
買戻し	(2,086,073)	(329,975)	(1,292,461)	(204,441)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(2,082,377)	(329,390)	(1,190,703)	(188,345)
分配金支払	(393,342)	(62,219)	-	-
期末現在純資産	15,405,568	2,436,853	11,655,198	1,843,619

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産	3,555,337	562,383	30,392,811	4,807,535
収益				
銀行利息	1,546	245	11,002	1,740
収益合計	1,546	245	11,002	1,740
費用				
管理報酬	56,400	8,921	469,440	74,256
管理事務報酬	1,640	259	3,553	562
年次税	528	84	3,515	556
保管報酬	2,400	380	7,744	1,225
受益者サービス報酬	36,257	5,735	291,376	46,090
銀行費用およびその他の利子費用	4	1	30	5
運用費用	4,028	637	32,376	5,121
費用合計	101,257	16,017	808,034	127,815
投資純利益 / （損失）	(99,711)	(15,772)	(797,032)	(126,075)
以下に係る実現純利益 / （損失）：				
投資有価証券売却 #	79,487	12,573	32,740	5,179
為替予約契約 #	(111,662)	(17,663)	(505,538)	(79,966)
外国為替	(5,126)	(811)	3,010	476
当期実現純利益 / （損失）	(37,301)	(5,900)	(469,788)	(74,311)
以下に係る未実現利益 / （損失）の純変動：				
投資有価証券 #	304,485	48,163	2,159,418	341,577
為替予約契約 #	(751)	(119)	33,310	5,269
外国為替	(10)	(2)	(62)	(10)
期中未実現利益 / （損失）の純変動	303,724	48,043	2,192,666	346,836
運用による純資産増加 / （減少）額	166,712	26,371	925,846	146,450
申込み	747,326	118,212	1,527,446	241,611
買戻し	(325,569)	(51,499)	(4,984,777)	(788,492)
資本金の変動による純資産増加 / （減少）額	421,757	66,714	(3,457,331)	(546,881)
分配金支払	-	-	-	-
期末現在純資産	4,143,806	655,467	27,861,326	4,407,105

計算の詳細については、実現利益 / （損失）および未実現利益 / （損失）の変動の表を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	結合 [‡]	
	ユーロ	千円
期首現在純資産 ^{\$}	265,045,287	43,711,269
収益		
銀行利息	71,486	11,789
収益合計	71,486	11,789
費用		
管理報酬	3,301,487	544,481
管理事務報酬	30,769	5,074
年次税	25,375	4,185
保管報酬	95,094	15,683
受益者サービス報酬	2,064,949	340,551
銀行費用およびその他の利子費用	2,173	358
運用費用	273,201	45,056
費用合計	5,793,048	955,389
投資純利益 / (損失)	(5,721,562)	(943,600)
以下に係る実現純利益 / (損失) :		
投資有価証券売却 [#]	7,274,113	1,199,647
為替予約契約 [#]	(4,500,356)	(742,199)
外国為替	(70,320)	(11,597)
当期実現純利益 / (損失)	2,703,437	445,851
以下に係る未実現利益 / (損失) の純変動 :		
投資有価証券 [#]	21,443,114	3,536,398
為替予約契約 [#]	813,187	134,111
外国為替	(1,018)	(168)
期中未実現利益 / (損失) の純変動	22,255,283	3,670,341
運用による純資産増加 / (減少) 額	19,237,158	3,172,592
申込み	12,047,325	1,986,845
買戻し	(40,503,125)	(6,679,775)
資本金の変動による純資産増加 / (減少) 額	(28,455,800)	(4,692,931)
分配金支払	(3,791,203)	(625,245)
期末現在純資産	252,035,442	41,565,685

[#] 計算の詳細については、実現利益 / (損失) および未実現利益 / (損失) の変動の表を参照のこと。

[‡] ユーロで表示されている運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2023年9月29日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.0599米ドル

^{\$} 期首現在残高は、2023年9月29日付の為替レートを用いて合算されたものである。2022年9月30日付の為替レートを用いて合算された同純資産は、280,204,176ユーロの数字として反映された。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	890,103	146,796	195,582	32,255
為替予約契約	556,240	91,735	337,560	55,670
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(232,145)	(38,285)	(77,885)	(12,845)
為替予約契約	(994,384)	(163,994)	(607,904)	(100,256)
当期実現純利益 / (損失) ^	219,814	36,252	(152,647)	(25,175)
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	531,380	87,635	(303,668)	(50,081)
為替予約契約	(1,084)	(179)	(401)	(66)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	44,757	7,381	1	0
為替予約契約	31,419	5,182	20,474	3,377
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	606,472	100,019	(283,594)	(46,770)

^ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

† 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ		シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロッパ・サステナブル	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,329,680	219,291	208,433	34,375
為替予約契約	717,527	118,335	1,483,800	244,708
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(66,511)	(10,969)	(390,593)	(64,417)
為替予約契約	(1,264,191)	(208,490)	(2,329,387)	(384,163)
当期実現純利益 / (損失) ^	716,505	118,166	(1,027,747)	(169,496)
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	1,753,341	289,161	404,161	66,654
為替予約契約	(1,338)	(221)	10,672	1,760
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	2,585,107	426,336
為替予約契約	36,449	6,011	25,700	4,238
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	1,788,452	294,952	3,025,640	498,989

^ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

† 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	122,277	19,342	2,303,174	364,316
為替予約契約	1,044,919	165,285	8,604,844	1,361,114
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(40,425)	(6,394)	(898)	(142)
為替予約契約	(1,150,976)	(182,061)	(9,447,501)	(1,494,406)
当期実現純利益 / (損失) ^	(24,205)	(3,829)	1,459,619	230,883
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(445,354)	(70,446)	7,066,021	1,117,703
為替予約契約	10,680	1,689	188,411	29,803
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	1	0	-	-
為替予約契約	36,321	5,745	386,445	61,128
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	(398,352)	(63,011)	7,640,877	1,208,634

^ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

† 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション		シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
	ユーロ	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	247,538	40,824	1,594,610	252,235
為替予約契約	524,402	86,484	764,811	120,978
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	-	-	(1,393)	(220)
為替予約契約	(858,575)	(141,596)	(1,006,013)	(159,131)
当期実現純利益 / (損失) ^	(86,635)	(14,288)	1,352,015	213,862
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	274,075	45,200	7,781,498	1,230,877
為替予約契約	11,480	1,893	(83)	(13)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	50,567	7,999
為替予約契約	25,797	4,254	10,205	1,614
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	311,352	51,348	7,842,187	1,240,477

^ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

† 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ BIC・エクイティ*	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	1,066,902	168,763	326,037	51,573
為替予約契約	433,312	68,541	879,932	139,188
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	(32)	(5)	(3,149)	(498)
為替予約契約	(565,632)	(89,472)	(1,129,558)	(178,673)
当期実現純利益 / (損失) ^	934,550	147,827	73,262	11,589
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	(67,315)	(10,648)	271,454	42,939
為替予約契約	71	11	(73)	(12)
以下に係る未実現損失の変動：				
為替予約契約	9,739	1,541	18,888	2,988
期中未実現利益 / (損失) の純変動†	(57,505)	(9,096)	290,269	45,915

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

^ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

† 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド		シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・ エクイティ	
	米ドル	千円	米ドル	千円
実現利益 / (損失) の内訳				
以下に係る実現利益：				
投資有価証券	79,487	12,573	260,442	41,197
為替予約契約	194,056	30,696	1,703,170	269,407
以下に係る実現損失：				
投資有価証券	-	-	(227,702)	(36,018)
為替予約契約	(305,718)	(48,358)	(2,208,708)	(349,373)
当期実現純利益 / (損失) ^	(32,175)	(5,089)	(472,798)	(74,787)
未実現利益 / (損失) の変動の内訳				
以下に係る未実現利益の変動：				
投資有価証券	304,485	48,163	-	-
為替予約契約	27	4	(172)	(27)
以下に係る未実現損失の変動：				
投資有価証券	-	-	2,159,417	341,577
為替予約契約	(778)	(123)	33,482	5,296
期中未実現利益 / (損失) の純変動 †	303,734	48,045	2,192,727	346,846

^ 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

† 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

シュローダー・セレクション

結合運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2023年9月30日終了年度

	結合 [‡]	
	ユーロ	千円
実現利益 / (損失) の内訳		
以下に係る実現利益：		
投資有価証券	8,299,396	1,368,736
為替予約契約	16,475,164	2,717,084
以下に係る実現損失：		
投資有価証券	(1,025,283)	(169,090)
為替予約契約	(20,975,520)	(3,459,283)
当期実現純利益 / (損失) [^]	2,773,757	457,448
未実現利益 / (損失) の変動の内訳		
以下に係る未実現利益の変動：		
投資有価証券	16,728,062	2,758,792
為替予約契約	206,959	34,132
以下に係る未実現損失の変動：		
投資有価証券	4,715,052	777,606
為替予約契約	606,228	99,979
期中未実現利益 / (損失) の純変動 [†]	22,256,301	3,670,509

[‡] ユーロで表示されている運用計算書および純資産変動計算書の合計に関して、ユーロ以外の通貨で表示された収益および費用は、2023年9月29日における下記の為替レートで換算されている。

1 ユーロ = 1.0599米ドル

[^] 本項に示されている実現金額は、当期の投資水準における実現純損益の合計を表したものである。

[†] 本項に示されている未実現金額の変動は、当期の投資水準における未実現（損）益の純変動の合計を表したものである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

統計情報

	2023年 9月30日現在の 発行済受益証券口数	2023年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2022年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2021年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・バランス				
クラスA（ユーロ）受益証券	827,591 □	21.6715 ユーロ	21.0038 ユーロ	26.1387 ユーロ
クラスA（円）受益証券	209,167 □	1,890.5805 円	1,882.0268 円	2,328.0468 円
純資産合計（ユーロ）		20,436,055 ユーロ	21,778,387 ユーロ	28,741,601 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・ボンド				
クラスA（ユーロ）受益証券	1,234,790 □	14.4851 ユーロ	14.8286 ユーロ	18.6394 ユーロ
クラスA（円）受益証券	221,542 □	1,132.9965 円	1,193.7738 円	1,502.0178 円
純資産合計（ユーロ）		19,473,525 ユーロ	21,372,605 ユーロ	30,861,148 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ユーロ・エクイティ				
クラスA（ユーロ）受益証券	690,188 □	27.8781 ユーロ	25.4730 ユーロ	31.6227 ユーロ
クラスA（円）受益証券	193,056 □	2,664.7615 円	2,492.6788 円	3,060.1226 円
純資産合計（ユーロ）		22,494,720 ユーロ	23,717,783 ユーロ	32,863,924 ユーロ
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ				
ヨーロッパ・サステナブル				
クラスA（ユーロ）受益証券	490,874 □	11.7324 ユーロ	10.0087 ユーロ	12.4698 ユーロ
クラスA（円）受益証券	405,883 □	1,208.5278 円	1,057.2896 円	1,303.8489 円
クラスA（米ドル）受益証券	462,373 □	13.6756 米ドル	11.3481 米ドル	13.8401 米ドル
純資産合計（ユーロ）		14,827,509 ユーロ	14,739,768 ユーロ	18,524,624 ユーロ
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
コモディティ				
クラスA（米ドル）受益証券	752,144 □	6.1008 米ドル	6.4707 米ドル	5.7678 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	293,008 □	6.5512 豪ドル	7.0902 豪ドル	6.3793 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	139,770 □	4.9540 ユーロ	5.3979 ユーロ	4.8947 ユーロ
クラスA（円）受益証券	408,390 □	516.5010 円	577.6086 円	520.4477 円
純資産合計（米ドル）		7,982,823 米ドル	9,892,389 米ドル	11,669,877 米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ				
グローバル・ハイイールド				
クラスA（米ドル）受益証券	1,246,175 □	20.0529 米ドル	18.1780 米ドル	21.6597 米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	1,355,242 □	23.4388 豪ドル	21.5460 豪ドル	25.8760 豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	471,628 □	16.9162 ユーロ	15.7151 ユーロ	19.0513 ユーロ
クラスA（円）受益証券	462,876 □	1,679.0357 円	1,600.6931 円	1,931.9674 円
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券	2,516,243 □	3.1394 米ドル	3.4055 米ドル	4.9538 米ドル
クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券	1,459,919 □	1.6464 豪ドル	2.1407 豪ドル	3.6057 豪ドル
クラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券	243,391 □	2.1696 ユーロ	2.5732 ユーロ	4.0246 ユーロ
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1,187,530 □	673.8959 円	653.8563 円	684.6373 円
純資産合計（米ドル）		74,665,245 米ドル	79,940,960 米ドル	134,883,708 米ドル

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション

統計情報（続き）

	2023年 9月30日現在の 発行済受益証券口数		2023年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格		2022年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格		2021年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ							
ウェルス・プリザベーション							
クラスA（ユーロ）受益証券	231,691 □	12.8685 ユーロ	2,122 円	12.3498 ユーロ	2,037 円	12.6201 ユーロ	2,081 円
クラスA（豪ドル）受益証券	60,483 □	12.5250 豪ドル	1,234 円	11.9222 豪ドル	1,174 円	12.1062 豪ドル	1,192 円
クラスA（円）受益証券	173,047 □	1,130.7685 円		1,115.8724 円		1,136.4479 円	
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	101,098 □	4.9344 ユーロ	814 円	4.9878 ユーロ	823 円	5.4455 ユーロ	898 円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	296,696 □	524.2062 円		473.3150 円		478.6498 円	
クラスA（米ドル）受益証券	124,048 □	12.3116 米ドル	1,947 円	11.5429 米ドル	1,826 円	11.6201 米ドル	1,838 円
純資産合計（ユーロ）		7,606,661 ユーロ	1,254,491 千円	8,238,422 ユーロ	1,358,681 千円	6,217,416 ユーロ	1,025,376 千円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ							
イールド・エクイティ							
クラスA（米ドル）受益証券	845,769 □	18.1075 米ドル	2,864 円	14.1814 米ドル	2,243 円	17.9893 米ドル	2,846 円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	366,031 □	30.4666 豪ドル	3,001 円	23.9107 豪ドル	2,355 円	27.2612 豪ドル	2,685 円
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	190,333 □	27.5343 ユーロ	4,541 円	23.4305 ユーロ	3,864 円	25.0132 ユーロ	4,125 円
クラスA（円）受益証券	249,915 □	1,446.0495 円		1,199.0130 円		1,540.9880 円	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	196,127 □	10.2153 米ドル	1,616 円	8.2475 米ドル	1,305 円	10.7714 米ドル	1,704 円
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	45,346 □	23.0201 豪ドル	2,267 円	18.4212 豪ドル	1,814 円	21.3098 豪ドル	2,099 円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	29,930 □	20.9239 ユーロ	3,451 円	18.1641 ユーロ	2,996 円	19.6816 ユーロ	3,246 円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	202,099 □	1,189.8905 円		929.4209 円		940.8327 円	
純資産合計（米ドル）		35,489,746 米ドル	5,613,768 千円	31,727,450 米ドル	5,018,648 千円	48,419,259 米ドル	7,658,958 千円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ							
アジア・ボンド							
クラスA（米ドル）受益証券	842,658 □	13.9006 米ドル	2,199 円	13.3989 米ドル	2,119 円	14.4554 米ドル	2,287 円
クラスA（円）受益証券	208,103 □	960.1718 円		973.1580 円		1,062.4998 円	
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	564,083 □	2.6154 米ドル	414 円	2.8510 米ドル	451 円	3.5731 米ドル	565 円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	343,823 □	380.7444 円		391.0507 円		371.9346 円	
純資産合計（米ドル）		15,405,568 米ドル	2,436,853 千円	17,364,460 米ドル	2,746,710 千円	22,831,217 米ドル	3,611,442 千円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ							
B I C・エクイティ*							
クラスA（米ドル）受益証券	657,369 □	14.1820 米ドル	2,243 円	13.9670 米ドル	2,209 円	21.5367 米ドル	3,407 円
クラスA（円）受益証券	298,774 □	1,164.6406 円		1,210.0196 円		1,886.0302 円	
純資産合計（米ドル）		11,655,198 米ドル	1,843,619 千円	12,810,535 米ドル	2,026,370 千円	23,258,362 米ドル	3,679,008 千円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ							
エマージング・ボンド							
クラスA（米ドル）受益証券	237,488 □	13.0510 米ドル	2,064 円	12.1080 米ドル	1,915 円	14.4797 米ドル	2,290 円
クラスA（円）受益証券	172,847 □	901.4067 円		880.2929 円		1,066.4369 円	
純資産合計（米ドル）		4,143,806 米ドル	655,467 千円	3,555,337 米ドル	562,383 千円	5,056,137 米ドル	799,780 千円

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

シュローダー・セレクション
統計情報（続き）

	2023年 9月30日現在の 発行済受益証券口数	2023年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2022年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格	2021年 9月30日現在の 受益証券 1口当たり 純資産価格			
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ							
クラス A（米ドル）受益証券	528,823 口	44.4667 米ドル	7,034 円	42.7600 米ドル	6,764 円	64.4445 米ドル	10,194 円
クラス A（円）受益証券	192,711 口	3,364.7640 円		3,421.6949 円		5,213.7141 円	
純資産合計（米ドル）		27,861,326 米ドル	4,407,105 千円	30,392,811 米ドル	4,807,535 千円	55,695,508 米ドル	8,809,915 千円

各クラス受益証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券の通貨で表示される。

[次へ](#)

シュローダー・セレクション

運用成績一覧表

2023年9月30日現在

（未監査）

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	3.18	(17.09)	(6.35)	116.72
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	0.45	(18.79)	(7.73)	89.06
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	(2.32)	(22.29)	(23.41)	44.85
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	(5.09)	(24.57)	(25.40)	13.30
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ					
クラスA（ユーロ）受益証券	2002年12月20日	9.44	(11.84)	11.55	178.78
クラスA（円）受益証券	2002年12月20日	6.90	(12.92)	11.04	166.48
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル					
クラスA（ユーロ）受益証券	2016年4月12日	17.22	(5.92)	18.69	17.32
クラスA（円）受益証券	2016年4月12日	14.30	(7.31)	17.80	20.85
クラスA（米ドル）受益証券	2016年4月12日	20.51	(1.19)	25.84	36.76
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2010年3月31日	(5.71)	5.78	40.05	(38.99)
クラスA（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	(7.60)	2.69	34.84	(34.49)
クラスA（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	(8.22)	1.21	32.42	(50.46)
クラスA（円）受益証券	2010年3月31日	(10.58)	(0.76)	30.79	(48.35)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド					
クラスA（米ドル）受益証券	2009年5月28日	10.31	(7.42)	2.87	100.53
クラスA（豪ドル）受益証券	2009年5月28日	8.79	(9.42)	0.24	134.39
クラスA（ユーロ）受益証券	2009年5月28日	7.64	(11.21)	(2.28)	69.16
クラスA（円）受益証券	2009年5月28日	4.89	(13.09)	(3.86)	67.90
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2010年3月31日	10.30	(7.42)	2.87	62.98
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	2010年3月31日	8.59	(9.79)	(0.17)	86.12
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2010年3月31日	7.58	(11.33)	(2.43)	37.66
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	13.87	23.41	45.20	161.26

サブ・ファンド/クラス受益証券*	設定日	1年間 (%)	2年間 (%)	3年間 (%)	設定来 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション					
クラスA（ユーロ）受益証券	2005年9月30日	4.20	1.97	11.10	28.69
クラスA（豪ドル）受益証券	2013年7月1日	5.06	3.46	13.14	25.25
クラスA（円）受益証券	2005年9月30日	1.33	(0.50)	9.01	13.08
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2005年9月30日	4.20	1.96	11.09	28.68
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2005年9月30日	16.85	24.33	41.96	48.97
クラスA（米ドル）受益証券	2013年7月1日	6.66	5.95	16.56	23.12
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2006年7月31日	27.69	0.66	46.05	81.08
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	27.42	11.76	60.50	204.67
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	17.51	10.08	61.36	175.34
クラスA（円）受益証券	2006年7月31日	20.60	(6.16)	35.92	44.61
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2006年7月31日	27.68	0.65	46.04	81.04
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	27.41	11.74	60.49	204.71
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2010年3月31日	17.51	10.07	61.36	175.37
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2006年7月31日	31.80	34.21	106.19	135.54
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年4月30日	3.75	(3.84)	(2.56)	39.01
クラスA（円）受益証券	2004年4月30日	(1.33)	(9.63)	(8.86)	(3.98)
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2004年11月30日	3.75	(3.84)	(2.56)	30.86
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2004年11月30日	7.08	28.17	37.53	89.10
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ**					
クラスA（米ドル）受益証券	2006年7月31日	1.54	(34.15)	(27.87)	41.82
クラスA（円）受益証券	2006年7月31日	(3.75)	(38.25)	(32.60)	16.46
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年4月30日	7.79	(9.87)	(9.33)	30.51
クラスA（円）受益証券	2004年4月30日	2.40	(15.47)	(15.40)	(9.86)
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ					
クラスA（米ドル）受益証券	2004年4月30日	3.99	(31.00)	(24.07)	344.67
クラスA（円）受益証券	2004年4月30日	(1.66)	(35.46)	(29.31)	236.48

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、費用を控除し税金を加算した分配金が調整された純資産ベース（ビット・トゥ・ビット）である。過去の運用成績は、将来の成績や受益証券の価格に対する信頼性のある指標となるものではなく、そこから生じる収益は増減する可能性があり、また、投資家は投資元本額を取り戻せないことがある。

** 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

総経費率（「TER」）＊

2023年9月30日終了年度

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	TER (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.15
クラスA（円）受益証券	2.16
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.39
クラスA（円）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.49
クラスA（円）受益証券	2.50
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.52
クラスA（円）受益証券	2.54
クラスA（米ドル）受益証券	2.52
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.66
クラスA（豪ドル）受益証券	2.65
クラスA（ユーロ）受益証券	2.65
クラスA（円）受益証券	2.66
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.74
クラスA（豪ドル）受益証券	1.74
クラスA（ユーロ）受益証券	1.74
クラスA（円）受益証券	1.74
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.74
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.74
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.74
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.74
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	2.54
クラスA（豪ドル）受益証券	2.52
クラスA（円）受益証券	2.54
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	2.54
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.54
クラスA（米ドル）受益証券	2.54

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.15
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.15
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.15
クラスA（円）受益証券	2.15
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.15
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	2.15
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	2.15
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.15
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.16
クラスA（円）受益証券	2.16
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	2.16
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	2.16
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ**	
クラスA（米ドル）受益証券	2.52
クラスA（円）受益証券	2.52
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	2.51
クラスA（円）受益証券	2.52
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	2.50
クラスA（円）受益証券	2.50

* 総経費率は、すべての報酬（成功報酬を除く）および対純資産比率として遡及的に取られる集団投資スキームの資産に対して継続的に課せられる付随費用（運用費用）の合計で表示される。

** 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2023年9月30日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足する。ファンドは、設定日である2002年12月20日から無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

クラス受益証券

投資可能なクラス受益証券は下記に表示される。

サブ・ファンドクラス受益証券*

シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・バランス	クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ	ユーロ・ボンド	クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
ユーロ・エクイティ			
シュローダー・セレクション	ユーロ・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
ヨーロッパ・サステナブル			クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ	コモディティ	クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（米ドル）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（円）受益証券
グローバル・ハイイールド			クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券
シュローダー・セレクション	グローバル・シリーズ		クラスA（ユーロ）受益証券 クラスA（豪ドル）受益証券 クラスA（円）受益証券 クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券 クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券
ウェルス・プリザベーション			

サブ・ファンド

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ
イールド・エクイティ

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
アジア・ボンド

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
B I C・エクイティ**
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
エマージング・ボンド
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ
グレーター・チャイナ・エクイティ

クラス受益証券*

クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券
クラスA（米ドル）受益証券
クラスA（円）受益証券

* 基準通貨建のクラスおよび「ヘッジなし」の記載があるクラスを除くすべてのクラスは、ヘッジありのクラスである。

** 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

日本円建てまたは豪ドル建てによるファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に関して、サブ・ファンドの投資対象ファンドへの投資は、ユーロまたは米ドルにより行われる。通常の状況下において、ファンドは受領したすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券を投資目的でユーロまたは米ドルに転換し、また、受益者が受益証券の買戻しを行う時に、適宜ユーロまたは米ドルをすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に転換する。かかる通貨換算に関して発生する費用は、各サブ・ファンドのすべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券に按分して配分される。さらに、投資対象ファンドが、特定のクラス受益証券の基準通貨建てではない証券または通貨を保有する限り、かかるクラス受益証券の評価価格は、現地通貨の当該クラス受益証券の基準通貨に対する当該通貨の価値により影響される。

管理会社は、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券のユーロまたは米ドルに対するリスクへのヘッジを提供することを意図した技法および手段を採用することができる。管理会社は、為替リスクに対するヘッジを試みるが、すべての基準通貨建て以外の通貨建てのクラス受益証券の評価価格が日本円または豪ドルのユーロまたは米ドルに対する価値により影響されないという保証はない。円建ておよび豪ドル

建てクラス受益証券は、当該ヘッジ技法に関連するあらゆる費用を別々に負担する。当該ヘッジ取引の結果として各クラス受益証券に生じるすべての利益または損失は、関連クラス受益証券に帰するものとされる。

当初販売手数料および販売報酬

受益証券	当初販売手数料および販売報酬
クラスA受益証券およびクラスA毎月分配型受益証券	1口当たり純資産価格の6.25%を上限とする当初販売手数料が課される。販売報酬は発生しない。

最低購入価格、最低追加購入価格および最低保有額

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	最低 購入価格	最低 追加購入価格	最低 保有額
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル			
クラスA（ユーロ）受益証券	1,000ユーロ	1,000ユーロ	1,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	100,000円	100,000円	100,000円
クラスA（米ドル）受益証券	1,000米ドル	1,000米ドル	1,000米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	最低 購入価格	最低 追加購入価格	最低 保有額
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション			
クラスA（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（豪ドル）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	3,000豪ドル	3,000豪ドル	3,000豪ドル
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	3,000ユーロ	3,000ユーロ	3,000ユーロ
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ*			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ			
クラスA（米ドル）受益証券	3,000米ドル	3,000米ドル	3,000米ドル
クラスA（円）受益証券	500,000円	500,000円	500,000円

上記の限度は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

会計方針

重要な会計方針の要約

本財務書類は、継続企業の前提に基づき、集団投資スキームに関するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成および表示されている。

純資産価額

1 口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に、当該クラスの通貨建てで計算される。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの資産から負債を控除した額に比例する金額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で割ることにより計算される。

資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、上記の通り宣言または発生したが受領されていない現金配当および利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されない場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。

ファンドの創立費（印刷費、旅費等の費用、法的費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。基準通貨建てではないすべての資産および負債は、評価時点またはその近い時点の当該通貨の外国為替市場の実勢レートを参考に換算されるものとする。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における優勢な為替レートにより換算されている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現損益は、平均原価ベースで決定され、取引費用を含む。

収益

銀行利息は受取時にファンドに計上される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約は、当該契約の満期に適用される先渡交換レートを参照し、純資産額計算日付の最終入手可能価格で評価される。未実現利益／（損失）は、結合純資産計算書の「為替予約契約に係る未実現利益／（損失）」において表示されている。

報酬および費用

保管報酬および管理事務報酬

保管受託銀行およびファンド事務代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの純資産から、提供された関連サービスに対する報酬を毎月受領する権利を有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。

サブ・ファンド毎およびクラス受益証券毎に異なる料率で支払われる2023年9月30日終了年度に適用される実際のレートについては、45ページ（訳注：英文財務書類を指す。財務書類に対する注記の末尾に該当。）の表において表示される。

年率0.05%の代行協会員報酬は、管理報酬より支払われる。

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。

シュローダー・セレクトション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.25%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・セレクトション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールドについては、当面、管理報酬と（以下に定義される）受益者サービス報酬の年率合計を1.60%とするため、管理会社は各報酬の一部を放棄する。

シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンドにかかるすべての原資産は、管理報酬が発生しないIクラスであることに留意のこと。

受益者サービス報酬

管理会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産額から受益者サービス報酬を受領する権利を有する。報酬は、毎月支払われる。料率の上限は、以下に表示される。

サブ・ファンド	受益者サービス報酬
シュローダー・セレクトション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	0.80%
シュローダー・セレクトション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	0.65%
シュローダー・セレクトション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	0.90%
シュローダー・セレクトション ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブル	0.90%
シュローダー・セレクトション グローバル・シリーズ コモディティ	0.90%
シュローダー・セレクトション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	0.75%
シュローダー・セレクトション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	0.90%
シュローダー・セレクトション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	0.80%
シュローダー・セレクトション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	0.80%
シュローダー・セレクトション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ*	0.90%
シュローダー・セレクトション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	0.90%
シュローダー・セレクトション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	0.90%

これらの報酬は、管理会社の裁量により一部放棄されることがある。シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンドおよびシュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイルドのサブ・ファンドの報酬については、管理報酬に関する項を参照のこと。

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

税制

ファンドは、インカム・ゲインまたはキャピタル・ゲインに課せられるルクセンブルグの税金の適用対象ではない。しかし、ファンドは、関連四半期末のファンドの純資産価額に基づいて年率0.05%の割合で徴収され、四半期毎に計算および支払が行われる年次税（tax d'abonnement）の対象である。短期金融商品への集団投資、信用機関への預金、またはその両方を唯一の目的とするルクセンブルグUCIには、年率0.01%の減額年次税が適用される。2010年法に言及されている複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントおよびUCI内または複数のコンパートメントを有するUCIのコンパートメント内で発行される証券の個々のクラスには、年率0.01%の減額年次税が適用される。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、1人または複数の機関投資家によって保有されなければならない。

年次税の免除は、（ ）それ自体が年次税の対象であるルクセンブルグUCIへの投資、（ ）退職年金スキームにより保有されるUCI、そのコンパートメントまたは専用クラス、（ ）短期金融市場UCI、ならびに（ ）取引所取引ファンドである2010年法パート に服するUCITSおよびUCIに適用される。

現金担保の再投資

取引相手方リスク軽減目的において、ヘッジクラス受益証券に関連した通貨ヘッジ取引を行うサブ・ファンドは、取引相手方から日次ベースで現金担保を支払うかまたは受領することにより、為替予約取引の残存期間にわたってエクスポージャーを軽減する。

投資運用会社は、ファンドの投資目的に沿った通貨ヘッジに関連し、取引相手方から受領した現金担保を再投資することができる。為替予約契約の満期日に受領したまたは支払った担保は、純資産計算書の「担保未収金／未払金」において表示されている。

取引費用の開示

取引費用としては、ブローカーへの手数料および譲渡性のある有価証券の売買に関する税金がある。サブ・ファンドは、その純資産を譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託であるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドに投資するため、保管報酬は常にゼロで表示される。したがって、ブローカー手数料は、いずれのサブ・ファンドに対しても課せられていない。

為替レート

2023年9月29日現在の財務書類において、ユーロで合算された合計の計算に使用された為替レートは、以下のとおりである。

通貨	料率
ユーロ = 1	
米ドル	1.0599

サブ・ファンドに関する変更

対象年度中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所において、請求することにより無償で入手できる。

後発事象

財務書類の承認日現在、重要な後発事象はなかった。

管理報酬

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド	
クラスA（ユーロ）受益証券	0.95
クラスA（円）受益証券	0.95
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ コモディティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.50
クラスA（豪ドル）受益証券	1.50
クラスA（ユーロ）受益証券	1.50
クラスA（円）受益証券	1.50
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.15
クラスA（豪ドル）受益証券	1.15
クラスA（ユーロ）受益証券	1.15
クラスA（円）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.15
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.15

サブ・ファンドおよびクラス受益証券	管理報酬 (%)
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション	
クラスA（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA（豪ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券	1.40
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.40
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.20
クラスA（円）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券	1.20
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券	1.20
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ*	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド	
クラスA（米ドル）受益証券	1.40
クラスA（円）受益証券	1.40
シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ	
クラスA（米ドル）受益証券	1.45
クラスA（円）受益証券	1.45

* 当期中に生じたすべての会社行為の詳細については、取締役報告書を参照のこと。

[次へ](#)

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2023

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
ASSETS				
Investments in securities at cost	18,056,402	18,638,974	17,564,742	14,382,882
Unrealised gain	2,202,990	751,577	4,695,222	404,161
Investments in securities at market value	20,259,392	19,390,551	22,259,964	14,787,043
Cash at bank and at brokers	206,331	143,366	265,331	191,835
Collateral receivable	11,065	4,186	8,754	-
Receivables on subscriptions	40,000	-	56,526	-
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	146	80	223	28,225
Other assets	-	-	155	-
TOTAL ASSETS	20,516,934	19,538,183	22,590,953	15,007,103
LIABILITIES				
Collateral payable	-	-	-	1,310
Payables on redemptions	-	1,394	-	-
Payables on investments purchased	-	-	-	110,552
Management fees payable	19,728	12,541	26,613	17,221
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	5,132	3,293	6,712	6,769
Other liabilities	56,019	47,430	62,908	43,742
TOTAL LIABILITIES	80,879	64,658	96,233	179,594
TOTAL NET ASSETS	20,436,055	19,473,525	22,494,720	14,827,509

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
ASSETS				
Investments in securities at cost	7,776,385	66,526,789	6,665,836	27,535,964
Unrealised gain	136,988	7,280,225	890,412	7,781,497
Investments in securities at market value	7,913,373	73,807,014	7,556,248	35,317,461
Cash at bank and at brokers	118,010	1,222,470	84,524	421,458
Collateral receivable	-	-	-	2,218
Receivables on subscriptions	-	670	15,936	13,228
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	10,771	190,725	12,921	77
Other assets	-	915	118	1,248
TOTAL ASSETS	8,042,154	75,221,794	7,669,747	35,755,690
LIABILITIES				
Collateral payable	6,806	59,336	3,490	-
Payables on redemptions	-	164,598	22,188	112,611
Management fees payable	9,558	60,197	8,629	34,395
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	13,352	78,873	2,717	16,584
Other liabilities	29,615	193,545	26,062	102,354
TOTAL LIABILITIES	59,331	556,549	63,086	265,944
TOTAL NET ASSETS	7,982,823	74,665,245	7,606,661	35,489,746

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity* USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
ASSETS			
Investments in securities at cost	10,663,695	10,982,278	3,675,379
Unrealised gain	4,671,654	600,168	448,814
Investments in securities at market value	15,335,349	11,582,446	4,124,193
Cash at bank and at brokers	154,756	137,080	38,926
Collateral receivable	-	1,831	6,209
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	73	111	30
TOTAL ASSETS	15,490,178	11,721,468	4,169,349
LIABILITIES			
Collateral payable	1,094	-	-
Payables on redemptions	14,378	1,397	-
Management fees payable	15,318	13,825	4,699
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	9,133	16,013	7,188
Other liabilities	44,687	35,035	13,656
TOTAL LIABILITIES	84,610	66,270	25,543
TOTAL NET ASSETS	15,405,568	11,655,198	4,143,806

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Net Assets as at 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined [†] EUR
ASSETS		
Investments in securities at cost	29,489,782	223,113,027
Unrealised gain/(loss)	(1,754,899)	27,026,588
Investments in securities at market value	27,734,883	250,139,615
Cash at bank and at brokers	268,798	3,119,529
Collateral receivable	769	34,401
Receivables on subscriptions	1,273	126,776
Unrealised gain on forward currency exchange contracts	211	232,190
Other assets	-	2,315
TOTAL ASSETS	28,005,934	253,654,826
LIABILITIES		
Collateral payable	-	68,239
Payables on redemptions	3,307	303,142
Payables on investments purchased	-	110,552
Management fees payable	32,749	245,831
Unrealised loss on forward currency exchange contracts	29,596	185,721
Other liabilities	78,956	705,899
TOTAL LIABILITIES	144,608	1,619,384
TOTAL NET ASSETS	27,861,326	252,035,442

[†] For the total of the Statement of Net Assets, which has been presented in Euro, assets and liabilities stated in currencies other than Euro have been converted at the following exchange rates ruling as at 29 September 2023 : 1 Euro = 1.0599 US Dollar.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.



Schroder Selection Audited Annual Report
30 September 2023

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	21,778,387	21,372,605	23,717,783	14,739,768
INCOME				
Bank interest	606	1,854	2,362	2,412
TOTAL INCOME	606	1,854	2,362	2,412
EXPENSES				
Management fees	266,455	165,091	372,857	217,453
Administration fees	3,000	2,815	3,227	2,746
Taxe d'abonnement	364	267	473	1,855
Depository fees	7,013	5,569	6,817	6,455
Unitholder service fees	177,636	92,864	231,428	134,971
Bank and other interest expenses	-	-	-	30
Operating expenses	22,203	20,635	25,714	14,996
TOTAL EXPENSES	476,671	287,241	640,516	378,506
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(476,065)	(285,387)	(638,154)	(376,094)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	657,958	117,697	1,263,169	(182,160)
Forward currency exchange contracts*	(438,144)	(270,344)	(546,664)	(845,587)
Currency exchange	(623)	232	305	(49,693)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	219,191	(152,415)	716,810	(1,077,440)
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	576,137	(303,667)	1,753,341	2,989,268
Forward currency exchange contracts*	30,335	20,073	35,111	36,372
Currency exchange	4	(1)	(1)	(53)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	606,476	(283,595)	1,788,451	3,025,587
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	349,602	(721,397)	1,867,107	1,572,053
Subscriptions	111,374	100,226	175,499	1,985,003
Redemptions	(1,803,308)	(1,277,909)	(3,265,669)	(3,469,315)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(1,691,934)	(1,177,683)	(3,090,170)	(1,484,312)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	20,436,055	19,473,525	22,494,720	14,827,509

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	9,892,389	79,940,960	8,238,422	31,727,450
INCOME				
Bank interest	4,412	26,447	2,421	12,537
TOTAL INCOME	4,412	26,447	2,421	12,537
EXPENSES				
Management fees	132,788	806,966	110,188	438,302
Administration fees	2,220	1,673	2,179	4,003
Taxe d'abonnement	1,026	9,711	970	4,500
Depository fees	10,415	21,832	7,619	11,958
Unitholder service fees	79,673	484,180	70,835	292,201
Bank and other interest expenses	546	284	1,117	204
Operating expenses	8,851	80,696	7,869	36,526
TOTAL EXPENSES	235,519	1,405,342	200,777	787,694
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(231,107)	(1,378,895)	(198,356)	(775,157)
Net realised gain/(loss) on:				
Sale of investments*	81,852	2,302,276	247,538	1,593,217
Forward currency exchange contracts*	(106,057)	(842,657)	(334,173)	(241,202)
Currency exchange	(3,096)	(11,600)	(7,561)	1,496
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(27,301)	1,448,019	(94,196)	1,353,511
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) on:				
Investments*	(445,353)	7,066,021	274,075	7,832,065
Forward currency exchange contracts*	47,001	574,856	37,277	10,122
Currency exchange	(201)	(356)	(8)	(340)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) FOR THE YEAR	(398,553)	7,640,521	311,344	7,841,847
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(656,961)	7,709,645	18,792	8,420,201
Subscriptions	537,820	3,655,909	760,077	2,874,763
Redemptions	(1,790,425)	(13,247,776)	(1,323,735)	(7,393,495)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(1,252,605)	(9,591,867)	(563,658)	(4,518,732)
Dividend distributions	-	(3,393,493)	(86,895)	(139,173)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	7,982,823	74,665,245	7,606,661	35,489,746

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity * USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	17,364,460	12,810,535	3,555,337
INCOME			
Bank interest	5,282	4,306	1,546
TOTAL INCOME	5,282	4,306	1,546
EXPENSES			
Management fees	203,249	192,139	56,400
Administration fees	2,576	2,143	1,640
Taxe d'abonnement	1,992	1,458	528
Depositary fees	5,637	5,323	2,400
Unitholder service fees	135,499	119,258	36,257
Bank and other interest expenses	-	19	4
Operating expenses	16,937	13,250	4,028
TOTAL EXPENSES	365,890	333,590	101,257
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(360,608)	(329,284)	(99,711)
Net realised gain/(loss) on:			
Sale of investments*	1,066,870	322,888	79,487
Forward currency exchange contracts*	(132,320)	(249,626)	(111,662)
Currency exchange	428	1,131	(5,126)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	934,978	74,393	(37,301)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:			
Investments*	(67,315)	271,454	304,485
Forward currency exchange contracts*	9,810	18,815	(751)
Currency exchange	(38)	(12)	(10)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) FOR THE YEAR	(57,543)	290,257	303,724
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	516,827	35,366	166,712
Subscriptions	3,696	101,758	747,326
Redemptions	(2,086,073)	(1,292,461)	(325,569)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(2,082,377)	(1,190,703)	421,757
Dividend distributions	(393,342)	-	-
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	15,405,568	11,655,198	4,143,806

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ¹ EUR
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR²	30,392,811	265,045,287
INCOME		
Bank interest	11,002	71,486
TOTAL INCOME	11,002	71,486
EXPENSES		
Management fees	469,440	3,301,487
Administration fees	3,553	30,769
Taxe d'abonnement	3,515	25,375
Depository fees	7,744	95,094
Unitholder service fees	291,376	2,064,949
Bank and other interest expenses	30	2,173
Operating expenses	32,376	273,201
TOTAL EXPENSES	808,034	5,793,048
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(797,032)	(5,721,562)
Net realised gain/(loss) on:		
Sale of investments ³	32,740	7,274,113
Forward currency exchange contracts ³	(505,538)	(4,500,356)
Currency exchange	3,010	(70,320)
NET REALISED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(469,788)	2,703,437
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Investments ³	2,159,418	21,443,114
Forward currency exchange contracts ³	33,310	813,187
Currency exchange	(62)	(1,018)
NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) FOR THE YEAR	2,192,666	22,255,283
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	925,846	19,237,158
Subscriptions	1,527,446	12,047,325
Redemptions	(4,984,777)	(40,503,125)
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF MOVEMENTS IN UNIT CAPITAL	(3,457,331)	(28,455,800)
Dividend distributions	-	(3,791,203)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	27,861,326	252,035,442

Please refer to the table Realised gains/(losses) and Change in unrealised appreciation/(depreciation) for the calculation split.

† For the total of the Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 29 September 2023; 1 Euro = 1.0599 US Dollar.

\$ The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at 29 September 2023. The same net assets combined using the foreign exchange rates as at 30 September 2022 reflected a figure of EUR 280,204,176.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Bond EUR	Schroder Selection EURO Series - EURO Equity EUR	Schroder Selection EURO Series - European Sustainable EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	890,103	196,582	1,329,680	208,433
Forward currency exchange contracts	556,240	337,560	717,527	1,483,800
Realised loss on:				
Investments	(232,145)	(77,885)	(66,511)	(390,593)
Forward currency exchange contracts	(994,384)	(607,904)	(1,264,191)	(2,329,387)
Net realised gain/(loss) for the year[^]	219,814	(152,647)	716,505	(1,027,747)
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	531,380	(303,668)	1,753,341	404,161
Forward currency exchange contracts	(1,084)	(401)	(1,338)	10,672
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	44,757	1	-	2,585,107
Forward currency exchange contracts	31,419	20,474	36,449	25,700
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year[^]	606,472	(283,594)	1,788,452	3,025,640

[^] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

• The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection Global Series - Commodity USD	Schroder Selection Global Series - Global High Yield USD	Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR EUR	Schroder Selection Global Series - Yield Equity USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT				
Realised gain on:				
Investments	122,277	2,303,174	247,538	1,594,610
Forward currency exchange contracts	1,044,919	8,604,844	524,402	764,811
Realised loss on:				
Investments	(40,425)	(898)	-	(1,393)
Forward currency exchange contracts	(1,150,976)	(9,447,501)	(858,575)	(1,006,013)
Net realised gain/(loss) for the year[^]	(24,205)	1,459,619	(86,635)	1,352,015
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT				
Change in unrealised appreciation on:				
Investments	(445,354)	7,066,021	274,075	7,781,496
Forward currency exchange contracts	10,680	188,411	11,480	(83)
Change in unrealised depreciation on:				
Investments	1	-	-	50,567
Forward currency exchange contracts	36,321	386,445	25,797	10,205
Net change in unrealised appreciation/ (depreciation) for the year[^]	(398,352)	7,640,877	311,352	7,842,187

[^] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

• The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond USD	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity * USD	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond USD
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT			
Realised gain on:			
Investments	1,066,902	326,037	79,487
Forward currency exchange contracts	433,312	879,932	194,056
Realised loss on:			
Investments	(32)	(3,149)	-
Forward currency exchange contracts	(565,632)	(1,129,558)	(305,718)
Net realised gain/(loss) for the year[^]	934,550	73,262	(32,175)
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT			
Change in unrealised appreciation on:			
Investments	(67,315)	271,454	304,485
Forward currency exchange contracts	71	(73)	27
Change in unrealised depreciation on:			
Forward currency exchange contracts	9,739	18,888	(778)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year[^]	(57,505)	290,269	303,734

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

[^] The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

• The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the Year Ended 30 September 2023 (continued)

	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity USD	Combined ¹ EUR
REALISED GAINS/(LOSSES) SPLIT		
Realised gain on:		
Investments	260,442	8,299,396
Forward currency exchange contracts	1,703,170	16,475,164
Realised loss on:		
Investments	(227,702)	(1,025,283)
Forward currency exchange contracts	(2,208,708)	(20,975,520)
Net realised gain/(loss) for the year[†]	(472,798)	2,773,757
CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION) SPLIT		
Change in unrealised appreciation on:		
Investments	-	16,728,062
Forward currency exchange contracts	(172)	206,959
Change in unrealised depreciation on:		
Investments	2,159,417	4,715,052
Forward currency exchange contracts	33,482	606,228
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) for the year[‡]	2,192,727	22,256,301

† For the total of the Statement of Operations and Changes in Net Assets, which has been presented in EUR, income and expenses stated in currencies other than EUR have been converted at the following exchange rates ruling as at 29 September 2023: 1 Euro = 1.0599 US Dollar.

^ The realised amounts shown in this table represent the sum of the net realised gains and losses at investment level for the year under review.

• The Change in unrealised amounts shown in this table represent the sum of the net Change in unrealised appreciation/(depreciation) at investment level for the year under review.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statistical Information as at 30 September 2023

	Units outstanding as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2022	NAV per Unit as at 30 September 2021
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced				
Class A Dis	827,591	21.6715	21.0038	26.1387
Class A Dis JPY	209,167	1,890.5805	1,882.0268	2,328.0468
Total Net Assets in EUR		20,436,055	21,778,387	28,741,601
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond				
Class A Dis	1,234,790	14.4851	14.8286	18.6394
Class A Dis JPY	221,542	1,132.9965	1,193.7738	1,502.0178
Total Net Assets in EUR		19,473,525	21,372,605	30,861,148
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity				
Class A Dis	690,188	27.8781	25.4730	31.6227
Class A Dis JPY	193,056	2,664.7615	2,492.6788	3,060.1226
Total Net Assets in EUR		22,494,720	23,717,783	32,863,924
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable				
Class A Dis	490,874	11.7324	10.9087	12.4698
Class A Dis JPY	405,883	1,208.5278	1,057.2896	1,303.8489
Class A Dis USD	462,373	13.6756	11.3481	13.8401
Total Net Assets in EUR		14,827,509	14,739,768	18,524,624
Schroder Selection Global Series - Commodity				
Class A Dis	752,144	6.1008	6.4707	5.7678
Class A Dis AUD	293,008	6.5512	7.0902	6.3793
Class A Dis EUR	139,770	4.9540	5.3979	4.8947
Class A Dis JPY	408,390	516.5010	577.6086	520.4477
Total Net Assets in USD		7,982,823	9,892,389	11,669,877
Schroder Selection Global Series - Global High Yield				
Class A Dis	1,246,175	20.0529	18.1780	21.6597
Class A Dis AUD	1,355,242	23.4388	21.5460	25.8760
Class A Dis EUR	471,628	16.9162	15.7151	19.0513
Class A Dis JPY	462,876	1,679.0357	1,600.6931	1,931.9674
Class A Dis Monthly Income	2,516,243	3.1394	3.4055	4.9538
Class A Dis Monthly Income AUD	1,459,919	1.6464	2.1407	3.6057
Class A Dis Monthly Income EUR	243,391	2.1696	2.5732	4.0246
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1,187,530	673.8959	653.8563	684.6373
Total Net Assets in USD		74,665,245	79,940,960	134,883,708
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR				
Class A Dis	231,691	12.8685	12.3498	12.6201
Class A Dis AUD	60,483	12.5250	11.9222	12.1062
Class A Dis JPY	173,047	1,130.7685	1,115.8724	1,136.4479
Class A Dis Monthly Income	101,098	4.9344	4.9878	5.4455
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	296,696	524.2062	473.3150	478.6498
Class A Dis USD	124,048	12.3116	11.5429	11.6201
Total Net Assets in EUR		7,606,661	8,238,422	6,217,416

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

Statistical Information as at 30 September 2023 (continued)

	Units outstanding as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2023	NAV per Unit as at 30 September 2022	NAV per Unit as at 30 September 2021
Schroder Selection Global Series - Yield Equity				
Class A Dis	845,769	18.1075	14.1814	17.9693
Class A Dis AUD Unhedged	366,031	30.4666	23.9107	27.2612
Class A Dis EUR Unhedged	190,333	27.5343	23.4305	25.0132
Class A Dis JPY	249,915	1,446.0495	1,199.0130	1,540.9680
Class A Dis Monthly Income	196,127	10.2153	8.2475	10.7714
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	45,346	23.0201	18.4212	21.3098
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	29,930	20.9239	18.1641	19.6816
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	202,099	1,189.8905	929.4209	940.8327
Total Net Assets in USD		35,489,746	31,727,450	48,419,259
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond				
Class A Dis	842,658	13.9006	13.3989	14.4554
Class A Dis JPY	208,103	960.1718	973.1580	1,062.4998
Class A Dis Monthly Income	564,083	2.6154	2.8510	3.5731
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	343,823	380.7444	391.0507	371.9346
Total Net Assets in USD		15,405,568	17,364,460	22,831,217
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity *				
Class A Dis	657,369	14.1820	13.9670	21.5367
Class A Dis JPY	298,774	1,164.6406	1,210.0196	1,886.0302
Total Net Assets in USD		11,655,198	12,810,535	23,258,362
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond				
Class A Dis	237,488	13.0510	12.1080	14.4797
Class A Dis JPY	172,847	901.4067	880.2929	1,066.4369
Total Net Assets in USD		4,143,806	3,555,337	5,056,137
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity				
Class A Dis	528,823	44.4667	42.7600	64.4445
Class A Dis JPY	192,711	3,364.7640	3,421.6949	5,213.7141
Total Net Assets in USD		27,861,326	30,392,811	55,695,508

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

The NAV per unit of each unit class is stated in the currency of the unit class.

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2023 (Unaudited)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced					
Class A Dis	20 December 2002	3.18	(17.09)	(6.35)	116.72
Class A Dis JPY	20 December 2002	0.45	(18.79)	(7.73)	89.06
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond					
Class A Dis	20 December 2002	(2.32)	(22.29)	(23.41)	44.85
Class A Dis JPY	20 December 2002	(5.09)	(24.57)	(25.40)	13.30
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity					
Class A Dis	20 December 2002	9.44	(11.84)	11.55	178.78
Class A Dis JPY	20 December 2002	6.90	(12.92)	11.04	166.48
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable					
Class A Dis	12 April 2016	17.22	(5.92)	18.69	17.32
Class A Dis JPY	12 April 2016	14.30	(7.31)	17.80	20.85
Class A Dis USD	12 April 2016	20.51	(1.19)	25.84	36.76
Schroder Selection Global Series - Commodity					
Class A Dis	31 March 2010	(5.71)	5.78	40.05	(38.99)
Class A Dis AUD	31 March 2010	(7.60)	2.69	34.84	(34.49)
Class A Dis EUR	31 March 2010	(8.22)	1.21	32.42	(50.46)
Class A Dis JPY	31 March 2010	(10.58)	(0.76)	30.79	(48.35)
Schroder Selection Global Series - Global High Yield					
Class A Dis	28 May 2009	10.31	(7.42)	2.87	100.53
Class A Dis AUD	28 May 2009	8.79	(9.42)	0.24	134.39
Class A Dis EUR	28 May 2009	7.64	(11.21)	(2.28)	69.16
Class A Dis JPY	28 May 2009	4.89	(13.09)	(3.86)	67.90
Class A Dis Monthly Income	31 March 2010	10.30	(7.42)	2.87	62.98
Class A Dis Monthly Income AUD	31 March 2010	8.59	(9.79)	(0.17)	86.12
Class A Dis Monthly Income EUR	31 March 2010	7.58	(11.33)	(2.43)	37.66
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 March 2010	13.87	23.41	45.20	161.26
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR					
Class A Dis	30 September 2005	4.20	1.97	11.10	28.69
Class A Dis AUD	1 July 2013	5.06	3.46	13.14	25.25
Class A Dis JPY	30 September 2005	1.33	(0.50)	9.01	13.08
Class A Dis Monthly Income	30 September 2005	4.20	1.96	11.09	28.68
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 September 2005	16.85	24.33	41.96	48.97
Class A Dis USD	1 July 2013	6.66	5.95	16.56	23.12
Schroder Selection Global Series - Yield Equity					
Class A Dis	31 July 2006	27.69	0.66	46.05	81.08
Class A Dis AUD Unhedged	31 March 2010	27.42	11.76	60.50	204.67
Class A Dis EUR Unhedged	31 March 2010	17.51	10.08	61.36	175.34
Class A Dis JPY	31 July 2006	20.60	(6.16)	35.92	44.61
Class A Dis Monthly Income	31 July 2006	27.68	0.65	46.04	81.04
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	31 March 2010	27.41	11.74	60.49	204.71
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	31 March 2010	17.51	10.07	61.36	175.37
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	31 July 2006	31.80	34.21	106.19	135.54
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond					
Class A Dis	30 April 2004	3.75	(3.84)	(2.56)	39.01

Appendix II - Fund Performance as at 30 September 2023 (Unaudited) (continued)

Sub-Funds and Unit Classes*	Launch Date	1 Year %	2 Years %	3 Years %	Since Launch %
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond (continued)					
Class A Dis JPY	30 April 2004	(1.33)	(9.63)	(8.86)	(3.98)
Class A Dis Monthly Income	30 November 2004	3.75	(3.84)	(2.56)	30.86
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	30 November 2004	7.08	28.17	37.53	89.10
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity**					
Class A Dis	31 July 2006	1.54	(34.15)	(27.87)	41.82
Class A Dis JPY	31 July 2006	(3.75)	(38.25)	(32.60)	16.46
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond					
Class A Dis	30 April 2004	7.79	(9.87)	(9.33)	30.51
Class A Dis JPY	30 April 2004	2.40	(15.47)	(15.40)	(9.86)
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity					
Class A Dis	30 April 2004	3.99	(31.00)	(24.07)	344.67
Class A Dis JPY	30 April 2004	(1.66)	(35.46)	(29.31)	236.48

* All fund performance data are on a NAV to NAV basis (Bid to Bid), adjusted for dividends, net of expenses and gross of taxes. Past performance is not a reliable indicator of future results, prices of units and the income from them may fall as well as rise and investors may not get back the amount originally invested.

** Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Total Expense Ratio (the “TER”)* for the Year ended 30 September 2023

Sub-Funds and Unit Classes	TER	Sub-Funds and Unit Classes	TER
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	2.15%	Class A Dis	2.54%
Class A Dis JPY	2.16%	Class A Dis AUD	2.52%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis JPY	2.54%
Class A Dis	1.39%	Class A Dis Monthly Income	2.54%
Class A Dis JPY	1.40%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.54%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Class A Dis USD	2.54%
Class A Dis	2.49%	Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis JPY	2.50%	Class A Dis	2.15%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis AUD Unhedged	2.15%
Class A Dis	2.52%	Class A Dis EUR Unhedged	2.15%
Class A Dis JPY	2.54%	Class A Dis JPY	2.15%
Class A Dis USD	2.52%	Class A Dis Monthly Income	2.15%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	2.15%
Class A Dis	2.66%	Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	2.15%
Class A Dis AUD	2.65%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.15%
Class A Dis EUR	2.65%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis JPY	2.66%	Class A Dis	2.16%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis JPY	2.16%
Class A Dis	1.74%	Class A Dis Monthly Income	2.16%
Class A Dis AUD	1.74%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	2.16%
Class A Dis EUR	1.74%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity**	
Class A Dis JPY	1.74%	Class A Dis	2.52%
Class A Dis Monthly Income	1.74%	Class A Dis JPY	2.52%
Class A Dis Monthly Income AUD	1.74%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income EUR	1.74%	Class A Dis	2.51%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.74%	Class A Dis JPY	2.52%
		Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	2.50%
		Class A Dis JPY	2.50%

* The total expense ratio expresses the sum of all fees (excluding performance fees) and incidental costs charged on an ongoing basis to the collective investment scheme's assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

** Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023

The Fund

The Fund qualifies as an undertaking for collective investment (UCI) regulated by the provisions of Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010, as amended, regarding undertaking for collective investment (the '2010 law'). The Fund has been established for an undetermined period from the date of inception 20 December 2002, and may further issue several classes of units in each sub-fund.

Classes of Units

The classes of units available for investment are shown below:

Sub-Funds	Unit Classes*
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Commodity	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY
Schroder Selection Global Series - Global High Yield	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis EUR Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Class A Dis Monthly Income EUR Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	Class A Dis Class A Dis AUD Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged Class A Dis USD
Schroder Selection Global Series - Yield Equity	Class A Dis Class A Dis AUD Unhedged Class A Dis EUR Unhedged Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023 (continued)

Classes of Units (continued)

Sub-Funds	Unit Classes*
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	Class A Dis Class A Dis JPY Class A Dis Monthly Income Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity**	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	Class A Dis Class A Dis JPY
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	Class A Dis Class A Dis JPY

* Please note that with the exception of base currency classes and those that mention "unhedged", all other classes are hedged.

** Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

In respect of all non base currency Classes of the Fund, denominated in Japanese Yen or Australian Dollar, the investments of the sub-funds in the Underlying Fund will be in either Euro or US Dollar. Under normal circumstances the Fund converts all non base currency Classes it receives into Euro or US Dollar for investment purposes, and converts the Euro or US Dollar into all non base currency Classes or as appropriate when a unitholder repurchases units. Any costs incurred in respect of such currency conversions will be allocated on a pro rata basis across all non base currency Classes of the relevant sub-fund. Furthermore, as long as the Underlying Fund holds securities or currencies denominated in a currency other than the denomination of a particular Class, the value of such Class may be affected by the value of the local currency relative to the currency in which that Class is denominated.

The Management Company may employ techniques and instruments intended to provide protection against the exposure of all non base currency Classes to Euro or US Dollar. While the Management Company will attempt to hedge against this currency exposure, there can be no guarantee that the value of all non base currency Classes will not be affected by the value of Japanese Yen relative to Australian Dollar to Euro or US Dollar. The JPY and AUD Classes will separately bear any expenses in connection with such hedging techniques. All gains or losses which may be made by any Class as a result of such hedging transactions shall accrue to the relevant Class of Units.

Initial and Distribution Charges

Unit Classes	Initial and Distribution Charges
A Units and A Monthly Income Units	Subject to an Initial Charge of up to 6.25% of the NAV per Unit. There are no Distribution Charges.

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount

Sub-Funds and Unit Classes	Minimum Purchase	Minimum Additional Purchase	Minimum Holding
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable			
Class A Dis	EUR 1,000	EUR 1,000	EUR 1,000
Class A Dis JPY	JPY 100,000	JPY 100,000	JPY 100,000

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023 (continued)

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount (continued)

Sub-Funds and Unit Classes	Minimum Purchase	Minimum Additional Purchase	Minimum Holding
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable (continued)			
Class A Dis USD	USD 1,000	USD 1,000	USD 1,000
Schroder Selection Global Series - Commodity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection Global Series - Global High Yield			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis Monthly Income EUR	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR			
Class A Dis	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis AUD	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis USD	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Schroder Selection Global Series - Yield Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis AUD Unhedged	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis EUR Unhedged	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	AUD 3,000	AUD 3,000	AUD 3,000
Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	EUR 3,000	EUR 3,000	EUR 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Asian Bond			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Class A Dis Monthly Income	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - BIC Equity*			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000
Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023 (continued)

Minimum Purchase Amount, Minimum Additional Purchase Amount and Minimum Holding Amount (continued)

Sub-Funds and Unit Classes	Minimum Purchase	Minimum Additional Purchase	Minimum Holding
Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity			
Class A Dis	USD 3,000	USD 3,000	USD 3,000
Class A Dis JPY	JPY 500,000	JPY 500,000	JPY 500,000

The limits stated above may be waived at the discretion of the Management Company.

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review

Accounting Policies

Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared and presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg for collective investment schemes on a going concern basis.

Net Asset Value

Calculation of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ('NAV') per Unit of each Class is calculated on each Dealing Day in the currency of the relevant class. It is calculated by dividing the NAV attributable to each Class, being the proportionate value of its assets less its liabilities, by the number of Units of such Class then in issue.

Further details on rules that apply in valuing total assets can be found in the current prospectus.

The assets of each sub-fund are invested for the exclusive benefit of the unitholders of the corresponding sub-fund and the assets of a specific sub-fund are solely accountable for the liabilities, commitments and obligations of that sub-fund.

Valuation of the Assets of the Fund

The value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Management Company may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

Where the investments of a sub-fund are both listed on a stock exchange and dealt in by market makers outside the stock exchange on which the investments are listed, then the Management Company determines the principal market for the investments in question and they are valued at the latest available price in that market. Securities which are not quoted or dealt in on any stock exchange but which are dealt in on any other regulated market are valued in such a manner as near as possible to that described in the previous paragraph.

Units or shares in open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported NAV. The latest reported NAV may be adjusted in order to reflect market movements since the report date in accordance with adjustment methods as determined by the Management Company.

All other assets and liabilities are valued at their respective fair values as determined in good faith by the Management Company in accordance with generally accepted valuation principles and procedures.

The expenses of establishing the Fund, including printing costs, travel and other expenses, and legal fees, are written off over a period not exceeding five years. All assets and liabilities not expressed in the currency of denomination are translated therein by reference to the market rates prevailing in the foreign exchange market for the relevant currency at or about the time of the valuation.

Cost of investments, income and expenditure denominated in currencies other than the currency of denomination have been translated at the exchange rate ruling on the day of transaction. The exchange gain or loss from the transaction of these items is taken into account in the determination of the results of operations.

Realised Gains and Losses on Sales of Investments in Securities

Realised gains and losses on sales of investments in securities are determined on the average cost basis and include transaction costs.

Income

Bank interest is credited to the funds upon receipt.

Forward Currency Exchange Contracts

Outstanding forward currency exchange contracts are valued at the last available price at NAV calculation day by reference to the forward rate of exchange applicable to the maturity of the contracts. The unrealised gain/(loss) is shown in the Combined Statement of Net Assets under 'Unrealised gain/(loss) on forward currency exchange contracts'.

Fees and Expenses

Depository and Administration fees

The Depository and Fund Administrator are entitled to fees for related services rendered in accordance with common practice in Luxembourg, payable monthly, out of the net assets of the Fund.

Management Fee

The Management Company is entitled to a fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly.

The actual rates payable applied for the year ended 30 September 2023, which vary from sub-fund to sub-fund and from unit class to unit class are set out in the table on page 45.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023 (continued)

Management Fee (continued)

The Agent Company Fee of 0.05% p.a. is paid from the Management Fee.

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company.

In respect of Schroder Selection EURO Series – EURO Bond, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.25% p.a. for the time being.

In respect of Schroder Selection Global Series – Global High Yield, the Management Company waives a portion of the Management Fee and the Unitholder Service Fee (as hereinafter defined), so that the total annual rate of these fees shall be 1.60% p.a. for the time being.

Please note that all underlying investments into Schroder ISF are in I class which bear no management fees.

Unitholder Service Fee

The Management Company, Schroder Investment Management (Europe) S.A., is entitled to a Unitholder Service Fee out of the NAV of all the sub-funds of the Fund. The fees are payable monthly. The maximum rates are shown below:

Sub-Funds	Unitholder Service Fee
Schroder Selection EURO Series – EURO Balanced	0.80%
Schroder Selection EURO Series – EURO Bond	0.65%
Schroder Selection EURO Series – EURO Equity	0.90%
Schroder Selection EURO Series – European Sustainable	0.90%
Schroder Selection Global Series – Commodity	0.90%
Schroder Selection Global Series – Global High Yield	0.75%
Schroder Selection Global Series – Wealth Preservation EUR	0.90%
Schroder Selection Global Series – Yield Equity	0.80%
Schroder Selection New Market Series – Asian Bond	0.80%
Schroder Selection New Market Series – BIC Equity*	0.90%
Schroder Selection New Market Series – Emerging Bond	0.90%
Schroder Selection New Market Series – Greater China Equity	0.90%

These fees may be partially waived at the discretion of the Management Company. Please see the Management Fee section regarding the fee for Schroder Selection EURO Series – EURO Bond and Schroder Selection Global Series – Global High Yield sub-funds.

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review

Taxation

The Fund is not subject to any taxes in Luxembourg on income or capital gains. The Fund is however subject to a subscription tax (taxe d'abonnement) levied at the rate of 0.05% per annum based on its net asset value at the end of the relevant quarter, calculated and paid quarterly. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to Luxembourg UCIs whose exclusive object is the collective investment in money market investments, the placing of deposits with credit institutions, or both. A reduced subscription tax of 0.01% per annum is applicable to individual compartments of UCIs with multiple compartments referred to in the 2010 Law, as well as for individual classes of securities issued within a UCI or within a compartment of a UCI with multiple compartments, provided that the securities of such compartments or classes are reserved to one or more institutional investors.

Subscription tax exemption applies to (i) investments in a Luxembourg UCI subject itself to the subscription tax, (ii) UCI, compartments thereof or dedicated classes reserved to retirement pension schemes, (iii) money market UCIs, and, (iv) UCITS and UCIs subject to the part II of the 2010 Law qualifying as exchange traded funds.

Cash Collateral Reinvestment

For the purpose of counterparty risk mitigation, sub-funds with currency hedging transactions related to hedged unit classes will pay or receive cash collateral on a daily basis from the counterparty, thus reducing their exposure over the duration of the forward contract.

The Investment Manager may reinvest the cash collateral received from the counterparty in connection with currency hedging, in line with the investment objectives of the Fund. Collateral receivable or payable at the maturity date of the forward contracts are shown in the Statement of Net Assets as 'Collateral Receivable/Payable'.

Disclosure of Transactions Costs

The transaction costs are broker commission fees and taxes related to the purchase and sale of transferable securities. They will always show the figure of zero as the sub-funds invest their net assets in Schroder ISF, an undertaking for collective investment in transferable securities. Therefore no broker fees are charged for any sub-funds.

Exchange Rate

The exchange rate used for the calculation of the combined total in EUR of the Financial Statements as at 29 September 2023 is:

Currency	Rate
EUR = 1	
USD	1.0599

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023 (continued)

Changes in the Sub-Funds

A list, specifying the total purchases and sales for each sub-fund, which took place during the year under review may be obtained free of charge upon request at the registered office of the Management Company.

Subsequent Events

As at the date of the approval of the Financial Statements, there were no significant subsequent events.

Notes to the Financial Statements as at 30 September 2023 (continued)

Management Fee

Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate	Sub-Funds and Unit Classes	Management Fee Rate
Schroder Selection EURO Series - EURO Balanced		Schroder Selection Global Series - Wealth Preservation EUR	
Class A Dis	1.20%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis JPY	1.20%	Class A Dis AUD	1.40%
		Class A Dis JPY	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Bond		Class A Dis Monthly Income	1.40%
Class A Dis	0.95%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.40%
Class A Dis JPY	0.95%	Class A Dis USD	1.40%
Schroder Selection EURO Series - EURO Equity		Schroder Selection Global Series - Yield Equity	
Class A Dis	1.45%	Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis AUD Unhedged	1.20%
Schroder Selection EURO Series - European Sustainable		Class A Dis EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.45%	Class A Dis JPY	1.20%
Class A Dis JPY	1.45%	Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis USD	1.45%	Class A Dis Monthly Income AUD Unhedged	1.20%
Schroder Selection Global Series - Commodity		Class A Dis Monthly Income EUR Unhedged	1.20%
Class A Dis	1.50%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis AUD	1.50%	Schroder Selection New Market Series - Asian Bond	
Class A Dis EUR	1.50%	Class A Dis	1.20%
Class A Dis JPY	1.50%	Class A Dis JPY	1.20%
Schroder Selection Global Series - Global High Yield		Class A Dis Monthly Income	1.20%
Class A Dis	1.15%	Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.20%
Class A Dis AUD	1.15%	Schroder Selection New Market Series - BIC Equity*	
Class A Dis EUR	1.15%	Class A Dis	1.45%
Class A Dis JPY	1.15%	Class A Dis JPY	1.45%
Class A Dis Monthly Income	1.15%	Schroder Selection New Market Series - Emerging Bond	
Class A Dis Monthly Income AUD	1.15%	Class A Dis	1.40%
Class A Dis Monthly Income EUR	1.15%	Class A Dis JPY	1.40%
Class A Dis Monthly Income JPY Unhedged	1.15%	Schroder Selection New Market Series - Greater China Equity	
		Class A Dis	1.45%
		Class A Dis JPY	1.45%

* Please refer to the Directors' Report for details of all corporate actions that occurred during the year under review.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2024年12月末日現在）

<ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	22,269,204.01	3,672,637
負債総額	1,755,313.78	289,486
純資産総額 (-)	20,513,890.23	3,383,151
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	1,192,755.44口	
クラスA（円）	234,154.49口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	15.792ユーロ	2,604円
クラスA（円）	1,172円	-

<ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	24,848,816.33	4,098,067
負債総額	2,699,259.38	445,162
純資産総額 (-)	22,149,556.95	3,652,905
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	802,474.72口	
クラスA（円）	206,657.04口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	24.409ユーロ	4,026円
クラスA（円）	2,028円	-

<ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	26,226,427.37	4,325,262
負債総額	3,569,169.34	588,627
純資産総額 (-)	22,657,258.03	3,736,635
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	599,808.54口	
クラスA（円）	179,635.85口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	32.371ユーロ	5,339円
クラスA（円）	2,951円	-

<ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	17,784,756.79	2,933,062
負債総額	6,518,187.90	1,074,980
純資産総額 (-)	11,266,568.89	1,858,083
発行済口数		
クラスA（米ドル）	295,904.94口	
クラスA（ユーロ）	423,942.89口	
クラスA（円）	260,675.87口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.578米ドル	2,306円
クラスA（ユーロ）	12.257ユーロ	2,021円
クラスA（円）	1,203円	-

<ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	15,681,985.03	2,480,576
負債総額	1,169,347.06	184,967
純資産総額 (-)	14,512,637.97	2,295,609
発行済口数		
クラスA（米ドル）	765,485.74口	
クラスA（円）	186,094.44口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）	426,965.30口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	329,307.03口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	14.825米ドル	2,345円
クラスA（円）	955円	-
クラスA 毎月分配型（米ドル）	2.720米ドル	430円
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	418円	-

<ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	4,311,656.27	682,018
負債総額	617,561.55	97,686
純資産総額 (-)	3,694,094.72	584,332
発行済口数		
クラスA（米ドル）	227,846.56口	
クラスA（円）	103,264.15口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	13.684米ドル	2,165円
クラスA（円）	878円	-

<ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	26,389,643.95	4,174,314
負債総額	3,490,049.00	552,056
純資産総額 (-)	22,899,594.95	3,622,258
発行済口数		
クラスA（米ドル）	423,838.50口	
クラスA（円）	155,601.19口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	46.403米ドル	7,340円
クラスA（円）	3,271円	-

<ニューマーケット・シリーズ B I C・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	13,192,787.71	2,086,835
負債総額	2,280,259.47	360,691
純資産総額 (-)	10,912,528.24	1,726,144
発行済口数		
クラスA (米ドル)	575,341.27口	
クラスA (円)	286,108.21口	
1口当たり純資産価格		
クラスA (米ドル)	15.275米ドル	2,416円
クラスA (円)	1,169円	-

<グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	108,619,061.53	17,181,363
負債総額	34,928,552.43	5,524,998
純資産総額 (-)	73,690,509.10	11,656,365
発行済口数		
クラスA（米ドル）	1,189,622.02口	
クラスA（円）	383,706.66口	
クラスA（豪ドル）	1,163,026.61口	
クラスA（ユーロ）	442,672.18口	
クラスA 毎月分配型（米ドル）	2,065,377.35口	
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,104,510.98口	
クラスA 毎月分配型（ユーロ）	210,891.35口	
クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1,114,488.43口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	22.879米ドル	3,619円
クラスA（円）	1,785円	-
クラスA（豪ドル）	26.386豪ドル	2,599円
クラスA（ユーロ）	18.904ユーロ	3,118円
クラスA 毎月分配型（米ドル）	3.450米ドル	546円
クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）	782円	-
クラスA 毎月分配型（ユーロ）	2.335ユーロ	385円
クラスA 毎月分配型（豪ドル）	1.785豪ドル	176円

<グローバル・シリーズ イールド・エクイティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	38,076,697.22	6,022,972
負債総額	3,120,289.73	493,567
純資産総額 (-)	34,956,407.49	5,529,405
発行済口数		
クラスA（米ドル）	740,479.93口	
クラスA（円）	218,857.67口	
クラスA毎月分配型（米ドル）	187,082.44口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	206,459.87口	
クラスA（ユーロ ヘッジなし）	196,441.89口	
クラスA（豪ドル ヘッジなし）	321,130.75口	
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	40,463.21口	
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	46,657.75口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	19.580米ドル	3,097円
クラスA（円）	1,455円	-
クラスA毎月分配型（米ドル）	10.639米ドル	1,683円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	1,308円	-
クラスA（ユーロ ヘッジなし）	30.377ユーロ	5,010円
クラスA（豪ドル ヘッジなし）	34.415豪ドル	3,390円
クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）	22.233ユーロ	3,667円
クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）	25.045豪ドル	2,467円

<グローバル・シリーズ コモディティ>

	米ドル (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	9,536,124.17	1,508,424
負債総額	3,156,179.63	499,244
純資産総額 (-)	6,379,944.54	1,009,180
発行済口数		
クラスA（米ドル）	593,528.99口	
クラスA（円）	471,731.76口	
クラスA（豪ドル）	248,500.86口	
クラスA（ユーロ）	123,577.40口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（米ドル）	5.827米ドル	922円
クラスA（円）	460円	-
クラスA（豪ドル）	6.143豪ドル	605円
クラスA（ユーロ）	4.626ユーロ	763円

<グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション>

	ユーロ (およびVを除く。)	千円 (およびVを除く。)
資産総額	10,370,326.70	1,710,274
負債総額	3,300,909.15	544,386
純資産総額 (-)	7,069,417.55	1,165,888
発行済口数		
クラスA（ユーロ）	204,299.09口	
クラスA（円）	175,768.01口	
クラスA（米ドル）	133,288.47口	
クラスA（豪ドル）	54,407.83口	
クラスA毎月分配型（ユーロ）	72,887.92口	
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	275,445.39口	
1口当たり純資産価格		
クラスA（ユーロ）	12.880ユーロ	2,124円
クラスA（円）	1,077円	-
クラスA（米ドル）	12.568米ドル	1,988円
クラスA（豪ドル）	12.597豪ドル	1,241円
クラスA毎月分配型（ユーロ）	4.878ユーロ	804円
クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）	536円	-

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 H S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1821 コッケルシュエール通り18番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ルクセンブルグの居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は14,628,830.98ユーロ（約24億1,259万円）で、2024年12月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式18,733株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において管理会社の株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および／または更迭される。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための取締役を多数決により選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名または数名を選出することができる。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができる。取締役会は、取締役会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催される。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとする。取締役会長不在の場合には、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会において取締役不在の場合には、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、委託取締役、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。取締役会の決定によりいつでも解任することができる。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは省略を明示することができる電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の通知は、口頭で行うこともできる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面（とりわけ、任命を証明することができるEメールおよびファックスまたはその他の電子的手段を含む。）で他の取締役を自らの代理人として任命することにより取締役会において行なうことができる。さらに、取締役は、自らの身元確認を可能にする電話会議またはビデオ会議を利用して取締役会において行なうことができる。かかる手段は、取締役会への効率的な参加を確保する技術特性を満たすものであり、かかる取締役会の審議は中断なくオンラインと扱うものとする。かかる通信手段を用いた遠隔地との取締役会は、当会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとする。

また、取締役は、議決権を証明することができる書面またはケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくはその他の電子的手段により自らの議決権を投じることができる。

取締役会は、少なくとも取締役会の構成員の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行なうことができる。決議は、かかる取締役会に出席または代理出席している取締役の議決

権の多数決で行われる。自らの身元確認を可能にするビデオ会議またはその他のテレコミュニケーションにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数を計算する目的において出席しているものとみなされる。

取締役全員の合意によって、取締役全員が参加する電話会議は、定款の規定に従い、有効な取締役会であるとみなされる。

取締役会において決議について賛否同数の場合、取締役会の議長がこれを決する。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、また決議を記載各取締役が署名した一または複数の書類で構成されることもできる。当該決議の日付は、最後の署名が行われた日とする。

その全体的責任および管理に従い、管理会社は、2010年法および2013年法に基づき、一定の管理、販売および運用機能を、専門的な業務提供者に委託することができる。そのため、管理会社は、J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店およびH S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに一定の管理機能を委託しており、また、一定の販売促進機能を第三者事業体に委託することができる。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を投資運用会社に、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B C バンク・ピーエルシーに委託している。ただし、管理会社は、リスク管理機能について引き続き責任を負う。

管理会社は、名義書換事務、登録事務および主支払事務代行業務をH S B C コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。名義書換事務代行会社が行った業務に関連する報酬、費用および実費は、管理会社が負担する。名義書換事務代行報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社間で合意した年間最低報酬額に従う。当該報酬は、名義書換事務代行会社および管理会社により随時見直される。

管理会社は、投資運用会社より投資運用業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役会の指図に従う。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主要目的は、以下のとおりである。

- 1）E U指令2009 / 65 / E Cに従い認可を受けたルクセンブルグ籍および外国籍のU C I T Sの運用ならびに2010年法第101条第（ 2 ）項および別紙 に基づくルクセンブルグ籍および外国籍のその他のU C Iの更なる運用。
- 2）2013年法第 5 条第（ 2 ）項および別紙 に基づく、A I F M Dの意味の範囲内におけるルクセンブルグ籍および外国籍のA I F向けの運用、管理、販売活動業務およびA I Fの資産に係るその他の事業の遂行。

また、管理会社は、（a）顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用業務、（b）2010年法第101条第（ 3 ）項および2013年法第 5 条第（ 4 ）項の投資助言業務および（c）2013年法第 5 条第（ 4 ）項の金融商品に関する注文の受理および発注業務を提供する。

管理会社は、上記の運用、管理および販売活動業務を、自らが業務（所在地事務および管理支援業務を含む。）提供を行うU C I T S、U C IおよびA I Fの子会社にも提供することができる。

管理会社は、自由な業務提供および / または支店開設を通じて、ルクセンブルグ国外において許可を受けた事業を遂行することができる。

管理会社は、一般的に、2010年法、2013年法およびその他の適用ある法令により認められる最大限の範囲で、自らがU C I T S、U C IおよびA I Fに提供する業務に関連するあらゆる行為を行うことならびに顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用を行うことができる。

管理会社は、自らの目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに / またはこれに有用および / もしくは必要とみなされるあらゆる行為を遂行することができる。ただし、2010年法および2013年法の定める制限の範囲内かつこれらにより認められる最大限の範囲に限定されるものとする。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ．P．モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店に委託している。さらに、ヘッジありクラスについての通貨ヘッジをH S B Cバンク・ピーエルシーに委託している。また、管理会社は、登録・名義書換事務代行業務をH S B Cコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグに委託している。

管理会社は、2024年12月末日現在、以下の合計52本（純資産額の合計：162,968百万ユーロ）の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	9
	契約型投資信託	2
	株式発行型パートナーシップ法人（S C A）	1
	一般有限責任パートナーシップ / 特別有限責任パートナーシップ（S C S / S C S p）	31
ケイマン諸島	有限責任会社（L L C）	2
フランス	契約型投資信託	5
アイルランド	アイルランド集団資産運用ビークル（I C A V）	1
	アイルランド公開有限責任会社（P L C）	1

さらに、管理会社は、以下の36本の投資一任契約を投資運用会社として管理・運用、または投資運用会社もしくは投資顧問会社に委託している。

国別	本数	純資産額の合計
ルクセンブルグ	26	6,012百万ユーロ
スウェーデン	3	
ドイツ	7	

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近２事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝164.92円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2023年12月31日現在

	注記	2023年12月31日		2022年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
固定資産					
無形資産	2.2.1,3	927,915	153,032	585,217	96,514
有形資産					
その他付属品、ツール および機器	2.2.1,3	4,378,925	722,172	4,786,076	789,320
使用権資産	2.2.10,5	17,942,923	2,959,147	19,990,973	3,296,911
金融資産					
固定資産として保有する 投資有価証券	2.2.1,4	1,951,920	321,911	4,678,887	771,642
流動資産					
債権					
売掛金					
１年以内期限到来	2.2.5,6	99,353,093	16,385,312	106,522,532	17,567,696
関係会社への債権					
１年以内期限到来	2.2.5,7	278,561,873	45,940,424	231,688,537	38,210,074
投資有価証券					
その他の投資有価証券	2.2.6,8	7,559,396	1,246,696	6,739,398	1,111,462
現金預金および手元現金	2.2.4	67,575,916	11,144,620	65,408,788	10,787,217
前払金	2.2.7	2,079,636	342,974	2,771,942	457,149
資産合計		480,331,597	79,216,287	443,172,350	73,087,984

財務書類に対する注記を参照のこと。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2023年12月31日現在（続き）

	注記	2023年12月31日		2022年12月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込資本金	9,10	14,628,831	2,412,587	14,628,831	2,412,587
資本剰余金	10	7,233,921	1,193,018	7,233,921	1,193,018
再評価積立金	10	574,750	94,788	443,577	73,155
準備金					
法定準備金	10,11	1,462,883	241,259	1,462,883	241,259
その他の準備金	10,12	17,960,450	2,962,037	14,336,025	2,364,297
繰越利益	10	181,676,620	29,962,108	136,801,779	22,561,349
当期利益	10	36,680,162	6,049,292	48,499,266	7,998,499
債務					
買掛金					
1年以内期限到来	2.2.8,13	78,789,929	12,994,035	82,969,090	13,683,262
関係会社に対する債務					
1年以内期限到来	2.2.8,7	55,959,668	9,228,868	64,187,932	10,585,874
その他の債務					
リース負債					
1年以内期限到来	2.2.10,5	4,500,257	742,182	4,459,925	735,531
1年を超えて期限到来	2.2.10,5	14,919,990	2,460,605	17,132,840	2,825,548
社会保障当局への債務	2.2.8	6,551,902	1,080,540	5,802,395	956,931
その他の債務					
1年以内期限到来	2.2.8,14	59,392,234	9,794,967	45,213,886	7,456,674
資本金、準備金および負債合計		480,331,597	79,216,287	443,172,350	73,087,984

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2023年12月31日終了年度

	注記	2023年12月31日		2022年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	15	194,844,254	32,133,714	202,822,317	33,449,457
その他の営業利益		20,272,854	3,343,399	16,565,908	2,732,050
人件費					
賃金および給料	18	(66,374,065)	(10,946,411)	(59,857,576)	(9,871,711)
社会保障費					
年金にかかる社会保障費		(2,874,122)	(474,000)	(2,287,624)	(377,275)
その他の社会保障費		(7,806,017)	(1,287,368)	(5,828,356)	(961,212)
その他の人件費		(3,355,308)	(553,357)	(1,058,641)	(174,591)
評価額調整					
創業費ならびに有形 および無形固定資産に かかる評価額調整	3	(1,942,540)	(320,364)	(2,246,328)	(370,464)
流動資産にかかる評価額 調整	8	929,405	153,277	(613,053)	(101,105)
その他の営業費用	16	(85,361,833)	(14,077,873)	(82,077,170)	(13,536,167)
以下により生じるその他の 未収利息および類似の収益					
関係会社		3,761,247	620,305	1,093,793	180,388
その他の利息および類似 の収益		1,618,308	266,891	5,837,960	962,796
予想信用損失	2.2.11,7	(52,936)	(8,730)	(18,884)	(3,114)
金融資産および流動資産と して保有する投資有価証券 にかかる評価額調整	4	(4,034,923)	(665,440)	(6,473,881)	(1,067,672)
未払利息および類似の費用					
その他の利息および類似 の費用		(146,866)	(24,221)	(127,479)	(21,024)
損益に対する課税	17	(12,797,296)	(2,110,530)	(17,231,720)	(2,841,855)
当期利益		36,680,162	6,049,292	48,499,266	7,998,499

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Société Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社はルクセンブルグに登記上の事務所を有する。当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了し、かつ、当社は2010年12月17日の法律（改正済）第15章に準拠している。

当社は、以下の管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社として従事する。

- 変動資本を有する会社型投資信託としての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された9本のオープン・エンド型の投資会社
- 契約型投資信託としての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された3本のアンブレラ型のミューチュアル・ファンド（そのうち1本は清算中）
- 普通リミテッド・パートナーシップとしての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された22本の規制されていないオルタナティブ投資信託
- 特別リミテッド・パートナーシップとしての適格性を有するルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された4本の規制されていないオルタナティブ投資信託
- 変動資本を有するアイルランドの集団資産運用ビークルとしての適格性を有する1本の規制されたアンブレラ型投資信託（責任は分離されている）
- 契約型投資信託としての適格性を有するフランスの法律に基づき設立された5本のアンブレラ型のミューチュアル・ファンド
- マスター・フィーダーとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改訂済）の条項に従いミューチュアル・ファンドとしての適格性を有するケイマン諸島の法律に基づき設立された2本のオープン・エンド型の投資会社

複数の分別管理された機関投資家の投資運用会社および投資顧問会社

シュローダー・サステナブル・ストラテジー・ファンドの委託された投資運用会社

当社は、シュローダー・キャピタル・マネージメント（フランス）エス・エー・エスが管理会社または投資顧問である金融商品の総販売会社として活動する。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な管理事務、監督、レポーティングおよび会計業務を提供する。

当社は、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ、スペイン、フランス、ドイツ、イタリアおよびイスラエルに支店を有している。2023年中、当社はアイルランドに新たな支店を正式に設立したが、現在は活動を休止している。これらの支店のスタッフは、販売関連業務（顧客紹介、交渉、商品に関する教育および販売促進支援）を、ルクセンブルグ籍の投資信託に関し当社に対して提供し、また、その他の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に関し個々のその他のシュローダー・グループ会社に対して提供する。また、ドイツ支店およびフィンランド支店には、複数の国籍の投資信託および分別管理された法人勘定に対し投資運用および投資助言業務を提供するスタッフがいる。

当社の年次財務書類は、当社が間接子会社としてその一部を形成する、かつて最大であった最小の組織であるシュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。当該組織は、英国、EC2Y 5 AU ロンドン、ロンドン・ウォール・プレイス 1番に登記上の事務所を有し、その連結財務書類は、上記住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

本年次連結財務書類は、簿価純額で測定される譲渡性のある有価証券およびリース資産ならびにリース期間にわたって行われる将来の契約上のキャッシュ・フローの現在価値を反映したリース負債を除き、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、取得原価ベースで作成されている。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、仮定が変更された期間の本年次財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および経営成績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、次会計年度の資産および負債において報告される金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日付の法律（改正済）により規定される他、取締役会により決定され適用される。当社の活動の特定の分野に対してより代表的な見識を示すため、また、本年次財務書類とシュローダー・ピーエルシーの連結勘定との比較可能性を高めるため、取締役会は、2002年12月19日付の法律（改正済）の第64条(1)から(5)において認められるとおり、金融商品に対して公正価値オプションを選択的に採用している。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 固定資産

無形および有形資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いて無形および有形資産の取得原価から償却されることにより、算定される。

主な年率は以下の通りである。

- 無形資産	25%
- コンピュータ機器	33%
- 通信機器	20%
- 付帯設備	20%

金融資産の取得原価は、当社からシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのU受益証券の投資家に対して支払われた当初の条件付後払申込手数料（以下「C D S C」という。）の資金調達に関するものである。資金調達は、36か月超の期間にわたり償却される。

2.2.2 外国通貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで保持している。ユーロ以外の通貨建てで表示される取引は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建てで表示される固定資産は、取引日現在の実効為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得日レートで換算されたものとして扱われる。当座預金は、貸借対照表日現在の実効為替レートで換算される。為替差損益は、該当年度の損益計算書に計上される。

外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。支店の外貨建流動資産および負債は、貸借対照表日現在の実効為替相場でユーロに換算されている。損益計算書の金額は、月次会計期間の期末日レートを用いて換算される。生じる換算差異は資本金および準備金に計上される。

2.2.3 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.4 現金預金および手元現金

現金預金および手元現金は、要求に応じて利用可能な預金残高、手元現金および短期金融商品から構成される。簿価は公正価値を表す。

2.2.5 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.6 投資有価証券

当社は、譲渡性のある有価証券を公正価値（取得時には取得原価）で計上する。これらの譲渡性のある有価証券の大半は、当社がプロモートする投資信託に投資されるシード・キャピタルに関連する。これらは投資信託の投資有価証券の直近の取引市場価格から算出される直近の純資産価額を参照して各報告日に再評価される。直近の純資産価額は、当該譲渡性のある有価証券の公正価値とみなされる。

2.2.7 前払金

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.8 債務

債務は、返済額で計上される。

2.2.9 純売上高

純売上高は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額により構成される。

2.2.10 I F R S 第16号 リース

当社のリース契約は、主に賃貸オフィス・スペースに関するオペレーティング・リースにより構成される。

当社が借手である場合、I F R S 第16号は、オペレーティング・リースを当社の貸借対照表に計上することを要求している。リース負債は、リース期間にわたって行われる先物契約上のキャッシュ・フローの現在価値を反映し、当社の追加借入利率を用いて割引いて計上される。使用権資産は、リースの利益が消費されるに伴い、リース期間にわたって減価償却される。

2.2.11 予想信用損失

I F R S 第9号は、減損の評価に予想損失モデルを導入している。予想損失モデルでは、債務不履行事由が発生しない場合であっても、信用損失が発生すると予想される場合に、減損損失が計上される。純資産の減少は、償却原価で測定される金融資産の減損要件によってもたらされる。

3. 無形および有形資産

2023年度の無形および有形資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の改良費およびその他の付帯設備 (ユーロ)	コンピュータ、 オフィス機器 (ユーロ)	無形資産 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
簿価総額 - 2023年 1 月 1 日	11,813,041	10,442,806	5,189,885	27,445,732
当期追加	972,466	596,434	498,955	2,067,855
当期処分	(36,920)	(540,535)	(47,351)	(624,806)
簿価総額 - 2023年12月31日	12,748,587	10,498,705	5,641,489	28,888,781
累計評価額調整 - 2023年 1 月 1 日	(8,318,179)	(9,151,592)	(4,604,668)	(22,074,439)
当期追加	-	-	-	-
当期分配	(1,042,229)	(744,054)	(156,257)	(1,942,540)
当期戻入れ	310	387,377	47,351	435,038
累計評価額調整 - 2023年12月31日	(9,360,098)	(9,508,269)	(4,713,574)	(23,581,941)
簿価純額 - 2023年 1 月 1 日	3,494,862	1,291,214	585,217	5,371,293
簿価純額 - 2023年12月31日	3,388,489	990,436	927,915	5,306,840

4. 金融資産

2023年の金融資産の変動は、以下の通りであった。

	金融資産 (ユーロ)
簿価総額 - 2023年 1 月 1 日	15,618,864
当期追加	1,307,956
当期処分	(1,035,855)
簿価総額 - 2023年12月31日	15,890,965
累計評価額調整 - 2023年 1 月 1 日	(10,939,977)
当期分配	(4,034,923)
当期戻入れ	1,035,855
累計評価額調整 - 2023年12月31日	(13,939,045)
簿価純額 - 2023年 1 月 1 日	4,678,887
簿価純額 - 2023年12月31日	1,951,920

5. I F R S 第16号 リース

	使用権資産 (ユーロ)	リース負債 (ユーロ)
2023年1月1日	19,990,973	(21,592,765)
追加	805,480	(760,422)
処分	(28,456)	4,927
リース債務の再測定	2,507,376	(2,174,842)
リース支払い	-	5,476,755
当期減価償却費	(5,332,450)	-
当期支払利息	-	(373,900)
2023年12月31日	17,942,923	(19,420,247)

リースに関する減価償却費および支払利息は、営業費用に計上される。

当社のリース負債は、以下の期限で契約上の満期を迎える。

	(ユーロ)
1年未満	(4,500,257)
1 - 2年	(7,477,658)
2 - 5年	(7,442,332)

6. 1年以内期限到来の売掛金

売掛金は以下に詳述される。

	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
管理報酬	77,512,793	79,097,377
管理会社報酬	8,341,973	11,180,272
税務当局からの未収金	3,864,429	5,528,384
販売報酬	3,577,040	3,680,433
その他の未収金純額	1,855,254	209,551
その他	4,201,604	6,826,515
合計	99,353,093	106,522,532

7. 1年以内期限到来の関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息（下記に記載されているものを除く。）および要求払いの債務である。

当社は、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドが運営する「スイープ」プログラムに参加するため、当該企業に対して現金を貸し付けている。

関係会社への債権

相手方	主な関係	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	シュローダー・グループの「スイープ」プログラムにかかる現金を保有	267,406,493	218,070,785
その他	投資運用業務およびインフラ・サービス	11,334,662	13,744,098
その他	予想信用損失	(179,282)	(126,346)
合計		278,561,873	231,688,537

関係会社への債務は、主に当グループ内の適切な振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

関係会社への債務

相手方	主な関係	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	投資運用および販売取扱業務	21,470,798	19,315,816
シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド	投資運用および販売取扱業務	7,519,005	8,757,003
シュローダー・コーポレート・サービス・リミテッド	運用サービス	6,603,117	7,172,493
シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッド	投資運用および販売取扱業務	5,641,005	7,021,645
シュローダー・インベストメント・マネージメント（台湾）リミテッド	投資運用および販売取扱業務	5,092,099	5,050,256
シュローダー・インベストメント・マネージメント（スイス）エーゲー	投資運用および販売取扱業務	3,085,174	3,118,980
シュローダー・アンド・コー・リミテッド（*）	投資運用および販売取扱業務	1,671,029	412,364
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インコーポレーティッド	投資運用および販売取扱業務	1,391,149	1,959,178
その他（**）	投資運用および販売取扱業務	3,486,292	11,380,197
合計		55,959,668	64,187,932

（*）2022年中のシュローダー・アンド・コー・リミテッドに対する412,364ユーロの債務は、「その他」に含まれる。

（**）2022年12月31日現在のシュローダー・キャピタル・マネージメント（スイス）エーゲーに対する3,352,862ユーロの債務は、「その他」に含まれる。

8．投資有価証券

	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
期首簿価総額 - 2023年1月1日	5,704,099	5,000,553
当期追加	616,226	866,959
当期処分	(396,277)	(163,413)
期末簿価総額 - 2023年12月31日	5,924,048	5,704,099
損益を通じて公正価値による影響に対する評価額調整	1,635,348	1,035,299
時価 - 期末	7,559,396	6,739,398

投資有価証券は、主に新商品（すなわちシード・キャピタル）の設立目的で行われる投資信託で構成され、商品が一定の規模に達するまで保持される。

9．払込資本金

2023年12月31日現在、払込資本金は、18,733株の全額払込済無額面株式により表章された。

10．準備金および損益項目の当期変動

2023年3月14日に開催された年次株主総会における決定に基づき、2022年の損益が割当られた。取締役会の決定に従い、中間配当金は分配されなかった。2023年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金および準備金 (ユーロ)	株主資本 (ユーロ)	資本剰余金 (ユーロ)	法定準備金 (ユーロ)	再評価積立金 (ユーロ)	外国為替にかかる再評価積立金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	前期繰越利益 (ユーロ)	中間配当金 (ユーロ)	配当金分配 (ユーロ)	当会計年度利益 (ユーロ)	資本金および準備金 (ユーロ)
2022年12月31日残高	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	2,777	14,336,025	136,801,779	-	-	48,499,266	223,406,282
利益の割当	-	-	-	-	-	-	48,499,266	-	-	(48,499,266)	-
その他の追加準備金割当	-	-	-	-	-	3,624,425	(3,624,425)	-	-	-	-
外国為替にかかる再評価積立金	-	-	-	-	131,173	-	-	-	-	-	131,173
2023年度利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,680,162	36,680,162
2023年12月31日残高	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	133,950	17,960,450	181,676,620	-	-	36,680,162	260,217,617

11．法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株主資本金の10%に達した時に不要になる。したがって、当年度において、繰入れを行う必要はない。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

12．その他の準備金

税法（§ 8a VStG）に準拠して、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない、割当がなされた年度の翌年より5年間、当該準備金を分配することはできない。

その他の準備金には、第1の柱の要件およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のカバレッジを満たすために設定された追加準備金が含まれる。2023年12月31日現在、当該準備金は、3.2百万ユーロ（2022年：3.1百万ユーロ）にのぼった。

13．買掛金

「買掛金」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は、主に販売会社に対する未払手数料により構成される。

14．その他の債務

「その他の債務」の項目において表示される金額は、主に未払給与項目および税務当局への未払金により構成される。

15．純売上高

業務活動のカテゴリー毎および地域別市場毎の純売上高の内訳の表示は、当社にとって深刻な不利益となる可能性があるというその性質により、省略されている。

純売上高は、以下により構成される。

- 管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および成功報酬により構成される、1,125,777,267ユーロ（2022年：1,213,434,477ユーロ）にのぼる総収益、ならびに
- 管理報酬の戻入金、委託された投資運用報酬、顧客管理にかかる手数料および管理会社報酬の譲渡分により構成される、930,933,013ユーロ（2022年：1,010,612,160ユーロ）にのぼる総費用

16．その他の営業費用

その他の営業費用は、以下により構成される。

	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
一般管理費(*)	29,476,124	29,741,588
名義書換事務代行費用	14,378,795	12,088,444
マーケティング費用(*)	9,386,049	9,039,393
控除対象外の付加価値税	9,270,248	7,581,910
レンタル費用および建築費	7,310,671	7,275,004
情報技術費用(*)	5,467,424	4,219,390
法務および専門家報酬	3,280,404	4,668,062
通信費	1,221,934	1,347,545
保険料	512,204	540,948
ファンド助成金	407,687	621,626
その他の営業費用(*)	4,650,293	4,953,260
合計	85,361,833	82,077,170

(*) 関連当事者費用を含む。

17．法人所得税

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の目的上、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイは、ルクセンブルグの報告金融機関としての資格を有しており、9188MH.00064ME.442のグローバル仲介人識別番号（GIIN）を有している。

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。さらに、当社は、当社が運用するファンドに対し、スポンサー事業体としての役割を果たし、4RIMT7.00000.SP.442のグローバル仲介人識別番号を有している。

18．社員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が315,312人、取締役が3人であった（2022年度中の平均雇用人数は、従業員が313,310人、取締役が3人であった）。

19．経営陣および監督機関のメンバーに対する報酬ならびに当該機関の元メンバーに対する退職年金に関するコミットメント

当年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、8,000ユーロの報酬を付与した（2022年度なし。）。当社は、従業員に対して、確定拠出年金制度を提供している。

20．経営陣および監督機関のメンバーに対する貸付金

当社は、2023年度中、取締役に対して、いかなる貸付金も付与しなかった（2022年度なし。）。

21．配当可能準備金

	2023年 (ユーロ)
2022年12月31日現在前期繰越残高	181,676,620
当年度利益	36,680,162
その他の追加準備金割当	(302,630)
2018年の純資産税準備金からの戻入れ	1,813,675
2023年の純資産税準備金の増加	(6,109,350)
2023年12月31日現在合計	<u>213,758,477</u>

取締役会は、2023年度について2億ユーロの配当を提案している。これは2024年3月14日の年次株主総会に提出され、承認される予定である。承認された場合、配当可能準備金への影響は以下の通りである。

	2023年 (ユーロ)
最終配当案	200,000,000
繰越利益	13,758,477
合計	<u>213,758,477</u>

22. 監査報酬

当社により費用化され、当会計期間に監査人に対して支払われるべき報酬合計は、以下に表示される。

	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
監査報酬	200,514	338,584
その他の報酬	201,900	160,566
合計	402,414	499,150

23. 後発事象

期末より後に、2023年12月31日現在の財務書類に重要な影響を及ぼすような事象はなかった。

[次へ](#)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Balance Sheet as at December 31, 2023**

	<u>Notes</u>	31.12.2023	31.12.2022
		EUR	EUR
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Intangible assets	2.2.1, 3	927,915	585,217
Tangible assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	2.2.1, 3	4,378,925	4,786,076
Right of use Assets	2.2.10, 5	17,942,923	19,990,973
Financial assets			
Investments held as fixed assets	2.2.1, 4	1,951,920	4,678,887
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
becoming due and payable within one year	2.2.5, 6	99,353,093	106,522,532
Amounts owed by affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.5, 7	278,561,873	231,688,537
Investments			
Other investments	2.2.6, 8	7,559,396	6,739,398
Cash at bank and in hand	2.2.4	67,575,916	65,408,788
PREPAYMENTS	2.2.7	2,079,636	2,771,942
TOTAL ASSETS		480,331,597	443,172,350

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2023 (cont.)

	<u>Notes</u>	31.12.2023	31.12.2022
		EUR	EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	9, 10	14,628,831	14,628,831
Share premium account	10	7,233,921	7,233,921
Revaluation reserve	10	574,750	443,577
Reserves			
Legal reserve	10, 11	1,462,883	1,462,883
Other reserves	10, 12	17,960,450	14,336,025
Profit or loss brought forward	10	181,676,620	136,801,779
Profit or loss for the financial year	10	36,680,162	48,499,266
CREDITORS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.8, 13	78,789,929	82,969,090
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	2.2.8, 7	55,959,668	64,187,932
Other creditors			
Lease liabilities			
becoming due and payable within one year	2.2.10, 5	4,500,257	4,459,925
becoming due and payable after more than one year	2.2.10, 5	14,919,990	17,132,840
Social security authorities	2.2.8	6,551,902	5,802,395
Other creditors			
becoming due and payable within one year	2.2.8, 14	59,392,234	45,213,886
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		480,331,597	443,172,350

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Profit and Loss Account for the year ended December 31, 2023

	<u>Notes</u>	31.12.2023 EUR	31.12.2022 EUR
Net turnover	15	194,844,254	202,822,317
Other operating income		20,272,854	16,565,908
Staff costs			
Wages and salaries	18	(66,374,065)	(59,857,576)
Social security costs			
relating to pensions		(2,874,122)	(2,287,624)
other social security costs		(7,806,017)	(5,828,356)
Other staff costs		(3,355,308)	(1,058,641)
Value adjustments			
in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(1,942,540)	(2,246,328)
in respect of current assets	8	929,405	(613,053)
Other operating expenses	16	(85,361,833)	(82,077,170)
Other interest receivable and similar income			
derived from affiliated undertakings		3,761,247	1,093,793
other interest and similar income		1,618,308	5,837,960
Expected credit loss	2.2.11, 7	(52,936)	(18,884)
Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	4	(4,034,923)	(6,473,881)
Interest payable and similar expenses			
other interest and similar expenses		(146,866)	(127,479)
Tax on profit or loss	17	(12,797,296)	(17,231,720)
Profit for the financial year		36,680,162	48,499,266

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 2023**1 1 General information**

Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a "Société Anonyme" for an unlimited period.

The Company has its registered office in Luxembourg. Its financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year and it is governed by Chapter 15 of the Law of December 17, 2010, as amended.

The Company acts as the management company, domiciliary agent and principal paying agent for:

- 9 open-ended investment companies organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as a *société d'investissement à capital variable*;
- 3 mutual investment umbrella funds (one in liquidation) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as a *fonds commun de placement*;
- 22 non-regulated alternative investment funds organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as *société en commandite simple*;
- 4 non-regulated alternative investment funds organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg which qualify as *société en commandite spéciale*;
- 1 regulated umbrella fund with segregated liability which qualify as an Irish collective asset-management vehicle with variable capital
- 5 mutual investment umbrella funds organised under the laws of France which qualify as a *fonds commun de placement*;
- 2 open ended investment company organised under the laws of Cayman Islands which qualifies as a mutual fund in terms of the Mutual Funds Law (2021 Revision) of the Cayman Islands as a master feeder;

The investment manager and adviser for various segregated accounts for institutional investors;

The delegated investment manager of Schroder Sustainable Strategy Fund;

The Company acts as the global distributor of the financial products whereby Schroders Capital Management (France) S.A.S. is the management company or the advisor;

The Company also provides various administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company has branches in Belgium, Denmark, Sweden, Finland, Netherlands, Spain, France, Germany, Italy and Israel. During 2023, the Company formally established a new branch in Ireland, though this currently remains inactive. The staff in these branches provides distribution related services (client introduction, negotiation, product training and promotion support) to the Company for Luxembourg domiciled funds and to various other Schroder Group companies in respect of other fund domiciles and segregated institutional accounts. Some of the staff in German and Finnish branch also provide investment management and advice to various fund domiciles and segregated institutional accounts.

The Company's annual accounts are included in the consolidated accounts of Schroders Plc., forming once the largest and the smallest body of undertakings of which the Company forms part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located 1 London Wall Place, London, England, EC2Y 5AU and the consolidated accounts are available at that address.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

*Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)***2 Summary of significant accounting policies****2.1 Basis of preparation**

The annual consolidated accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention except for the transferable securities and lease assets which have been measured at net book value and lease liabilities which are reflecting the present value of the future contractual cash flows to be made over the lease term.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which assumptions changed. Management believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of December 19, 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors. To give a more representative view of certain aspects **of the Company's activity and also to bring these annual accounts onto a more comparable basis with the consolidated accounts of Schroders Plc.**, the Directors have chosen to selectively adopt the fair value option for the financial instruments as permitted in art 64bis (1) to (5) of the law of December 19, 2002 as amended.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

2.2.1 Fixed assets

The cost of intangible and tangible assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of intangible and tangible assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned.

The principal annual rates are:

- Intangible assets	25%
- Computer equipment	33%
- Communication equipment	20%
- Fixtures and fittings	20%

The cost of financial assets relates to the financing of initial contingent deferred sales charges ("CDSC") paid by the Company to investors in Schroder International Selection Fund U Shareclass. Financing is amortised over 36 months.

2.2.2 Foreign currency translation

The Company maintains its books and records in Euro (EUR). Transactions expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. Long term assets expressed in currencies other than Euro are translated into Euro at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rate. Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)

2.2.2 Foreign currency translation (cont.)

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate effective at the balance sheet date. The unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation. The current assets and liabilities of branches denominated in foreign currency are translated into Euro at the exchange rate at the balance sheet date. Amounts in the income statements are translated using the period end rate for the monthly accounting periods. The translation differences arising are reported in capital and reserves.

2.2.3 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

2.2.4 Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand comprise bank balances, cash on hand and Money Market Fund investments which are available on demand. The carrying amount represents fair value.

2.2.5 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.6 Investments

The Company records transferable securities at fair value (initially their cost). Most of these transferable securities are related to seed capital invested into funds promoted by the Company. These are revalued at each reporting date by reference to their **latest Net Asset Value (NAV) derived from the latest quoted market prices of the funds' investments. This last NAV is considered as the transferable securities' fair value.**

2.2.7 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.8 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value.

2.2.9 Net turnover

The net turnover **comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities.**

2.2.10 IFRS 16 Leases

The Company's lease arrangements primarily consist of operating leases relating to its leased office space.

Where the Company is a lessee, IFRS 16 requires operating leases to be recorded in the **Company's** balance sheet. A lease liability is recorded, reflecting the present value of the future contractual cash flows to be made **over the lease term, discounted using the Company's incremental borrowing rate.** The right of use asset is depreciated over the life of the lease as the benefit of the lease is consumed.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)

2.2.11 Expected credit loss

IFRS 9 introduced an expected loss model for the assessment of impairment. Under the expected loss model, impairment losses are recorded if there is an expectation of credit losses, even in the absence of a default event. The reduction in net assets is driven by the impairment requirements on financial assets measured at amortised cost.

3 Intangible and tangible assets

The 2023 movements in intangible and tangible assets were as follows:

	Leasehold improvements, other furniture and fixtures EUR	Computers and office equipment EUR	Intangible assets EUR	Total EUR
Gross book value – January 1, 2023	11,813,041	10,442,806	5,189,885	27,445,732
Additions for the year	972,466	596,434	498,955	2,067,855
Disposals for the year	(36,920)	(540,535)	(47,351)	(624,806)
Gross book value – December 31, 2023	12,748,587	10,498,705	5,641,489	28,888,781
Accumulated value adjustment – January 1, 2023	(8,318,179)	(9,151,592)	(4,604,668)	(22,074,439)
Additions for the year	-	-	-	-
Allocations for the year	(1,042,229)	(744,054)	(156,257)	(1,942,540)
Reversal for the year	310	387,377	47,351	435,038
Accumulated value adjustment – December 31, 2023	(9,360,098)	(9,508,269)	(4,713,574)	(23,581,941)
Net book value at January 1, 2023	3,494,862	1,291,214	585,217	5,371,293
Net book value at December 31, 2023	3,388,489	990,436	927,915	5,306,840

4 Financial assets

The 2023 movements in the financial assets were as follows:

	Financial assets EUR
Gross book value – January 1, 2023	15,618,864
Additions for the year	1,307,956
Disposals for the year	(1,035,855)
Gross book value – December 31, 2023	15,890,965
Accumulated value adjustment – January 1, 2023	(10,939,977)
Allocations for the year	(4,034,923)
Reversal for the year	1,035,855
Accumulated value adjustment – December 31, 2023	(13,939,045)
Net book value at January 1, 2023	4,678,887
Net book value at December 31, 2023	1,951,920

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)

5 IFRS 16 Leases

	Right of use assets	Lease liabilities
	EUR	EUR
At January 1, 2023	19,990,973	(21,592,765)
Additions	805,480	(760,422)
Disposals	(28,456)	4,927
Remeasurement of lease obligations	2,507,376	(2,174,842)
Lease payments	-	5,476,755
Depreciation charge for the year	(5,332,450)	-
Interest expense for the year	-	(373,900)
At December 31, 2023	17,942,923	(19,420,247)

The depreciation charge and interest expense relating to leases are recorded within operating expenses.

The Company's lease liabilities contractually mature in the following time periods:

	EUR
Less than 1 year	(4,500,257)
1-2 years	(7,477,658)
2-5 years	(7,442,332)

6 Trade debtors becoming due and receivable within one year

	2023	2022
	EUR	EUR
Trade debtors are detailed as follows:		
Management fees	77,512,793	79,097,377
Management Company fees	8,341,973	11,180,272
Receivable from the tax authorities	3,864,429	5,528,384
Distribution fees	3,577,040	3,680,433
Net other receivables	1,855,254	209,551
Other	4,201,604	6,826,515
Total	99,353,093	106,522,532

7 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free (except as described below) and repayable upon demand.

The Company has loaned cash balances to Schroder Financial Services Ltd to take part in the "Sweep" programme operated by that company.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)

7 Amounts owed by and to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (cont.)

Amounts owed by affiliated undertakings

		2023	2022
		EUR	EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
Schroder Financial Services Ltd.	Cash amounts held in the Schroder's Group "Sweep" programme	267,406,493	218,070,785
Other	Investment and infrastructure services	11,334,662	13,744,098
Other	Expected credit loss	(179,282)	(126,346)
Total		278,561,873	231,688,537

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the applicable Group Transfer Pricing policy.

Amounts owed to affiliated undertakings

		2023	2022
		EUR	EUR
Counterparty	Main nature of relationship		
SIM Ltd	Investment and distribution services	21,470,798	19,315,816
SIM (Singapore) Ltd	Investment and distribution services	7,519,005	8,757,003
SCS Ltd	Operations services	6,603,117	7,172,493
SIM (Hong Kong) Ltd	Investment and distribution services	5,641,005	7,021,645
SIM (Taiwan) Ltd	Investment and distribution services	5,092,099	5,050,256
SIM (Switzerland) AG	Investment and distribution services	3,085,174	3,118,980
Schroder & Co Ltd (*)	Investment and distribution services	1,671,029	412,364
SIM North America Inc	Investment and distribution services	1,391,149	1,959,178
Other (**)	Investment and distribution services	3,486,292	11,380,197
Total		55,959,668	64,187,932

(*) In 2022 EUR 412,364 owed to Schroder & Co Ltd was included in "Other".

(**) EUR 3,352,862 owed to SCM (Switzerland) AG as at 31.12.2022 is included in "Other".

8 Investments

	2023	2022
	EUR	EUR
Opening gross book value at cost - January 1, 2023	5,704,099	5,000,553
Additions of the year	616,226	866,959
Disposal of the year	(396,277)	(163,413)
Closing gross book value at cost - December 31, 2023	5,924,048	5,704,099
Value adjustment for fair value through profit and loss impact	1,635,348	1,035,299
Closing Market value	7,559,396	6,739,398

The investments comprise mainly holdings in investment funds undertaken for the purpose of launching new products (i.e. seed capital) and are maintained until a particular product scale is achieved.

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)

9 Subscribed capital

As at December 31, 2023, the subscribed capital was represented by 18,733 shares fully paid without nominal value.

10 Movement for the year on the reserves and profit and loss items

2022 result was allocated based on decision taken at the AGM held on March 14, 2023. In accordance with the Board of Directors' decision there was no interim dividend distributed. The 2023 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital EUR	Share premium EUR	Legal Reserve EUR	Revaluation reserve EUR	FX Revaluation reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Interim dividends EUR	Distribution of dividend EUR	Profit for the year EUR	Capital and reserves EUR
Balance as at December 31, 2022	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	2,777	14,336,025	136,801,779	-	-	48,499,266	223,406,282
Result allocation	-	-	-	-	-	-	48,499,266	-	-	(48,499,266)	-
Additional other reserves allocation	-	-	-	-	-	3,624,425	(3,624,425)	-	-	-	-
FX Revaluation reserve	-	-	-	-	131,173	-	-	-	-	-	131,173
Profit for the year 2023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,680,162	36,680,162
Balance as at December 31, 2023	14,628,831	7,233,921	1,462,883	440,800	133,950	17,960,450	181,676,620	-	-	36,680,162	260,217,617

Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)**11 Legal reserve**

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer will be required for this year. The legal reserve is not available for distribution to the shareholder.

12 Other reserves

In accordance with the tax law (§ 8a VStG), the Company reduced its net wealth tax liability. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due, which reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

Other reserves include additional reserve created to meet Pillar I requirements and Alternative Investment Fund Manager coverage. As of December 31, 2023 this reserve amounts to EUR 3.2 million (2022: EUR 3.1 million).

13 Trade creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under **"Trade Creditors"** are mainly composed of commissions payable to distributors.

14 Other creditors

Amounts shown under **"Other Creditors"** are mainly composed of accrued payroll items and accrued amounts due to tax administration.

15 Net turnover

A breakdown of the net turnover by category of activity and into geographical market is omitted because its nature is such that it would be seriously prejudicial to the Company.

The Net turnover is composed of:

- gross income amount of EUR 1,125,777,267 (Management fees, Management Company fees, Distribution fees and Performance fees) (2022: EUR 1,213,434,477) and of,
- gross expenses amount of EUR 930,933,013 (Management fees rebates, Delegated Investment Management fees, Client Ownership fees and Management Company fees ceding) (2022: EUR 1,010,612,160).

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)****16 Other operating expenses**

Other operating expenses consist of the following:

	2023	2022
	EUR	EUR
General administration (*)	29,476,124	29,741,588
Transfer Agency cost	14,378,795	12,088,444
Marketing costs (*)	9,386,049	9,039,393
Non recoverable VAT	9,270,248	7,581,910
Rental and building costs	7,310,671	7,275,004
Information technology costs (*)	5,467,424	4,219,390
Legal and professional fees	3,280,404	4,668,062
Communication costs	1,221,934	1,347,545
Insurance	512,204	540,948
Funds subsidy	407,687	621,626
Other operating expenses (*)	4,650,293	4,953,260
Total	85,361,833	82,077,170

(*) Includes related party expenses.

17 Income Tax

For FATCA purposes, Schroder Investment Management (Europe) S.A. qualifies as Reporting Luxembourg Financial Institution and has the following Global Intermediary Identification Number (GIIN): 9188MH.00064ME.442

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg. In addition, the Company is acting as Sponsoring Entity for the funds it manages, with the following GIIN: 4RIMT7.00000.SP.442.

18 Staff

The average number of persons employed during the year was 315, 312 employees and 3 directors (the average number of persons employed in 2022 was 313, 310 employees and 3 directors).

19 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the year the Company has granted emoluments to the Directors acting in that capacity amounting to EUR 8,000 (2022: NIL). The Company offers its employees a defined contribution plan.

20 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2023 (2022: NIL).

Schroder Investment Management (Europe) S.A.**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2023 (cont.)****21 Distributable reserves**

	2023
	EUR
Balance brought forward as at December 31, 2022	181,676,620
Profit for the year	36,680,162
Additional other reserves allocation	(302,630)
Release from 2018 net wealth tax reserves	1,813,675
Increase for 2023 net wealth tax reserves	(6,109,350)
Total as at December 31, 2023	213,758,477

The Board of Directors is proposing a dividend of EUR 200 million for the 2023 year. This will be submitted to the AGM for approval on March 14, 2024. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2023
	EUR
Proposed final dividend	200,000,000
Profit to be carried forward	13,758,477
Total	213,758,477

22 Auditor's Fees

The total fees expensed by the Company and due for the current financial period to the auditor are presented as follows:

	2023	2022
	EUR	EUR
Audit fees	200,514	338,584
Other fees	201,900	160,566
Total	402,414	499,150

23 Subsequent events

No events have occurred subsequent to the year-end which would have a material impact on the annual accounts as at 31 December 2023.

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2024年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝164.92円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2024年6月30日現在

	2024年6月30日	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
固定資産		
無形資産	789,679	130,234
有形資産		
その他付属品、ツールおよび機器	3,773,001	622,243
使用権資産	20,251,610	3,339,896
金融資産		
固定資産として保有する投資有価証券	3,042,678	501,798
流動資産		
債権		
売掛金		
1年以内期限到来	103,667,818	17,096,897
関係会社への債権		
1年以内期限到来	108,205,808	17,845,302
投資有価証券		
譲渡可能有価証券およびその他の金融商品	7,717,247	1,272,728
現金預金および手元現金	63,475,615	10,468,398
前払金	2,947,674	486,130
資産合計	313,871,130	51,763,627
資本金、準備金および負債		
資本金および準備金		
払込資本金	14,628,831	2,412,587
資本剰余金	7,233,921	1,193,018
再評価積立金	514,231	84,807
準備金		
法定準備金	1,462,883	241,259
その他の準備金	22,558,755	3,720,390
繰越損益	13,758,477	2,269,048
当期損益	26,958,231	4,445,951
債務		
買掛金		
1年以内期限到来	82,370,228	13,584,498
関係会社に対する債務		
1年以内期限到来	56,689,814	9,349,284
リース負債		
その他の負債	21,749,149	3,586,870
その他の債務		
税務当局への債務	-	-
社会保障当局への債務	5,905,854	973,993
その他の債務		
1年以内期限到来	60,040,756	9,901,921
資本金、準備金および負債合計	313,871,130	51,763,627

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2024年6月30日終了期間

	2024年6月30日	
	（ユーロ）	（千円）
純売上高	103,794,531	17,117,794
その他の営業利益	12,131,736	2,000,766
人件費		
賃金および給料	(31,641,930)	(5,218,387)
社会保障費		
年金にかかる社会保障費	(1,550,080)	(255,639)
その他の社会保障費	(4,445,731)	(733,190)
その他の人件費	(795,155)	(131,137)
評価額調整		
創業費ならびに有形および無形固定資産 にかかる評価額調整	(817,385)	(134,803)
流動資産にかかる評価額調整	378,354	62,398
その他の営業費用	(42,976,387)	(7,087,666)
以下により生じるその他の未収利息 および類似の収益		
関係会社	2,748,525	453,287
その他の利息および類似の収益	2,100,087	346,346
金融資産および流動資産として保有する 投資有価証券にかかる評価額調整	(1,923,636)	(317,246)
未払利息および類似の費用		
その他の利息および類似の費用	(91,751)	(15,132)
損益に対する課税	(9,952,947)	(1,641,440)
当期損益	26,958,231	4,445,951

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律により規定される要件に従い株主総会の通常決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法規定に従いUCITSおよびAIFを管理する権限を有する他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、CSSFは、2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の修正に必要とされる方法で採択した株主の決議により当該決議に記載のとおりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）
（Schroder Investment Management Limited）

（イ）資本金の額

2024年12月末日現在、155百万英ポンド（約308億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2024年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
（1英ポンド＝199.02円）による。以下同じ。

（ロ）事業の内容

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、英国およびウェールズにおいて、1985年3月7日に設立された。シュローダー・グループは、創業以来約200年の歴史と実績を持ち、英国ロンドンを本拠地に、アセット・マネジメント・サービスを提供している。日本でも、明治3年に、政府が初めて起債した外債の主幹事を務め、新橋－横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献した。現在は、年金や投資信託運用、プライベート・バンキング、オルタナティブ投資などの資産運用業務に特化しており、グループ全体での預かり資産総額は約7,737億英ポンド（約154兆円）（2024年6月末日現在）である。

J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

（イ）資本金の額

J.P. モルガン・エスイーのTier 1 資本は、2024年9月末日現在、24,030百万ユーロ（約3兆9,630億円）である。

（ロ）事業の内容

J.P. モルガン・エスイーは、ドイツの法律に基づき設立され、フランクフルト地方裁判所の商業登記簿に登録された欧州会社（Societas Europaea）である。同社は、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）およびドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行による直接的な健全性監督に服する金融機関である。J.P. モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、CS SFから保管受託銀行およびファンド事務代行会社を務める権限を与えられている。

HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Continental Europe, Luxembourg）

（イ）資本金の額

主支払事務代行会社および名義書換事務代行会社は、HSBC コンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグである。HSBC コンチネンタル・ヨーロッパの資本金の額は公開されていない。なお、HSBC コンチネンタル・ヨーロッパを子会社とするHSBC ホールディングス・ピーエルシー（HSBC Holdings plc）の年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2024年12月末日現在、1,724億米ドル（約27兆2,702億円）である。

（ロ）事業の内容

HSBC コンチネンタル・ヨーロッパは、HSBC ホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。HSBC ホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケットズ事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2024年12月末日現在、1,350億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

極東証券株式会社（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2024年6月末日現在、52億5,168万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

H S B Cバンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）

（HSBC Bank Plc）

（イ）資本金の額

為替オーバーレイ業務提供会社の資本金の額は公開されていない。なお、為替オーバーレイ業務提供会社を子会社とするH S B Cホールディングス・ピーエルシーの年次報告書に記載された規制上の自己資本は、2024年12月末日現在、1,724億米ドル（約27兆2,702億円）である。

（ロ）事業の内容

H S B Cバンク・ピーエルシーは、H S B Cホールディングス・ピーエルシーの主要な子会社である。H S B Cホールディングス・ピーエルシーの経営モデルは、4つのグローバルな事業（リテール・バンキング&ウェルス・マネジメント事業、商業銀行事業、グローバル・バンキング&マーケット事業、グローバル・プライベート・バンキング事業）で構成されている。

2【関係業務の概要】

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（「投資運用会社」）

（Schroder Investment Management Limited）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。同社は、管理会社から随時受ける指示に従い、また投資運用契約に規定される表明された投資目的および制限に従い、サブ・ファンドの証券を一任ベースで取得しかつ売却することができる。同社は、自らの責任および管理に基づき、かつ、2013年法の規定に従い、投資運用契約に基づくその機能の一部を委託することができる。

J . P . モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」および「ファンド事務代行会社」）

（J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch）

ファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

保管受託銀行の主な業務は、以下のとおりである。

- a) 保護預かり可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の保管および保護預かり不可能な資産の記録保持（かかる場合、保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。）
- b) ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視を確保すること（特に、ファンドの受益証券の申込みの際し、投資家によりまたは投資家を代理して行われるすべての支払の受領を確保することならびに保管受託銀行が監視および調整可能な現金勘定へのファンドのすべての現金の計上を確保すること。）
- c) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび解約が適用法および約款に従って実行されるよう確保すること
- d) ファンドの受益証券の評価が適用法、約款および評価手続に従って算出されるよう確保すること

- e) 適用法または約款に抵触する場合を除き、管理会社の指示を実行すること
- f) ファンドの資産を伴う取引において通常の期限内に対価がファンドに送金されるよう確保すること
- g) ファンドの収益が適用法および約款に従って充当されるよう確保すること

上記(a)記載の保管受託銀行の職務に関して、保護預かり可能な金融商品に関して、保管受託銀行は、受益者に対し、保管受託銀行または当該金融商品の保管委託先である保管受託銀行の代行者（以下「副保管受託銀行」という。）が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。ただし、かかる責任は、適用法規により認められ、かつ適用法規の規定に従い、契約上、副保管受託銀行に対して免責される場合を除く。「保有する金融商品の損失」という用語は、適用法規に従い解釈される。

保管受託銀行は、その保管機能のみを委託することができるが、監視機能を委託することはできない。また、かかる機能を委託する場合、保管受託銀行は、副保管受託銀行の選定および継続的監視の点でルクセンブルグ投信法のデュー・デリジェンスおよび監督要件に従うものとする。また、保管受託銀行は、確認された利益相反が管理されかつ監視されることを確保しなければならない。

特定の法域の法律に基づき特定の金融商品が現地の事業体により保護預かりされることが要求され、また、保管受託銀行によりルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）の委託要件を充足できるとみなされる副保管受託銀行が存在しなかった場合、管理会社は、受益者が当該金融商品に投資を行う前に、（ ）委託が当該法域の法的制約により要求される旨受益者が適式に報告を受けることを確保し（ ）管理会社の合理的な意見においてかかる状況が当該委託を正当化するものであることを受益者に示すものとする。受益者がファンドに投資を行った後において、副保管受託銀行がルクセンブルグ投信法の委託要件を充足できない場合、管理会社は、関連する法律の法的制約および管理会社の合理的な意見におけるかかる委託を正当化する状況について受益者が報告を受けることも確保するものとする。

副保管受託銀行は、その機能を再委託することが許可される場合に限り、ルクセンブルグ投信法または2013年法（該当する場合）に基づく自らの義務がかかる再委託の影響を受けない範囲で再委託することができる。

選任された副保管受託銀行の一覧は、要求に応じて受益者に提供される。

管理会社または管理会社の任命する代理人からの指示を受けて、保管受託銀行は、ファンド資産のすべての処分を行う。

さらに、J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店は、ファンド、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産額の計算およびファンドの会計を担当する。

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ、ルクセンブルグ（「主支払事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）

（HSBC Continental Europe, Luxembourg）

ファンドに関する名義書換事務代行会社の主な業務は、以下のとおりである。

- (a) 投資家の登録に関する保守管理
- (b) 販売買戻の受領および処理（取引の指示および決済処理を含む。）
- (c) 投資家オンボーディング業務（マネー・ロンダリング防止／顧客情報確認を含む。）
- (d) 配当および分配、ならびにコーポレート・アクション処理業務
- (e) キャッシュ・マネジメント業務
- (f) 投資家苦情処理業務
- (g) 顧客資金管理および関連する法令順守義務
- (h) 適用規制の法令順守（GDPRおよび適用ある金融犯罪規制を含むがこれらに限定されない。）、ならびに
- (i) 規制上の報告業務

SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

極東証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売・買戻し業務を行う。

H S B C バンク・ピーエルシー（「為替オーバーレイ業務提供会社」）

（HSBC Bank Plc）

ファンドに対して、為替オーバーレイ業務提供会社としての業務を行う。

3【資本関係】

管理会社および投資運用会社の間には資本関係があり、投資運用会社は、管理会社の株式を2,256株（12.04％）保有している。

第3【投資信託制度の概要】

（2025年2月付）

・定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済） （2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する 2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正 済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改 正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC） No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナ ティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧 州理事会指令2011/61/EU（改正済）
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および 監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する 2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU） No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとして または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に 関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/ 1011（改正済）
CESR	欧州証券市場監督局（ESMA）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSRF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主 要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州 連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州 連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017 / 1131
非個人向け パート ファンド パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド（特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP PRIIPs規則または 規則1286 / 2014	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286 / 2014（改正済）
RAIF 登録AIFM	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという 2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019 / 2088（改正済）
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015 / 2365
SIF タクソノミー規則	2007年法に基づく専門投資信託 規則（EU）2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020 / 852
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1）規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a）投資信託（UCI）

- UCI TS、すなわち、指令2009 / 65 / ECに基づき認可され、2010年法パート 1 に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート 2 ファンド、すなわち、2010年法パート 2 に基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b）UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

2）規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

RAIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCI TSおよびパート 1 ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCI TSおよびパート 1 ファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

．規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1．一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート	UCITS（以下「パート 」という。）
パート	その他のUCI（以下「パート 」という。）
パート	外国のUCI
パート	管理会社
パート	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2．法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1）契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）

2）投資法人（investment companies）

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）

- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F 規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L 告示91 / 75（改正済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

U C I T Sに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F 規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびパート ファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
 - 発行価格および買戻価格は、U C I T Sの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) F C Pの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - h) 約款変更手続
 - i) 受益証券発行手続
 - j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- （注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A . 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B．F C Pの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにあってF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006 / 73 / E C」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / E Cを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E Cをいう。

C．F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
-) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D．保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E．保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - ）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F．保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G．2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H．以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、F C Pの清算が終了するまで、F C Pのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F 告示18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、以下 3.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パート に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパート SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パート SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パート SICAVは、株式払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を維持しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。こ

の最低額は、S I C A Vの認可後12か月以内に達成しなければならない。C S S F規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。

- U C I T Sおよびパート ファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sについては、規約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする（ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。）。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。
- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、S I C A Vは、遅滞なくC S S F（S I C A Vが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局）に通知しなければならない。
投資家の利益のために必要な場合において、S I C A Vの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、C S S Fは、パート ファンドの買戻しを停止することがある。
証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。
 - a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中
 - b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手続に服する場合 - 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

² 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

³ 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A . S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。C S S Fにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

F C Pの保管受託銀行に関して上記 3.1.3Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

B . S I C A Vの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C . S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、

-) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

- D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、

- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および / またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および / または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

- E . 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記 3.1.3 Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- F . 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記 3.1.3 Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

- G . 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パート ファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F 告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（E C）No 1060 / 2009、規則（E U）No 648 / 2012、規則（E U）No 600 / 2014、規則（E U）No 909 / 2014および規則（E U）2016 / 1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2022 / 2554に従い設立および運営されるネット

ワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICA Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICA Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を（ ）共通の投資目的、（ ）連鎖がないこと、（ ）事前決定および（ ）透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICA Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICA Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICA Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）F C Pの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （ ）設立企画人の身元
- （ ）法人の形態および名称
- （ ）登録事務所
- （ ）法人の目的
- （ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- （ ）発行時に払込済の額
- （ ）発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- （ ）投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- （ ）現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- （ ）設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- （x）資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- （x）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- （x）法人の存続期間
- （x）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （ ）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- （ ）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

・ 2010年法に基づくルクセンブルグのU C I T S

1. ルクセンブルグのU C I T Sに関する序論

2010年法パート に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。
MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、（ ）公的債務固定純資産価額のファンド、（ ）低ボラティリティ純資産価額のファンド、および（ ）変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに

適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後에만のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

（注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにA I F MがA I Fの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびA I Fの資産に関連する行為等）から構成される。

A I F運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- () 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- () 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No. 1093 / 2010、規則（E U）No. 575 / 2013、規則（E U）No. 600 / 2014および規則（E U）No. 806 / 2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

- () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）

- () その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（E C）No 1060 / 2009、規則（E U）No 648 / 2012、規則（E U）No 600 / 2014、規則（E U）No 909 / 2014および規則（E U）2016 / 1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2022 / 2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、

ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パート タイトル の規定ならびに1993年法第22 - 1 条の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受け取る従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009 / 65 / E C 第14a(4)で言及される E S M A 指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連する U C I T S のリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第 1 条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8 条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用する U C I T S の受益証券を支店を設置せずに U C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第 6 章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 U C I T S 管理会社に適用される規則

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年 8 月23日、C S S F は、以前適用されていた C S S F 告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグの U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人のみを対象とした C S S F 告示12 / 546とは異なり、C S S F 告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F M および2013年法第 4 条第 1 項 b ）の意味における内部運用される A I F ）および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S F は、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S F が投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F 告示18 / 698は、（ ）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I F およびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I Dファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S F は、オープン・エンド型U C Iの流動性リスク管理に関するI O S C Oの勧告を実施する告示19 / 733を公表した。当該告示は、運用される各U C Iのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C Oの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するI O S C Oの良好な慣行（I O S C Oのウェブサイトですべて入手可能である。）を利用することをC S S F が期待していることを明確にするものである。

I O S C Oの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C Iの設計プロセス、U C Iの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4 . ルクセンブルグのU C I T Sに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T Sの認可、登録および監督

4.1.1 U C I T Sの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（ ） 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ ） 認可を受けたU C Iは、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

（ ） ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定およびC S S F の制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T Sが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「U C I T S K I I D」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、目論見書およびK I Dおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- K I Dは、投資家がU C I T Sの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

K I Dは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびK I Dに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に従い、いわゆる「P R I I P」についてE Uの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286 / 2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がP R I I Pに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「P R I I P s K I D」という。）を交付する必要がある。「P R I I P」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、U C I T Sは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

P R I I P s 規則の目的は、（ ）P R I I P s K I D（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ ）P R I I P市場の参加者全員（P R I I Pの設定者、助言者および販売者）に対しE U全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

P R I I Pのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、U C I T Sを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

U C I T Sの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はU C I T S K I D / P R I I P s K I D）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改正済）およびM M F規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2017 / 1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 4（2022年7月27日付C S S F規則No.22 - 05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 5（改正済）
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するC S S F告示22 / 810（C S S F告示11 / 509を廃止）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F告示12 / 540

- 2010年法パート に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（場合に応じて）に適用される規定に関するC S S F 告示16 / 644（C S S F 告示18 / 697により改正済）
- S F T 規則（規則（E U）No. 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2015 / 2365）
- 規則（E U）No 648 / 2012（E M I R）に基づく報告に関するE S M A 指針の適用に関するC S S F 告示23 / 846
- ベンチマーク規則（指令2008 / 48 / E Cおよび指令2014 / 17 / E Uならびに規則（E U）No. 596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016 / 1011）（改正済）
- S F D R（金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 2088）（改正済）
- タクソノミー規則（規則（E U）2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2020 / 852）
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他U C I レベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するC S S F 告示24 / 856

4.2 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加的な規制

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）2010年法パート に従うU C I T Sは、上記（ ）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009 / 65 / E Cに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（ ）販売資料

2005年4月6日付C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則（E U）No.345 / 2013、規則（E U）No.346 / 2013および規則（E U）No.1286 / 2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22 / 795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券 / 投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

（ ）目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務報告および監査

1915年法第461 - 6 条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびA M L / C F Tの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、U C I T Sおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02 / 81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- C S S F告示21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12 - 02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなA M L / C F T外部報告書の作成を導入するものである。
- C S S F告示21 / 789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用S I C A Vおよび自己運用A I Fについて新たな自己評価質問票（以下「S A Q」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。この告示は、2010年法第125 - 1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F告示21 / 789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F告示18 / 698および19 / 708を廃止するC S S F告示23 / 839によって改正されている。
- C S S F告示21 / 790は、すべてのU C I T S、パート ファンド、S I FおよびS I C A Rについて新たなS A Qを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97 / 136（C S S F告示08 / 348により改正）およびC S S F告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10％）以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S Fは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業

- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
 - （UCIが任意清算される場合）清算人
- (2) かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) （UCIまたは管理会社の場合）UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令
 - e) （法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。）
 - f) （自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
 - c) （上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - ）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

- (6) 指令2009 / 65 / E C の第99e条第(2)項に従い、C S S F がU C I T S、管理会社またはU C I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S F は、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をE S M Aに報告するものとする。
- さらに、C S S F は、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をE S M Aに報告するものとする。
- (7) C S S F が行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S F は、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S F に対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) C S S F は、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (10) 上記(1)に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

() C S S F への報告義務

C S S F への定期的な報告に加えて、管理会社およびU C I は、健全性監督の目的でC S S F に送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

⁴ 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U ）2016 / 679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95 / 46 / E C （一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
 - b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
 - c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- (注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該S I C A Vの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) S I C A Vの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、S I C A Vの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくC S S Fに報告するものとする。かかる場合、C S S Fは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しS I C A Vの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務

は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

・2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

() 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

b) 指令2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

() 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

() その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

() レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。

b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章（AIFMの認可）、第3章（AIFMの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（.3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733（上記.3.4に詳述される。）にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法（第125 - 1条および第125 - 2条）第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体

2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I F の資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T S の運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S F により認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F M として行為するため追加許可をC S S F から得ることを条件とし、A I F M D が規定するA I F のA I F M として任命される場合もある。

A I F M として行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I F の管理会社およびA I F M として行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S F の事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M D に規定される範囲内のA I F 以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () A I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M D に規定される範囲内のA I F としての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a) に従い外部A I F M を選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I F の運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S F に対して当該管理会社が運用するA I F を特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I F の投資戦略に関する情報をC S S F に提供すること。
 - C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a) に規定する範囲の外部A I F M を選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S F に対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1 条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1 条第4 項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C I が運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記() の活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2 条第2 項a) に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2 条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3 条第2 項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2 章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2 条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5 条第4 項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2 条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1 条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはC S S F 規則が定める最低限度額（場合に応じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
 - c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
 - () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記 c) にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に応じて）
 - () その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S F は、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または 6 か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用する U C I の資産を使用してはならない。
- (7) 運用する U C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) .3.2(5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前に C S S F の承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、.3.4に詳述される C S S F 告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前に C S S F に対してその意思を通知するものとする。

2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S F の監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S F の事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c) の要件に加えて、C S S F および同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行
為し、または運用されることを妨げてはならない。

f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択
され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資
家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知
識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮
を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、こ
の適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と
利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他
の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実
により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみ
なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するもの
とする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなけれ
ばならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託する
ことができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によっ
て最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの
投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命すること
ができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範
囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについ
て、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下
記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその
両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職
務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により
生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載

- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的の開示するものとする。

また、A I F Mは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/E C⁵に基づき、年次財務報告書とその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I F Mが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁵ 指令2004/109/E Cとは、指令2001/34/E Cを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/E C（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F Mが管理するA I FのためにA I F Mが取引する主な商品、A I F Mが取引する主要な市場、A I F Mが取引する主な商品、A I F Mが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F Mが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム
- A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がA I F M Dの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年毎
- 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

C S S Fへの定期的な報告に加えて、A I F MおよびA I Fは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、（ ）当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、（ ）主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定

するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18 / 697の規定に従う。

C S S F告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および／またはA I F M Rの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30a条（2013年法第28 - 1条および第28 - 2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記2.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、（ ）パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または（ ）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、（ ）AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および（ ）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパート ファンドは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

パート ファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、U C I T S K I I D / P R I I P s K I D）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

（ ）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I が活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）販売資料

2005年4月6日付C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則（E U）No.345 / 2013、規則（E U）No.346 / 2013および規則（E U）No.1286 / 2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 1156（改正済）に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A 指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22 / 795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A 指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨

を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 4.2（ ）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、 3 に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくA I F M D 保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1 . S F D R

S F D Rは2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「F M P」）の定義にはU C I T S 管理会社およびA I F Mが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、U C I T SおよびA I F）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

S F D Rは、「事業体レベル」（すなわち、U C I T S 管理会社およびA I F Mのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するU C I T S 管理会社またはA I F Mが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

）S F D R第8条に基づく環境的特性および/もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でE S G手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該E S G手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または

）S F D R第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、E U委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（E U）2022/1288を採択した（以下「S F D R R T S」という。）。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、）投資決定がもたらす主な悪影響（以下「P A I」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびに）関連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび/または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい/いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的 P A I 指標の拡大
- ・ P A I 開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（ G H G ）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、（2023年12月から）3か月以内に S F D R R T S の改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在まで R T S 改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後の S F D R R T S を承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2．タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則が S F D R の開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細な E U 分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（ U C I T S 管理会社および A I F M を含む。 ）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品（ U C I T S または A I F など ）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。 ）を明確に述べる必要がある。

S F D R と同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についての F M P による最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおける S F D R 開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的に Q & A または F A Q が発行されている。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2024年3月29日	有価証券報告書（第21期）
2024年3月29日	有価証券届出書
2024年6月28日	半期報告書（第22期中）
2024年6月28日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスを上回る元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。サステナビリティ要因は、ソブリン債市場およびクレジット配分の決定の両方にわたって、マスター・ファンドの運用会社によるトップダウンのテーマ別投資プロセスを通じてマクロ経済要因と共に評価される。

ソブリン債発行体に関するサステナビリティ要因評価において、マスター・ファンドの運用会社は、安定的で腐敗していない政府を有する国々は国債についての返済意思能力が高い傾向にある一方、社会的およびガバナンス要因の影響を含む政治的懸念は国のインフレおよび通貨特性に影響を及ぼし、したがって、国債の実質的な価値に重大な影響を与え得ると考えている。長期的な視点において、より関連性が高まり得る環境的影響も組み入れられる。マスター・ファンドの運用会社のアプローチには、複数のサステナビリティ関連指標に対する各国のパフォーマンス測定によって各国を格付するためのシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールの使用が含まれる。

クレジットの選定は、良好なまたは改善が見られるサステナビリティ資質を示す発行体と、環境や社会に高い負荷をかける発行体の識別を目指す、マスター・ファンドの運用会社のクレジット投資専門チームに委託される。これには以下が含まれる。

- マスター・ファンドの運用会社が、環境に重大な悪影響を与える、または不当な社会的負荷をかける事業を有するとみなす発行体の除外
- 安定的および改善が見られるサステナビリティ軌道を示す発行体およびマスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ格付方式に基づいた良好なガバナンスを示す発行体の組入れ

分析を実施するために利用する主要な情報源は、マスター・ファンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。企業発行体に関して、マスター・ファンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書およびその他関連する企業の資料等において提供される情報を含む、当該企業から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R 第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指すリスク程度が低いまたは中程度のピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率0.95%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.65%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
-------------	--

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%

- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス

1. 名称

シュローダー・セレクト シュローダー・ユーロ・シリーズ ユーロ・バランス（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、純資産総額の相当部分を、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・ボンドのクラスI受益証券およびシュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・エクイティのクラスI受益証券（総称して「マスター・ファンド」という。）にほぼ同じ割合で投資することにより元本の成長を追求することである。サブ・ファンドの投資資産の各マスター・ファンドにおける割合は、サブ・ファンドの純資産総額の40%および60%の間で変動する。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。（ ）デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。（ ）また、デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

- シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・エクイティ：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・エクイティは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・エクイティは、アクティブ運用され、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・エクイティは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド・ユーロ・エクイティは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンドの英文目論見書別紙 1 に記載される制限に従うものとする。）。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社の評価方式に基づき、MSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのウェブサイト

(<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>) の「サステナビリティ関連開示」に記載される範囲を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータを含む。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自の社内ESGデータ分析ツールから得られる定量分析により補足される。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。さらに、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社は、企業がシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的なサステナビリティ・プロファイルに基づく調査および分析も行う。独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

(<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>) を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの運用会社は、以下の事項を確保する。

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株

式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンド：

「投資目的：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、ユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスを上回る元本の成長および収益の提供を目指す。

投資方針：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたユーロ建ての固定利付債券および変動利付債券へ投資する。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の30%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートのデリバティブを利用できる。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・ユーロ・アグリゲート・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドのウェブサイト

（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。サステナビリティ要因は、ソブリン債市場およびクレジット配分の決定の両方にわたって、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社によるトップダウンのテーマ別投資プロセスを通じてマクロ経済要因と共に評価される。

ソブリン債発行体に関するサステナビリティ要因評価において、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、安定的で腐敗していない政府を有する国々は国債についての返済意思能力が高い傾向にある一方、社会的およびガバナンス要因の影響を含む政治的懸念は国のインフレおよび通貨特性に影響を及ぼし、したがって、国債の実質的な価値に重大な影響を与え得ると考えている。長期的な視点において、より関連性が高まり得る環境的影響も組み入れられる。シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のアプローチには、複数のサステナビリティ関連指標に対する各国のパフォーマンス測定によって各国を格付するためのシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールの使用が含まれる。

クレジットの選定は、良好なまたは改善が見られるサステナビリティ資質を示す発行体と、環境や社会に高い負荷をかける発行体の識別を目指す、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のクレジット投資専門チームに委託される。これには以下が含まれる。

- シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社が、環境に重大な悪影響を与える、または不当な社会的負荷をかける事業を有するとみなす発行体の除外
- 安定的および改善が見られるサステナビリティ軌道を示す発行体およびシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のサステナビリティ格付方式に基づいた良好なガバナンスを示す発行体の組入れ

分析を実施するために利用する主要な情報源は、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。企業発行体に関して、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書およびその他関連する企業の資料等において提供される情報を含む、当該企業から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドは、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・ユーロ・ボンドの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産総額のポートフォリオへの配分を行う。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値の影響を受ける。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R 第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式および債券への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ユーロ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ユーロ・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、経済通貨同盟加盟国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の75%を欧州経済領域において設立された企業の株式および株式関連証券へ投資する。マスター・ファンドは、少なくともその資産の3分の2をユーロを自国通貨とする国の企業の株式および株式関連証券へ投資する。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 1 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、MSCI EMU トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される範囲を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータを含む。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自の社内ESGデータ分析ツールから得られる定量分析により補足される。マスター・ファンドの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。さらに、マスター・ファンドの運用会社は、企業がマスター・ファンドの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的なサステナビリティ・プロフィールに基づく調査および分析も行う。独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、SFDRおよび欧州委員会委任規則2022/1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル

1. 名称

シュローダー・セレクション ユーロ・シリーズ ヨーロピアン・サステナブル（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・サステナブル・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、投資目的、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ基準を満たす、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でM S C I・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、M S C I・ヨーロッパ・トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については本書に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準により優れたガバナンスを実践していると判断される企業に投資する（詳細は「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。）。

また、マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドが保有する企業と連携して、サステナビリティの点で弱みがあると特定された領域に挑戦することもある。マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト

（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ

投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。 ）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的として、デリバティブを利用することができる。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にサステナビリティ基準を適用する。

投資ユニバースに含まれる企業は、ガバナンス、環境および社会的特性につき、様々な要因にわたって評価される。かかる分析はシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールから得られる定量分析により補足される。マスター・ファンドの運用会社は、ガバナンスの実践と同様、企業の環境的および社会的影響を独自のサステナビリティ分析ツールを利用して評価する。さらに、マスター・ファンドの運用会社は、企業がマスター・ファンドの投資対象に適するかどうかを判断する前に、自身の総合的なサステナビリティ・プロフィールに基づく調査および分析も行う。独自のツールは、ポートフォリオに含まれる企業が、上記のサステナビリティ資質をどの程度満たしているのかを測定するための重要なインプットとなる。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者のデータと同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社は、企業に対する投資からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されることを確保する。サステナビリティ基準を適用した結果、マスター・ファンドの潜在的な投資ユニバースの少なくとも20%は、投資対象から除外される。

かかる分析の目的上、潜在的な投資ユニバースとは、投資目的および投資方針のその他の制限に従って、サステナビリティ基準の適用前に、マスター・ファンドの運用会社がマスター・ファンドのために選択する銘柄の中心的なユニバースをいう。当該ユニバースは、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券で構成されている。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。株価の変動レベルによっては、ある程度のボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないサブ・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R 第 8 条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、株式への投資を通じて提供される長期的成長の可能性を追求する投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー・レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2

「約定レバレッジ比率」	1.1
-------------	-----

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド

1. 名称

シュローダー・セクション ニューマーケット・シリーズ アジア・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド・アジア・ボンド・トータル・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券への投資によって元本の成長および収益を提供することを目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を固定利付債券および変動利付債券、当該債券の関連デリバティブならびに通貨へ投資する。固定利付債券および変動利付債券は、アジアにおける政府、政府機関、国際機関および企業が発行するものとする。マスター・ファンドの目的上、アジアには、以下の西アジア諸国が含まれる。バーレーン、イスラエル、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、トルコおよびアラブ首長国連邦

マスター・ファンドは、デリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

マスター・ファンドは、その資産の30%を上限として、適格外国投資家（以下「QFII」という。）制度または規制ある市場（ボンド・コネクト（注）を経由したCI BMまたはCI BMダイレクトを含む。）を通じ中国本土へ投資することができる。

（注）ボンド・コネクトとは、外国機関投資家が、CI BMで取引される中国のオンショア債券およびその他の債務証券へ投資することを可能にする中国と香港間の債券相互取引制度であり、ボンド・コネクトにより、外国機関投資家のCI BMへのアクセスがより簡便となる。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の50%を上限として、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または格付債券については他の格付機関の同等の格付および無格付債券についてはシュローダーによるインプライド格付による。）を有する有価証券に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資す

ることならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。 ）。

マスター・ファンドは、（例外的に）その資産の100%を短期金融商品または現金で保有することができる。これには、最長で6か月までの制限がある（さもなければ、マスター・ファンドは、償還される。）。この期間中、マスター・ファンドは、MMF規則の対象外である。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を買い建て、売り建て共に利用する予定である。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップを利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、経済成長の鈍化や金利の低下などの市場環境において、マスター・ファンドの運用会社がソブリン債スプレッドのプレミアムが縮小されるであろうと判断した場合に、一時的にトータル・リターン・スワップを利用することを目的としている。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーの総額は20%を上回らず、かつマスター・ファンドの純資産総額の0%から5%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることがある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。債券トータル・リターン・スワップによるロングおよびショート・ポジションは、信用関連リスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。マスター・ファンドはQFI制度または規制ある市場（ボンド・コネクトを経由したCIBMまたはCIBMDirectを含む。）を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、QFI資格は、停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。QFI資格、QFI投資枠、ボンド・コネクトおよびCIBMDirectに関するリスクについての詳細は別紙 を参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。

サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ エマージング・ボンド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・エマージング・マーケット・デット・トータル・リターン（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、エマージング市場（注）の政府、政府機関、国際機関および企業により発行された固定利付債券および変動利付債券への投資によって、手数料控除後で元本の成長および収益を提供することを目的とする。

マスター・ファンドは、現金およびデリバティブの利用により市場下落時には損失を低減することを目指しつつ、上昇相場に参加することを目的として設計されている。損失の低減は保証されていない。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を、エマージング市場の固定利付債券および変動利付債券、通貨ならびに短期金融商品に投資する。固定利付債券および変動利付債券は、政府、政府機関、国際機関および企業により発行されたものとする。また、マスター・ファンドは現金を保有する場合もある。

市場のボラティリティが高い期間は例外的に、マスター・ファンドは、その資産の40%を上限として、預金および先進国市場の短期金融商品を保有することができる。このような場合、前段落中の3分の2は、預金および先進国市場の短期金融商品を除いたマスター・ファンドの資産に対して計算される。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の15%を上限として、規制された市場（ボンド・コネクトを経由したCIBMまたはCIBMダイレクトを含む。）を通じ、中国本土に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンドおよびワラントへ投資することも可能で

ある（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。 ）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、J Pモルガン・G B I - E Mダイバーシファイド・インデックスの50%とJ Pモルガン・E M B Iダイバーシファイド・インデックスの50%の合計よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

サステナビリティ要因は、ソブリン債市場およびクレジット配分の決定の両方にわたって評価される。マスター・ファンドの運用会社は、ソブリン債発行体について、複数のサステナビリティ関連指標に対する各国のパフォーマンス測定によって各国を格付するシュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールの使用を通じ、環境、社会およびガバナンスにおける様々な要因にわたって評価する。さらに、マスター・ファンドの運用会社は、監督および理解を一層深めるために、地域および国レベルでのE S G要因について、政府機関が公表した情報および第三者のデータの使用を含む、定性的分析を実施する。シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールおよびマスター・ファンドの運用会社が行う分析により決定されるところにより既定の閾値を下回る評価となった国々は通常除外される。

また、企業発行体は環境、社会およびガバナンスにおける様々な要因にわたって評価される。企業分析を実施するために利用する主要な情報源は、マスター・ファンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。マスター・ファンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料において提供される情報を含む、当該発行体から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

（注）エマージング市場とは、以下の国々をいう。

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、アルジェリア、エジプト、コートジボアール、ヨルダン、ケニア、レバノン、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ジンバブエ、ボスニア、ブルガリア、クロアチア、チェ

コ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、韓国、台湾、タイ、ベトナム、カザフスタン、シンガポールおよびスリランカ他

出所：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

投資対象国・地域は変更されることがある。

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載されている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクはとマスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないポートフォリオのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

(5) エマージング市場への投資に関するリスクについては、別紙「新興市場および発展途上国の市場の証券リスク」の項を参照のこと。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。
すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、（ ）全ポジションの絶対値の総額、（ ）約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、（ ）現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および（ ）効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

(2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。

- ・ファンド事務管理報酬：上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金：年率0.01%
- ・その他の報酬・費用：運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

[次へ](#)

別紙

ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ グレーター・チャイナ・エクイティ
（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グレーター・チャイナ（「マスター・ファンド」）のクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でM S C I ゴールドデン・ドラゴン・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目指している。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、その資産の3分の2以上を中華人民共和国、香港特別行政区および台湾の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、中国B株^{（注1）}および中国H株^{（注2）}に直接投資し、以下を通じてその資産の50%（純額）を超えずに中国A株^{（注3）}に直接または間接的に（例えば、参加証書を通じて）投資することができる。

—上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト

—Q F I 制度

—スターボードおよびチャイネクスト^{（注4）}に上場している株式

—規制ある市場

（注1）中国B株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、香港ドルまたは米ドルで取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注2）中国H株とは、香港証券取引所または他国の取引所に上場され、取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

（注3）中国A株とは、深セン証券取引所または上海証券取引所といった中国の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいう。以下同じ。

人民元とは、中華人民共和国の公式通貨である人民元で、国内およびオフショア市場（主に香港）で取引される中国の通貨を供給するために使用されるもの。正確には、ファンドの名義またはファンドの基準通貨における人民元への言及はすべてオフショア人民元への言及と理解しなければならない。

（注4）スターボード（科創板）とは上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場をいい、チャイネクスト（創業板）とは深セン証券取引所の新興企業向け市場をいう。以下同じ。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（香港）リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4. サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙に記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海・深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国证券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙に記載されている。

マスター・ファンドはQFII制度または規制ある市場を通じて中国本土への投資ができる。投資者は、QFII資格は停止または剥奪される可能性があり、これにより、マスター・ファンドが保有証券の処分を強いられ、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることを承知すべきである。QFII資格およびQFII投資枠に関するリスクについての詳細は別紙を参照のこと。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生の可能性がある。

5. 標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6. 分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7. 管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8. 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9. 受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10. 転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11. 存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12. 取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および/または規制市場が取引および/または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13. 買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14. 買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15. 販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16. 買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17. レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。
すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。
- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション ニューマーケット・シリーズ B I C ・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、E U指令2009 / 65 / E Cおよび2010年法のパート に基づきU C I T Sとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・B I C（ブラジル・インド・中国）（「マスター・ファンド」）のクラスI 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および／またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、ブラジル、インドおよび中国の企業の株式および株式関連証券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でM S C I ・B I C 10/40トータルリターン・ネット・インデックスを上回る元本の成長を提供することを目指す。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をブラジル、インドおよび中国の企業の株式および株式関連商品に投資する。

マスター・ファンドは、中国B株および中国H株に直接投資すること、ならびにその資産の20%（純額）未満を上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国A株ならびにスターボードおよびチャイネクストに上場している株式に直接または間接的に（例えば、参加証書を通じて）投資することができる。マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、M S C I ・B I C 10/40トータルリターン・ネット・インデックスよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。このことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。

マスター・ファンドの運用会社は、経営陣との面談を含め、将来において投資対象となりうる銘柄のデュー・デリジェンスを実施し、企業のガバナンス、環境および社会的特性について様々な要因にわたって評価する。このプロセスは、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールから得られる定量分析により支えられ、マスター・ファンドの既存および潜在的な投資対象がマスター・ファンドのサステナビリティ基準をどの程度満たしているのかを評価するための重要なインプットとなる。場合により、サステナビリティ基準を下回った企業でも、独自分析および経営への継続的な関与の結果、マスター・ファンドの運用会社が当該企業がそのサステナビリティ基準を現実的な期間内に満たすと考える場合には、投資適格のままとなる場合がある。

マスター・ファンドの投資対象となり得る企業には、顧客、従業員、サプライヤー、株主および規制当局を含む利害関係者としてしっかり向き合うことが期待される。マスター・ファンドは、良好なガバナンスを示し、利害関係者の平等な取扱いを目指す事業を行う企業を選択する。

分析を実施するために利用する情報源は、シュローダーの独自のサステナビリティ分析ツールならびに第三者のデータおよび報告書と同様、企業のサステナビリティ報告書ならびにその他関連する企業の資料等、当該企業から提供される情報を含む。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

特別情報

ロシアのウクライナ侵攻によって引き起こされた前例のない地政学的状況およびそれに伴う特定のロシア銘柄と資産（以下「ロシア資産」という。）に対する政府の制裁と市場関係者の行動により、マスター・ファンドのポートフォリオに残っているロシア資産は現在、ゼロで評価している（2022年3月3日時点におけるマスター・ファンドのポートフォリオ純資産総額に占めるロシア資産の割合は約

0.35%）。これらのロシア資産については、マスター・ファンドの修正投資戦略に沿って、マスター・ファンドの運用会社が投資家にとって最善の利益を考慮して適切な時期に処分する予定である。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) 上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海／深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国証券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

(5) マスター・ファンドは、（S F D R第8条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを目指す高いリスクのピークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.45%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ グローバル・ハイイールド（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・ハイイールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、下記に開示されるとおり、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレまたはボラティリティ関連のデリバティブを通じての追加的収益の創出、通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創り出すためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的、投資方針およびサステナビリティ基準を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中で発行される投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券への投資によって、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ・グローバル・ハイイールド社債インデックス米ドルヘッジ付（個別発行体上限2%付；Bloomberg Global HYxCMBSxEMG index USD Hedged 2% cap）を上回る収益および元本の成長の提供を目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2をスタンダード・アンド・プアーズまたはそれと同等の他の格付機関により投資適格証券を下回る格付を付与されている固定利付債券および変動利付債券に投資する。有価証券は、様々な通貨建ておよび世界中の政府、政府機関、国際機関および企業により発行される。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として偶発転換債に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、ロングおよびショートデリバティブを利用できる。マスター・ファンドは、レバレッジを利用できる。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価基準に基づき、ブルームバーグ・グローバル・ハイイールド社債インデックス米ドルヘッジ付（個別発行体上限2%付；Bloomberg Global HYxCMBSxEMG index USD Hedged 2% cap）よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。こ

のことを達成するための投資プロセスの詳細については下記に記載の「サステナビリティ基準」の項目を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre>）の「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループには直接投資しない。

サステナビリティ基準：

マスター・ファンドの運用会社は、マスター・ファンドの投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用する。この戦略は、良好なまたは改善が見られるサステナビリティ資質を示す発行体と、環境や社会に高いコストを課す発行体の識別を目指すものである。これには以下が含まれる。

- マスター・ファンドの運用会社が、気候に重大な悪影響を与え、不当な社会的負荷をかける事業を有するとみなす発行体の除外
- 安定的および改善が見られるサステナビリティ軌道を示す発行体およびマスター・ファンドの運用会社のサステナビリティ格付方式に基づいた良好なガバナンスを示す発行体の組入れ

また、マスター・ファンドの運用会社は、透明性、炭素排出強度のより低い循環型経済への移行ならびに持続可能な成長およびアルファ世代を推し進める責任ある社会的行動を促進する企業に関与することがある。

分析を実施するために利用する主要な情報源は、マスター・ファンドの運用会社の独自のツールおよび分析、第三者の分析、非政府組織報告書ならびに専門家ネットワークである。マスター・ファンドの運用会社は、企業のサステナビリティ報告書およびその他関連する企業の資料等において提供される情報を含む、当該企業から提供される一般に入手可能な情報の独自分析も行う。

マスター・ファンドの運用会社のサステナビリティの取り組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（<https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/disclosures-and-statements>）を参照のこと。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持する。

マスター・ファンドの運用会社は、以下の事項を確保する。

- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも90%が、サステナビリティ基準で評価されること
- マスター・ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債からなるマスター・ファンドの純資産総額の少なくとも75%が、サステナビリティ基準で評価されること

かかる分析の目的上、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいう。」

環境および社会的特性またはマスター・ファンドの持続可能な投資目的（適用ある場合）に関する詳細については、S F D Rおよび欧州委員会委任規則2022 / 1288に則し、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの資産は、すべて通貨ヘッジされている。

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノース・アメリカ・インクである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドは、そのグローバル・リスク・エクスポージャーを測定するため想定最大損失額による（バリュー・アット・リスク（Value-at-Risk））アプローチを行う。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

債務証券への投資は、主に金利リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクに晒されており、また潜在的には為替リスクに晒されている。マスター・ファンドは、投資運用プロセスの一部としてデリバティブを使用することがある。これは、市場における発生事態を拡大してサブ・ファンドの価格のボラティリティを増幅することがある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。マスター・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場および信用リスクに服する、低格付、高利回りの債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受するハイリスクに報いるために、高格付の証券に比して、高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、発行体の証券保有者への支払能力が失われる可能性を反映している。したがって、これらの証券への投資は、高格付、低利回りの証券への投資よりも、より高程度の信用リスクを伴う。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスⅠ受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

(4) マスター・ファンドは、（S F D R 第 8 条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する。これらの特性を有するファンドは、その結果、一部の企業、業界またはセクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、マスター・ファンドの運用会社により選択されたそのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、マスター・ファンドは、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度のリスクのピークルである。サブ・ファンドは、元本の成長機会と長期にわたる債券市場の相対的な安定性による収益との組合せを追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスA 毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA 毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA 毎月分配型（豪ドル）受益証券およびクラスA 毎月分配型（ユーロ）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券に関して、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.75%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は適用されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

<内訳>

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ イールド・エクイティ

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ イールド・エクイティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート 1 に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・エクイティ・イールド（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差金決済取引、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の企業の株式および株式関連証券に投資することで、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCIワールド・トータルリターン・ネット・インデックスを上回る収益および元本の成長を提供することを投資目的とする。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を世界中の企業の株式および株式関連証券に投資する。

マスター・ファンドは、市場の平均利回りを総額で上回る分配利回りを有する株式および株式関連証券の分散されたポートフォリオに投資する。マスター・ファンドの運用会社が将来平均利回りを上回る支払の可能性があると判断した場合には、平均分配利回りを下回る株式がポートフォリオに含まれる場合もある。

マスター・ファンドは、利回りのみで運用されるわけではなく、トータル・リターン（分配利回りおよび元本の成長）も同様に重要である。

マスター・ファンドは、中国B株および中国H株に直接投資することができ、その資産の10%（純額）を上限として上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを通じて中国A株ならびにスターボードおよびチャイネクストに上場している株式に直接または間接的に（例えば、参加証書を通じて）投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能である（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できる。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券、クラスA（ユーロ

ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券について、対円、対豪ドルおよび対ユーロの通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解するべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトは、香港証券取引所、上海・深セン証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッドおよび中国证券登記決済有限公司が、中国（香港、マカオおよび台湾を除く。）と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。かかる制度の詳細な説明およびそれに関連するリスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の株式の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、マスター・ファンドが保有する証券に対する時価予想値に大きく影響されるが、金利の変動にも影響される。マスター・ファンドが保有する株式の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、元本の成長および収益を提供することを目指す高いリスクのビークルである。サブ・ファンドは、短期の損失の可能性を最小限にすることよりも長期のリターンを最大限にすることに、より関心のある投資家に適している。

6．分配方針

クラスA毎月分配型（米ドル）受益証券、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券、クラスA毎月分配型（ユーロ ヘッジなし）受益証券およびクラスA毎月分配型（豪ドル ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.20%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.80%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間

中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ コモディティ

1. 名称

シュローダー・セレクト ション グローバル・シリーズ コモディティ（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

米ドル

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクト ション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクト ション・ファンド・コモディティ（「マスター・ファンド」）のクラス 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクト ション・ファンドの英文目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、以下のリスク内容に従って、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。デリバティブは、クレジット・デフォルト・スワップを通じてのプロテクション売買、金利関連のデリバティブの戦術的使用を通じてのマスター・ファンドのデュレーションの調整、インフレもしくはボラティリティ連動のデリバティブを通じての追加的収益の創出、または通貨関連のデリバティブの使用を通じてのカレンシー・エクスポージャーの増大等における信用リスクに対するエクスポージャーから追加的収益を生み出すために使用されることがある。デリバティブは、複合商品を創出するためにも用いられることが可能である。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含む。

マスター・ファンドは、以下の投資目的および投資方針を有している：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の商品関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でブルームバーグ商品指数トータルリターン・インデックス（BCOMTR Index）を上回る元本の成長を提供することを目的としている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、少なくともその資産の3分の2を主に適格コモディティ指数にかかるスワップで構成される様々なコモディティ関連商品、適格資産（シュローダー・インターナショナル・セレクト ション・ファンドの英文目論見書別紙 の「代替資産クラス」の定義に記載される。）を通じたコモディティ、さらに、割合は減るものの、世界中のコモディティ関連業種の株式および株式関連証券にも投資する。

マスター・ファンドは、随時、様々なコモディティセクターに投資することがあるが、主にエネルギー、農業および金属セクターに投資する見込みである。

また、マスター・ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の有価証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有する場合がある（シュローダー・インターナショナル・セレクト ション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載される制限に従うものとする。）。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減または資産のより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用する予定である。具体的には、トータル・リターン・スワップは、買い建て、売り建て共に活用するが、継続してトータル・リターン・スワップを利用する目的は、商品指数に対してネットで買い建てとなるようにすることである。トータル・リターン・スワップのエクスポージャーは、買い建て、売り建てを合わせた総額（グロス）でマスター・ファンドの純資産総額の450%を上回らず、150%から250%の範囲内に収まる見込みである。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円の、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（ユーロ）受益証券は、対ユーロの通貨変動に対しそれぞれ（可能な限り）ヘッジされる。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価格は、デリバティブの直近の価額およびマスター・ファンドが保有する個別の証券の直近の価額に基づき日割計算で算出される。マスター・ファンドは、投資目的を達成しようとするため、商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに主に投資する。かかる市場価格は、商品の需要と供給、金利、通貨の変動およびマスター・ファンドが保有する投資対象に対する資本市場の期待の影響を受ける。

商品連動デリバティブへの投資によりマスター・ファンドには、従来型の証券より高いボラティリティを伴うことがある。これらの金融商品は、投資者を高い損失リスクにさらすことがある。更に、マスター・ファンドは、取引相手方（決済ブローカーを含む。）の支払不能、倒産その他の理由による取引に関する債務不履行リスクにさらされる。マスター・ファンドは、カバーされないオプションの空売りを行うことがある。これは無制限の損失を招く可能性がある。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラス 受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、かかる資産クラスに対するエクスポージャーを得ることを希望する投資者にのみ適している。サブ・ファンドは、主に商品先物および商品関連トータル・リターン・スワップ等の広範囲の商品関連デリバティブに投資を行う。サブ・ファンドは、元本の成長を提供することを意図するハイ・リスク・ピークルであると考えられるべきである。

6．分配方針

管理会社は、分配型受益証券のみを発行し、またその裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.50%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

クラスA受益証券に関して、買戻し手数料は適用されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しう状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

- (3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	2.1
「約定レバレッジ比率」	2

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション

1. 名称

シュローダー・セレクション グローバル・シリーズ ウェルス・プリザベーション（「サブ・ファンド」）

2. 基準通貨

ユーロ

3. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令2009/65/ECおよび2010年法のパート に基づきUCITSとしての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・インフレーション・プラス（「マスター・ファンド」）のクラスI受益証券に投資することにより、ユーロ建てで3年から5年にわたる期間において、インフレ調整後のプラスの実質リターンを維持し、追求することである。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の住所地において入手可能である。

マスター・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、デリバティブを用いることがある。これらのデリバティブは、通貨、不動産、インフラ、コモディティを含むがこれらに限定されない広範囲にわたる資産クラスに対するエクスポージャーの獲得のために用いられることがある。当該デリバティブは、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含むが、これらに限定されない。

マスター・ファンドは、その資産の10%以上を投資信託に投資することができない。

マスター・ファンドは、成功報酬を課す他のファンドに投資することができる。

マスター・ファンドは、下記の投資目的および投資方針を有する：

「投資目的：

マスター・ファンドは、世界中の広範な資産クラスに投資することにより、3年から5年の期間をかけて、（ユーロ圏消費者物価指数により計測される）インフレ率を上回る元本成長（手数料控除後）の機会を提供することを目的としている。かかる目的が達成される保証はなく、元本はリスクにさらされている。

投資方針：

マスター・ファンドは、アクティブ運用され、世界中のあらゆる通貨建ての商品、企業の株式および株式関連証券、固定利付債券および変動利付債券、ならびにその他の代替資産クラスに、直接、または、オープン・エンド型投資信託および上場投資信託を通じて間接的に投資することができる。

商品およびその他の代替資産クラスに対するエクスポージャーは、適格資産（シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 の「代替資産クラス」の定義に記載される。）を通じて取られる。

マスター・ファンドは、その資産の50%を超えて、投資適格証券を下回る格付（スタンダード・アンド・プアーズによる格付または他の格付機関の同等の格付による。）を有する固定利付債券および変動利付債券に投資することができる。

マスター・ファンドは、例外的に、現金および短期金融商品にその資産の100%を上限として投資することができる。これには、最長で6か月までの制限がある（さもなければ、マスター・ファンドは、償還される。）。この期間中、マスター・ファンドは、MMF規則の対象外である。

マスター・ファンドは、投資利益の獲得、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む。）を買い建て、売り建て共に利用できる。マスター・ファンドがトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を利用する場合、原資産は、マスター・ファンドがその投資目的および投資方針に従い投資できる商品からなる。具体的には、世界経済が拡大しインフレ率が上昇している時期、または地政学リスクが高まっている時期に、

継続的にトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を利用することを目的としている。差金決済取引およびトータル・リターン・スワップは、株式および株式関連証券、固定利付債および変動利付債、ならびにコモディティ指数に対するロングおよびショートのエクスポージャーを取るために用いる予定である。トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引のエクスポージャーの総額は75%を上回らず、かつマスター・ファンドの純資産総額の25%から50%の範囲内にとどまる予定である。特定の状況では、かかる比率がより高くなることもある。」

本書の主要部分に詳述される通り、クラスA（円）受益証券は、対円、クラスA（豪ドル）受益証券は、対豪ドルの、また、クラスA（米ドル）受益証券は、対米ドルの通貨変動に対し（可能な限り）ヘッジされる。しかし、管理会社は、クラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券について、対円の通貨変動に対してヘッジすることがない旨投資家は了解すべきである。

マスター・ファンドの運用会社は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドである。

投資制限：

管理会社は、サブ・ファンドのために、有価証券の裏付けのない売却（空売り）を行うことができない。

4．サブ・ファンドのリスクの内容

(1) サブ・ファンドに伴うリスクは、マスター・ファンドに対するリスクと対応している。マスター・ファンドの投資リスクについては、別紙 に記載されている。

マスター・ファンドの価額は、マスター・ファンドが保有する個々の債務証券の直近の価額に基づき日々計算される。当該時価は、金利の変動およびマスター・ファンドが保有する債務証券に対する時価予想値の影響を受ける。マスター・ファンドが保有する債務証券の特性によっては、大きなボラティリティが予想される。

投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資には上記の平均的程度のリスクがあり、投資が長期的な性質のものであることを認識しなければならない。発展途上の市場は、成熟した市場に比べて一般に規制が整備されておらず、流動性が低いことがあり、保管業務に関しての信頼度が低いことがある。

(2) サブ・ファンドを通して行うマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって報酬および費用の重複を伴うことがある。主に、管理事務報酬、経常費用および監査費用がこの場合に該当する。

管理報酬、顧問報酬および当初費用の重複を避けるため、当該費用がかからないマスター・ファンドのクラスI受益証券に投資する。

(3) サブ・ファンドまたはクラスの通貨が受益者の本国の通貨と異なる場合またはサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、受益者には通常の投資リスクを超える追加の損失（または追加の利益）の発生可能性がある。

5．標準的な対象投資家

サブ・ファンドは、収益および元本の成長を提供することを目指す中程度から高程度のリスクのピークルであり、様々な資産クラスへの投資を通じて提供される実際の価値（インフレ調整後のプラスのリターン率）を追求する投資家に適している。

6．分配方針

クラスA毎月分配型（ユーロ）受益証券およびクラスA毎月分配型（円 ヘッジなし）受益証券に関して、管理会社は、毎月分配を行う予定である。

その他のクラス受益証券について、管理会社は、その裁量において、各会計年度末に期末分配、および、随時中間分配を宣言することができる。

分配金は、投資収益、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。

7．管理報酬

管理会社は、当該月中のサブ・ファンドに帰属する平均純資産総額に基づき計算される年率1.40%の報酬をサブ・ファンドの資産から毎月受領する権利を有する。管理会社は、その裁量において、この報酬の一部を放棄することができる。

8．保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの純資産から毎月支払われる、ルクセンブルグの一般的慣行に従う保管報酬を受領する権利を有する。

9．受益者サービス報酬

受益証券の販売促進において提供した業務および発生した費用に対し、年率0.90%の受益者サービス報酬が、管理会社（または管理会社が随時任命するその他の当事者）に支払われる。これは、ファンドへの投資を継続している顧客を有する販売代行会社への継続支払額を含む。受益者サービス報酬は、当該期間中の各サブ・ファンドに帰属する平均純資産総額について日々計算され発生する。管理会社は、その裁量において当報酬の一部を放棄することができる。

10．転換手数料

日本における販売会社は、サブ・ファンドのクラスA受益証券との間におけるすべての転換について上限1.10%（税抜1.0%）の転換手数料を受領する権利を有する。

11．存続期間

サブ・ファンドの存続期間は無期限である。

12．取引日

サブ・ファンドの「取引日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日および日本における金融商品取引業者の営業日であるウィークデイをいう。12月24日がウィークデイである場合、当該日は取引日として考慮されない。

また、取引日は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算の停止期間内に含まれない日である。管理会社は、関連する現地の証券取引所および／または規制市場が取引および／または決済をクローズしているか否か、およびサブ・ファンドが投資する投資先ファンドが取引をクローズし1口当たり純資産価格を公表しているか否かを斟酌することもできる。管理会社は、かかるクローズを、自己のポートフォリオの相当量にかかるクローズされた証券取引所、規制市場またはかかるクローズされた投資先ファンドに投資するサブ・ファンドの非取引日とみなすことを選択することができる。

サブ・ファンドの非取引日（予定）の一覧は、請求により管理会社から入手可能であり、ウェブサイト（<https://www.schroders.com>）にて入手することも可能である。

13．買付価格の支払

買付価格の支払は、受益証券買付申込みが受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

14．買戻価格の支払

買戻価格の支払は、適正な権利放棄書面が受領または受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から4取引日以内に行われる。

15．販売手数料

適用ある受益証券1口当たりの純資産価格の6.25%を上限とする販売手数料は、クラスA受益証券の発行に関して販売会社により徴収されることがある。

16．買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

17．レバレッジ

(1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび／またはデリバティブの利用を通じて自らのエクスポージャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポージャーと純資産価額との間の比率（「レバレッジ比率」）として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポージャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
---------	---------------

「総額レバレッジ比率」	総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物（現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。）は、エクスポージャーの計算から除外される。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。
「約定レバレッジ比率」	約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべてのデリバティブの原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー（該当する場合）から構成される。 本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。 上記のエクスポージャーが適用される比率は、（各方法により計算される）資産総額を、（英文目論見書に従い計算される）純資産総額で除したものである。

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用されるデリバティブとの区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー（借換え）ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

- (2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源
さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、デリバティブを用いることが可能である。

(3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

18. マスター・ファンドの手数料等

サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの手数料等の総額は運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

（ただし、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （4）その他の手数料等」に記載のサブ・ファンドの管理報酬の全部または一部の放棄に関する記載を参照のこと。）

< 内訳 >

- ・管理運用報酬 : なし。
- ・成功報酬 : なし。
- ・保管報酬 : 上限年率0.32%の保管報酬およびマスター・ファンドにおいて約定される証券等の各取引につき最大150米ドル。また保管受託銀行が支出した合理的な費用。
- ・ファンド事務管理報酬 : 上限年率0.40%。また管理会社が支出した合理的な費用。
- ・ルクセンブルグの税金 : 年率0.01%
- ・その他の報酬・費用 : 運用状況等により変動するため事前に料率、上限額等を示すことができない。

上記の手数料等は、サブ・ファンドにより直接支払われるものではないが、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼす。

別紙

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドへの
投資リスク一般的なリスク

過去の実績は将来の運用成績の指標とはならず、マスター・ファンドの受益証券は、流動性のあるマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券を除き、中長期的な投資対象として考えるべきである。投資対象の価格および投資対象からの収益は、上昇することも下落することもあり、マスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は当初投資した金額を回収できないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの通貨が投資者の自国通貨と異なる場合、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドが投資を行う市場の通貨と異なる場合、投資者には、通常の投資リスクよりも多くの損失が生じる可能性（または多くの利益を得られる可能性）がある。

投資目的リスク

投資目的は、意図される投資結果を表すが、かかる投資結果が達成されとの保証はない。市況およびマクロ経済環境次第で、投資目的の達成がより困難になる場合や不可能になることさえある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成の可能性は、明示的にも黙示的にも保証されていない。

規制リスク

マスター・ファンドはルクセンブルグ籍であり、投資者は、自己の管轄地域の規制当局が定める投資者保護のための規制が一切適用されないおそれがあることに留意すべきである。さらに、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、EU域外で登録される。かかる登録の結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受益者に通知することなく、より制限的な規制の対象とされることがある。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドはこれらのより制限的な規制を遵守する。このことにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資範囲を最大限に利用できなくなることがある。

オペレーショナル・リスク

マスター・ファンドの業務（投資運用、販売および担保管理を含む。）は、複数の業務提供者によって遂行されている。マスター・ファンドおよび／または管理会社は、業務提供者の選定にあたりデュー・デリジェンス・プロセスに従うが、それでも、オペレーショナル・リスクが発生し、マスター・ファンドの業務に悪影響を及ぼす可能性があり、事業中断、業績の低迷、情報システムの故障または障害、規制または契約違反、人的ミス、過失、従業員の違法行為、詐欺その他の犯罪など、さまざまな形で顕在化する可能性がある。業務提供者が破産または支払い不能になった場合、投資家に対し遅延（例えば、マスター・ファンドの受益証券の申込、転換および買戻しの処理の遅延）またはその他の混乱が発生する可能性がある。

事業上、法律上および税務上のリスク

一部の法域では、法令の解釈および実施ならびにかかる法令に基づく受益者の権利の行使に大きな不確実性が伴う場合がある。さらに、かかる法域の会計および監査基準、報告実務ならびに開示要件が、国際的に一般に認められたものと異なることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、源泉徴収税およびその他の税金が課されるものがある。各法域の税金に関する法令は頻繁に見直しが行われており、時期を問わず改正されることがあり、かかる改正が遡及的效果を有する場合もある。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用可能性は、一部の法域においては一貫性および透明性に欠けており、また、法域や地域ごとに異なる場合もある。税法の改正により、マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する投資対象の価格およびマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスが影響を受ける可能性がある。

業種／地理的地域に関するリスク要因

特定の業種または地理的地域に重点を置くマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該特定の業種または地理的地域に影響を及ぼすリスク要因および市場要因（法改正、一般的な経済情勢の変動や競争力の激化

など）にさらされる。これにより、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額のボラティリティが拡大することがある。追加リスクには、社会的および政治的な不確実性および不安定性の増大や自然災害が含まれる場合がある。

受益証券の取扱いの停止リスク

投資者は、マスター・ファンドの受益証券の換金または転換を行う権利が停止される場合があることに留意すべきである。（本書「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ ）純資産価格の決定の停止」を参照のこと。）

金利リスク

債券およびその他債務証券の価格は、通常、金利の変動に応じて上昇および下落する。一般に、金利の低下は、既存の債務証券の価格を上昇させ、金利の上昇は、既存の債務証券の価格を下落させる。また、一般に、金利リスクは、投資対象のデューレーションまたは満期日までの期間が長いほど大きくなる。投資対象には、発行体に満期日より前に投資対象を繰上償還（コール）または償還するオプションを付与するものもある。金利の低下時に発行体が投資対象を繰上償還または償還する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、その代金を、より低利回りの投資対象に再投資しなければならないことがある。その結果、金利低下による投資対象の価格の上昇益を享受できないことがある。

信用リスク

債務証券の発行体の適時の元利金の支払能力または支払能力の見通しは、当該債務証券の価格に影響を及ぼす。マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該発行体の債務証券を保有している期間中、当該発行体の債務履行能力が著しく低下する可能性や当該発行体が債務不履行に陥る可能性がある。発行体の債務履行能力が実際に低下した場合または低下が予測される場合には、当該発行体の債務証券の価格に悪影響を及ぼす可能性が高い。

ある証券がルクセンブルグ国内で認知されている複数の統計格付機関により格付を付与されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、当該証券が投資適格であるか否かを決定するにあたり、最高の格付を使用する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されていない証券に投資する場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、発行体の格付を参照するか、または、適切と思われる別の方法で（例えば、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社の内部の格付を使用することにより）信用度を決定する。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保有する証券の格付が投資適格を下回った場合であっても、必ずしも当該証券を処分するわけではないが、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、その証券がマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって引き続き適切な投資対象であるか否かを検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資運用会社は、ある証券が投資適格か否かを買付時にのみ検討する。マスター・ファンドのサブ・ファンドによっては、ルクセンブルグ国内で認知されている統計格付機関により格付を付与されておらず、投資運用会社によりその信用度が決定される証券に投資するものもある。

一般に、額面価格よりも低価格で発行され、満期時にのみ利払いがなされる投資対象の方が、その投資期間中定期的に利払いがなされる投資対象より信用リスクは大きい。信用格付機関は、主として発行体の過去の財務状況および格付時点における格付機関による投資分析に基づいて格付を決定する。特定の投資対象に付与された格付は、必ずしも発行体の現在の財務状況を反映しておらず、また投資対象の変動性および流動性の評価を反映していない。投資適格の投資対象は、一般に、投資適格未満の格付を付与されている投資対象よりも信用リスクが低いが、それらも、低格付の投資対象のリスク（発行体が適時に元利金を支払うことができず、ひいては債務不履行となる可能性を含む。）を有することがある。

ファンドのサブ・ファンドは、投資目的に従い、その信用リスクがUCITSリスク管理プロセスに従い管理されている、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの関連サブ・ファンドに投資する。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難になった場合に発生する。非流動的な証券へのマスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該証券を有利な時期または価格において売却することができないために、マスター・ファンドのサブ・ファンドのリターンを減少させることがある。高度の市場リスクおよび／もしくは信用リスクを有する外国証券、デリバティブまたは証券に対する投資は、最も大きく流動性リスクにさらされる傾向がある。非流動的な証券は、価格変動性が高く、また評価が困難なことがある。

インフレ／デフレ・リスク

インフレ・リスクは、インフレにより金銭価値が下落した場合に、マスター・ファンドのサブ・ファンドの資産またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの投資収益の価値が将来において下落することがあるというリスクである。インフレが進行するにつれて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの実際の価値は下落する可能性がある。デフレ・リスクは、経済全体において時間の経過とともに物価が下落することがあるというリスクである。デフレは、発行体の信用度に悪影響を及ぼし、発行体の債務不履行の可能性を高めることがあり、ひいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポートフォリオの価値を下げる可能性がある。

デリバティブリスク

特定の投資目的を達成するためデリバティブを利用するマスター・ファンドのサブ・ファンドにとって、デリバティブのパフォーマンスがマスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資主にとってプラスの効果をもたらすとの保証はない。

各マスター・ファンドのサブ・ファンドにおいて、トータル・リターン・スワップ、差金決済取引または類似の特徴を有する他のデリバティブに関し、これらの商品の締結時点、および／またはその想定元本が増減した時点で、費用および手数料が生じることがある。かかる手数料の金額は、固定であることも変動することもある。これに関して各マスター・ファンドのサブ・ファンドが負担する費用および手数料に関する情報、受領者の身元および受領者が有する保管受託銀行、投資運用会社または管理会社との間の提携（該当する場合）に関する情報は、年次報告書から入手できる。

ワラント・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドがワラントに投資する場合、一般に、当該ワラントの価格、パフォーマンスおよび流動性は、原株式に連動するが、ワラント市場の変動性が高いため、これらは一般に、原株式より大きく変動する。ワラントの変動性に関連する市場リスクに加えて、合成型ワラントの発行体が原株式の発行体と異なる場合、合成型ワラントに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、合成型ワラントの発行体が取引に基づく義務を履行しないというリスクを負い、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンド、ひいてはその投資主が損失を被ることがある。

クレジット・デフォルト・スワップ・リスク

クレジット・デフォルト・スワップにより債務不履行リスクの転換が可能となる。これによりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資ヘッジのために保有する参照債務の保険を効果的に購入することまたは信用性が実質下落すると予測されるためマスター・ファンドのサブ・ファンド自身が物理的に保有しない参照債務のプロテクションを購入することが可能となる。一方で、プロテクションの購入者が、プロテクションの売却者に対する一連の支払を行い、また「クレジット・イベント（信用事由）」（当事者間において契約書に事前に定義される信用の質の低下）が存在する場合でも支払は購入者によって行われる。クレジット・イベントが発生しない場合、購入者は、請求されるすべてのプレミアムを支払い、スワップは追加支払なくして満期日に終了となる。それ故、購入者のリスクは、支払われるプレミアムの額を限度とする。また、クレジット・イベントが存在する場合でマスター・ファンドのサブ・ファンドが対象となる参照債務を有していない場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該参照債務を入手し、かつ取引相手方にこれを引き渡すための時間が必要となる可能性があるため、市場リスクが存在することがある。さらに、取引相手方が支払不能となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、取引相手方がマスター・ファンド

のサブ・ファンドに支払うべき金額の全額を回復できないことがある。クレジット・デフォルト・スワップ市場は、時として債券市場よりも流動的である。マスター・ファンドは、適切な方法でこの種類の取引の利用を監視することにより、このリスクを緩和させる。

先物取引、オプション取引および先渡し取引リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ヘッジ目的および投資目的のため、通貨、証券、指数、ボラティリティ、インフレおよび金利に関するオプション、先物および先渡しの契約を利用することがある。

先物取引には、高度のリスクを伴うことがある。当初の証拠金が先物契約の価格に比して少額であるために、取引は「レバレッジがかけられ」または「ギアリング」される。比較的小さな市場の変動が、マスター・ファンドのサブ・ファンドに対し有利にも不利にも作用する比例的に拡大する影響をもたらす。損失を一定の金額に抑えようと意図する一定の指示がなされた場合であっても、市況によっては、かかる指示の実行ができなくなることがあるため、当該指示の効力が生じないことがある。

オプションの取引にも、高度のリスクが伴うことがある。オプションの売り（「売建て」または「付与」）は、一般的に、オプションの購入よりも相当程度大きなリスクを伴う。マスター・ファンドのサブ・ファンドの受領するプレミアムは固定されているが、マスター・ファンドのサブ・ファンドはその額を優に超える損失を被ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドはまた、買主がオプションを行使し、マスター・ファンドのサブ・ファンドがオプションを現金により決済するかまたは原資産を取得もしくは交付するかを義務づけられるリスクにさらされる。オプションが、原資産の対応するポジションまたは他のオプションの先物に対するポジションを有するマスター・ファンドのサブ・ファンドにより「カバー」されている場合には、リスクは軽減されることがある。

先渡し取引およびオプションの購入（特に店頭で取引されセントラル・カウンターパーティーを通じて決済していないもの）には、より増幅されたカウンターパーティー・リスクが伴う。取引相手方が債務不履行に陥ると、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、期待していた支払または資産の引渡しを得られないことがある。このことにより、未実現利益が失われることがある。

クレジット・リンク債リスク

クレジット・リンク債は、関連する参照事業体およびクレジット・リンク債の発行体の双方の信用リスクを負う債務証券である。利払いに関連するリスクも存在する。クレジット・リンク債のバスケット内の参照事業体に対してクレジット・イベントが発生した場合、利払は再発行され、減額された額面金額で支払われる。残存元本および利払の双方は、追加のクレジットイベントにさらされる。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。クレジット・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

エクイティ・リンク債リスク

エクイティ・リンク債のリターン構成要素は、単一証券、証券バスケットまたは株価指数のパフォーマンスに基づいている。当該商品に対する投資は、原証券の価格が下落した場合、元本喪失を引き起こすことがある。極端な場合には、元本全額を喪失することがある。このようなリスクは、株式への直接投資においても見受けられる。支払われるべきエクイティ・リンク債のリターンは、対象となる株価の変動に関係なく、評価日の特定の時間に決定される。投資のリターンまたは利回りが発生するという保証はない。エクイティ・リンク債の発行体が債務不履行に陥るリスクも存在する。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、一定の市場（例えば、直接投資が可能ではない新興市場および発展途上国の市場）にアクセスするために、エクイティ・リンク債を利用することがある。このアプローチは、当該商品の流通市場の欠如、原証券の非流動性および投資先市場が閉鎖した場合における当該商品の売却の困難性等の追加リスクを引き起こすことがある。

保険リンク証券リスク

保険リンク証券は、自然災害、人災やその他の大災害などの保険事由の発生により深刻な損失または全損を被ることがある。大災害の原因となりうる事象には様々なものがあり、ハリケーン、地震、台風、雹を伴う嵐、洪水、津波、竜巻、暴風、極端な高気温または低気温、航空機事故、火事、爆発や海難を含むが、これらに限定されない。これらの大災害の発生率や深刻度は本質的に予測不可能であり、マスター・ファンドのサブ・ファンドがかかる大災害により被る損失は重大なものとなる可能性がある。かかる事象の発生確率や深刻度を高めるような気象その他の事象（ハリケーンの発生頻度および激しさが増す原因となる地球温暖化など）は、マスター・ファンドのサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドのかかる事象に対するエクスポージャーは、当該サブ・ファンドの投資目的に応じて分散されるものの、一つの大災害事象が複数の地理的領域および事業分野に影響を及ぼす可能性や、大災害事象の発生頻度や深刻度が予想を上回る可能性があり、いずれの場合も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

トータル・リターン・スワップ・リスク

マスター・ファンドは、トータル・リターン・スワップを用いて、特に指数のエクスポージャーを複製したり、1つまたは複数の商品のパフォーマンスを固定または変動金利のキャッシュフローに交換することができる。この場合、取引の相手方は、管理会社が承認し、監視する相手方となる。取引の相手方は、マスター・ファンドの投資資産の構成や管理、またはトータル・リターン・スワップの原資産に対して、いかなる裁量権も有さない。

店頭デリバティブ取引に関連する一般的なリスク

店頭市場で取引されている商品は、取引量が少ないことがあり、主に証券取引所で取引されている商品より価格が不安定である場合がある。かかる商品は、より幅広く取引されている商品よりも流動性が低いことがある。さらに、かかる商品の価格が未公表のディーラーのマーク・アップを含んでいる場合があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドが購入価格の一部として支払うことがある。

一般に、組織化された取引所で行われる取引よりも、店頭市場で行われる取引の方が、政府の規制や監督は少ない。店頭デリバティブは、公認の取引所や清算機関を通さず、取引相手方と直接取引される。店頭デリバティブの取引相手方は、清算機関の履行保証など、公認の取引所における取引に適用されうるものとの同一の保護は与えられていない。

店頭デリバティブ（非上場オプション、先渡し、スワップまたは差金決済取引等）を行う際の主要なリスクは、支払不能になったか、その他の理由により商品の条件により要求される義務の履行ができないか、またはこれを拒否する相手方による債務不履行リスクである。店頭デリバティブ取引によりマスター・ファンドのサブ・ファンドは、契約条件をめぐる紛争（善意であるか否かを問わない。）、または相手方の支払不能、破産またはその他の信用もしくは流動性の問題に起因して、相手方がその条件に従って取引を決済しないか、または取引の決済を遅らせるリスクにさらされる。カウンターパーティー・リスクは、店頭金融デリバティブ商品（一部の外国為替および株式オプション取引を除く。）に関しては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れにより軽減される。ただし、担保の価値は変動する可能性があり、売却が困難な場合もあるため、保有する担保の価値がマスター・ファンドのサブ・ファンドに支払うべき金額を十分にカバーするという保証はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、セントラル・カウンターパーティーとして機能する清算機関を通じて清算される店頭デリバティブ取引を締結することができる。中央清算は、カウンターパーティー・リスクを軽減し、二国間で清算される店頭デリバティブと比較して流動性が高まるように設計されているが、これらのリスクを完全に排除するものではない。セントラル・カウンターパーティーは、清算ブローカーに証拠金を要求し、それに対して、清算ブローカーは、マスター・ファンドのサブ・ファンドからの証拠金を要求する。マスター・ファンドのサブ・ファンドがオープン・ポジションを有する清算ブローカーが債務不履行となった場合、または証拠金が特定されず、特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドに正しく報告されない場合、特に清算ブローカーによりセントラル・カウンターパーティーに保管するオムニバス口座で証拠金が保管されている場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当初証拠金および変動証拠金を失うリスクがある。清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、そのポジションを他の清算ブローカーに移転または「ポート」することができない可能性がある。

2012年8月16日に発効した店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関するEU規制第648/2012号（欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）とも称される。）は、一定の「適格」店頭デリバティブ取引について規制された中央清算機関での清算の義務化、およびデリバティブ取引に関する一定の詳細について取引情報蓄積機関への報告の義務化により、店頭デリバティブ取引に関する統一的な規制を導入している。さらに、EMIRは、清算義務の適用対象外である店頭デリバティブ契約について、オペレーショナル・リスクおよびカウンターパーティーの信用リスクを測定、監視および軽減する適切な手続および取決めに関する要件を課している。かかる要件には、証拠金の授受、および当初証拠金の授受が行われた場合は当事者ら（マスター・ファンドを含む。）による当初証拠金の分別管理が含まれる。

店頭デリバティブへの投資は、認可されたいくつかの評価方法から生じる異なる評価のリスクにさらされる可能性がある。マスター・ファンドは、店頭デリバティブの価値を決定および確認するための適切な評価手続きを実施するが、一部の取引は複雑であり、取引の相手方でもある限られた数の市場参加者によってのみ提供される。不正確な評価は、利益およびカウンターパーティー・エクスポージャーの認識を不正確なものにする可能性がある。

取引条件に関して標準化されている上場デリバティブとは異なり、店頭デリバティブは、通常、当該商品の他方当事者との交渉を通じて設定される。かかる種類の取決めは、当事者のニーズに合わせて商品を組成する柔軟性を高めることを可能にするが、店頭デリバティブは、取引所で取引される商品よりも法的リスクが高く、かかる取決めが法的に強制力がないとみなされるか、正式に文書化されていないとみなされる場合、損失のリスクがある。また、契約条件の適切な解釈に関して、当事者が合意しないという法律上または文書上のリスクが存在する場合もある。ただし、これらのリスクは、通常、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）が発行するような業界標準の契約を使用することにより、ある程度緩和される。

カウンターパーティー・リスク

マスター・ファンドは、ブローカー、決済機関、市場における取引相手方およびその他の代理人を通じてまたはそれらとともに取引を行う。マスター・ファンドは、支払不能、破産またはその他原因の如何を問わず、かかる取引相手方の債務不履行のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクスポージャーを得ようとする市場または投資対象に連動する社債、債券またはワラントなどの商品に投資することができる。

かかる商品は、一連の取引相手方により発行されており、投資対象を通じてマスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らが得ようとする投資エクスポージャーに加えて発行体のカウンターパーティー・リスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、慎重な監督に服し、かつこの種類の取引を専門とする一流機関とのみスワップ契約を含む店頭デリバティブ取引を行う。

原則として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドでは、一流機関とのデリバティブ取引のカウンターパーティー・リスクは、取引相手方が金融機関の場合には関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドの純資産の10%、その他の場合には当該純資産の5%を超えてはならない。しかしながら、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、実際の損失が当該制限を超えることがある。

担保管理に関する特定のリスク

店頭金融デリバティブ商品（一部の外国為替および株式オプション取引を除く。）および証券貸付取引、レバ取引、売戻条件付取引への投資から生じるカウンターパーティー・リスクは、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドに有利な担保の譲渡または差入れによって軽減される。ただし、取引について完全に担保を付することができない場合がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われる手数料およびリターンに担保を付することができない場合がある。取引相手方（カウンターパーティー）が債務不履行に陥った場合には、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受領した非現金担保を一般的な市場価格で売却する必要が生じる場合がある。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、特に担保の不正確な価格設定またはモニタリング、不利な市場動向、担保発行者の格付悪化、担保が取引される市場の流動性の低下などにより、損失を被る可能性がある。担保の売却が困難な場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、買戻し請求に応じることが遅れる、または制限される場合がある。

また、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、受領した現金担保を許可された場合に再投資する際、損失を被る可能性がある。このような損失は、実行された投資の価値の下落により生じうる。このような投資価値の下落は、取引条件により要求される、マスター・ファンドのサブ・ファンドが取引相手方に対し返還可能な担保額を減少させうる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、当初受領した担保と取引相手方に返還可能な額との差額の補填を要求されることがあり、その結果、マスター・ファンドのサブ・ファンドに損失が生じる。

店頭デリバティブ清算リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、価格決定その他について潜在的な利益を活用するために、E M I Rに基づく強制清算義務の効力発生日より前に清算されることがある。店頭デリバティブ取引の清算は、「代理人」型モデルか「本人対本人」型モデルにより行うことができる。本人対本人型モデルにおいては、通常、マスター・ファンドのサブ・ファンドとその清算ブローカーの間で取引が行われ、他方で当該清算ブローカーとCCPの間で反対取引が行われるが、代理人型モデルにおいては、マスター・ファンドのサブ・ファンドとCCPの間で取引が行われるのみである。マスター・ファンドのサブ・ファンドによる店頭デリバティブ取引は、その大部分が「本人対本人」型モデルにより清算が行われる予定である。ただし、以下のリスクは、別段に明記されない限り、両モデルについて関連するものである。

CCPは清算ブローカーに対し証拠金を要求し、清算ブローカーはマスター・ファンドのサブ・ファンドに対し証拠金を要求する。証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、清算ブローカーがCCPで維持している口座において保有される。かかる口座には、清算ブローカーの他の顧客の資産も含まれていることがあり（以下、かかる口座を「共同口座」という。）、その場合、清算ブローカーまたはCCPが債務不履行に陥った場合に資産が不足するときは、証拠金として預託されたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産が清算ブローカーの当該他の顧客に関する損失を補填するために利用されることがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーに差し入れる証拠金は、特に共同口座が利用されている場合において、清算ブローカーがCCPへの差入れを義務付けられた証拠金を上回ることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーに差し入れられたがCCPには差し入れられず、当該CCPの口座に記録されていない証拠金に関して、清算ブローカーに係るリスクにさらされる。清算ブ

ローカーが支払不能または倒産に陥った場合、証拠金として差し入れられたマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産も、ＣＣＰにおける口座に記録されていたものとして保護の対象とならないことがある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、証拠金がマスター・ファンドのサブ・ファンドの口座から清算ブローカーの口座を経由してＣＣＰに送金されたにもかかわらず、マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドの証拠金であると特定されないリスクにさらされる。かかる証拠金は、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合、その決済が行われる前に、清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

共同口座において特定の顧客に帰属する資産を特定するＣＣＰの能力は、関連する清算ブローカーが当該ＣＣＰに対して行う当該顧客のポジションおよび証拠金の報告の正確性に左右される。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、清算ブローカーがＣＣＰに対してかかるポジションおよび証拠金の正確な報告を行わないというオペレーショナル・リスクにさらされる。かかる場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドが共同口座に預託した証拠金は、清算ブローカーまたはＣＣＰが債務不履行に陥った場合に、当該共同口座における清算ブローカーの他の顧客のポジションを相殺するために利用される可能性がある。

清算ブローカーが支払不能に陥った場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自己のポジションを他の清算ブローカーに移転または「移管」可能な場合がある。移管は、常に実行できるとは限らない。特に、本人対本人型モデルにおいて、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションが共同口座にある場合、自己のポジションを移管するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力は、当該共同口座にポジションを有するその他すべての当事者らから適時の同意を得られるか否かにかかっており、そのため、移管が実行できない場合がある。移管が実行されなかった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドのポジションは清算されることがあり、ＣＣＰが当該ポジションについて提示する価額は、マスター・ファンドのサブ・ファンドが当該ポジションに帰属させる総価額を下回る場合がある。さらに、清算ブローカーの支払不能手続の継続中に、マスター・ファンドのサブ・ファンドに支払われるべき純額の返還が大幅に遅延することがある。

ＣＣＰが支払不能に陥り、破産管財手続もしくはこれに相当する手続の適用を受け、またはその他履行不能となった場合でも、マスター・ファンドのサブ・ファンドがＣＣＰに対する直接請求権を有する可能性は低く、すべての請求権は清算ブローカーによって行使される。清算ブローカーがＣＣＰに対して有する権利は、ＣＣＰの設立国の法律、およびＣＣＰが提供可能なその他の選択的な保護策（マスター・ファンドのサブ・ファンドの証拠金を保管する第三者の保管会社の利用など）によって異なる。ＣＣＰが倒産に陥った場合、ポジションを他のＣＣＰに移管することが困難または不可能となる可能性があり、よって、取引が終了する可能性がある。かかる場合、清算ブローカーは当該取引の価額のうち一定の割合しか回収できない可能性があり、したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから回収する金額も同様に限定されることとなる。かかる過程に関する手順、時期、管理水準およびリスクは、ＣＣＰ、ＣＣＰの規則および関連する支払不能法によって決まる。ただし、清算ブローカーがＣＣＰから資産または現金（もしあれば）を回収する時期およびその価額、ひいてはマスター・ファンドのサブ・ファンドが清算ブローカーから受け取る金額に関して重大な遅延および不確実性が生じる可能性がある。

保管業務に関するリスク

マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行により安全に保管されており、投資者は、保管受託銀行が破産した場合、保管受託銀行がマスター・ファンドの全資産を短期間で返済する義務を完全に履行することができないリスクにさらされる。マスター・ファンドの資産は、保管受託銀行の帳簿においてマスター・ファンドに属するものとして特定される。保管受託銀行が保有する証券は、保管受託銀行のその他の資産と分離される。これにより、破産の場合において返済できないリスクが緩和されるが、除外されることはない。しかしながら、当該分離は、破産の場合において返済できないリスクを増加させる現金に適用される。保管受託銀行は、マスター・ファンドの全資産を自身では保管せず、保管受託銀行として同一のグループ会社の一部ではない副保管受託銀行のネットワークを利用する。投資者は、保管受託銀行の破産のリスクと同様に、副保管受託銀行の破産のリスクにさらされる。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、保管受託システムおよび／または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かつ、かかる副保管受託銀行に委託されてい

るマスター・ファンドのサブ・ファンドの資産は、保管受託銀行が責任を負わない状況においては、リスクにさらされることがある。

小型および超小型証券リスク

小型または超小型企業の証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その他のマスター・ファンドのサブ・ファンドよりも価格が不安定であることがある。小型および超小型企業は、大企業に比して、資本増加の機会を多く提供することがあるが、一定の特別なリスクを伴うこともある。小型および超小型企業は、大企業より限られた商品ライン、市場もしくは財源を有するか、または経験のない小さな運用グループに依存している可能性が高い。小型または超小型企業の証券は、とりわけ、市場が下降局面にある間は流動性に欠け、短期間において価格変動が起き、かつ取引価格のスプレッドが拡大することがある。小型または超小型企業の証券はまた、店頭市場もしくは地方証券取引所において取引するか、またはその他限られた流動性を有することがある。その結果、小型または超小型企業の証券に対する投資は、大企業の証券に対する投資に比して、軟化の影響を受けやすく、マスター・ファンドのサブ・ファンドが実勢市場価格でかかる当該企業の証券のポジションを取ることまたは手仕舞いすることが困難となることがある。さらに、小型および超小型企業に関する情報が公に入手できない場合または小型企業の証券に対する市場の関心が低い場合およびかかる証券の価格が発行体の予定利益または資産の全額を反映するのに長時間を要する場合がある。

ポートフォリオ集中リスク

限られた数の資産に投資する特定のマスター・ファンドのサブ・ファンドの戦略は、時間の経過とともに魅力的なリターンを生み出す可能性があるが、集中した証券ポートフォリオに投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、より広範囲に分散された証券に投資するサブ・ファンドよりも価格の変動性が高まる傾向がある。そのようなサブ・ファンドが投資する資産のパフォーマンスが悪ければ、当該サブ・ファンドはより多くの資産に投資した場合よりも大きな損失を被る可能性がある。

テクノロジー関連会社リスク

テクノロジー分野に対する投資は、異なる経済分野を対象とする各種証券に対する投資よりリスクおよび変動性が高まる可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある会社のエクイティ証券は、世界の科学またはテクノロジーの発達の影響を受ける可能性が高く、当該会社の製品または業務が急速に陳腐化することがある。当該会社の中には、政府の規制に従う製品または業務を提供するため、政府の方針から悪影響を受ける会社もある。結果として、市場、リサーチまたは規制の後退を受けて、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する投資対象の価格が急落することがある。

低格付のハイイールド債務証券についてのリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、高格付の証券よりも大きな市場リスクおよび信用リスクにさらされる低格付のハイイールド債務証券に投資する場合がある。一般的に、低格付の証券は、投資者が甘受する高度のリスクに報いるために、高格付の証券に比して高い利回りとなっている。このような証券の低格付は、発行体の財務状況の悪化または金利の上昇によって、証券保有者に対する発行体の支払能力が損なわれる可能性の大きさを反映している。したがって、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資は、高格付低利回りの証券への投資よりも高い程度の信用リスクを伴う。

不動産会社の証券リスク

主に不動産業に従事する会社の証券に対する投資に関連するリスクには、不動産価格の周期的性質、一般的かつ現地の経済情勢に関連するリスク、競争過剰および競争激化、財産税および運営費用の増加、人口動向および賃貸収入の変動、土地利用に関する法律の変更、災害または収用による損失、環境リスク、賃料に関する規制上の制限、近隣不動産価格の変更、関係当事者リスク、テナントの不動産に対する興味の変化、金利の上昇およびその他不動産資本市場の影響が含まれる。一般に、金利が上昇すると資金調達費用が増加する。これにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価格が直接または間接的に下落することがある。

不動産市場は、一定の時期において、株式市場および債券市場と同様に機能を果たしていない。不動産市場は、株式市場または債券市場との相関性がなく、プラスにもマイナスにも機能を果たすることが多いため、不動産市場に対する投資がマスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに対し、有利なまたは不利な影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ債券、一定の分離型モーゲージ・バック証券を含むモーゲージ・バック証券は、モーゲージ・ローンへの参加権を表章し、またはモーゲージ・ローンにより担保されている。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券と同様に構成されているが、モーゲージ・ローンまたはモーゲージ・ローンに対する持分の代わりに、自動車割賦販売または割賦ローン契約、様々な種類の不動産および動産のリース、ならびにクレジット・カード契約からの売掛債権などが原資産とされる。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、通常、投資家に対して原資産の資産プールから利息および元本の支払いを行うために利用され、固定利付または変動利付で発行することができる。資産プールからのキャッシュフローの請求順位および条件に基づくリスクおよびリターンの特性を変えることで、同一の原資産を裏付けとした証券を多数の異なるトランシェまたはクラスで発行することができる。通常、トランシェに含まれるリスクが高くなると、当該証券が収益として支払う額も増える。

従来型の債券投資では、一般に、元本全額の支払期限が到来する満期まで固定金利を支払う。これに反して、モーゲージ・バック証券および多くのアセット・バック証券の支払には、一般に、利息および元本の一部支払が含まれる。元本も、任意に、または借換えもしくは担保権の実行により繰上返済されることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、繰上返済された投資対象の代金を、あまり魅力的でない条件および利回りを有する他の投資対象に投資しなければならない場合がある。その結果、これらの証券は、金利上昇局面においても市場価格下落と同様のリスクがあるが、金利下落局面においても、同程度の満期を有する他の証券に比して元本増加の可能性において劣る場合がある。繰上返済率は、一般に、金利が上昇するにつれて下落するため、金利の上昇によりデューレーションが長くなり、ひいてはモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券のボラティリティが高まる傾向がある。上記の金利リスクに加えて、サブプライム・モーゲージにより構成されるモーゲージ・バック証券への投資には、より高い信用リスク、評価リスクおよび流動性リスク（上記参照）を伴うことがある。デューレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される確定利付証券の予想存続期間の尺度である。最終支払期限が到来するまでの時間のみを計測する確定利付証券の満期とは異なり、デューレーションは、証券の元利金の全額支払が繰上返済および金利変動によりどのような影響を受けるかを含め、これらの支払が行われると予想されるまでの時間を考慮に入れる。

アセット・バック証券の発行体が原資産に対する担保権を実行する能力が限られている場合がある。モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の中には、原資産にかかる支払のうちの利息部分または元本部分しか受け取らないものがある。これらの投資対象の利回りおよび価値は、金利変動および原資産の元本支払の割合に対して極端に敏感である。利息部分は、金利が下落して原資産であるモーゲージまたは原資産の返済率（繰上返済率を含む。）が上昇すれば、値下がりする傾向がある。金利の下落により、マスター・ファンドのサブ・ファンドは利息部分に対する投資全額を失う可能性もある。逆に、金利が上昇して返済率が下落すれば、元本部分が値下がりする傾向がある。さらに、利息部分および元本部分についての市場が不安定かつ限られている場合があり、それにより、マスター・ファンドのサブ・ファンドによる売買が困難になる場合がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、先日付で固定価格により投資対象を購入する契約を金融機関と締結することにより、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に対する投資エクスポージャーを得ることができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、かかる契約の終了日に、当該投資対象の引渡しを得られる場合もあれば得られない場合もあるが、それでもなお、契約期間中、裏付け投資対象の値動きのリスクにさらされることとなる。

新規公開株式リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、小型企業であることが多い新規公開株式に投資することがある。このような証券には取引実績が存在せず、また当該小型企業に関する情報は限られた期間しか入手することができないことがある。新規公開株式に含まれる証券の価格は、取引実績のある証券より大きな価格変動の影響を受けることがある。

米国証券法ルール144 Aに従い発行される債務証券に関連するリスク

米国証券取引委員会ルール144 Aでは、規制された証券を適格機関投資家（当該ルールに定義される。）に再販売する場合、米国証券法の登録要件から免除される旨が定められている。投資者にとっての利点は、事務管理手数料が少額であるため、より高額なリターンを得る可能性があることである。しかしながら、ルール144 Aに該当する証券の流通市場における取引の普及は制限されており、適格機関投資家のみが利用できる。これにより、証券価格の変動性が高まることがあり、極端な場合には、ルール144 Aに該当する特定の証券の流動性が低下することがある。

新興市場および発展途上国の市場の証券リスク

新興市場および発展途上国の市場の証券に対する投資は、先進国の証券に対する投資のリスクとは異なるリスクおよび/または当該リスクより大きいリスクにさらされる。当該リスクには、証券市場の市場資本の少ないこと（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限

ならびに投資収益および投資元本の本国送金の可能性が含まれる。さらに、外国人投資者は、売却利益を登録する義務を負う場合があり、また将来の経済危機または政治危機によって価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押え、国有化または政府独占が引き起こされることがある。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国および発展途上国の経済および証券市場に悪影響を及ぼしており、また引き続き及ぼし続ける可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資することがある新興市場および発展途上国の市場の証券の多くは、証券取引所において取引されているが、限られた取引量で取引され、かつ決済システムが先進市場の決済システムよりも組織化されていないことがある。監督当局もまた、先進市場のものと同程度の基準を利用できないことがある。よって、決済が遅延されることがあるリスク、および決済システムの故障もしくは瑕疵または取引相手方の管理事務の欠陥により、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドに属する現金または証券が危険にさらされることがあるリスクが存在することがある。かかる取引相手方は、先進市場において同様の取引相手方が有する資産または財政源を有しないことがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有するまたはマスター・ファンドのサブ・ファンドに譲渡される予定の証券に関して、マスター・ファンドのサブ・ファンドの請求と競合する請求が発生するおそれもあり、これらの場合において、補償スキームが存在しないか、もしくは制限されているか、またはマスター・ファンドのサブ・ファンドの請求を充足しないことがある。

新興市場の証券の追加リスクには、社会、経済および政治的な不確実性および不安定性が大きいこと、政府の経済への関与が大きいこと、政府による監督および規制が少ないこと、為替ヘッジ手法が利用できないこと、新たに設立された会社の規模が小さいこと、監査および財務報告の基準の違い（これにより発行体に関する重大な情報が入手できなくなるおそれがある。）および法律制度が発達していないことが含まれる。さらに、非居住者が受領する利息およびキャピタルゲインへの課税は、新興市場および発展途上国の市場によって異なり、比較的高い税率の場合もある。明確な税法および訴訟手続が整備しきれていないこともあり、またかかる法律によって、投資活動または資産評価に参加していなかったマスター・ファンドのサブ・ファンドが将来において現地の租税債務を負うために遡及的課税が許可されることがある。

中国株の保有に関する特定のリスクについては、後記「中国市場への投資に関するリスク」参照のこと。

引受または下引受

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資目的および投資方針の追求のために投資が認められている証券を引受または下引受により取得することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、下引受参加株式の市場価格が購入を約定した事前の固定価格を下回った場合、損失を被るリスクがある。

潜在的な利益相反

投資運用会社およびシュローダー・グループは、直接的または間接的に、証券貸付、レポ取引、リバースレポ取引などの手法および商品を含む、投資運用会社のマスター・ファンドに対する任務に潜在的な利益相反をもたらし得る利益を投資運用会社またはシュローダー・グループにもたらす取引を行うことがある。投資運用会社もシュローダー・グループも、当該取引もしくは関連取引から、またはこれらに起因して発生するもしくは受領する利益、手数料または報酬に関して、マスター・ファンドに対して説明する責任を負わないものとする。また、別段の定めがない限り、投資運用会社の報酬も減額されない。

投資運用会社は、潜在的な利益相反が存在しなかった場合と比べ、マスター・ファンドにとって不利にならない条件において当該取引が成立するよう確保する。

かかる潜在的な利益または責務の相反は、投資運用会社またはシュローダー・グループのマスター・ファンドに対する直接的または間接的な投資により生じることがある。

投資運用会社は、成功報酬に対する期待により、本来行う投資よりもリスクの高い投資を行う場合がある。

保管受託銀行は、その職務を遂行するにあたり、マスター・ファンドおよびマスター・ファンドの投資者の利益のために、誠実、公正、専門的、独立的、かつ単独で行動する。保管受託銀行は、マスター・ファンドに関して、マスター・ファンド、マスター・ファンドの投資者、管理会社および保管受託銀行の間で利益相反が生じるおそれのある行為を行わない。ただし、保管受託銀行が預託業務の遂行を他の利益相反の可能

性のある業務から機能的かつ階層的に分離し、利益相反の可能性を適切に識別、管理、監視し、かつマスター・ファンドの投資者に開示している場合はこの限りではない。

投資信託

マスター・ファンドのサブ・ファンドには、サブ・ファンドの資産の全部または実質的に全部を投資信託に投資することができるものがある。別途開示されない限り、本別紙で特定された投資リスクは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが直接的に投資を行う場合でもまたは投資信託を通して間接的に投資を行う場合でも、当該資産に適用される。

マスター・ファンドのサブ・ファンドによる投資信託への投資は、運営費用、管理事務報酬、保管報酬、運用報酬および費用について総額の増加をもたらすことがある。しかし、投資運用会社は、運用報酬の減額交渉に努めるものとし、かかる減額は、当該サブ・ファンドの利益となる。

為替レート

マスター・ファンドの各サブ・ファンドの基準通貨は、必ずしも当該サブ・ファンドの投資通貨であるとは限らない。投資信託への投資は、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに最も利益をもたらすと投資運用会社が考える通貨で行われる。マスター・ファンドのサブ・ファンドに投資するマスター・ファンドの受益者（サブ・ファンド）は、当該サブ・ファンドについて受益者自らの基準通貨とは異なる基準通貨が設定されている場合、為替レートの変動によりその投資の価値が増減する可能性があることに留意すべきである。

確定利付証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドが保有する確定利付証券の価格は、一般に金利変動に応じて変動し、かかる変動により、確定利付証券に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの受益証券の価格が影響を受けることがある。

エクイティ証券

マスター・ファンドのサブ・ファンドがエクイティ（株式）またはエクイティ（株式）関連の投資対象に投資する場合、エクイティ証券の価格は、特定の会社に関連していない一般的な市況（経済情勢の悪化もしくはかかる予測、企業収益に関する一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動、または全般的な投資家心理の悪化など）により下落することがある。また、エクイティ証券の価格は、特定の一つまたは複数の産業に影響を及ぼす要因（労働力不足または生産コストの増加および産業内の競争状況の激化など）によっても下落することがある。エクイティ証券は、一般に、確定利付証券よりも価格変動性が高い。

コモディティ

商品取引を源泉とする投資対象は、従来型の投資対象から生じるリスクと比べて追加的なリスクを伴う。より具体的には、以下のとおりである。

- 政治動向、軍事動向および自然災害により商品生産や商品取引が影響を受ける場合、その結果、商品取引を源泉とする金融商品に悪影響が及ぶことがある。
- テロ行為その他の犯罪活動により商品の供給体制が影響を受け、それにより、商品取引を源泉とする金融商品にも悪影響が及ぶことがある。

また、商品、貴金属および商品先物取引等の価格は、各商品の一般的な供給状況、各商品に対する需要、予想される産出量、採取量および生産量や需要予測によっても左右されるため、特に価格の変動性が高くなる可能性がある。

転換証券リスク

転換証券とは、通常、特定の転換価格で、特定の数の発行会社の株式に転換することが可能な債券または優先株式である。

転換証券は、株式と債券の投資特性およびリスクを併せ持っている。転換証券は、原株式の価格次第で、より株式に近い、またはより債券に近い反応を示す。

原株式の価格が転換価格を上回る場合、転換証券は一般に株式に近い反応を示し、株式の変動に対してより敏感に反応する。対象とされる株式の価格が転換価格を下回る場合、転換証券は一般に債券に近い反応を示し、金利および信用スプレッドの変化の影響を受けやすくなる。

転換証券は、潜在的な転換による利益を考慮すると、一般に同質の非転換証券より低い利回りとなる。

また、伝統的な非転換証券に比べ、信用度が低く、流動性が低い傾向がある。信用度の低い債券は、より高格付の証券と比較して、一般により大きな市場リスク、信用リスクおよびデフォルト・リスクにさらされる。

偶発転換証券リスク

偶発転換証券は、通常、あらかじめ定義されたトリガー・イベントが発生した場合に、発行体の株式に転換されるか、一部またはすべてが削減される可能性がある債券である。債券の条件で、特定のトリガー・イベントおよび転換率が設定される。トリガー・イベントは、発行体の支配が及ばない場合がある。通常のトリガー・イベントは、発行体の自己資本比率が所定の閾値を下回ることである。転換によって、投資価値は大幅に、かつ不可逆的に下落することがあり、ゼロにまで下落する場合もある。

特定の種類の偶発転換証券に関する利払いは完全に自由裁量であり、発行体が任意の時点、理由および期間において撤回しうる。

一般的な資本構成と異なり、偶発転換証券の投資家は、株式保有者よりも先に資本損失を被る可能性がある。

ほとんどの偶発転換証券は、あらかじめ定められた日にコール可能な永久債として発行される。永久偶発転換証券は、あらかじめ定められたコール日にコールされない可能性があり、投資家はコール日またはいずれの日にも元本を返還されない可能性がある。

偶発転換証券の評価のための広範に認められた基準はない。したがって、債券の売却価格は、売却直前の評価額より高くなることも低くなることもある。

特定の状況下では、偶発転換証券について、即時決済可能な買い手を見つけることが難しく、売り手は、債券売却のために、その想定価格から大幅なディスカウントを受け入れざるをえない場合がある。

ソブリンリスク

政府または政府機関が債務不履行に陥る、または自らの債務を完全に履行することができないリスクがある。さらに、ソブリン債について、その債務の返済金の全額または一部を回収することのできる破産手続は存在しない。したがって、ソブリン債の保有者は、ソブリン債の債務返済繰延べへの参加およびソブリン債の発行体に対する追加融資を要請される場合がある。

ヘッジリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは（直接または間接的に）関連商品のロング・ポジションとショート・ポジションをとることによって、ヘッジを行うことができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、かかるポートフォリオ・ポジションの価値の変動を排除したり、ポートフォリオ・ポジションの価値が下落した場合に損失を防ぐものではない。ヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価値が上昇している場合、利益を得る機会を制限する可能性がある。ヘッジ商品のポジションとそれが保護しようとするポートフォリオ・ポジションとの間の相関性が不完全である場合、望ましい保護が得られない可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損失のリスクにさらされる。さらに、いかなるリスクに対しても、すべてまたは完全にヘッジすることは不可能であり、ヘッジには費用を伴う。

シンセティック・ショート・セリング・リスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、シンセティック・ショート・ポジションを構築するために金融デリバティブ商品を利用することができる。マスター・ファンドのサブ・ファンドがショート・ポジションをとった商品または市場の価格が上昇した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、ショート・ポジ

ションが締結された時点からの価格の上昇に相手方に対して支払ったプレミアムおよび利息を加えた価格に関連して損失を被る。よって、ショート・ポジションをとることで、損失が拡大するリスクがあり、実際の投資額を上回る損失を被る可能性がある。

証券貸付およびレボ取引に連動する特定のリスク

レボ取引とは、一方当事者が取引相手方に対して、証券または商品を、譲渡人が指定したか、もしくは指定する将来の日に、指定した価格で当該取引相手方から買い戻すことを条件に売却する契約により執り行われる取引である。当該取引は、通常、証券または商品を売却する当事者側では、レボ取引と称され、これを購入する取引相手方側では、リバースレボ取引と称される。

証券貸付およびレボ取引には一定のリスクを伴う。マスター・ファンドが取引を締結した目的を達成するとの保証はない。

レボ取引には、マスター・ファンドにおいてオプションまたは先渡しデリバティブ金融商品に伴うものと類似するリスク（それらのリスクは、本書の他の項に記載されている。）を伴うおそれがある。証券担保ローンは、取引相手方の債務不履行または経営難の場合には、回復が遅延し、かつ一部しか回復することができない可能性があり、それにより、マスター・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力が制限されるおそれがある。

取引相手方に対するマスター・ファンドのエクスポージャーは、取引相手方が取引において債務不履行に陥った場合には担保を失うということにより緩和される。担保として証券が差し入れられている場合、売却時にマスター・ファンドに対する取引相手方の債務を弁済し、または取引相手方に貸し付けられていた証券の代替物を購入するためには十分でない現金しか得ることができないというリスクがある。後者の場合、マスター・ファンドの第三者貸付機関が、代替証券の購入資金の不足分をマスター・ファンドに対し補償するが、その補償が不十分またはその他信頼できないおそれがあるというリスクがある。

マスター・ファンドが上記の一または複数の認められている種類の投資対象に現金担保を再投資する場合、投資対象が、当該現金に関して取引相手方から得ることができる利息よりも少ない利益しか生じず、また投資された現金額よりも少ないリターンしか生じないというリスクがある。投資対象が非流動的になり、マスター・ファンドが貸し付けられた証券を回復する能力を制限されるリスクがあり、ひいては、マスター・ファンドが証券の売却を完了する能力または償還請求に応じる能力を制限するおそれがある。

リバースレボ取引およびレボ取引により生じるすべての収益（直接および間接運営費用および報酬控除後）は、マスター・ファンドのそれぞれに返金される。これに関して発生した直接および間接の運営費用および報酬に関連する情報は、当該費用および報酬の支払先の身元、保管会社または管理会社との関連性（もしあれば）と同様、マスター・ファンドの年次報告書から入手可能である。

中国市場への投資に関するリスク

投資者は、中国市場に固有のリスクにもさらされる。中国本土の政治的、社会的または経済的政策に重大な変更が生じた場合、中国市場への投資にマイナスの影響が及ぶことがある。中国本土の資本市場の規制および法的枠組みは、先進国ほど発達していない可能性がある。中国の会計基準および慣行は、国際会計基準から著しく逸脱している可能性がある。中国の証券市場の決済および清算システムは、十分に検証されておらず、誤りまたは非効率性のリスクの増加にさらされる可能性がある。投資者は、中国本土の課税法の変更が、マスター・ファンドのサブ・ファンドへの投資から得られる収益の額および返金される元本の額に影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

特に、中国株を保有する外国投資家の税務上の立場はこれまで不明確であった。外国法人株主による中華人民共和国（中国）に所在する会社のA株およびB株の譲渡は、10%のキャピタル・ゲイン源泉徴収税の適用対象であるが、当該税はこれまで徴収されておらず、また、時期、遡及効果および計算方法に関する不明確性が存在している。追って、中国税務当局は、2014年11月に、外国投資家による中国の株式および他の持分投資の譲渡に関する利益についてキャピタル・ゲイン源泉徴収税を「一時的に」免除すると発表した。この一時的免除の期間については何のコメントもなかった。今後展開があるまで2014年11月17日以降に実現した利益に関しては追加的な発生額は現在のところない。この状況は、市場慣行の変化または中国当局からの追加ガイダンスの発布の兆候に関する検討下で保たれており、また、取締役会およびそのアドバイザーがそ

れを妥当と考える場合、中国キャピタル・ゲイン源泉徴収税の発生は、かかるガイダンスの発表後に通知なく再開される可能性がある。

中国の法人所得税、個人所得税および営業税は、外国投資家（マスター・ファンドのサブ・ファンドを含む。）が上海・香港ストック・コネクトまたは深セン・香港ストック・コネクト経由の中国A株の取引から得た利益に関して、一時的に免除される。ただし、外国投資家は、10%の税率の配当および／または無償株式に係る税金の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、関連する中国税務当局へ支払われる。中国と租税条約を締結している法域の課税対象居住者である投資家に関して、かかる投資家は、中国の源泉徴収所得税の過払い分の還付を申請することができ、関連租税条約がより低い中国源泉徴収所得税に対してより低い配当税率を規定している場合、かかる投資家は、差額について税務当局に還付を申請することができる。

中国 - Q F I 資格に関するリスク

中国における現行の規制の下では、マスター・ファンドのような外国投資家は、一般的に、中国证券监督管理委员会（以下「C S R C」という。）から適格外国投資家（以下「Q F I」という。）としての資格を取得した事業体（例えばマスター・ファンドの投資運用会社）を通じてのみ、一定の適格オンショア投資対象に投資することができる。Q F I制度は、中国当局、すなわちC S R C、国家外為管理局（以下「S A F E」という。）および中国人民銀行（以下「P B O C」という。）により公布された規則および規制の定めるところによる。当該規則および規制は、随時改正される。

「国内証券および先物投資のための外国機関投資家の資金管理に関する規定」に基づき、適格外国機関投資家（Q F I I）制度および人民元適格外国機関投資家（R Q F I I）制度の下での以前の投資枠制限は撤廃されている。さらに、2020年11月1日からQ F I IとR Q F I Iの制度は統合されており、Q F I IとR Q F I Iは、それぞれを定めていた従前の個別要件を統一した一連の規則の下で、現在はQ F Iとして規制されている。Q F I Iおよび／またはR Q F I Iライセンスを以前保有していた外国機関投資家は、Q F Iとみなされ、Q F Iの資格を再申請する必要はない。

マスター・ファンドのサブ・ファンドの詳細に開示されているように、マスター・ファンドのサブ・ファンドの中には、関連する投資運用会社（すなわち、Q F I資格保有者）のQ F I I資格（現在はQ F I資格）を通じて中国に直接投資できるサブ・ファンドもある。

以下のリスクは、Q F I制度に関連するものである。

Q F I 資格に関するリスク -

投資家は、Q F I資格が停止または撤回／終了もしくは取り消される可能性があり、これに起因してマスター・ファンドのサブ・ファンドが保有証券の処分を強いられ、および／または関連する証券の取引や資金の本国送金を禁止される可能性があるため、マスター・ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。マスター・ファンドのサブ・ファンドは相当な損失を被る可能性がある。

投資家は、（Q F I資格保有者としての）投資運用会社がそのQ F I資格を保持し続ける保証はないこと、または関連する規則または規制が不利に変更されることにより買戻請求が適時に処理される保証がないことに留意すべきである。かかる制限が、購入申込みの拒否およびマスター・ファンドのサブ・ファンドの取引の停止に繋がる可能性がある。極端な場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、投資能力の制限により甚大な損失を被る可能性があり、または、Q F I投資制限、中国国内証券市場の非流動性および／または取引の実行もしくは決済の遅延もしくは混乱に起因して投資目的または投資戦略の完全な実施または追求ができなくなる可能性がある。

投資運用会社は、Q F Iの資格保有者として、また投資運用会社のQ F Iとしての資格を使用するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、Q F I制度の下での投資枠制限の対象とはならない。しかし、中国の規則および規制が変更されないという保証、または将来的に投資枠制限が課されないという保証はない。投資枠制限は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資戦略を効果的に遂行する投資運用会社の能力に影響を及ぼす可能性がある。

Q F I規制に基づく規則および制限は、通常、Q F Iに全面的に適用されるものであって、単にマスター・ファンドのサブ・ファンドが行う投資の対象に適用されるものではない。C S R C、S A F Eおよび

はPBOCには、QFIまたはQFIの保管会社が特定のQFI規則の規定に違反した場合に、規制制裁を講ずる権限を付与されている。このような規制上の制裁は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資戦略を効果的に遂行する投資運用会社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

QFI規則の適用に関するリスク -

QFI規則により、人民元および外貨資金の中国への送金および中国からの送金が可能になる。QFI規則は、その性質上、比較的新しいものであり、その適用は関連する中国当局による解釈次第となるおそれがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドが関連する投資を行うこと、または投資目的および投資戦略を完全に実施または追求することができる能力は、変更可能性がある中国における適用法令、規則および規制（投資ならびに元本および利益の本国送金に関する制限を含む。）次第である。関連規則のいかなる変更も、投資家のマスター・ファンドのサブ・ファンドに対する投資に悪影響を及ぼす可能性がある。そのような変更は、サブ・ファンドに対して潜在的に遡及効を生じる可能性があり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドは、関連する証券の取引およびサブ・ファンド資金の本国送金を禁止される可能性があるため、QFI資格の承認が撤回、終了もしくは取り消された場合には、または、主要なオペレーターもしくは当事者（中国の保管会社、中国のブローカーを含む。）のいずれかが破産、債務不履行および/またはその義務（あらゆる取引の実行もしくは決済または資金もしくは証券の譲渡を含む。）の履行資格を喪失した場合には、相当な損失を被る可能性がある。

本国送金および流動性リスクに関するリスク -

中国政府がQFIに課す一定の制限は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。SAFEは、QFI資格保有者による中国からの資金の本国送金を規制し、監視している。（マスター・ファンドのサブ・ファンドのような）オープン・エンド型ファンドに関してQFI資格保有者が行った人民元および/または外貨建て資金の本国送金については、現在のところ、ロックアップ期間、事前承認またはその他の本国送金制限の対象ではないが、中国の保管会社により、真正性およびコンプライアンスのレビューが実施され、送金に関する月次報告がSAFEに提出される。しかし、中国の規則や規制が変更されないという保証、または、ロックアップ期間や本国送金に関する制限が将来的に課されないという保証はない。投資資本および純利益の本国送金に関するいかなる制限も、マスター・ファンドのサブ・ファンドの買戻請求に応じる能力に影響を及ぼす可能性がある。さらに、中国保管会社による真正性およびコンプライアンスのレビューは各々の本国送金に対して実施されているため、QFI規則に違反した場合には、中国保管会社により本国送金が遅延または拒否される可能性がある。この場合、当該資金の本国送金が完了した後、可能な限り速やかに買戻受益者に買戻代金が支払われることが想定される。関連する本国送金の完了に実際に要する時間は、投資運用会社の管理が及ばないことに留意すべきである。

中国保管会社に預託された現金に関するリスク -

投資家は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの現金口座に預託された現金は、分離されず、中国保管会社による預託者としてのマスター・ファンドのサブ・ファンドに対する債務となることに留意すべきである。当該現金は、中国保管会社の他の顧客または債権者に帰属する現金と混合保管される。中国の保管会社が破産または清算した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは当該現金口座に預託された現金に対していかなる所有権も持たず、他のすべての無担保債権者と同順位で中国保管会社の無担保債権者となる。そのような負債の回収は困難、および/または遅延する可能性があり、または、満額回収できない、もしくは一切回収できなくなる可能性があり、その場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは損害を受けることになる。マスター・ファンドのサブ・ファンドは中国保管会社に預託した総額を失い、損失を被る可能性がある。

中国の仲介によるリスク -

取引の実行および決済または資金もしくは証券の譲渡は、中国ブローカーおよび/または中国保管会社によって行われることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、中国ブローカーおよび/または中国保管会社の債務不履行、破産または資格喪失により損失を被るリスクがある。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの取引の実行もしくは決済、または資金もしくは証券の譲渡に悪影響を及ぼす可能性がある。

中国のブローカーの選定にあたっては、Q F I 資格保有者は手数料率の競争力、関連するオーダーの規模、実行基準などの要因を考慮する。Q F I 資格保有者が適切であると考えられる場合、単一の中国ブローカーが任命される可能性があり、マスター・ファンドのサブ・ファンドは必ずしも市場で利用可能な最低手数料を支払うことにはならない。

中国 - 本国送金および流動性に関するリスク

現在、国内証券へ投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドに関する中国国外への代金の本国送金に関する制限は存在しない。しかし、本国送金が、現行の規制の変更によるより厳格な規則および制限の適用対象となるようなことはないとの保証はない。このようなことは、ファンドの流動性および要求に応じてマスター・ファンドのサブ・ファンドが買戻請求を充足する能力に影響を及ぼす可能性がある。

C I B Mに関するリスク

中国国内の債券市場は、主に、インターバンク債券市場と取引所上場債券市場から成る。C I B Mとは、1997年に創設された店頭市場である。現在、90%以上の中国元債券取引活動がC I B Mで行われており、同市場で取引されている主な商品には国債、社債、政策銀行債およびミディアムタームノートがある。

C I B Mは、発展および国際化の段階にある。市場ボラティリティおよび低取引量に起因する不十分な流動性によっては、かかる市場で取引される特定の債券銘柄の価格が大きく変動する可能性がある。そのため、かかる市場へ投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドは、流動性およびボラティリティのリスクを負い、場合によっては中国国内の債券取引において損失を被ることになる。特に、中国国内の債券価格の呼び値スプレッドが大きくなる可能性があるため、関連するマスター・ファンドのサブ・ファンドはかかる投資の売却時に多額の取引および換金コストを負担する可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドが中国国内のC I B Mで取引を行う場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、決済手続および取引相手の不履行に関連するリスクにもさらされる可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドと取引することになった取引相手が、自らの関連証券の引渡しまたは価額の支払による取引決済義務を怠る可能性がある。

C I B Mには、規制リスクも存在する。

中国ボンド・コネクト

マスター・ファンドの特定のサブ・ファンドは、その投資方針に従い、ボンド・コネクト（下記に詳述される。）を経由しC I B Mに投資する場合がある。

ボンド・コネクトは、中国外貨取引センターおよび銀行間資金の取引センター、中央国債登記結算有限責任公司、上海清算所、香港証券取引所ならびに証券保管決済機関によって設立され、2017年7月に香港と中国本土間の債券市場相互アクセスのために開始された新しい構想である。

適格外国投資家は中国本土における現行規制の下、ボンド・コネクトの北向通（以下「ノースバウンド・トレーディング・リンク」という。）を通じ、C I B Mで取引されている債券に投資することができる。ノースバウンド・トレーディング・リンクに関しては、投資枠は設けられていない。

中国本土における現行規制に従い、香港金融管理局により認可されたオフショアの保管機関（現在は、証券保管決済機関）は、オムニバス・ノミニー口座を中国人民銀行により認可されたオンショア保管機関（現在、認可されたオンショアの保管機関は、中央国債登記結算有限責任公司および銀行間決済が可能な機関（上海清算所）である。）に開設しなければならない。適格外国投資家により取引されるすべての債券は、ノミニー所有者として当該債券を保有する証券保管決済機関名義で登録される。

証券保管決済機関は、ノミニー保有者でしかなく、当該証券の実質的所有者ではないため、証券保管決済機関が香港における清算手続に服することとなるような可能性の低い事象が生じた場合、投資家は、当該証券が中国の法律においても債権者に分配可能な証券保管決済機関の一般資産の一部とみなされないことに留意すべきである。ただし、証券保管決済機関には、中国の証券の投資家のために法的措置または権利行使のための訴訟手続を行う義務はない。証券保管決済機関による債務不履行または履行の遅れにより、証券および/またはこれに関わる金銭の決済不能または消滅の可能性、およびその結果、投資家が損失を被る可能性

がある。マスター・ファンド、投資運用会社および副投資運用会社のいずれも、かかる損失に対する責任または義務を有さない。

ボンド・コネクトを経由した投資のため、中国人民銀行に対する関連する届出、登録および口座開設は、オンショアの決済機関、オフショアの保管機関、登録機関またはその他の第三者（場合による。）を経由で行わなければならない。そのためマスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該第三者による債務不履行または誤りのリスクに服することとなる。

ボンド・コネクトを経由した証券取引は、清算および決済リスクを有する。中国の清算機関による証券の交付／支払義務の不履行が生じた場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、当該損失の回収が遅れる可能性があり、またはその損失を完全には回収できない可能性がある。

ボンド・コネクトを経由したC I B Mへの投資は、規制リスクにも服する。これら制度にかかる関連規則は、遡及的な影響をもたらす可能性のある変更が行われる可能性がある。中国本土の関連当局が、口座開設またはC I B M取引を停止した場合には、マスター・ファンドのサブ・ファンドのC I B Mへの投資能力は重大な悪影響を受ける。このような場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資目的の達成能力は悪影響を受ける。

上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト

中国に投資可能なマスター・ファンドのサブ・ファンドはすべて、いずれかの適用される規制上の制限に従い、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクト制度（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて、中国A株に投資することができる。ストック・コネクトは、香港証券取引所、香港証券クリアリング・カンパニー・リミテッド（以下「HKSCC」という。）、上海証券取引所または深セン証券取引所、および中国証券登記決済有限公司（以下「チャイナ・クリア」という。）が、中国本土と香港との間で証券市場への相互アクセスを実現する目的で開発した証券取引および決済接続制度である。ストック・コネクトにより、海外投資家は、香港に拠点を置くブローカーを通じて、上海証券取引所または深セン証券取引所に上場される一定の中国A株を取引することができる。

中国の国内証券市場に投資することを目指すマスター・ファンドのサブ・ファンドは、適格外国投資家（QFIIスキーム）に加えて、ストック・コネクトを利用できる。したがって、ファンドは以下の追加リスクを負う。

一般的ナリスク：関連する規制は試されておらず、変更される可能性がある。かかる規制の適用方法は確実ではないため、マスター・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を与える可能性がある。当該制度では、新しいITシステムを使用しなければならないため、その越境性によりオペレーション・リスクが伴う可能性がある。関連するシステムに故障が生じた場合、ストック・コネクトを通じた香港および上海／深センの両市場における取引は、混乱に陥ることがある。

決済・清算リスク：HKSCCおよびチャイナ・クリアは、決済接続を構築し、国境を越えた取引の決済・清算を容易にするため、相互に市場参加者となる。市場で開始された国境を越えた取引に関して、当該市場の決済機構は、決済を行う市場参加者と決済・清算を行う一方で、取引相手方の決済機構に対して、決済を行う市場参加者の決済・清算義務の履行を遂行する。

法的／実質的所有権：証券が国境を越えて保管されている場合、現地の中央証券預託機関、HKSCCおよびチャイナ・クリアの義務的要件に関連する特定の法的／実質的所有権リスクが生じる。

他の新興国および開発途上国においては、法的な枠組みに基づき、証券に関する法的／公的所有権および実質的所有権または権利の概念が確立され始めたばかりである。また、HKSCCは、ノミニー保有者として、ストック・コネクトを通じて保有されるストック・コネクト証券の所有権を保証するものではなく、また、実質的所有者を代理して、所有権に伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。したがって、裁判所は、いずれかのノミニーまたは保管銀行がストック・コネクト証券の登録保有者として当該証券の完全な所有権を有し、当該ストック・コネクト証券が当該事業体の債権者に対する分配に利用することのできる当該事業体の資産プールの一部を構成し、また／または実質的所有者が当該証券に関する権利を一切有しないと判断する可能性がある。よって、マスター・ファンドのサブ・ファンドおよび保管受託銀行は、マスター・ファンドのサブ・ファンドの当該証券に係る所有権または権限が確保されていることを保証することはできない。

H K S C Cがそれを通じて保有される資産に関して保管機能を果たしているとみなされる限り、マスター・ファンドのサブ・ファンドがH K S C Cの業績または支払不能に起因して損失を被った場合、保管受託銀行およびマスター・ファンドのサブ・ファンドはH K S C Cと法律上の関係を一切有さず、かつ、H K S C Cに対して直接的な法律上の償還請求権を有さないことに留意されたい。

チャイナ・クリアが債務不履行に陥った場合、決済を行う市場参加者との市場契約に基づくH K S C Cの責任は、債権について決済市場参加者を補助することに限定される。H K S C Cは、利用可能な法的手段またはチャイナ・クリアの清算を通じて、チャイナ・クリアから発行済株式および残金を回収することを試みるよう誠実に行為する。この場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、自らの損失またはストック・コネクト証券をすべて回収することができない場合があり、回収処理が遅れる可能性もある。

オペレーション・リスク：H K S C Cは、香港の市場参加者が行う取引に関する決済、清算、ノミニー機能およびその他関連するサービスを提供する。中国の規制は、売買に対して一定の制限を定め、すべての市場参加者に適用される。売却の場合、ブローカーに対して株式の事前受渡しが要求され、カウンターパーティー・リスクが高くなる。かかる要件を理由として、マスター・ファンドのサブ・ファンドは、中国A株の購入および／または保有の処分を適時に行うことができない可能性がある。

割当制限：ストック・コネクトは、割当制限に従う。かかる制限は、ストック・コネクトを通じて中国A株に適時に投資するマスター・ファンドのサブ・ファンドの能力を制限する可能性がある。

投資家補償：マスター・ファンドのサブ・ファンドは、現地の投資家補償制度の恩恵を受けることはない。ストック・コネクトは、中国および香港の市場が取引を行っており、かつ、両市場の銀行が対応する決済日に営業を行っている日に限り機能する。中国市場にとっては通常取引日であるものの、マスター・ファンドのサブ・ファンドが中国A株の取引を行うことができない場合がある可能性がある。マスター・ファンドのサブ・ファンドは、結果的に、ストック・コネクトが取引を行っていない間、中国A株の価格変動のリスクを負う可能性がある。

投資リスク：深セン・香港ストック・コネクトを通じて取引される証券は、本別紙中に前述された「小型および超小型証券リスク」の対象となる小型証券の場合がある。

科創板（スターボード）および／または創業板（チャイネクスト）市場に関するリスク

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、上海証券取引所の科創板（「スターボード」）および／または、深セン・香港ストック・コネクトを通じ、深セン証券取引所の創業板（「チャイネクスト」）市場に投資することができる。スターボードおよび／またはチャイネクスト市場への投資により、マスター・ファンドのサブ・ファンドおよびその投資家は重大な損失を被る可能性がある。以下の追加的なリスクが存在する。

- 株価変動幅が大きいこと

スターボードおよび／またはチャイネクスト市場に上場している企業は、通常、事業規模の小さい新興企業である。したがって、株価変動性が大きく、投資家にとって参入基準がより高いため、流動性が限定される可能性があり、深セン証券取引所または上海証券取引所のそれぞれのメインボードに上場している企業に比べてより大きなリスクがある。

- 過大評価リスク

スターボードおよび／またはチャイネクスト市場に上場している企業の株価は過大評価される可能性があり、このような異常な高評価は持続しない可能性がある。流通株式が少ないため株価操作される可能性がある。

- 規制の相違

チャイネクスト市場および／またはスターボード市場では、企業の収益性や資本金規制などに関する上場基準は、メインボードより、厳格ではない。

- 上場廃止リスク

スターボードおよび／またはチャイネクスト市場に上場している企業の上場廃止はより一般的であり、突如的なものとなるおそれがある。このことは、マスター・ファンドのサブ・ファンドが投資する企業が上場廃止となった場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

- 集中リスク（スターボードについて該当）

スターボードは、新設された株式市場であり、初期段階では上場銘柄数が限られることがある。マスター・ファンドのサブ・ファンドによるスターボードへの投資が、少数銘柄に集中し、マスター・ファンドのサブ・ファンドの集中リスクが高くなる可能性がある。

中国本土への投資に伴う税金

中国A株の取引から生じる収入および収益

中国財務部、中国国家税務総局および中国証券監督管理委員会は、2014年11月14日および2016年12月1日にそれぞれ公布された財税2014第81号（以下「通達81号」という。）および財税2016第127号（以下「通達127号」という。）に基づき、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトの税制規則に関連する通達を共同で発行した。通達81号および通達127号に基づき、海外投資家が上海・香港ストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得た利益については、2014年11月17日から、および深セン・香港ストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得た利益に対しては2016年12月5日から、一時的に法人所得税、個人所得税および事業税は免除される。ただし、海外投資家は、配当金および／または無償株式に対しては、10%の源泉徴収所得税（WIT）の支払が義務付けられており、これは、上場会社によって源泉徴収され、管轄の中国税務当局へ支払われる。中国A株からの配当金は付加価値税（VAT）の課税対象とはならない。

中国本土で発行された債券／債務証券からの利息収入

2018年11月22日、中国財務部および国家税務総局は、中国債券市場への投資から海外機関投資家が受け取る債券利息収入に関連する税務問題に対処するため、財税2018第108号（以下「通達108号」という。）を共同で発行した。通達108号によれば、中国に恒久的施設（PE）を持たない中国の税務上の非居住者（または中国にPEを有するが、中国で得られる所得は上記PEとは実質的に関係がない者）が、2018年11月7日から2021年11月6日までに受け取る債券利息収入は、一時的に源泉徴収所得税（WIT）および付加価値税（VAT）が免除される。これは、中国の税務上の非居住者がQFIおよび／またはボンド・コネクトを通じて中国債券市場に投資しているかどうかに関わらない。通達108号では、中国の税務上の非居住者がその他の確定利付証券（アセット・バック証券、譲渡性預金証書等）への投資から受け取る収入に対する源泉徴収所得税（WIT）および付加価値税（VAT）の取扱いについては規定していない。

中国本土で発行された債券／債務証券から生じる収益

中国税務当局は、中国の税務上の非居住者が中国の債務証券の処分により実現したキャピタル・ゲインは、中国国内源泉所得でないと考えられ、したがって、中国の源泉徴収所得税（WIT）の対象とはならないと度々口頭で述べている。これを確認するための特定の書面での税制規則はないが、実務上、中国税務当局は、中国の税務上の非居住者が中国債務証券の処分により実現した収益に対し、中国源泉徴収所得税（WIT）の徴収を積極的には実施していない。

中国における有価証券取引から生じる収益の付加価値税（VAT）の取扱い

中国における市場で取引可能な有価証券の取引により実現した収益は、通常6%の付加価値税（VAT）の対象となるが、当局が発行した各種通達では、QFI、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトならびに／またはボンド・コネクトを経由して投資する中国の税務上の非居住者に対し、付加価値税（VAT）の免除を規定している。

ベンチマーク規制

「ベンチマーク」とみなされる、ロンドン銀行間取引金利およびその他の指標は、国際的および他の規制ガイダンスならびに改革案の対象である。これらの改革の中には、すでに有効なものもあれば、まだ実施されていないものもある。これらの改革によりこのようなベンチマークは、従来とは異なるパフォーマンスを示したり、完全に消滅したり、または、予測できない他の結果をもたらす可能性がある。このような結果は、ベンチマークに連動する投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

EU域内におけるベンチマーク改革の要となるのが、金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、または投資ファンドのパフォーマンスを評価するために使用される指標に関する欧州議会および理事会規則（EU）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）である。

欧州ベンチマーク規制の範囲は広範であり、ロンドン銀行間取引金利のようないわゆる「クリティカル・ベンチマーク」といわれる指数に加え、他の多くの金利指数や、マスター・ファンド、管理会社またはその委託業者が締結する金融商品（投資を含む。）および／またはその他の金融契約において参照される他の指数（「独自の」指数または戦略を含む。）にも適用される可能性がある。

欧州ベンチマーク規制は、以下に掲げるいずれかの事由が生じた場合を含め、「ベンチマーク」である指数に連動した投資に重大な影響を及ぼす可能性がある。

- （Ａ）「ベンチマーク」である指数は、その管理者が認可を取得していない場合、または、（適用される経過規定に従い）同等の規則（イギリスのEUからの「合意なき」離脱による潜在的なものを含む。）を有していないEU域外管轄に所在する場合、それをベンチマークとして使用できない可能性がある。このような場合には、特定の「ベンチマーク」および投資条件次第では当該投資対象が上場廃止、調整、償還またはその他の影響を受ける可能性がある。
- （Ｂ）欧州ベンチマーク規制の条件を遵守するために、「ベンチマーク」の方法またはその他の条件が変更される可能性があり、当該変更は、金利または水準を下落または上昇させるか、公表された金利もしくは水準のボラティリティに影響を与え、計算代理人のその裁量による金利または水準の決定を含む、投資条件の調整に至る可能性がある。

ヘッジあり受益証券クラスのリスク

マスター・ファンドの受益証券クラスは、可能な場合において、管理会社の裁量でさまざまな通貨（以下、それぞれ「基準通貨」という。）で募集されることがある。マスター・ファンドの受益証券クラスは、通貨建てまたは通貨ヘッジあり受益証券クラスとすることができ、そのように称される。通貨ヘッジあり受益証券クラスは、マスター・ファンドのサブ・ファンドのファンド通貨以外の通貨で募集されるが、ファンド通貨建てのブラジル・レアルヘッジあり受益証券クラスは例外である。ブラジルの通貨規制により、ブラジル・レアルヘッジあり受益証券クラスは他の通貨ヘッジあり受益証券クラスとは異なるヘッジモデルを使用している。ブラジル・レアルヘッジあり受益証券クラスの詳細については、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙 に記載の「通貨およびヘッジ方針」を参照のこと。

ヘッジあり受益証券クラスの目的は、ファンド通貨および基準通貨間の為替変動の影響を軽減することにより、投資者にマスター・ファンドへの投資の実績リターンを提供することである。結果として、ヘッジあり受益証券クラスの実績がファンド通貨建ての同等の受益証券クラスの実績と同程度となることを目指す。ヘッジあり受益証券クラスは、ヘッジ取引の価格設定に、少なくとも部分的にはその金利差が反映されるため、ファンド通貨および基準通貨間の金利差を排除することはできない。採用するヘッジ戦略が、基準通貨に対する通貨エクスポージャーを完全に排除し、それにより手数料を調整した金利差のみを反映した実績差を実現する上で有効であるという保証はない。

関連する場合、これらのヘッジ取引は、基準通貨が関連するファンド通貨に対して価値が下落しているか増加しているかに関わらず行われる可能性があるため、このようなヘッジが行われた場合、関連する受益証券クラスの投資者は基準通貨に対するファンド通貨の価値の下落から実質的に保護されるが、ファンド通貨の価値の上昇から投資者が恩恵を受けられない可能性もあることに留意する必要がある。

サステナビリティ・リスク

投資運用会社は、各マスター・ファンドのサブ・ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮する。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、それが発生した場合、マスター・ファンドのサブ・ファンドの投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいう。環境リスクの例としては、気候変動による洪水の発生の可能性の増加、および関連する海面上昇が挙げられる。洪水は、不動産会社および保険会社等、さまざまな発行体に影響を与え、かつ当該企業への投資価額に悪影響を与える可能性がある。社会的リスクの例として、児童労働等の不適切な労働慣行の存在が挙げられる。かかる慣行を用いていることが判明した企業、またはそのような慣行を用いていることを認識しているサプライヤーと契約した企業は、適用法に違反している可能

性があったり、市場から否定的にみなされる可能性がある。ガバナンス・リスクの例として、性別多様性を確保する必要性が挙げられる。企業の報告で多様性の欠如が示された場合、または性別による業務上の差別が報道された場合、当該企業に対する市場心理に悪影響を及ぼし、かつその株価に影響を及ぼす可能性がある。また、持続可能な業務および慣行を保護または奨励するための新たな規制、税制または業界基準が導入されるリスクがあり、かかる変更は、新たな要件への適応が不十分とみなされる発行体に悪影響を及ぼす可能性がある。

マスター・ファンドのサブ・ファンドは、持続可能な投資を行うという投資目的を有し、環境的または社会的特性を有するが、投資対象銘柄の選択にマスター・ファンドの運用会社により選定されたサステナビリティ基準を適用することでこの投資目的を達成する。そのような基準は投資戦略により変わる可能性がある。これらのマスター・ファンドのサブ・ファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、そのサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性がある。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、かかるマスター・ファンドのサブ・ファンドは、例えば、環境的、社会的またはガバナンス慣行のある側面の改善のために企業へ関与することを目的としているような、特定の投資者の信念および価値を反映しない企業に投資する可能性がある。

持続可能な商品と持続可能な投資に適用される規制の枠組みは急速に進展している。したがって、特定のサブ・ファンドの持続可能な投資特性および投資者への説明方法は、新しい要件または適用される規制当局の指針に従うために、随時変更される可能性がある。

（S F D R 第 8 条の意味での）環境的および／または社会的特性を有する、あるいは（S F D R 第 9 条の意味での）持続可能な投資目的を有する各マスター・ファンドのサブ・ファンドについて、当該特性または目的に関する情報は、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書別紙IVに記載の、各マスター・ファンドの契約前開示事項から入手可能である。

上記のリスク要因のリストは、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。追加の情報として、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの目論見書は、ルクセンブルグの管理会社の事務所において入手することができる。

シュローダー・セレクション受益者各位
ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ
1736 ハーヘンホフ通り 5 番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、シュローダー・セレクションおよび各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2023年9月30日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、ならびに同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクションおよびその各サブ・ファンドの2023年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない。

財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査を行う上で得た知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算、またはそのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ファンドの管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2024年 2 月23日

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル
公認の監査法人
ラヴィ・ビーガン
パートナー

[次へ](#)

To the Unitholders of
Schroder Selection
5, rue Höhenhof,
1736 Senningerberg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Selection and each of its sub-funds (" the Fund "), which comprise the Combined Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at September 30, 2023, and the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection and each of its sub-funds as at September 30, 2023, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (" Law of 23 July 2016 ") and with International Standards on Auditing (" ISAs ") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (" CSSF "). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the <<Responsibilities of the " réviseur d'entreprises agréé " for the audit of the financial statements>> section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (" IESBA Code ") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund ' s Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the " réviseur d ' entreprises agréé " thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and

obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, February 23, 2024

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Ravi Beegun

Partner

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

シュローダー・セレクション受益者各位
ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ
1736 ハーヘンホフ通り 5 番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、シュローダー・セレクションおよび各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2024年9月30日現在の結合純資産計算書および投資有価証券明細表、ならびに同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、シュローダー・セレクションおよびその各サブ・ファンドの2024年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない。

財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務書類または我々が監査を行う上で得た知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算、またはそのいずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ファンドの管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年 2 月19日

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル
公認の監査法人
ラヴィ・ビーガン
パートナー

[次へ](#)

To the Unitholders of
Schroder Selection
5, rue Höhenhof,
1736 Senningerberg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Selection and each of its sub-funds (" the Fund "), which comprise the Combined Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at September 30, 2024, and the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Schroder Selection and each of its sub-funds as at September 30, 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (" Law of 23 July 2016 ") and with International Standards on Auditing (" ISAs ") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (" CSSF "). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the <<Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements>> section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (" IESBA Code ") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and

obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund's Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, February 19, 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Ravi Beegun

Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
取締役会御中

本財務書類に対する監査報告書

監査意見

我々は、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2023年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される本財務書類を監査した。

我々は、添付の本財務書類は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグにおける法律および規制の要求に従って、当社の2023年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、本財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された国際独立基準を含む、職業会計士の国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該運用報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

本財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、これらの財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任、ならびに欺罔的行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制についての責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、これらの財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法律または規制の要件に関する報告書

当該運用報告書は、本財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査人

ピエール＝マリー・ブール

ルクセンブルグ、2024年 2 月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Board of Directors of
Schroder Investment Management (Europe) S.A.

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Schroder Investment Management (Europe) S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standard Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

Luxembourg, February 28, 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。